

デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について

（令和3年12月24日
閣議決定）

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第1項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき、デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画を別冊のとおり定める。

これに伴い、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）は廃止する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3年（2021年）12月24日

この計画は、デジタル社会形成基本法第37条第1項に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、同法第8条第5項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目 次

| | |
|--|----|
| 第1 はじめに～重点計画の目的～ | 1 |
| 第2 デジタルにより目指す社会の姿 | 3 |
| 1. デジタル化による成長戦略 | 4 |
| 2. 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化 | 6 |
| 3. デジタル化による地域の活性化 | 7 |
| 4. 誰一人取り残されないデジタル社会 | 8 |
| 5. デジタル人材の育成・確保 | 12 |
| 6. DFFT の推進を始めとする国際戦略 | 13 |
| 第3 司令塔としてのデジタル庁の役割 | 14 |
| 第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則 | 16 |
| 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現 | 16 |
| 2. デジタル社会形成のための基本原則 | 19 |
| 3. BPR と規制改革の必要性 | 19 |
| 4. クラウド・バイ・デフォルト原則 | 19 |
| 第5 デジタル化の基本戦略 | 21 |
| 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革 | 21 |
| 2. デジタル田園都市国家構想の実現 | 24 |
| 3. 国際戦略の推進 | 27 |
| 4. 安全・安心の確保 | 30 |
| 5. 包括的データ戦略の推進 | 33 |
| 6. デジタル産業の育成 | 40 |
| 第6 デジタル社会の実現に向けた施策 | 41 |
| 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 | 41 |
| (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン | 41 |
| (2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化 | 43 |
| (3) マイナンバー制度の利活用の推進 | 44 |
| (4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進 | 46 |
| (5) 公共フロントサービスの提供等 | 49 |
| 2. 暮らしのデジタル化 | 53 |
| (1) 暮らしを変えるデータ連携の実現 | 53 |
| (2) 準公共分野のデジタル化の推進 | 54 |
| (3) 相互連携分野のデジタル化の推進 | 68 |
| 3. 規制改革 | 70 |
| (1) 全ての分野の共通基盤となるデジタル改革 | 70 |
| (2) 初等・中等教育におけるオンライン授業の実施 | 73 |
| (3) 医療 DX の基盤構築（オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋） | 74 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 4. 産業のデジタル化 | 75 |
| (1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 | 75 |
| (2) 中小企業のデジタル化の支援 | 77 |
| (3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション | 78 |
| 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 | 79 |
| (1) 国の情報システムの刷新 | 79 |
| (2) 地方の情報システムの刷新 | 96 |
| (3) デジタル化を支えるインフラの整備 | 103 |
| (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 | 106 |
| 6. デジタル社会のライフスタイル・人材 | 110 |
| (1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換 | 110 |
| (2) デジタル人材の育成・確保 | 113 |
| 第7 今後の推進体制 | 117 |
| 1. デジタル庁の役割と政府における各種会議 | 117 |
| (1) 司令塔としてのデジタル庁の役割 | 117 |
| (2) デジタル社会推進会議の開催 | 117 |
| (3) デジタル社会構想会議の開催 | 117 |
| (4) デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催 | 117 |
| 2. 地方公共団体等との連携・協力 | 118 |
| 3. 民間事業者等との連携・協力 | 118 |

工程表

別冊

施策集

本計画とデジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項との対応関係
 本計画と官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係
 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

第1 はじめに～重点計画の目的～

我が国では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法¹（IT 基本法）の制定以降、インターネット等のネットワーク環境の整備は相当程度進展したものの、デジタル技術の進展に伴い、その重要性・多様性・容量が爆発的に増大した「データ」については、生成・流通・活用など全ての側面において環境整備が十分ではなかった。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方の情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていなかつたこと、マイナンバー等のデジタル基盤に関する制度や手続の所掌が複数府省庁に分散していたこと、各府省庁で所管業界を対象としたデータ利活用の推進等が図られたものの府省横断的な視点が十分ではなかつたことなどにより、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率や、度重なるシステムトラブルの発生など、官民においてデジタル化をめぐる様々な課題が明らかになった。

海外においては、コロナ禍以前から、民間部門において、データを効果的に生成・収集・利活用する企業が続々と勃興、プラットフォーム効果とあいまって急激な成長、技術革新を遂げているだけでなく、政府を始めとする公的部門においてもデータの活用が進展し、新型コロナウイルス感染症対応の多くの場面において我が国との差異が顕在化したところである。

こうしたデジタル技術の高度化に対応することなく、場当たり的・継ぎ接ぎ的な対応をしている限り、我が国は世界の趨勢に乗り遅れ、国際競争力の低下を招くとの認識の下、昨年「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」²（以下「デジタル改革基本方針」という。）が策定され、令和3年（2021年）9月1日、デジタル庁が発足した。

デジタル庁の創設により我が国的情報システム整備体制は相当程度整備されたが、これは我が国におけるデジタル社会の実現に向けた第一歩にすぎない。今後、デジタル庁の更なる体制強化を図りつつ、グローバルレベルのデジタル社会を実現するためには、将来的なデジタル社会の目指す姿、ビジョンを描き、その実現に向けて、関係者が一丸となって取組を進める必要がある。このため、デジタル庁において令和3年（2021年）9月から「デジタル社会構想会議」³を開催し、今後のデジタル社会の在り方等について調査審議を進めることとした。

デジタル社会の目指す姿を実現するためには、単に国や地方公共団体の情報システムを改革するだけでは不可能である。規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行わなければ、そもそもデジタル化を進めることも困難であり、ましてや、その恩恵を国民や事業者が享受することもできない。このため、令和3年（2021年）11月から内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」⁴を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進することとした。

また、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受するためには、構造改革だけでも不十分であり、実際にデジタル技術の実装を通じて地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、

¹ 平成12年法律第144号

² 令和2年12月25日閣議決定

³ 令和3年9月7日デジタル大臣決定

⁴ 令和3年11月9日内閣総理大臣決裁

産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大を図る必要がある。そのため、令和3年（2021年）11月から内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」⁵を開催し、地方創生におけるこれまでの取組や成果などを十分に踏まえながら、デジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進することとした。

さらに、グローバル化とデジタル化があいまって進展し、データの重要性が飛躍的に高まる中で、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化している。

我が国は、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築することが、国境を越えた自由なデータ流通を促進することを可能にするとの認識の下、令和元年（2019年）に「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」⁶の概念を提唱したが、今こそDFFT推進に向けた具体的成果の創出が求められている。令和5年（2023年）のG7日本議長年も見据えて、我が国がDFFTの推進をリードしていくこととする。

我が国のデジタル化の歩みを振り返ると、20年前には、インターネットを始めとするネットワークの構築がIT戦略の中心となっていたが、その後の環境変化を踏まえ今日では、国民一人ひとりにどのようなサービスを提供することができるかといった点が重要であり、我が国の成長戦略の視点も大きく変革している。

我が国のデジタル改革は、緒に就いたばかりであるが、この重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであり、デジタル庁を始めとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものである。

よって、まずこの計画に記載した施策については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視し、施策のスケジュールや指標（KPI）を可能な限り設定しつつ、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、着実に進めていくこととする。

そして、同時に、この計画に記載した我が国が目指すべきデジタル社会を実現するため、この計画に記載した「デジタル原則」に基づき、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとする。

具体的には、令和4年（2022年）の年央に向け、「デジタル社会構想会議」、「デジタル臨時行政調査会」、「デジタル田園都市国家構想実現会議」それぞれにおける検討・取組を進めるとともに、これらと連動して、デジタル庁が司令塔となり、各府省庁と緊密に連携・協力して、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を行う。

その上で、令和4年（2022年）の年央を目途に、この計画をバージョンアップさせた、次期の重点計画を策定することを目指すこととする。

⁵ 令和3年11月9日内閣総理大臣決裁

⁶ デジタル時代の競争力の源泉である「データ」について、プライバシーやセキュリティ、知的財産等に関する課題に対処することで、国内外において自由なデータ流通を促進させ、消費者及びビジネスの信頼を強化するという考え方。

第2 デジタルにより目指す社会の姿

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるこ^{つな}とに繋がるとしている。そして、それは政府全体の目標である Society 5.0⁷の実現にも直接資するものである。

「目指す社会の姿」を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども⁸等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFT の推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる。それらに関するデジタル社会構想会議における議論を踏まえ、分野ごとの目指すべき社会の姿、その実現に向けた手法、留意点について当面以下1.～6.の方針で施策を展開することとする。

その際、誕生したばかりの新生児から高齢者に至るまで、人生100年の時代におけるあらゆるライフステージにおいて、我が国の未来を支えるこども達一人ひとりに最適な教育の提供、人を惹き付ける魅力的な仕事の創出、生涯を通じたゆとりと安心のある暮らしの実現など、国民一人ひとりが、デジタル技術の恩恵によってそれぞれのライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしを営むことができるよう、「個人を支える」デジタル化の実現を目指すものとする。



さらに、デジタルにより地域が直面する様々な課題を解決し、デジタル田園都市国家構想の実現に寄与する「地域を支える」デジタル化、デジタル改革・規制改革・行政改革といった構造改革を推進し、我が国の経済成長に貢献する「産業を支える」デジタル化、国や地方が共通して使うことのできるデジタル基盤を整備し、効率的な行政運営を実現する「国を支える」デジタル化、DFFT の推進により、信頼を維持しつつデータがもたらす価値を最大限に引き出す「世界を支える」デジタル化の実現も併せて目指すものとする。

⁷ フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会であり、豊かな人間社会を支えるもの。

⁸ この計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和3年12月21日閣議決定）に倣い、法令上の用語や既存の研究会・調査等を引用している場合を除き、「こども」という表記を使用する。

1. デジタル化による成長戦略

「はじめに」で示したように、新型コロナウイルス感染症への対応でデジタル化をめぐる様々な課題が顕在化した今こそ、デジタル化を一気に進め、社会課題を解決する必要がある。デジタルの可能性を最大限に引き出すことは、一つ一つの産業の成長はもとより、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現の上でも不可欠といえる。すなわち、デジタルの力によって、場所を問わず、年齢を問わず、国民一人ひとりが多様な選択肢を持ちながら質の高い生活を送ることができ、ライフステージに合った最適なサービスを選択^{じん}することのできる社会の実現が可能となり、さらには、自然災害や感染症等の事態に対して強靭な社会の実現が可能となる。逆にいえば、今、覚悟を決めてデジタルを最大限活用して課題解決を図らなければ、我が国が世界最先端のデジタル国家になることはおろか、世界に伍していくことももはや不可能というマインドセットへの転換を図る必要がある。

加えて、少子高齢化や地域の人口減少が進む我が国においては、データを智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付ける。また、デジタルによる国や地方公共団体の情報システムの刷新に加えて、デジタルに合致していない規制・制度、行政や人材の在り方も含む本格的な構造改革を行う必要がある。

このような課題意識の下、官民でデジタルファーストの原則を業務の進め方も含めて徹底することにより、社会全体の生産性の向上を図るとともに、デジタル化により蓄積されたデータを活用した政策決定や、官民のデータの流通・活用を通じて社会の効率性や創造性を高め、結果として、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す。

デジタルファーストの原則を法制面から徹底するため、社会にデジタル技術を実装する際の原則を確立し、法令が原則に適合したものであるかを確認するプロセスや体制の在り方について検討することとする。

創造性の高い社会を構築するためには、国は地方公共団体や民間との連携の在り方を含めたアーキテクチャの設計やデータの標準化を推進し、上位のレイヤーは民間の活力・創意工夫を最大限に活用するといった役割分担を明確にすることも重要である。

また、こうした社会の基盤として、識別子としてのマイナンバーと、本人確認・認証手段としてのマイナンバーカードを峻別した上で、デジタル社会における ID であるマイナンバーの利用の拡大を図るとともに、継続的な発展に向けて、マイナンバーカードによる認証を利用した行政サービスを民間が後押しするための仕掛け、つまりはライフィベントにおいて、行政サービスと民間事業者のビジネスの恩恵を、国民一人ひとりが官民システムの連携を通じて享受できる社会の実現を目指す。あわせて、オープンデータの活用の徹底⁹や様々なプラットフォームの連携・拡大に取り組む。

さらに、マイナンバーカードの持つ機能をデジタルデバイスにアプリ等として搭載するなど、物理的にカードを持ち歩くことなくデジタルデバイスによってサービスが完結することにより、より一層のマイナンバーカードの普及や当該サービスの利用が期待できる。

加えて、5G や光ファイバなどのインフラを全国的に整備した上で、デジタル技術を活用した自動配送・遠隔医療・オンライン教育の実施などのサービスを実装すること、データを活用することにより健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野を始めとする全産業のデジタル

⁹ RESAS (Regional Economy Society Analyzing System : 地域経済分析システム) を含む。

化を推し進めること、取引（受発注・請求・決済）等の相互連携分野のデジタル化を通じて中小企業のデジタル化を支援することなど、規制改革の象徴であり、成長戦略の柱である社会全体のデジタル化を進め、産業全体の収益力の強化を図ることが20年間停滞してきた我が国の経済の成長のために不可欠である。

一方、経済成長の代償として、他の重要な価値観を軽視するようなことがあってはならない。互いの尊厳や意見が尊重されるような偏りのない公正なデジタル社会や、経済成長と国民の幸福やSDGsといった社会的な道徳の価値が両立した社会の実現も同時に目指していく。

2. 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化

健康・医療・介護、教育、防災、子ども等の準公共分野は、国民生活に密着している分野であるにもかかわらず、現状では、サービスの提供を受ける利用者の側から見れば、様々な切り口から断片的・画一的なサービスが提供されている状況にあり、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（目指す姿）になっていない。

今後、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性を高め、その結果、サービスの提供を受ける個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、より豊かな生活の実現に向けて暮らしを自らの手で積極的にデザインすることができるような社会、すなわちデジタルの可能性を最大限に引き出すことによって一人ひとりに最適なサービスが提供される社会の実現を目指す。

このため、準公共分野においては、官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの提供・共有をデジタル化によって更に進め、地域ごとに設定されたデータの取扱いルールを見直してスケールメリットを発揮できるよう、民間がデータを提供・利活用する際に遵守すべきルールを明確に設定する。

また、国民一人ひとりが最適にサービスを組み合わせ、自由に暮らしをデザインできるような多様なサービスの提供を促進するため、政府が蓄積・収集した準公共分野のデータや民間が保有する準公共分野のデータについては、オープンデータ・バイ・デザイン¹⁰の考えを徹底することにより民間による積極的な利用を促進するとともに、API・データの公開原則を徹底することにより相互に関連するサービスの官民連携を促進する。

準公共分野における国・地方間のデータ連携・API連携については、デジタル庁が司令塔となって、連携アーキテクチャの設計も含め全体像を描き、その不斷の見直しを行うこと、情報システム間で異なるデータの取扱いルールの標準化や機関ごとに異なる調達基準などの整備を促進すること、基盤となるデータをベース・レジストリとして整備し、行政機関内の共有にとどまらず、民間を含めて広く活用され得るものはオープンデータ化を徹底することなど、データの利活用に関するルールを積極的かつ継続的に見直していくことが求められる。

さらに、各分野におけるデータの積極的な利活用の実現に支障となっている制度や運用を見直すこと、モビリティ、健康・医療・介護、気象、人流等のデータを防災分野において利活用する等、分野横断的なデータ利活用を促進することにより、サービスの質の更なる向上を図る。

その際、国民一人ひとりが安全・安心な環境の下でニーズに合ったサービスを選択できるよう、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護を徹底する。

¹⁰ 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

3. デジタル化による地域の活性化

デジタルは、時間と空間の制約を取り払うこともあり、地域が直面する課題を解決する可能性を飛躍的に増大させるだけでなく、データの収集、アイデアや手法の共有・全国展開を容易にする力を持っている。しかしながら、今日ではインフラ整備が不十分であるだけでなく、国と地方、地方と地方、分野と分野の間で、情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていない、国民や政策ニーズの変化に迅速に対応すべく効果的にデータを収集・活用することができていない、などの課題がある。国民目線、利用者目線で地域のデジタル改革、デジタル実装を進めていくことが求められている。

このような認識の下、国において地方が共通に使える共通基盤を提供することなどにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、地域社会の持続可能性の確保等を図り、その結果、「地域が抱える課題が解決され」、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた「地域の魅力が向上する」社会の実現を目指す。

このため、5G や光ファイバのようなインフラ整備、地域におけるデジタル人材の育成を通じたデジタルデバイドや地域間格差の解消、在宅勤務のための環境整備を通じた地域における雇用増加、地域コンテンツの発信強化を通じたエンターテイメントの実現、書面・押印・対面原則の更なる見直しやリモートワークの支援を通じた物理的な職場からの解放の促進など、交付金の活用等により、地域におけるデジタル実装を強力に推進することが必要である。

また、行政手続の簡素化・オンライン化やワンストップ・プッシュ型のサービスの実現などのデジタル化を推進すること、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図るための地方公共団体共同型の課題解決をデジタルの活用により実現すること等、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進する。

さらに、地方公共団体がデジタルを介し、自ら課題をオープンにすることで、地域課題の解決に関する提案・共創の募集を促し、スマールビジネスの起業の促進等を通じて都市圏からの若年層の移住や新規ビジネスの創出の促進を図ること、地域におけるアイデアの共有・横展開の実現を図ること等、地域における人材と地域課題のネットワーク化を実現するための取組を推進する。

このように、デジタルを地域づくりに活用することにより、前述の医療・教育・防災・こども等のサービスの質の向上に加え、地域雇用の創出、デジタル化による地域企業の新たな販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速などが実現し、都市と同等以上の利便性と、一つ一つの地域が誇る独自の資源を活用した魅力が輝き続ける「デジタル田園都市国家構想」に寄与する。

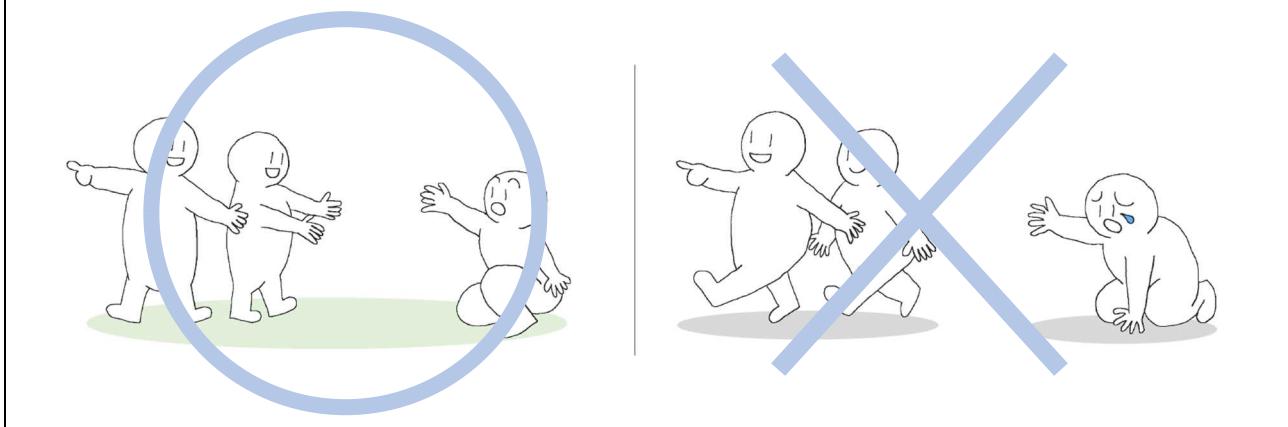
地域におけるデジタル化を進めるに当たっては、情報モラル教育・啓発の充実などを通じた偏りのない公正な社会を目指すとともに、情報システムの整備の在り方が変化する中で、国だけでなく地方公共団体の予算・会計制度などの政策インフラが十分に対応したものになっていっているかについても留意する。

4. 誰一人取り残されないデジタル社会

我が国においては、少子高齢化、人生100年時代（高齢者の再活躍等）、男女共同参画（女性の活躍）、様々な障害者への理解促進、在留外国人の増加等を背景に様々な課題が存在する一方、近年、5G、IoT、AI技術等のデジタル技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

このような状況も踏まえ、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

誰もがデジタル化の恩恵の置いてきぼりにならないよう、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。



このような社会を実現するには、利用者視点を第一に、デジタル機器・サービスの開発検討段階からサービスデザイン思考で対応し、様々な選択肢を用意することが必要であり、まず、国が地方公共団体等と連携し、率先して取り組む。

また、このような社会は行政機関だけでは実現できることを国民全体で共有し、例えば、官民のオープンデータ化を一層推進し、国民参加型のオープンガバメントや、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域課題の解決を図る「シビックテック」等を推進することにより、国、地方公共団体、企業・団体、住民等が各々の立場で相互に協力し、「皆で支え合うデジタル共生社会」を官民挙げて構築していくこととする。

このような取組の推進に当たっては、次のような基本的な考え方を共有しつつ対応することが重要である。

- ① 利用者の視点を第一に、UI・UX、アクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、次のようにきめ細かく提供すること。
 - ・デジタル機器等に不慣れな人にも分かりやすく、使いたくなるUI・UXのデザイン思考を追求すること。
 - ・単一障害専用ではなく、重度・重複障害も意識した複数障害に対応するとともに、サイロ化せず汎用性を確保したデジタル機器・サービスとすること（汎用的機器とのAPI連携の促進等）。
 - ・デジタル機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、窓口での行政手続の負担軽減を始め、デジタル化の恩恵を実感できること。

- ② 高齢者や障害者に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができる、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。
- ③ 障害者を対象とするデジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、高齢者のフレイル対策¹¹、社会参加に資するのみならず、こどもを含む幅広い国民一般にその利便性が裨益するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成に繋がること。
- ④ デジタル市場自体は国際性を内包していることから、アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にも繋がること。
- ⑤ デジタル化のメリットのみならず、SNS 等を通じた誹謗中傷、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。

このような基本的な考え方を共通認識としつつ、「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた取組を官民挙げて推進することが必要である（「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策について、以下を参照。）。

SNS 等による誹謗中傷や社会の分断化等、デジタルの負の側面への対応としては、事業者による削除等の自主的な取組を原則としつつ、情報モラルに関する教育や啓発活動、被害者のためのアフターケアの強化等、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開することが必要である。

また、デジタル社会における情報リテラシー、人権・プライバシー・アイデンティティ等に係る意識改革に向け、デジタル・インテリジェンス¹²に関する国際的な取組も参考に、民間団体等の活動も支援しつつ、国や地方公共団体においてもその普及啓発を促進していく必要がある。

以上のような総合的な取組は、「心豊かな暮らし」(Well-being) や「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability) の実現に寄与するものであり、その実効性確保の観点から、デジタル化による利便性向上や利活用の実態等をできる限り可視化することが重要である。

特に、国や地方公共団体等の取組については、EBPM の考え方に基づき、定量的な費用対効果の測定方法等を検討し、適時適切に不断の見直しを行いつつ、実効性を確保していく必要がある。

¹¹ 年齢を重ねることで身体や心の働きが低下し要介護に近づきつつある状態（フレイル）を予防・改善するための様々な取組をいう。

¹² デジタルリテラシーやデジタルスキル等の総称。令和3年（2021年）1月、IEEE（Institute of Electrical and Electronics Engineers）がデジタル・インテリジェンスに関する標準文書を発行している。

「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

- ① まず、国や地方公共団体等が提供するサービスについては最優先で取り組む課題であり、様々な利用者を想定したデザイン思考を導入する。このため、デジタル庁にサービスデザインに関する職員の意識改革、専門人材（障害当事者を含む。）の活用等によりサービスデザイン体制を確立するとともに、政府のウェブサイトやシステム調達ガイドラインにおいても政府統一のアクセシビリティ基準の策定等の実効性ある措置を講じることが必要である。その上で、これらの取組について地方公共団体等に横展開を図っていくこととする。
- ② 国や地方公共団体等におけるウェブサイトやデジタル機器・サービスのアクセシビリティガイドライン等の策定に当たっては、利用者に分かりやすい内容とし、技術の進展に柔軟に対応して見直すとともに、欧米の情報アクセシビリティに関する法規制等の動向も踏まえ、その実効性確保について国際的な整合性の観点からも検討が必要である。
- ③ 政府等は汎用性を確保したアクセシビリティ対応のデジタル機器・サービスの開発を促進する観点から、UI・UX、アクセシビリティに対応する企業等に対する支援措置を講じる。その際、視覚障害や聴覚障害のほか、知的障害、発達障害、身体障害、重度・重複障害も含め、様々な障害の種類・程度に応じた開発が促進されるよう配慮することが重要である。
- ④ アクセシビリティ関連情報を企業・団体利用者等が幅広く共有できるよう、どのような機器・サービスが存在し、どのようなニーズに対応しているのか等、マッチングのためのデータベースを幅広く構築することが必要である。
- ⑤ 高齢者や障害者等への支援（機器等の利用が困難な人には手助けを行う仕組みも含む。）に当たっては、身近な者が継続して支援できることが重要である。その際、スマートフォン等の基本的な操作方法だけでなく、それで何ができるのか（オンライン行政手続、身体機能の維持向上、一人暮らしの高齢者の見守り等）もきめ細かく支援することが必要である。このような観点から、地方公共団体等と連携した「デジタル推進委員」について検討するとともに、このような取組に当たっては、若者から高齢者まで全世代的に支援し合う環境（世代間交流）となるよう留意することが必要である。
- ⑥ 高齢者や障害者等に支援を行う者（医療・介護・リハビリセンター関係者、ボランティア等）へのサポート（コミュニケーション能力・共感力、差別やハラスメントの防止、関連する制度等の情報共有、専門家による相互支援体制等）も必要である。
- ⑦ 障害者の就労を含む社会参画の促進、デジタル機器・サービスを活用した要介護者等の自立生活支援策のほか、災害時における障害者、高齢者等への適時適切な情報提供に資する取組も必要である。
- ⑧ デジタル社会では、障害者や高齢者等が様々な意思決定をオンラインで行うことが想定されるほか、障害者や外出が困難な高齢者からはネット投票への期待もあり、デジタル時代における代理権、ネット投票等の法的な整理の検討が必要である。

- ⑨ デジタル時代のこどもについても、経済的な事情のあるこどもへの通信機器等の貸出しなどの支援、自宅以外（放課後児童クラブ、公民館等）のインフラ整備を図るほか、特別支援学校のみならず普通学校でのインクルーシブな環境にも配慮したきめ細かな支援が必要である。
- ⑩ その他、病院、リハビリセンター等における通信環境（Wi-Fi 等）の整備や、在留外国人に対するやさしい日本語の活用の拡大、地方公共団体等での多言語翻訳対応の促進等、生活シーンに応じて求められる情報へのアクセシビリティの確保についても、官民が協働して推進していくことが重要である。

5. デジタル人材の育成・確保

デジタル社会においても主役は「人」である。デジタル改革やデジタル実装を進めていくためには、その担い手となる人材の充実が不可欠であるが、現状では、社会全体に必要なデジタル人材が質・量ともに充実しているとは言い難く、人材全体の底上げや裾野の広がり、専門人材の育成・確保を同時に推進することが求められている。

国民一人ひとりがそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて必要となるデジタルリテラシーを向上させることのできる環境、こうしたリテラシーを基盤とした課題解決能力を有する優秀な人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことができる環境、人材の創造性をあらゆる場で生かすことのできる環境の整備などを進めることにより、我が国のデジタル人材の底上げと専門性の向上を図り、デジタル人材が育成・確保されるデジタル社会の実現を目指す。

このため、まずは、デジタル庁自身が、デジタル人材の能力を最大限生かし、引き出せる組織となるとともに、多様な経験を積むことが可能な場となることが必要である。

また、行政機関におけるデジタル人材の育成・確保を図るとともに、優秀なデジタル人材が官民学を行き来できる環境を整備し、外部組織や外部デジタル人材との協力によるデジタル化を実現する。

さらに、初等中等教育におけるプログラミング教育の充実、大学・高等専門学校等における社会ニーズに沿った実践的なプログラムの実施など、国民がライフステージに応じた ICT スキルを継続的に学べるような環境を整備する。

エンジニアやイノベーターなどのデジタル社会の発展を担う専門的・創造的なデジタル人材については、我が国で国際的に見て官民いずれの領域においても質・量ともに不足しているため、学校教育から社会人までにわたる教育とのシンクロを図ることに加え、デジタル人材のスキル標準の充実・活用により企業経営層の意識変革と企業のビジネスモデルの改革を促しつつ、デジタル人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること、デジタル人材の待遇の向上や海外に拠点を置くデジタル人材の積極的な活用の促進等により世界のデジタル人材が日本を目指し活躍する環境を整備することが必要である。加えて、地域におけるデジタル人材については、地方分散型社会の実現を通じてデジタル人材の地域偏在を是正することや、デジタル化をめぐる地域の多様なニーズに応える市場を形成することを通じて、その育成を図ることが求められる。

これらの前提として、グローバル水準の最先端スキルの前提として英語力を含む国際性が求められることや、アジャイル開発やオープンソースの利用が主流になっていることなど、情報システムの開発や利用を取り巻く環境の変化を踏まえ、目指す社会の実現に必要となる人材像や人数等を検討し、その結果を公表することにより、我が国のデジタル人材の育成・確保に関する深刻な状況を広く共有し、地域におけるデジタル人材の育成やデジタル分野のジェンダーギャップ^{つな}の解消、外国人材の活用の在り方も含め、官民学の様々な主体による実効性のある対策に繋げられるようとする。

6. DFFT の推進を始めとする国際戦略

デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化してきているが、現時点ではこれらの課題に対応するための国際枠組みが複数存在し、一定の検討は進められているものの、必ずしも考え方や範囲などにおいて整合性が確保されておらず、また、デジタル化の急速な進展を背景に具体的な利用場面（ユースケース）への影響や、それを踏まえた実現可能性の検証等の蓄積が十分ではないことから、各国や別々の国際機関・フォーラムにおける一層の検討が必要となっている。

我が国は、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシー・セキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築することが、国境を越えた自由なデータ流通を促進することを可能にすると認識の下、令和元年（2019年）にDFFTの概念を提唱したが、今後、我が国としては、関係府省庁がそれぞれの政策分野においてDFFT推進のための国際戦略を考え、国際基準への対応や、国際連携・国際協調を図ることにより、デジタル技術の利活用やデータの流通について、世界をリードする姿を目指す。

このため、国内でのデータの標準化やプラットフォームの整備に当たり、世界で使われているものを取り込むような国際標準への準拠はもちろんのこと、DFFTを含む国際的な共通認識の醸成、データ流通やデジタル経済に関するルール・原則の合意、共同プロジェクトや人材交流を含めた国際連携・協力等を行うことにより、我が国が世界をリードするという視点が不可欠である。特にDFFTの提案国として、世界がデジタル保護主義の流れにある中で、我が国は、テクノロジーを軸にイデオロギー中立的な立場で、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」、さらには、「経済安全保障」の概念とのバランスのとれた国際ルール・制度形成を行い、令和5年（2023年）のG7日本開催に向けた積極的提案をも検討する。

また、デジタル庁を含め関係府省庁が、それぞれの政策分野において取組を進める中で、諸外国のデジタル政策に関わる機関等と連携し、信頼を基盤とした国際協力を推進していくことに加え、グローバルを前提とした情報発信の強化や透明性の向上に取り組む。

さらに、我が国の産業の国際競争力の強化の観点からは、前述のデジタル人材の育成・確保に加え、イコール・フッティングの確保（国内企業のみへの制度適用等による不公平の是正）に向けた取組を行うこととする。

その際、経済成長・イノベーション、経済安全保障、持続的成長といった価値観の間のバランスを取ることに留意する。

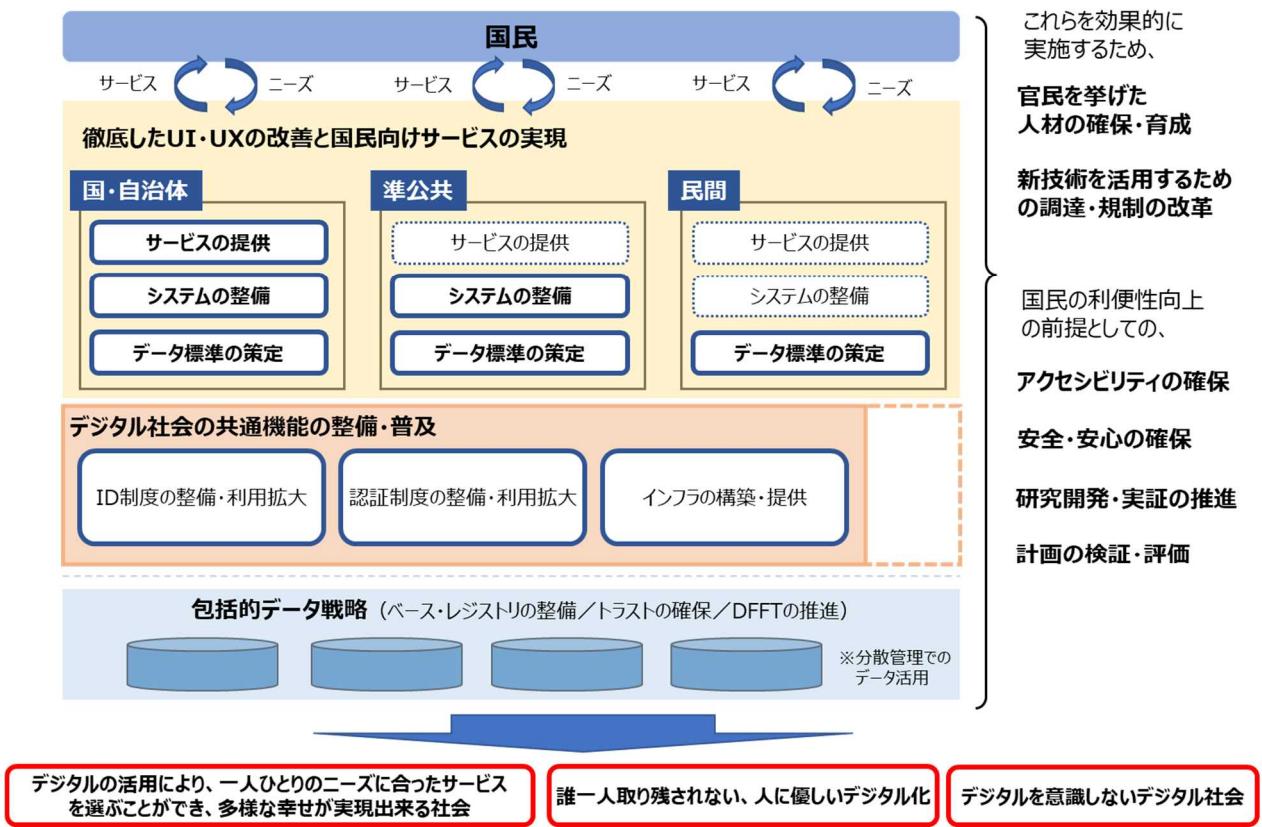
第3 司令塔としてのデジタル庁の役割

上記のような社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主として次の施策について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代にふさわしい構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においても内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携としてデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。

- ① 国、地方公共団体、民間・準公共分野を含むデジタル社会のトータルデザインを描き、国民が体感できる形で早期にその実現を図ること。
- ② 国の情報システムに関し、整備・管理の基本的な方針（情報システム整備方針¹³）を策定し、情報システム予算の一括計上をベースとして、情報システムの整備・管理に関するプロジェクトを統括・監理すること。重要なシステムについては自ら整備すること。
- ③ 地方共通のデジタル基盤に関し、全国規模のクラウド移行に向けて、総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、国から補助金が交付されるシステムに関する統括・監理を行うこと。
- ④ マイナンバーの利用拡大に向けた取組など、ID・認証の基盤であるマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うこと。
- ⑤ 民間・準公共分野のデジタル化支援として、情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行うとともに、情報システム整備方針において準公共分野に係る留意事項を示し、補助金の交付される情報システムについて統括・監理を行うこと。
- ⑥ 個人や法人を一意に特定し識別するID制度や、情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案を関係法令所管府省庁と共に、ベース・レジストリの整備を含む包括的データ戦略を推進すること。
- ⑦ サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること。
- ⑧ デジタル改革を牽引する人材を確保し、民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること。
- ⑨ 関係府省庁、諸外国政府等と連携しつつ、DFFT の推進を始めとする国際戦略を推進すること。

¹³ 情報システムの整備及び管理の基本的な方針（第6 5. (1) ⑧ア 参照）。



第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

1. 誰一人取り残さないデジタル社会の実現

【目指す姿】

- 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようとする。

障害の有無、年齢、所得、地域、国籍等にかかわらず



デジタル化の恩恵を享受できる社会

「誰一人取り残さない」デジタル化を進めていく上では、デジタル機器・サービスの操作性のみならず、これらの機器・サービスを通じて個々の利用者の利便性の向上や課題の解決をいかに図っていくか、常に利用者視点で、各々の社会環境や日常生活、ライフステージ等を具体的にイメージしつつ、きめ細かく対応していくことが重要である。

このため、デジタル機器・サービスに慣れていない方のみならず、自らはこれらを利用しない方も含め、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供を始め、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境を整備することが必要である。

このような観点から、利用者視点に基づくサービスデザイン体制を官民挙げて確立しつつ、デジタルデバイドの是正やデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備（地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正）¹⁴を促進するため、以下の取組を推進し、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会を実現していく。

① 利用者視点でのサービスデザイン体制の確立

官民挙げて利用者視点でのサービスデザイン体制を確立していく観点から、特に、行政機関等が提供するサービスにおける UI・UX、アクセシビリティを確保することは喫緊の課題であり、行政機関等には、各種サービスの検討段階から多種多様な利用者を想定したデザイン思考に基づく対応等が求められる。

¹⁴ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第8条（利用の機会等の格差の是正）、第23条（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保）及び第24条（教育及び学習の振興）等

このため、デジタル庁が率先し、サービスデザインに係る職員の意識改革や専門人材の活用等、デジタル庁におけるサービスデザイン体制を確立するための取組を積極的に推進するとともに、これらの取組について他の政府機関等に対し横展開を図る。

② デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備

令和3年度（2021年度）以降、政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。視覚・聴覚のみならず、知的障害も含め、様々な障害の種類・程度や利用者側のニーズとデジタル機器・サービスの開発を行う企業等のシーズのきめ細かなマッチングを実現するとともに、具体的な障害者向けデジタル機器・サービスに関する情報共有（当該機器・サービスを活用し、障害者や高齢者等を支援する場合の支援方法等を含む。）のための関連情報のデータベースの整備及び利用促進を図る。

視覚・聴覚障害者向け会議支援システム等、障害者、高齢者等の利便の増進に資するデジタル機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図る。

視覚障害者等が電子書籍を利用するための端末機器等の研究開発の推進や導入支援を行う。

放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費を一部助成することにより、視聴覚障害者向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。

企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価し、公表する仕組み（「日本版 VPAT」）等の普及展開を引き続き推進するとともに、政府情報システムに係る調達において「日本版 VPAT」の取組についても評価できる仕組みの導入に向け、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」¹⁵を改定する。

③ 皆で支え合うデジタル共生社会の実現

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組み¹⁶、これまでのデジタル活用支援員による全国の携帯ショップや地域のICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会等の実施の成果を踏まえつつ、更なる質・量の向上を図り、地方公共団体や教育機関等とも密接に連携し、地域のサポート体制を確立し、幅広い取組を国民運動として促進するとともに、このような取組を定着させるための方策を検討する。また、このような取組の成果等も踏まえ、「デジタル推進委員」に係る制度の在り方について検討する。

また、講習会の参加者へのアンケート結果等も踏まえ、「デジタル活用支援」の取組（デジタル機器・サービスの操作方法等のみならず、マイナンバー制度を始め、デジタル化により実現されるサービスに関する知識の習得も含む。）や支援方法の周知広報を強化するとともに、オンライン行政手続に係るUI・UX、アクセシビリティに関する課題等を把握し、デジタル庁におけるサービスデザイン機能の更なる向上に繋げる（PDCAサイクル）。

地域でこども達がプログラミング等のICT活用スキルを学び合う機会を提供する「地域ICTクラブ」について、令和4年度（2022年度）は、オンライン環境下での地域の学

¹⁵ 令和3年9月10日デジタル社会推進会議幹事会決定

¹⁶ 総務省において、「デジタル活用支援 令和3年度事業実施計画等」を公表（令和3年5月18日総務省）。

びを促進するとともに、今後もオンラインの活用やネットワーク化の検討を通じて、更なる広がりに向けた普及促進を図る。

障害者に対するデジタル機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（サポートセンター）の設置や、サピエ¹⁷などの障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、デジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組を支援する。

④ 経済的事情等に基づく格差の是正

生活困窮者の支援の強化に向けて、生活困窮者のデジタル利用等に関する実態を把握し、好事例の収集・横展開等を行うとともに、更なる支援策を検討する。

また、経済的格差等によってこども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図る。

⑤ 「言葉の壁」の克服

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）を目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進するとともに、多言語翻訳技術を活用したサービスの公的機関等での一層の利用拡大に向けた取組を推進する。また、在留外国人等が、災害発生時だけでなく日々の暮らしに必要な情報に円滑にアクセスできるよう、やさしい日本語の活用に関する取組を推進する。

⑥ 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正

在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進する（令和 3 年度（2021 年度）末までに未整備世帯は約 17 万世帯となる見込み。）。また、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。

災害時に必要となる情報伝達手段を確保するため、令和 3 年度（2021 年度）までに避難所・避難場所や官公署、自然公園、都市公園等、全国約 3 万箇所について、公衆無線 LAN 環境の整備を推進する。

¹⁷ 視覚障害者情報総合ネットワーク

2. デジタル社会形成のための基本原則

デジタル改革基本方針では、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の10原則を掲げている。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ①オープン・透明 | ⑥迅速・柔軟 |
| ②公平・倫理 | ⑦包摂・多様性 |
| ③安全・安心 | ⑧浸透 |
| ④継続・安定・強靭 ^{じん} | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑤社会課題の解決 | ⑩飛躍・国際貢献 |

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律¹⁸（以下「デジタル手続法」という。）では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。

デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

3. BPRと規制改革の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある（業務改革（BPR）の徹底・システム改革の推進について、以下を参照。）。

また、デジタル改革と規制改革はいわば「コインの裏表」の関係にあり、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う必要がある。

4. クラウド・バイ・デフォルト原則

各府省において必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

¹⁸ 平成14年法律第151号

業務改革（BPR）の徹底・システム改革の推進

制度や行政手続の存在を前提とし、そのデジタル化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の利便性向上」が二の次とされてしまうおそれがある。我が国においても、過去に、国の全行政手続のオンライン化が目的化したことで、そもそも年間利用件数が0件の手続のオンライン化や費用対効果の見合わない情報システムの整備を行い、結局、利用者の利便性向上や行政の効率化という成果が十分得られなかった。利用者中心の行政サービスを実現する上で、デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段と認識することが重要である。

こうした観点から、情報システムの整備に当たっては、業務改革（BPR）及び制度そのものの見直しに取り組む。具体的には、各府省庁は、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う。その際、どのようなツールが使えるかという発想ではなく、情報システム整備方針に定めるサービス設計12箇条¹⁹に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、るべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。また、利用者視点の欠如、現状を改変不能なものと考える姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」についても取り扱っていくことを心掛ける。

また、情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者に利用されるとともに、取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。オンライン利用率など、利用者視点のKPIを設定した上で、行政サービス改革に取り組む。その際には、利用者からのフィードバックを隨時受け入れながら、スピード感を持ってサービス改善が行われるサイクルを確立し、行政サービス改善に向けた不断の取組を進める。

さらに、上記の業務改革（BPR）を実施した上で、情報システムの整備を行う際には、政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費の削減を着実に推進するため、共通機能の利用を前提に、システム要件や業務要件の精査を実施し、費用削減を徹底する。

¹⁹ 利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となる以下のノウハウのこと。

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

第5 デジタル化の基本戦略

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル社会の目指す姿を実現する上では、国や地方公共団体の情報システムだけの改革に取り組むだけでは、書面や対面などデジタル活用を前提としていない規制・制度や行政組織の縦割りによって一部だけのサイロ化されたデジタル化しか達成することができない場合が多く、不十分である。デジタル改革と、規制・制度、行政や人材の在り方まで含めた本格的な構造改革を行うことで、デジタル社会を実現し、その恩恵を多様な個人や事業者が享受することができるようにするべきである。こうした問題意識の下、令和3年（2021年）11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」が創設され、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進し、国民や地域に寄り添うとともに個人や事業者がその能力を最大限発揮できる社会をデジタルの力で実現していくこととなった。

（1）デジタル原則

デジタル臨時行政調査会において、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき、以下のデジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則が提示された。

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

③ 官民連携原則

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

④ 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

構造改革のためのデジタル原則の全体像

- 「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を整理。

| 第7層 新たな価値の創出 | | 改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献) |
|-----------------|--|---|
| アーキテクチャ | | 構造改革のためのデジタル原則 |
| 第6層 業務改革・BPR／組織 | 原則① デジタル完結・自動化原則 | 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。 |
| 第5層 ルール | 原則② アジバイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス) | 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 |
| 第4層 利活用環境 | 原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル) | 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 |
| 第3層 連携基盤 | 原則④ 相互運用性確保原則 | 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 |
| 第2層 データ | 原則⑤ 共通基盤利用原則 | ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。 |
| 第1層 インフラ | | |

(2) デジタル原則への適合性の確認

① 規制改革

今後、デジタル臨時行政調査会においては、デジタル改革基本方針やデジタル手続法の基本原則も踏まえつつ策定されたデジタル原則を踏まえて、全ての法令・通達等について、デジタル原則適合性の確認・検証を行い、原則適合性が確認されなかった制度等について、適合性確保のための一括的な改正方針を令和4年（2022年）春を目指に取りまとめる。

なお、デジタル原則を踏まえて、一括的な改正を待たずとも政令・省令・通知等、可能な制度改革については、令和4年（2022年）当初から、速やかに着手する。

また、こうした改革を進めつつ、新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制の検討を行う。あわせて、地方公共団体におけるデジタル原則に沿った取組の推進方策についても検討を進める。

② 行政改革

制度改革と連動し、制度の運営主体となる行政組織及びデジタル基盤についてもデジタル原則への適合性を確保するための一体的な改革を行うことが重要であり、改革方針を検討する。

行政改革について、これまでのEBPMの取組を一層推進・強化することに加え、先行き不透明で状況が常に変化するような課題に対しても、共通基盤の利用確保などデータ利活用環境を整備し、データを活用しつつスピーディに政策サイクルを回しながら柔軟に

対応できる、アジャイル型政策形成・政策評価の在り方とその方策について検討する。また、データに基づく柔軟で継続的なアジャイルガバナンスに向け、行政組織・調達制度を含め行政全般の再設計を検討する。具体的には、例えば、EBPMに関する諸外国の先進事例も勘案しつつ、エビデンスとなるデータを継続的かつリアルタイムで取得する取組や、政府に集約されたデータは機械判別可能なものとしオープンデータ化する取組を検討する。データ活用に当たっては、行政機関のみならず、民間保有データを含めて最大限データ活用することとし、官民を問わず有用なデータ項目を特定、政策形成、政策評価に活用できる体系の検討を行う。

また、行政改革の推進においては、国だけでなく、地方公共団体も、住民に対する具体的な行政手続や内部手続を多く抱えており、デジタルシフトによる事務効率化の効果が多大に見込まれ、組織文化作りと具体的な対応について、必要な資源を確保しつつ推進することが重要である。

③ デジタル改革

デジタル基盤について、デジタル原則を踏まえて、積極的に見直すべき国民向けのサービスを洗い出し、例えば、マイナンバーを利用した各種行政サービスの在り方や、医療・教育・防災・こども分野などでの準公共サービスについて、国民目線に立った見直しの方針を定め、関係府省庁とともにその実現を進めていく。また、こうした新たなサービスを担うデジタル人材の育成方策について、STEAM 教育から、大学での高度デジタル人材の育成、社会人のリカレント教育まで、各層にわたるデジタル人材の育成強化方策について検討する。加えて、デジタル人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備する。

上記デジタル改革・規制改革・行政改革を実行するに当たり、各府省庁は、デジタル庁とともに、必要な改革の実現に向け努めることとする。

(3) デジタル・規制・行政の一体改革によりもたらされるデジタル社会

以上のようなデジタル・規制・行政の一体的改革を進めることにより、様々な現場における人手不足への対応、多様な生き方を可能とする社会の実現、個人・事業者が新たなチャレンジを行うことによる成長の実現を図る。例えば、データを活用することにより、年齢・資格・居住地等に基づく一律的な規律や画一的な公共サービスではなく、個人や事業者の個別の状況や能力に応じた柔軟な規律や、多様でニーズに対応できる公共サービスを実現する。

2. デジタル田園都市国家構想の実現

(1) 目指すべきデジタル田園都市国家

地方に稼げる産業を作り、地方に新たな人の流れを生み出す取組は、これまで地方創生の支援策の中で様々な形で試みられてきた。しかし、デジタルの活用に関しては、共通のデジタル基盤がない中で、各地域でそれぞれの取組が展開されており、デジタル人材の不足もあいまって、本来であれば可能なはずの、地域の個性を生かしながら、都市部に負けない生産性や利便性を実現するには至っていない。全てを地方の自主性に委ねるアプローチではなく、共通のデジタル基盤の上でデジタルを活用するという異なるアプローチが必要となっている。

このため、まずは、デジタルの力を全面的に活用し、「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。

その実現に当たり、国は、我が国経済の成熟化、少子高齢化、そしてデジタル化が進む中で、「デジタル全国総合開発計画」とでも呼ぶべき、デジタル基盤の徹底した整備を先導することとする。他方、地方は、国のリードにより整備されるデジタル基盤を活用しつつ、多様なサービスの開発と暮らしへの実装に取り組むこととする。これにより、国と地方は力を合わせて、都会では十分に実現できなかった、「心豊かな暮らし」(Well-being)と、「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現し、ひいては、新たな暮らしとイノベーションを地方發で生み出すことを目指す。

なお、世界は今、都市の包摶性に着目し、貧困問題や環境問題などと増加する都市人口の両立を図る都市づくりに大きな注目を寄せている。安全・安心でクリーンなまちづくりは、本来我が国が得意とする分野であり、デジタル技術によって強化されたデジタル田園都市は、今後、大きな国際競争力を生み出すポテンシャルがあることに留意する。

(2) デジタル田園都市国家を目指すに当たっての基本的考え方

デジタルの力を有効に活用するためには、5Gなどの高度なネットワークの整備を促進するとともに、マイナポータル、統合ID基盤、ガバメントクラウドなどの共通に必要となるデジタル基盤を、地域の自主性のみに任せず、国が積極的に整備していくことが必要である。他方、地方の側は、こうした共通デジタル基盤の活用を前提に、その個性やニーズを積極的に生かした、地域の実情に即した多様なサービスを展開することが期待される。

このため、デジタル田園都市国家構想の実現に当たっては、各府省庁の施策を総動員し、共通デジタル基盤の整備を国が積極的に進めていく一方、それを活用した新たなサービスの開発と暮らしへの実装に関しては、地方がリードをとって、官民学が力を合わせながら、各府省庁の施策とも積極的に連携し、その実現を図っていくこととする。

具体的には、相互運用性の確保を始めとするデジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における特定されたビジョンの実現や社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して、支援を行う。その際には、スーパーシティ構想、スマートシティ・プロジェクト、地域の脱炭素化を始めとする地域経済循環プロジェクト、スマートヘルス、防災、スマートホーム、スマート農業、公共施設・空間のデジタル化など、様々な切り口からの各府省庁の施策を総動員して、国、地方公共団体、産業界、大学、市民など全てのセクターを巻き込みつつ、デジタル田園都市国家構想の実現を図っていくこととする。

同時に、デジタル技術の活用が、結果として、高齢者、障害者等も含め住民や地域社会等

にとって「冷たいデジタル化」とならないよう、全ての地方公共団体が容易に活用できる政策カタログ（身近な日常生活で実感できるデジタルの恩恵の具体事例等）を作成し、全ての地方公共団体において、住民や地域社会等がデジタル化の成功体験を得られるよう支援することとする。地方発で開発・実装の進んだ優れた取組やシステムが、速やかに全国展開し、地域発のイノベーションを積極的に実現できるよう、大学や高等専門学校を核とした、新たな官民の人材環流や、スタートアップ企業の創出に向けた環境整備を進めていくこととする。

（3）デジタル田園都市国家を目指すための主立った取組

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、具体的には以下のような取組を推進する。

① 地方を支えるデジタル基盤の整備

インフラシェアリングなどの手法も活用し、5Gなどの高度なネットワークの普及の整備を促進するとともに、マイナポータル、海底ケーブル、データセンター、データ連携基盤、統合ID基盤、ガバメントソリューションサービス、ガバメントクラウド、様々なサービスに活用できる窓口・認証機能など、デジタル田園都市国家構想を推進するに当たり共通に必要となるデジタル基盤を、デジタル庁が指定するアーキテクチャ等に従つて、各府省庁の施策を総動員し、早急に整備を行う。

② 地方の課題を解決するデジタルサービスの生活への実装

狭い意味での「まちづくり」にこだわらず、相互運用性の確保を始めとするデジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における特定されたビジョンの実現や社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民や大学・高等専門学校などが連携し、官民も一丸となってデジタルを活用したサービスを構築し、生活への実装を進める取組を支援する。

③ デジタル人材の育成、地方への新たな人の流れの強化

デジタル田園都市国家構想を担う、新たなデジタルサービスや行政サービスを担う人材や、事業主体、行政機関の能力の開発・育成を行うとともに、官民学の間での人材の流動性の確保、都市部から地方への新たな人の流れを生み出すための取組を行う。

具体的には、各府省庁の施策を総動員し、STEAM教育からリカレント教育まで、全ての世代にわたってきめ細かくデジタル人材の育成を進めるとともに、官民連携したサテライトオフィスの設置や地方創生テレワークの推進、シェアハウスなど関係人口を強化するような新たな事業モデルの構築、移住促進を図るための環境の整備などを行う。また、誰一人取り残されないデジタル化に向け、各府省庁が連携し、デジタル推進委員の体制を早急に整備する。

④ デジタルを活用した地域産業の活性化、スタートアップの育成

農林水産業、観光、中小企業を始め地域を担う事業者の、取引やバックオフィスのデジタル化や電子商取引の活用を始め、生産性の向上や新たな市場の開拓に結びつくデジタル化を強力に推進する。また、大学・高等専門学校などを核に、新たなシーズの創出・活用や人材育成、新たなビジネス連携などに官民連携して積極的に取り組み、スタートアップ企業の輩出や新たな市場の獲得が、地方発で積極的に進むよう、スタートア

ップエコシステムの実現を始め、各府省庁の施策の総動員を図る。

⑤ デジタル田園都市国家モデルの海外展開

我が国の安全・安心でクリーンなまちづくりは、現状でも大きな国際競争力を持つ。デジタルの力を借り、官民学が力を合わせ、地方の個性をそのままに、都市部並みの利便性・生産性をもつまちづくりが実現できた暁には、そこで得たノウハウや育成された事業・産業の海外展開を、インフラ輸出、海外協力など様々な機会を捕まえて、積極的に後押しすることとする。

(4) 適切な目標の設定と関係者の総動員体制の確立

各府省庁の施策を効果的に連携させ、地方公共団体はもとより、国も、産業界も、大学・高等専門学校も、そして市民の力も総動員していくためには、各取組が、補助金や支援制度を巧みに組み合わせ、時間をかけてでもしっかりととした成果に繋げていくよう、それぞれが目的を明確化・共有し、各プレイヤーもその目的に沿ってそれぞれの活動を改善していくよう、EBPMを徹底していくことが肝要である。

このため、国は、官民学を積極的に連携させるプラットフォーム機能を提供し、ソーシャルな活動を支える新たな資金調達手法についても積極的に検討を行うと同時に、デジタル田園都市国家構想を目指す全ての取組に対し、積極的に関連するデータの収集とそのオープンデータ化に努めるよう求め、各取組が、以下のいずれかを参考として、明確な目標を立てること、及びその進捗のモニタリング結果について支援制度側に報告をすることを求めることとする。

目標パターン①：心豊かな暮らしの実現

「心豊かな暮らし（Well-being）」を測るにふさわしい指標を選択し、そこで暮らす人々の多くが満足していることを示す数値を達成すること。その際、国は、Well-beingをめぐり現在検討されている様々な指標の中から適切なものを選定し、各地域に推奨するとともに、そのためのデータの収集や活用についても、国は、地域に寄り添い、必要な支援を行うこと。

目標パターン②：持続可能な環境・社会・経済の実現

防災、ヘルスケアなど、「持続可能な環境・社会・経済の実現」に関わるいずれかの社会的課題に関わるテーマとその実現にふさわしい指標を特定し、年限を定めた目標値の達成を図ること。または、それにおいて、世界最先端を目指す取組要素を特定し、その実現を図ること。

目標パターン③：生産性の向上と新たな暮らしとイノベーションの地方からの創出

生産性の向上、又は収益力の高いビジネスの創出の実現を示す指標を選択し、年限を定めた目標値の達成を図ること。または、世界の人材を惹きつけるような、新たな暮らしとイノベーションにつながる取組を具体的に特定し、地域発で、他の地域にない取組を生み出し、他の地域へ広げること。

3. 国際戦略の推進

【目指す姿】

- ・トラスト（信頼）を基盤とした国際連携を確立する。特に、DFFTについて提唱国として責任を持って推進し、令和5年（2023年）のG7日本開催を見据え、成果に繋げることを目指す。
- ・国際標準を正しく理解し、適切かつ有効に活用する。
- ・諸外国のデジタル政策に関わる機関との関係を強化し、例えば、利用者本位の行政サービス、デジタル人材の育成について先進的な取組の情報提供を受け、日本からも有益な情報提供を行う。
- ・新興国に対する情報提供や研修等による支援を行う。

デジタル化を推進するためには、グローバル基準への対応や諸外国政府等の関係機関との協力・連携が不可欠である。デジタル庁を中心に各府省庁においては、デジタル分野において必要とされる国際標準や国際連携への対応について、トラスト（信頼）を醸成しつつ、責任を持って戦略的に推進する。特に、国際的なルール形成が必要なDFFTの推進については、提唱国である我が国が中心となって積極的に取り組む。また、国際標準を適切かつ有効に活用できるよう、国際的な技術や制度に関する動向を常に注視し、デジタル庁において定める各種標準へ反映するなど、各府省庁と連携しながら、グローバル化への対応を推進する。さらに、利用者本位の行政サービスの実現やデジタル人材の育成等、先進的な取組を行う諸外国からベストプラクティスの共有や研修等で協力を得つつ、我が国からも有益な情報提供を行うなど、諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携を深め、関係を強化する。加えて、新興国に対しては、今後の協力関係への発展を見据え、我が国における成功事例や先進的な技術活用の現状を踏まえ、情報提供や研修等を通じて支援を行う。

① DFFTの推進に向けた国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進み、データの収集・分析・加工による新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速している一方、プライバシー・セキュリティ等、データ流通に関する制度は各国の状況に応じて様々であり、中には、自国から他国へのデータ移転を制限する等の規制を設ける国も出てきている。

我が国としては、新たな価値の源泉であるデータが自由で信頼性が担保された枠組みで流通することが経済成長をもたらすとの考え方の下、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るために、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々と連携し、データ流通に関する国際的なルール作りや討議等を通じて、DFFTを推進する。

令和3年（2021年）4月には、G7デジタル・技術大臣会合において、DFFTを推進するため、具体的な協力分野とロードマップが提示され、議論された。

デジタル保護主義に対抗するため、有志国との連携を図るが、我が国としてはテクノロジーを軸にイデオロギー中立的な立場で、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」、さらには「経済安全保障」の概念とのバランスの取れた国際ルール・制度形成を行う。令和5年（2023年）のG7日本開催に向けた積極的提案をも検討する。

② 利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築

利用者の真の要望に沿った行政サービスを提供し利用者の体験価値を向上させるため、諸外国では、利用者の要望を正しく理解し対応するサービス開発を目指して新たなアプローチが用いられている²⁰。我が国でも行政サービスの提供に当たってサービス設計12箇条などに基づく検討を推進している。

こうした取組に当たり、各国が同様の課題に直面しそれぞれに解決策を見出してきた状況を踏まえ、二国間での直接的な協力関係や国際的なコミュニティを活用し、相互に協力することで効率的かつ高品質なサービス開発に成功している例が増加している。これにより、行政サービスの利用者に対して高品質かつ迅速なデジタルサービスが提供できるほか、官民での共同推進及び情報発信を行うことで、国内の事業者等に対して国際市場への参入機会の提供に繋げることも期待される。

③ 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力

デジタル人材の枠組み（フレームワーク）に基づき、必要とされる人材のスキル等を明確にするだけでなく、そのためのトレーニングを政府機関等が提供している諸外国との協力関係を構築し、デジタル人材育成のための枠組みや研修について協力を得るとともに、我が国からも有益である分野について情報提供等を行う。また、人材交流やワークショップの共催など、短期的にも外部の知見を獲得し、国内に活用できるような取組を推進する。

④ 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化

デジタル分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において二国間の関係強化に向けた取組を進める。

まずは相互の信頼関係の醸成を行い、情報共有や共同して推進すべき事項（アジェンダ）を明確にする。その際には、国内における問題認識や課題を踏まえ、各々の国に対して適切なアジェンダを設定する。その上で覚書（MOU）を交わすことなどを通じ、テーマに適した関係府省庁等も巻き込みながら関係性を強化する。将来的には、双方にとってのメリット等を踏まえ、共同プロジェクトの推進なども視野に入れた検討を行う。

加えて、強力な影響力を持つグローバルのシステム又はサービスベンダーに対し、政府として交渉をする際に、我が国のみで要求するのではなく国際的協調の枠組みを利用することで、より強力かつ効果的な交渉が可能となることが期待できる。

⑤ 他国への支援

我が国におけるデジタル化の取組は、大規模かつ複雑な業務システム開発の経験やノウハウ、防災・減災におけるデジタルの利活用、高齢化社会に向けた取組など、国際的に注目を集め評価されているものもあり、特に、アジア、アフリカ、南米等を中心に、デジタル化の意欲が強い新興国に対して、関係府省庁では従来から研修等を通じた協力を実行している。

今後は、研修による情報提供から更なる協力関係に発展させることを目指し、関係府省庁がそれぞれの政策分野において継続的に関係を維持しつつフォローアップを行い、将来的には現地において同様のサービスが提供できるようシステム開発や業務見直しを共

²⁰ 例えば、デジタル・ガバメント先進国の中には、サービスデザイン思考が採用されている国があり、それを専門的に推進する組織や人材を整備・確保している。

同で推進するなど、具体的なプロジェクトに発展させる等して効果的な他国支援を行っていく。

4. 安全・安心の確保

【目指す姿】

- ・利便性の向上とサイバーセキュリティの確保を両立させる。そのため、クラウドサービスの利用拡大とともに、常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装を見据えた対応等を進めていく。政府の情報システム整備における、サイバーセキュリティについての基本的な方針を示し、この方針等に基づいて、サイバーセキュリティ対策の強化を図っていく。
- ・あわせて、個人情報の保護について、改正法の周知を始め制度の情報提供に積極的に取り組んでいく。さらに、情報通信技術を用いた犯罪の防止や、高度情報通信ネットワークの災害対策に引き続き取り組むことにより、安全・安心なデジタル社会の構築を図る。



① サイバーセキュリティの確保

IoT、AI等により実現される Society 5.0 として目指すべき社会では、サイバー空間の利用は不可欠であり、国民の生活や経済活動の基盤となる政府等の情報システムを含む重要インフラ等のサイバー攻撃によるリスクの増大から、対策の重要性はますます大きくなっているところである。いまや、あらゆる主体がサイバー空間に参加することとなる中、デジタル化の動きと呼応し、「誰一人取り残さない」サイバーセキュリティの確保が求められている。

デジタル改革を進めるに当たって、政府機関、独立行政法人等のサービスにおいて、国民目線に立った利便性の向上の徹底と国民への行政サービス等を安定して安全に提供するといった観点を含めたサイバーセキュリティの確保の両立が不可欠であることから、サイバーセキュリティ戦略²¹に基づき、政府全体として、同戦略を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、サイバーセキュリティの強化に努める。

特に、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」²²（以下「政府統一基準」という。）の継続的な見直しと監査等の取組によるセキュリティレベルの維持・向上の推進の一環として、政府情報システム（共通基盤を含む。）におけるクラウドサービスの利用拡大や常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装を見据え、令和5年度（2023年度）末までに政府統一基準を改定する。

²¹ 令和3年9月28日閣議決定

²² 現行版は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

また、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において、セキュリティリスクの小さい業務・情報を扱うシステムが利用するクラウドサービスに対する仕組みを、令和4年（2022年）中に策定し、クラウド・バイ・デフォルトの拡大を推進する。あわせて、政府が取り扱う情報の機密性等に応じてパブリッククラウドとプライベートクラウドを組み合わせて利用する、いわゆるハイブリッドクラウド²³の利用の促進など、政府情報システムにおけるクラウド利用を、セキュリティを確保しつつ進める。さらに、クラウド監視に対応した GSOC²⁴の機能強化等の推進をしつつ、GSOC の着実な運用に継続的に取り組む。

デジタル庁は、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）とも連携して、情報システム整備方針においてサイバーセキュリティについての基本的な方針を示し、当該方針に基づいて政府情報システムの整備・運用を実施するとともに、各府省庁は、デジタル庁による統括・監理を通じて当該方針の実装を進めることとする。これらの方針に基づいた取組を通じて、デジタル庁及びNISCは、政府情報システムの整備・運用段階の全体にわたりセキュリティ・バイ・デザイン、DevSecOps²⁵のアプローチを含めてセキュリティ対策の強化を図る。デジタル庁が整備・運用するシステムを中心とした安定的・継続的な稼働の確保等の観点から検証・監査を実施することとし、その実施体制をデジタル庁と独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が共同して構築し、令和4年度（2022年度）以降、「①デジタル庁システム」（各府省が共通で利用する基盤を含む。）を中心に、デジタル庁に設置するセキュリティの専門のチーム及びデジタル庁の依頼に応じて IPA が、整備・運用等の段階において情報システム整備方針に沿っているか等を継続的に確認する。さらに、令和5年度（2023年度）以降は、「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」についても情報システム整備方針への適合性を確認することを目指す。

さらに、NISCは、情報収集・分析から、調査・評価、注意喚起の実施及び対処と、その後の再発防止等の政策立案・措置に至るまでの一連の取組を一体的に推進するための総合的な調整を担う機能としてのナショナルサートの枠組み強化に向けた取組を進めつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに関し、必要な注意喚起の実施やセキュリティ監査、再発防止等の政策立案・措置等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。

これらに加えて、デジタル庁が整備・運用するシステムについて、リアルタイムで監視を行い、常に順守状況を確認するとともに、何らかのインシデントが発生した場合には、セキュリティ専門チームの知見を生かしながら、速やかに被害の拡大を防ぎ、回復のための措置を講ずるレジリエンスを向上させたセキュリティ対応態勢が重要となる。特に、停止した場合に国民生活に与える影響が大きいシステムについては迅速な対応が必要となるため、被害の拡大防止・回復のために必要なリソースを事前に確保するよう取り組む。これらに必要な体制及びルールについては、デジタル庁において令和3年度（2021年度）から構築する。

²³ ただし、パブリッククラウドの組合せが困難な場合にはプライベートクラウドのみ。

²⁴ Government Security Operation Coordination team

²⁵ 開発（Development）と運用（Operations）に加え、セキュリティ（Security）を融合させたライフサイクルとして、情報システムを捉える考え方。

② 個人情報の保護

令和3年（2021年）5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律²⁶（以下「デジタル社会形成整備法」という。）による改正後の個人情報の保護に関する法律²⁷（以下「個人情報保護法」という。）により、令和4年（2022年）4月以降、行政機関等における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されることになる。

各行政機関等においては、この計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。個人情報保護委員会は、令和2年（2020年）改正法²⁸の令和4年

（2022年）4月1日の全面施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら整備してきたガイドライン等を含む制度の周知・広報とともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。

また、個人情報保護委員会は、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の令和4年（2022年）4月1日の一部施行及び令和5年（2023年）春の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体との丁寧なコミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、改正により個人情報保護法の適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な周知・広報等を行う。さらに、これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る。

③ 情報通信技術を用いた犯罪の防止

国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようとする観点から、不正アクセスの防止やトレーサビリティの確保に向けた官民連携の取組、サイバー犯罪に関する警察への通報の促進、サイバー犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー犯罪に関する注意喚起の実施等に取り組む。また、令和4年度（2022年度）に警察庁の組織改正を行い、サイバー事案への対処能力の更なる強化を図る。

④ 高度情報通信ネットワークの災害対策

国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、そして、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、通信事業者によるネットワークの冗長性の確保（ルートの二重化等）のための環境の整備、災害発生時におけるMIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進する。

²⁶ 令和3年法律第37号

²⁷ 平成15年法律第57号

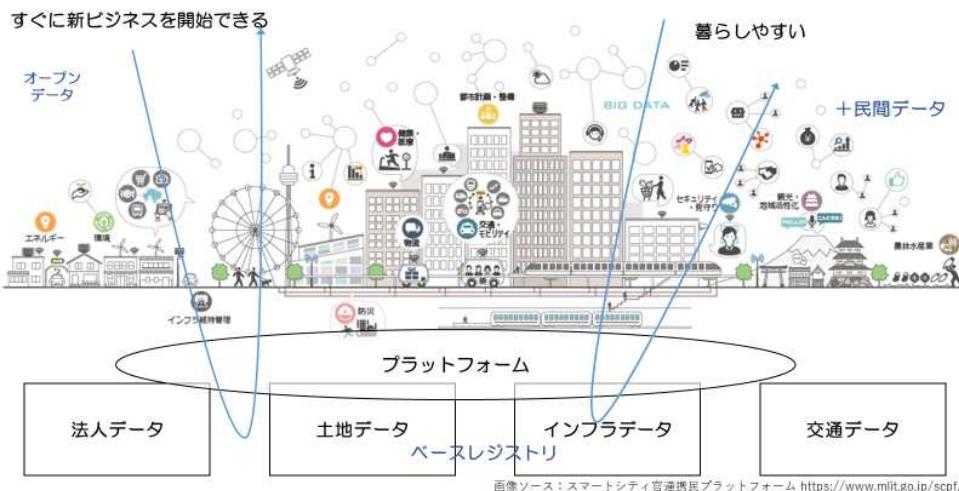
²⁸ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

5. 包括的データ戦略の推進

【目指す姿】

- ・包括的データ戦略を推進することにより、データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図る。

包括的データ戦略の社会実装に向けたビジョン



フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会を実現するため、「包括的データ戦略」²⁹において一定の方向性を示しつつ、「データ戦略推進ワーキンググループ」³⁰においてその戦略推進方策の具体化を行っている。

包括的データ戦略は、行政機関が最大のデータ保有者であり、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、データの分散管理を基本として、行政機関がそのアキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクしたID体系の整備、ベース・レジストリ³¹を始めとした基盤データの整備、カタログの整備等を行うとともに、民間ともオープン化・標準化されたAPIで連動できるオープンなシステムを構築していくことが求められるとし、デジタル庁にその実装の司令塔となることを求めている。

具体的には、デジタル庁の業務を通じて包括的データ戦略を実践していくべく、情報システム整備方針に「行政におけるデータ行動原則」³²を反映させ、情報システム予算のレビューの中でその遵守状況を評価していくこと、準公共分野において包括的データ戦略に基づき付加価値の高いサービスを提供するプラットフォームが提供されるように情報システム整備方針を策定すること、相互連携分野において標準に係る整備方針の策定に当たり包括的データ戦略との整合性の確保を図ること等を求めている。重点項目として、トラスト、プラットフォー

²⁹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）別紙

³⁰ 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

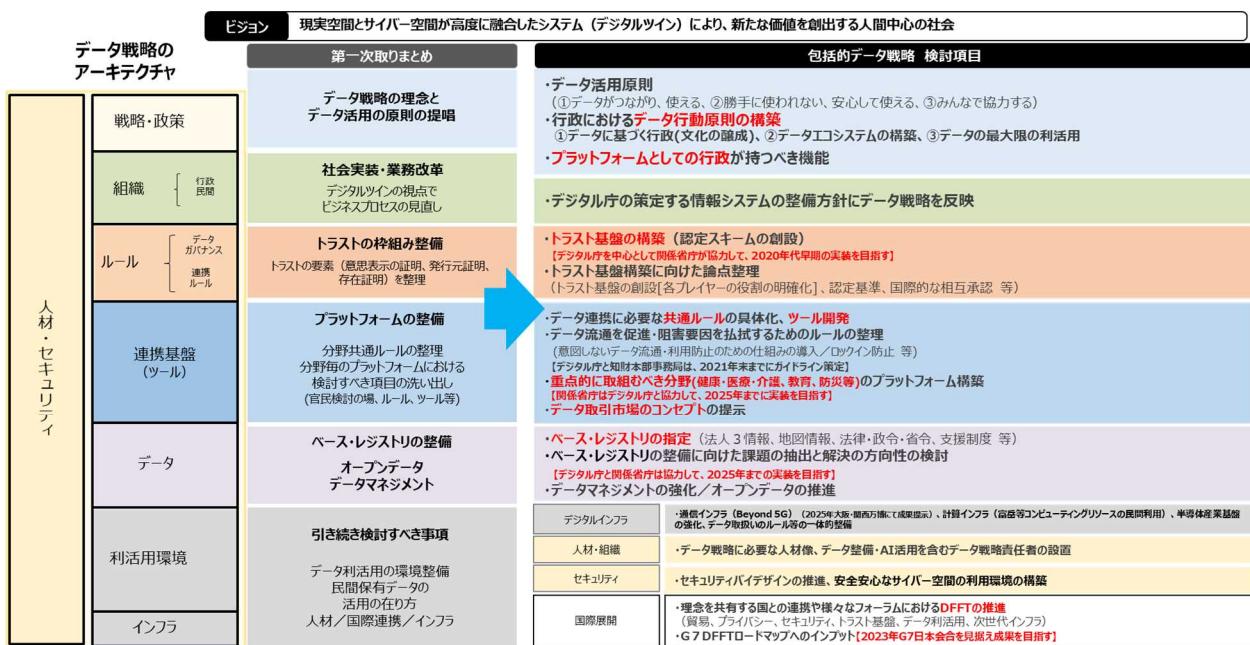
³¹ 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

³² 包括的データ戦略において、「行政におけるデータ行動原則」として、「データに基づく行政（文化の醸成）」（政策課題に対応するデータの特定、意思決定のためのデータの使用、データ視点での業務の見直し、行政によるデータ作成・提供）、「データエコシステムの構築」（活用・共有を前提としたライフサイクルに配慮したデータ設計・整備、データ標準の活用、データの品質確保、データ資産の整理）、「データの最大限の利活用」（データアクセスのルールの明確化、公開、データアクセス方法の多様化、公開、オープンデータの推進）が整理されている。

ム、データ取引市場とPDS・情報銀行、基盤となるデータの整備、デジタルインフラの整備・拡充を掲げるとともに、組織の在り方や、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の推進に向けた国際連携等についての方針を示している（包括的データ戦略に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

また、これらの取組を推進するため、デジタル庁に置いたデータ戦略統括が、行政・医療・教育・防災等をデータで変えるという視点から、データの整備やAIを含めたデータの利活用などの具体的な政策を担当している。今後、各府省庁の持つデータを洗い出し、その中から必要なデータの特定、データの活用方策の企画を行い、新たな価値の創造を図るため、各府省庁とデジタル庁データ戦略統括との連携を図る。

包括的データ戦略の概要



包括的データ戦略に関する具体的な施策

① トラストを確保する枠組みの実現

フィジカル空間をサイバー空間のデータに置き換えるためには、誰が（主体・意思）、何を（事実・情報）、いつ（時刻）というフィジカル空間の要素をサイバー空間においても「トラストの要素」として再現することが必要であり、これらのトラストを担保する基盤を確立していく必要がある。

そのため、取引や手続に係るデジタル化の阻害要因やトラストのニーズの実態を調査するとともに、これらの種別に応じて必要と考えられる信頼度（アシュアランスレベル）を整理することで、国際的な相互連携の観点にも留意しつつ、適切なトラストサービスの方向性を検討する³³。

トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループでの検討結果を踏まえ、令和 4 年度（2022 年度）中を目途にトラストを確保する枠組みの基本的な考え方（トラストポリシー）を取りまとめた。

② プラットフォーム

広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、「データ連携」とそれを「利活用したサービスを提供」する基盤（プラットフォーム³⁴）の構築が鍵であり、分野を越えたデータ流通を容易にするためのツール³⁵開発とデータの取扱いに係るルールの具体化が重要である。包括的データ戦略においては、プラットフォームの構築に当たって検討する事項として、関係者とその求める新たな価値の分析、そのために必要となるデータの特定、アーキテクチャの策定などが示されたところであり、主要分野のプラットフォーム構築は、これらの検討手順に沿って行っていく。

これまで分野間データ連携基盤については、SIP³⁶においてコネクタ等の機能開発を行ってきた。その運用を担う、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA：Data Society Alliance）は令和 2 年（2020 年）12 月に設立され、分野間データ連携に必要なツールとそれを提供するプラットフォームである「DATA-EX」を構築することとされた。引き続き、認証認可を含むトラスト支援機能や分野横断型データカタログなど、必要な機能の開発を行い、安定的かつ持続的な運用に向けての課題の整理、及び実稼働に向けた道筋をつける。

主要分野ごとの具体的なプラットフォームの構築としては、準公共分野及び相互連携分野として示す「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「インフラ」、「スマートシティ」を重点的に取り組むべき分野として、包括的データ戦略に示す上記の検討手順に沿って、令和 7 年（2025 年）までのプラットフォームの実装を目指す。

③ データ取扱いルールの実装の推進

これまでに各分野において官民が連携して進めてきたプラットフォーム構築の取組を踏まえ、「データ取扱い一般に関する共通ルール」³⁷や「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」³⁸の必要性が確認されたところであり、今後これらに基づいて各分野のプラットフォームにおけるルールの具体化が必要となる。

このため、データ提供者・利用者・取引市場・プラットフォーム運営者といった多様なプレイヤーが守るべき「データ流通の促進と阻害要因を払拭するためのルール」の実装ガイダンス³⁹を策定しているところである⁴⁰。ガイダンスが公表された後は、準公共等の各分野にお

いて、プラットフォームが備えるべきルールについて、このガイダンスを参照し検討を進める。

④ データ取引市場と PDS・情報銀行

公正なデータ取引の担保によるデータ流通の促進にあたってはデータ取引市場の構築が重要であり、データにアクセスし利用する権利（データアクセス権）等を設定し、公正・中立で信頼できる運営事業者（Trusted third party）がそれらの取引を仲介することにより、データ流通の活性化とダイナミックな市場形成を実現するものとして、データ取引市場のコンセプトを包括的データ戦略において提示した。

この点、一般的な市場においては、情報収集コストの低減、財産権の保護、相手方の信頼性の確保などの要件が必要となるところ、データについては、無体物であり民法上の財産権が観念されない、無制限な複製が可能、標準的な価値・価格の相場がないといった特性があるため、これらを加味したデータ取引市場の成立要件を整理するとともに、その実装方策についても検討する。

また、国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの確保における PDS（Personal Data Store）や情報銀行の活用可能性について検討する。

⑤ ベース・レジストリの整備の推進等

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、令和3年（2021年）5月に「ベース・レジストリの指定について」を策定し、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するもの及び今後ベース・レジストリとして整備の在り方を含め検討するものの区分を設け、具体的なデータを指定した。今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う。その際、

³³ 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」において検討している。

³⁴ 包括的データ戦略において、プラットフォームはデータ連携基盤（ツール）、利活用環境とデータ連携に必要なルールを提供するものであるとされている。

³⁵ 包括的データ戦略において、プラットフォームにおいては、検索のためのデータカタログ、データ連携のためのコネクタ、ID及びアクセスコントロール、ログ管理、契約支援等の機能が必要になるとされている。

³⁶ 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」のこと。

³⁷ 包括的データ戦略において、「データ提供主体／データの真正性等の運用ルール」、「データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール」、「パーソナルデータの取扱い」、「データ交換のための標準化」、「データの品質の考え方」が整理されている。

³⁸ 包括的データ戦略において、「データについての関係者の利害・関心の表明」、「意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入」、「データに関するガバナンスの構築」、「公正なデータ取引の担保」、「ロックイン防止のための仕組みの導入」が整理されている。

³⁹ 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ」において策定している。

⁴⁰ ガイダンスにおいては、①多様なステークホルダーの懸念・不安感（データ流通の阻害要因）を払拭するには(a)データに対するコントローラビリティの確保、(b)公正な取引の実施の担保、(c)ガバナンス確保のためのインセンティブ設計、の3つの機能がルールに必要であることを示し、機能の実行手段の選択肢を示す。また、②各機能の実行要求レベルをステークホルダーが抱く懸念・不安（リスク）に応じ選択すべきこと、③ルールはアジャイルに更新すべきであることを示す。

それぞれのデータの整備状況や特性等を勘案し、最も適した運用形態⁴¹を検討し、整備を進める。

当面の整備対象を事業所・事業者、住所・土地、行政等の各分野のベース・レジストリとし、それぞれについて目指すべき姿の明確化、ユースケースの特定を行い、その実現に向けたID体系の整理、整備すべきデータの特定、その他課題の整理を令和4年度（2022年度）末までに行う。

また、デジタル庁を中心に、個人情報など秘匿性の高いデータに対し、誰がいつアクセスした等のアクセス情報を本人が確認できるようにするなど、データ運用における利用者の信頼性の確保を図る。さらに、APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す。

デジタル庁は、データ標準や各種ツールの整備を進め、指定されたデータを保有する各府省庁に対し必要な支援を行う。各府省庁においては、デジタル庁の整備するデータ標準への準拠、品質評価の実施、参照ルールの徹底等ベース・レジストリに適用されるルール遵守の徹底を図る。

品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む。

また、ベース・レジストリのように汎用的な活用はされないものの、特定分野において社会の基盤として使われるデータや、民間部門において整備されるデータに関して、整備を推進する必要がある。準公共分野については、情報システム整備方針に従い、関係府省庁及び関係業界が連携して当該分野に必要な基盤となるデータの整備を図る。相互連携分野については、IPAのほか関連民間機関と連携し、標準に係る整備方針を策定する。

さらに、統計データを各分野のデータと容易に組み合わせて使える状態とする観点から、データを組み合わせるためのキーとなる分類やコード、データの定義等の相互運用性の確保等、データが連携しやすい環境を整備する。

⑥ オープンデータの推進

データ利活用の重要性が急速に増大する中で、ベース・レジストリや他の基盤となるデータ等が経済社会活動に与える意義や、社会におけるデータに関する考え方方が変化し、データのマネジメントやライフサイクルを大きく変えていく必要が増大している。また、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた産業の国際競争力の強化や社会全体の生産性向上に資するものとして推進してきたところであり、今後のデジタル社会の形成に当たっても、国民にデジタル化の恩恵をもたらすものとして不可欠な取組である。このため、国及び地方公共団体等において、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護に配慮しつつ、公共データの公開及び活用を進める。

⁴¹ 包括的データ戦略において、各府省庁等の保有するデータベース又はネットワークからキャッシュ等でデータを取得し活用する方法、ベース・レジストリカタログとの連携で活用する方法、各府省庁の保有するデータベース等からデータをマッシュアップし、新たにベース・レジストリデータベースを構築・運用する方法の3類型が考えられるとされている。

また、情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する情報システムの連携のための標準の整備方針（以下「標準に係る整備方針」という。）に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といった「オープンデータ基本指針」⁴²の考え方を反映させる。各府省庁は、行政保有データを利用者が活用しやすい形で公開するために、行政手続及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講ずる。

地方公共団体によるオープンデータの取組に関しては、地方公共団体の約7割⁴³がオープンデータ化を推進している。このため、オープンデータへの取組を実施済みの地方公共団体においては、データ利活用の観点から、データの機械判読性などの質を向上させる方策が必要であり、令和3年度（2021年度）中に、オープンデータ取組の質を測る指標を設計する。また、専門家等の派遣、地方公共団体において特に公開が望まれる分野やデータ項目の提示、先進的な取組事例や手引き等の紹介、人材育成のための各種研修の在り方、中間支援組織との連携等について検討する。他方、オープンデータの取組が未実施で独自での取組が困難な地方公共団体においては、都道府県や国等のサイトでオープンデータを掲載する等、オープンデータの取組の支援について検討する。

⑦ 基盤となるデータの整備

ア カタログサイト／コードの整備等

ベース・レジストリを始めとした各種データについては、データの整備だけでなく、データを見つけやすくする仕組みや、現場や利用者に負担をかけずに運用できる仕組みの整備が重要であることから、デジタル庁は、各府省庁の保有するベース・レジストリを始めとした基盤となるデータについて、令和3年度（2021年度）中に、一覧性、検索性のあるカタログサイトを整備し、令和4年度（2022年度）以降にデータ項目の定義を一覧にするデータ・ディクショナリ⁴⁴を整備する。

また、データ間の連携を行うためには、データの分類や、データ間をつなぐためのコードが必要になることから、政府等で整備しているコード情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする。

イ データマネジメントの強化

基盤となるデータの整備、オープンデータも含むデータの生成・利活用、トラストの確保等を幅広く捉えた包括的なデータマネジメント⁴⁵を推進していく必要がある。

データの生成・設計・開発の工程に関しては、政府情報システムの開発の手順を示した標準である政府標準ガイドライン群⁴⁶のほか、デジタル庁が整備するデータ標準やデータ品質管理フレームワークを積極的に活用する必要がある。このため、令和3年度（2021年度）中に、データ標準及びデータ品質管理ガイドブックを策定・公開する。

⁴² 平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和3年6月15日改定

⁴³ 政府CIOポータルオープンデータ取組済自治体申請数から集計（令和3年（2021年）10月12日時点）

⁴⁴ 組織内のデータ項目名やその定義を一覧にし、データ定義の誤解釈や重複を防ぐ仕組み。

⁴⁵ データを活用できる状況で整備、維持管理するための活動であり、データ設計、データ整備、維持管理及びそのプロジェクト管理の全ての活動を含む。

⁴⁶ 政府情報システムを構築するための各種ガイドで構成される。マスターデータやコードを設計するためのガイドやデータ標準などがガイドされている。

<https://cio.go.jp/guides>

また、令和3年（2021年）3月に「環境省データマネジメントポリシー」が策定され、同ポリシーに基づく行政データ連携の推進や保有データのオープン化の取組が進められているところであり、こうした取組の実施状況も参考にしつつ、政府におけるデータマネジメントの在り方を検討する。情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁が関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する。これらにより、ライフサイクルを通じた再利用性の高いデータの整備を行っていく。

6. デジタル産業の育成

我が国が目指すべきデジタル社会を実現するためには、民間事業者の創意工夫の下に多種多様なサービスが国民に提供されることが必要であり、ベンチャー企業等の中堅企業を含む我が国のデジタル産業の育成が欠かせない。

このため、株式会社産業革新投資機構（JIC）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、独立行政法人中小企業基盤整備機構等を通じ、ITスタートアップへのリスクマネーの供給や大企業との事業提携等を促進する。

これまで1,900人超の人材を輩出、300名が起業・事業化するなど、突出したトップIT人材を創出する「未踏事業」を通じて国内のデジタル産業の担い手を発掘する。

これらの取組を通じて、令和7年（2025年）までに50のユニコーン/上場ベンチャーの創出を目指す。

また、サイバーセキュリティ製品の信頼性確保の基盤作りに取り組むことで、他国に過度に依存しない日本発の製品・サービスの育成に取り組む。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続が完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靭性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアキテクチャの将来像を整理し、令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとして検討する。

行政サービスの将来像の検討に当たっては、利用者目線を徹底する必要がある。例えば、行政の保有する情報や本人の意思に基づき民間から提供された情報の範囲で自分が利用可能なサービスがお知らせされ、意思表示するだけで簡単にサービスが利用できること、行政とのコミュニケーションをデジタルチャネルで対話的に行うことが可能とすること、サービスデザインにデジタル弱者へのサポートが組み込まれていること、また、手続を行う国民だけではなく、行政事務を担う職員の負担を軽減することも期待される。

あわせて、民間サービスも行政サービスのフロントエンドを担えるようにすることで、国民がより多様なUI・UXを選択できるようにするとともに、民間サービスと行政サービスとの一層の連携等を通じて民間サービスに新たな機会を提供しつつ、行政DXを官民共創で進めるエコシステムを創出することも重要となる。

トータルデザインの実現に向けて、こうした行政サービスとエコシステムの将来像を実現するようなアキテクチャを設計する。

② 実現に向けた技術及び制度の検討

このような行政サービスの将来像を見据えながら、デジタル社会の形成に関する司令塔であるデジタル庁が中心となり、関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から検討し、令和4年（2022年）夏までに具体的方向性について結論を得る。

具体的には、地方公共団体等の実務の現場で抱える課題を踏まえ、アプリケーション、情報連携基盤、ネットワークやクラウド等のインフラについて、それぞれ以下の観点から、トータルデザイン実現に向けた制度的・技術的検討を進める。

行政サービスのアプリケーションの検討に当たっては、利用者目線の徹底が重要である。システムのコンポーネント化（部品化）、API整備等の取組を進めることで、民間サービスを含め行政サービスのフロントエンドを多様化し、国民の行政サービス体験を変えていく必要がある。この観点からマイナポータルの抜本的改善等の検討を進める必要があるとともに、民間サービスの積極的かつ適切な参入を促すシステムやルールを含むアキテクチャとすることが重要である。

情報連携基盤の検討に当たっては、国民が、自らのデータに基づいて必要な行政サービスを受けられるようになるため、行政機関間の情報連携を円滑かつ安全に行う基盤を構築する必要がある。具体的には、現行の情報連携を担っている情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等の現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含め、情報連携の基盤

となる公共サービスメッシュ（仮称）⁴⁷の設計について検討する。その際は、情報連携の基盤において管理するデータの範囲やその手法の在り方について整理するとともに、行政機関間における情報照会及び情報提供について中間サーバ等を介在させずAPI連携等を手段として効率化とリアルタイム化を追求する。あわせて、国民自身が自らのデータを管理している主体やその取扱いについて適切に把握しつつ、必要なときに必要な自らのデータの利用等が可能となる手法も含めて具体化を追求する。

これらの検討に当たっては、データの分散管理を基本とし、個人のデータを管理するインフラと、データを取り扱う主体ごとの権限や主体間の責任分界など、各種法令等に基づいてデータを適切に管理するための仕組みについてシステムと法制度の両面から検討する。

インフラの検討に当たっては、「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの採用も見据えながら、政府における実証研究を含めた技術的検討及び各地方公共団体の取組状況を踏まえて、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進める。

こうしたアプリケーション、情報連携基盤、ネットワークやクラウド等のインフラについて、アーキテクチャを根本から見直すに当たり、アプリケーションとインフラを分けて、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。

また、アーキテクチャの設計及び実装の全体ロードマップの検討に当たっては、ガバメントクラウドの整備や国の業務システムのガバメントクラウドへの移行、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化のスケジュールなど現行基盤の更改時期等とともに、地方公共団体等の実務を踏まえて進めることが重要である。具体的には、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化におけるデータ要件・連携要件の検討に当たり、公共サービスメッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとするなど、基幹業務システムがアーキテクチャ上に円滑に位置付けられるようにしていく。

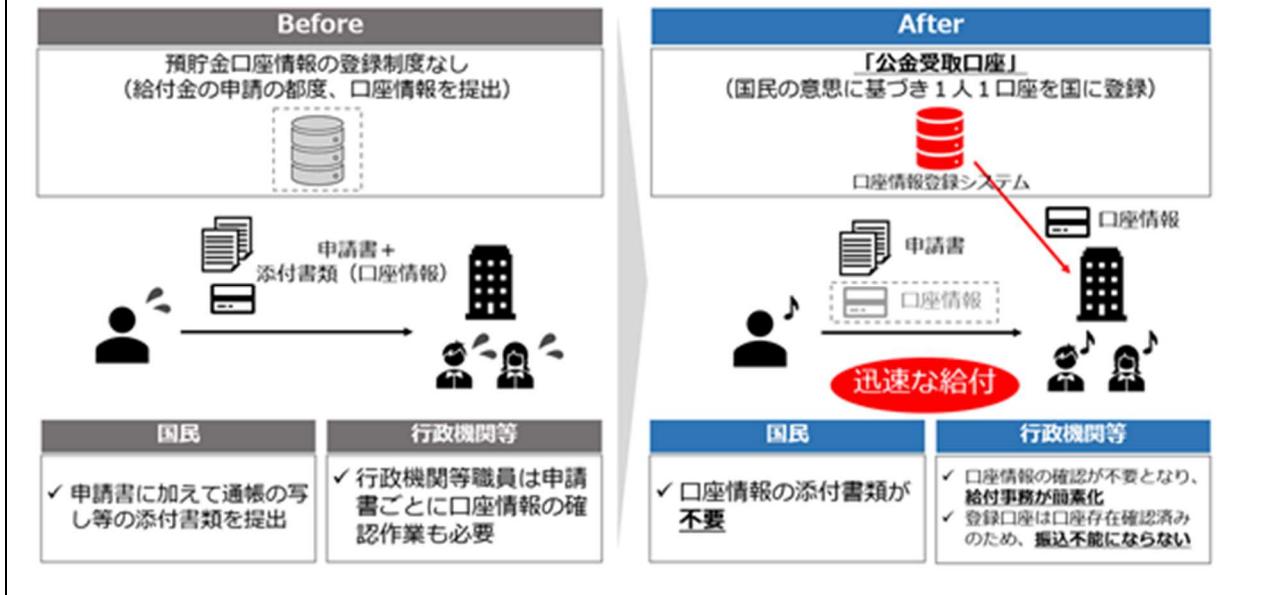
これらの取組を進めるために、官民の適切な役割分担について整理するとともに、アーキテクチャの設計・運用・管理に係る国や地方公共団体等の間の役割分担を明確化し、国・地方公共団体・民間が一体となって、トータルデザインを実現していく。

⁴⁷ ワンストンリーを実現するため、データの照会・提供だけでなく、プッシュ型通知・更新を行うことができ、府内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる情報連携基盤を指す。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

【目指す姿】

- ・新型コロナウイルス感染症対策など緊急時においても必要な行政サービスが国民に届くよう、行政サービスのデジタル化を推進する。例えば、公金受取口座の登録・利用を推進することにより、迅速な給付の実現を図る。



① ワクチン接種証明書のスマートフォンへの搭載の推進

ウィズコロナ下での社会経済活動の再開のため、ワクチン接種記録システム（VRS）の記録を活用しマイナンバーカードを用いた本人確認を前提とする接種証明書のスマートフォンアプリの提供を令和3年（2021年）中に開始した。今後、提供開始後のアプリの利用状況等を踏まえて必要な改善の検討を行う。

② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律⁴⁸に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、令和3年（2021年）5月に「子育て世帯生活支援特別給付金」を、6月に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

マイナンバーカードを利用した公金受取口座の登録については来春、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについては令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。

このため、預貯金口座へのマイナンバーの付番の円滑化の制度と併せて関係府省庁や関係機関等と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、公金受取口座の登録制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

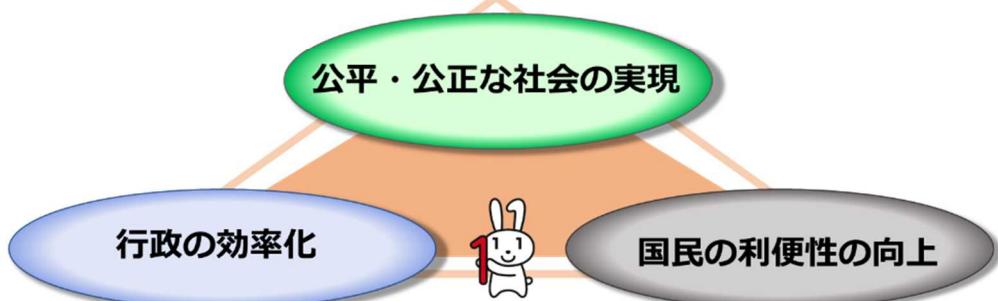
⁴⁸ 令和3年法律第38号

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

【目指す姿】

- ・個人の ID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する。
- ・従来は、申請手続ごとに、国民が多くの書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続について、マイナンバー制度の利活用により、必要な添付書類が減り、また、行政の事務処理もスムーズになり手続の時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上に繋がる。⁴⁹

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るために特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則ることを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようとする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを享受できるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律⁴⁹（以下「マイナンバー法」という。）の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

その上で、国民の理解が得られたものについて、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度の施行を目指す。

⁴⁹ 平成25年法律第27号

② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

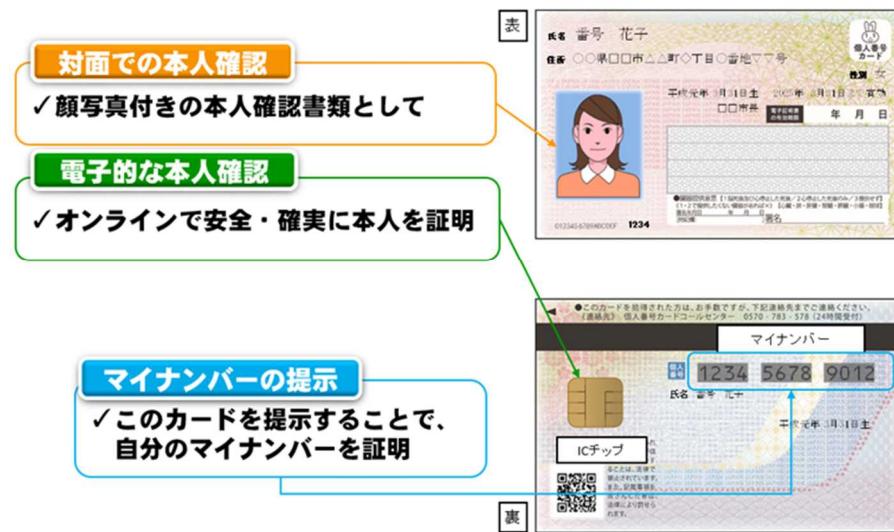
医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

令和 3 年度（2021 年度）に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、令和 5 年度（2023 年度）までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和 6 年度（2024 年度）にデジタル化を開始する。

(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

【目指す姿】

- ・マイナンバーカードの ICチップには電子証明書などの機能を搭載しており、民間事業者を含め様々なサービスに活用することができる。例えば、マイナンバーカードの電子証明書で本人確認を行うことで、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請などに利用できる、ネット証券などの民間サービスの申込みに利用できる等、様々なメリットがあるため、マイナンバーカードの徹底的な利用を推進する。



令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナワクチンの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進などにより、マイナンバーカードの普及促進を図る。また、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。加えて、マイナポータルの抜本的改善・民間サービスの利用シーン拡大等を通じて、国民にとって利便性の高いマイナンバーカードのユースケースを拡充する（5.（1）「マイナポータルの抜本的改善に関する具体的な施策」参照。）。

なお、マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表に沿って引き続き推進する。

① マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進

診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、令和4年度（2022年度）末までにおおむね全ての医療機関等で利用できることを目指し、医療機関等での環境整備を推進する。

② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現

令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度（2024年度）末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。

③ マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現

マイナンバーカードと在留カードの一体化について中長期在留外国人がより高い利便

性を得られるものとするための検討を更に深め、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度（2025年度）から一体化したカードの交付開始を目指す。

④ マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

令和3年度（2021年度）末までに技術検証・システム設計を行い、令和4年度（2022年度）中の実現を目指す⁵⁰。

電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを目指し、スマートフォンへの搭載方法を検討する。

⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現

令和6年度（2024年度）中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

⑥ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等

法律⁵¹の規定に基づき、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施するなど、電子証明書の発行・更新等の円滑な実施を図る。

⑦ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管府省庁ごとに工程表を作成し、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。なお、アンケート調査等により定期的なフォローアップを実施するなど、積極的に取り組む。

⁵⁰ スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。

⁵¹ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）

【マイナンバーとマイナンバーカードについて】

- ・マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号。現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律又は条例で定められた事務手続に使用されている。
- ・マイナンバーカードは、住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。カードの表面は顔写真付きの本人確認書類として官民間わず利用することができ、裏面のICチップ内に搭載された電子証明書や空き領域も、官民間わず様々なサービスに利用できる。

マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手続に限って利用されています。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。

○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

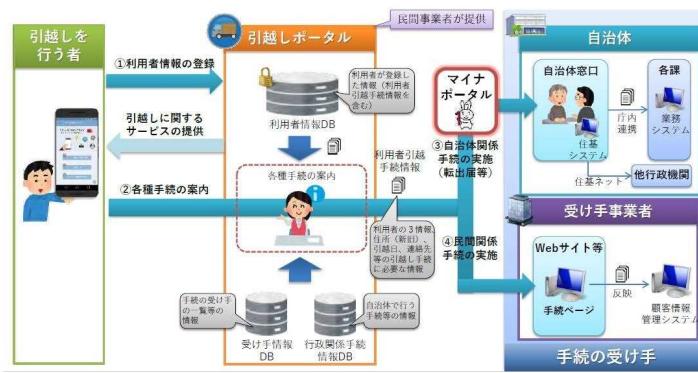


- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

(5) 公共フロントサービスの提供等

【目指す姿】

- ・行政手続のワンストップ化を推進することにより、国民が子育て・介護、引越しなど暮らしに直結する様々な行政手続をワンストップで行うことができるようとする。
- ・例えば、「引越しワンストップサービス」では、引越しに伴う手続の窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供できるように支援することにより、利用者が、行政機関（地方公共団体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるようとする。



① マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む。）について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律⁵²に基づいて、令和6年度（2024年度）中の運用開始を目指す。

このため、公金受取口座登録制度と併せて関係府省庁や関係機関等と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

イ 養育費の支払確保

子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について、検討を行う。

② ワンストップサービスの推進等

国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護、引越し等の行政手続のワンストップ化を推進する（具体的な施策について、以下を参照。）。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を実現するため、APIの整備や公開を推進する。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

⁵² 令和3年法律第39号

ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

① 子育て・介護ワンストップサービス等の推進

子育て・介護に関連する手続のオンライン申請の普及促進として、マイナポータルぴったりサービスにオンライン申請における標準様式を令和2年度（2020年度）に介護関連の手続、令和3年度（2021年度）に子育て関連手続を登録し、利用を開始した。令和4年度（2022年度）にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関連する手続のオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

② 引越しワンストップサービスの推進

地方公共団体の手続に関しては、転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、令和3年度（2021年度）に関係府省庁や地方公共団体等の協力の下、地方公共団体での実地検証等を通じて事務フロー及び必要な準備作業等を取りまとめ、地方公共団体に対して周知を行う。令和4年度（2022年度）には、全地方公共団体においてオンラインによる転出届・転入予約など、転出・転入手続のワンストップ化を実現できるよう、マイナポータルを改修するとともに、地方公共団体のシステム改修等に対する支援を行う。

民間手続に関しては、住民本人の変更後の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）等の署名検証者への提供に関する制度改正を踏まえ、令和3年度（2021年度）から政省令等の整備を進め、令和4年度（2022年度）に本人の同意を前提に基本4情報等を本人の手続なしで署名検証者に提供するサービスを開始することを目指す。また、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しを行う者が、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行いつつ、民間事業者間の接続コスト低減を図ることを目的とした引越し手続のオンライン完結に必要なデータ項目のガイドラインを検討するなど、対象手続の更なる拡大を図る。

③ 死亡・相続ワンストップサービスの推進

平成31年（2019年）4月に取りまとめた実現方策⁵³等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

- ・デジタル庁は、戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、令和3年度（2021年度）中に法務省及び関係府省庁とともに検討を行う。
- ・死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、令和3年度（2021年度）内に課題を整理の上、速やかに対応する。

④ 社会保険・税手続のワンストップ化・ワンストップ化の推進

従業員のライフイベントに伴い民間企業が行う社会保険・税手続については、令和2年（2020年）11月から開始したマイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化の対象手続を順次拡大する。

民間事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照して社会保険・税手続を行うこと（社会保険・税手続の新たな提出方法）について、金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、令和4年（2022年）1月提出分から対応するとともに、クラウド提出済みのデータを確定申告等において利活用することを検討し、令和5

年（2023年）1月以降の実現を目指す。さらに、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和4年度（2022年度）以降の対象拡大に向けて検討を進める。

また、公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みである年金簡易試算Webについて、令和4年（2022年）4月の運用開始を目指し、令和3年度（2021年度）6月に開発着手、同年度後半にテスト（運用実験）を行う。

⑤ 法人設立関係手続のワンストップサービスの実現

令和3年（2021年）2月から開始した定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、GビズIDの発行等の取組について、定期的に取組状況を検証し、令和3年度（2021年度）を目途に見直しを行い、必要な措置を講ずる。

⑥ 旅券（パスポート）申請のデジタル化

旅券（パスポート）の申請について、令和4年度（2022年度）からオンラインによる申請を可能とし、その際にマイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。また、マイナポータルを利用し、令和6年度（2024年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図る。

⑦ 在留申請のデジタル化

在留外国人本人による在留関係手続のデジタル化について、将来の在留カードとマイナンバーカードの一体化も踏まえ、在留カードによる申請ではなく、民間のオンラインサービスに提供するマイナポータルAPIを活用するなど、マイナンバーカードによる申請について令和3年度（2021年度）中の実現を目指す。また、対象手続の追加を検討し、利用率向上のために必要な措置を行う。

⑧ 入国手続等のデジタル化

日本への入国等に係る一連の手続（検疫、入管、税関等）について、スマートフォン等の利用を通じたデジタル化を一層進め、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性の更なる向上を図るとともに、当該手続以外においても活用できるよう必要なシステム開発を行い、令和4年度（2022年度）内にその運用の開始を目指す。

⑨ 国税関係手続のデジタル化の推進

税務に関する手続は、多くの国民に関係する一方、複雑であり、納税者にとって必ずしも分かりやすいとは言い難い。申告納税制度を基本とする我が国においては、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現することが重要であり、更なるデジタルの活用により、これを実現していく。

そのため、国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上するとともに、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

⁵³ 「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ 2018」（平成31年4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

具体的には、チャットボットや確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など関連するシステムの機能を整理するとともに、その連携等を図ることにより、利用者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。また、その一環として、個々の利用者の特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）の状況や過去の申告・納税履歴を一覧で確認できるページをe-Tax上に設け、このページを経由して各手続を行うことができるようとする。

あわせて、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）等の利用促進を図り、関連する諸システムも含めて、手続全体のデジタル化とUI・UXの改善を推進する。

2. 暮らしのデジタル化

(1) 暮らしを変えるデータ連携の実現

① 準公共分野の指定

生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きいものとして、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を準公共分野に指定する。

② 相互連携分野の指定

各準公共分野をターゲットとした取組に加え、こうした取組分野を越えた横断的な連携が重要な相互連携分野として、まずは「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野を指定する。

これらのほか、国際的な商流・物流に係るプラットフォーム・ビジネスに関連する取組について、他の分野との関係を整理しつつ指定を検討する。

③ 準公共分野・相互連携分野の情報システム

準公共分野の情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。

相互連携分野については、各府省庁が、標準に係る整備方針を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。

④ 準公共分野・相互連携分野を支援するための政策プログラム

準公共分野及び相互連携分野⁵⁴については、①社会課題の抽出やそれを受け実現すべきサービスの内容、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援していくための政策プログラムを創設する。当該政策プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備⁵⁵した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討を進める。

⁵⁴ 準公共分野及び相互連携分野として指定する分野は、デジタル社会形成基本法第37条第2項第13号に基づく特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野）とする。

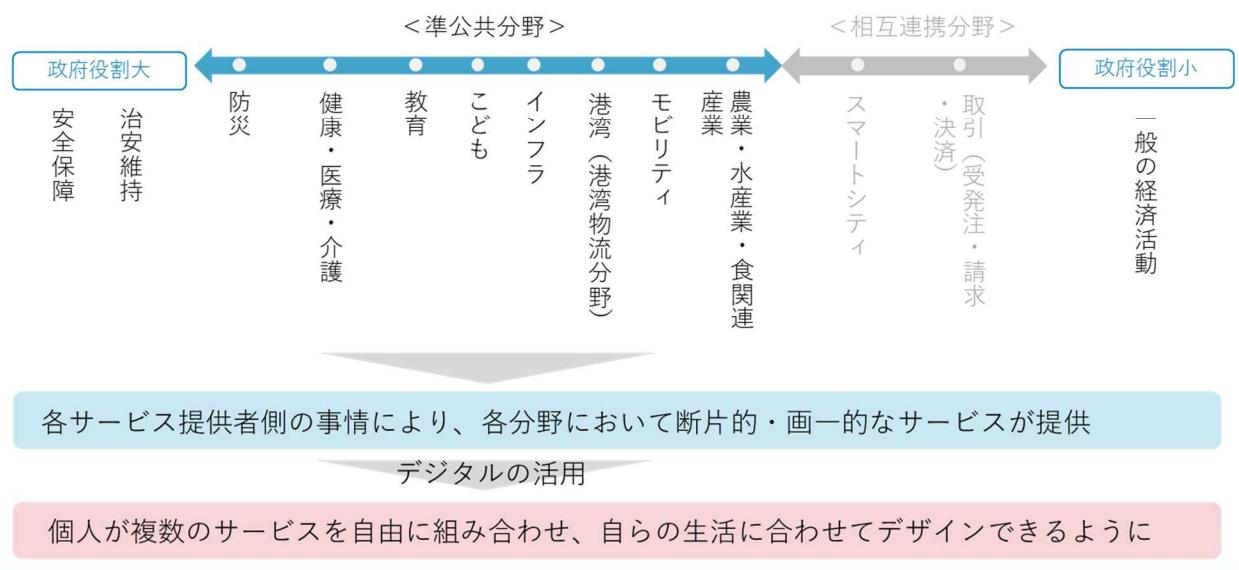
⁵⁵ 例えば、データ戦略推進ワーキンググループの下に、準公共・相互連携分野のデジタル化やデータ連携の推進方策を検討するため、準公共・相互連携作業グループを開催することとされている（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）。

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

【目指す姿】

- ・準公共分野のデジタル化を推進することにより、個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようになる。

準公共分野：国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている分野



【例】

(健康・医療・介護)

- ・健康寿命の延伸。国民がかかりつけ医や身近な専門職の助言の下、健康増進・治療の選択・ケアへの参加に主体的に関わり、適切なタイミングで必要な治療を受けることができる。
- ・医療・福祉の現場で質の高い価値ある情報が作られ、集積・分析・活用され、医療・福祉資源の効率的な活用とサービス向上に取り組むことができる。
- ・国民の生命・安全を確保するため、公衆衛生や保健医療体制の確保に必要な情報が活用される。

(教育)

- ・誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べるようになる。
- ・そのために、ストレスのないICT環境下で、学習者が自らのデータを蓄積・活用して学びをデザインするなど、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びが実現される。
- ・また、調査・手続のオンライン化や校務のデジタル化で学校現場の負担が軽減されるとともに、データの標準化によりEBPMの推進や新たな教授法・学習法の創出が実現される。

(こども)

- ・こどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータが、個人情報の保護に配慮しながら、分野横断的に最大限に活用される。
- ・それにより、真に支援が必要なこどもや家庭が発見され、ニーズに応じたプッシュ型の支援が届けられることで、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決が可能となる。

準公共分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっているが、ユーザーから見れば、各サービス提供者側の事情に

より、各分野において断片的・画一的なサービスが提供されている状況にある。各サービスのデジタル化を契機に、デジタル庁が提示する準公共分野のアーキテクチャに基づいた連携した取組を講じるようになれば、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性が増し、個人が、分野や提供主体の違いを超えて、複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようになる。まさに準公共分野のサービスは、デジタルを活用することにより、多様な利用者一人ひとりの声に柔軟に対応できる新たなサービスへと変貌していくことが求められている。

また、準公共分野に関わる多くの制度が、デジタル社会の到来以前の時代に形成された既存の制度・運用を前提としていることから、策定するアーキテクチャや新たなサービスのニーズを踏まえ、各種制度・運用について不断の見直しを行っていくこととする。

① 健康・医療・介護

医療福祉分野においては、利用者数の急増が見込まれる中、必要となる就業者数も平成30年（2018年）の826万人（就業者全体の約8人に1人）から令和22年（2040年）には最大1,070万人（約5人に1人）へと大幅に増加する見通しであり、担い手不足の観点からも、デジタル化とデータの利活用や担い手の負担軽減は重要な課題である。

また、平均寿命が年々延びる中で個人が望むライフスタイルを継続させるためには、診断・治療に加えて疾病の予防が重要となるため、個人が自身の健康や医療に関する情報を簡易に記録、管理し、自身の健康管理や診断・治療に関わる医療機関等に必要に応じて共有できるようにすることが重要である。

これらは、令和3年（2021年）10月に本格運用を開始したオンライン資格確認等システムやマイナポータルを活用した取組が、「データヘルス改革に関する工程表について」⁵⁶に基づき進められており、着実に進めていく必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応のために導入されたシステムについて、新型コロナウイルス感染症対応以外の場面でも活用することを念頭に置いた取組を進めなければならない。

加えて、個人の健康に関するデータと様々な分野の取組やデータが連動して相乗効果を生み出すことで、まちづくりや新たな産業の創出にも繋がる可能性があることから、活用できるデータの拡大や他分野との連携にも取り組む。

ア データヘルス改革の推進

「データヘルス改革に関する工程表について」に記載された「自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備」「医療・介護分野での情報利活用の推進」等の取組を着実に進める。

具体的には、以下の施策等に取り組む。

- ・マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報、レセプト・処方箋情報については自治体検診（令和4年度（2022年度）早期～）、学校健診（令和4年度（2022年度）以降早期～）、事業主健診（40歳未満）⁵⁷（令和5年度（2023年度）～）、電子処方箋情報（令和5年（2023年）1月頃～）、手術等の医療情報（令和4年（2022年）夏～）、等に対象となる情報を拡

⁵⁶ 令和3年6月4日厚生労働省

⁵⁷ 特定健診結果として保険者に提供された40歳以上の事業主健診の結果は、令和3年（2021年）10月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている。

大するため、必要な法制上の対応やシステム改修を行う。電子カルテ・介護情報について、技術的・実務的課題等を踏まえてその実現に向けた検討を行う。

- ・民間PHRサービスの利活用の促進について、業界団体等と連携したより高い水準のガイドラインの整備を令和4年度（2022年度）に行い、適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用を令和5年度（2023年度）以降に開始する。
- ・医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤の在り方⁵⁸について、令和4年度（2022年度）までに調査検討し、結論を得る。
- ・令和2年度（2020年度）に連結解析が本格稼働したレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB:National Database）と介護保険総合データベース（介護DB）について、行政、保険者、研究者、民間事業者など幅広い主体の利活用を可能としたNDB・介護DBについて更なる利活用を推進するため、NDBと介護DBを連結できるデータのサンプルデータについても、研究等のニーズもくみ上げつつ、オープンデータとして公表することを今後検討していく。
- ・上記のNDBと介護DBの連結解析に加え、NDB、介護DBとDPCデータベースの連結解析を令和4年度（2022年度）から開始するほか、保健医療分野や国民生活に関する他の公的データベース⁵⁹との連結解析については、各データベースの法的・技術的課題を解決した上で、連結解析に向けた検討を進める。
- ・また、NDBの収載情報について、令和4年度（2022年度）から患者居住地情報（郵便番号・市町村コード）及び高額療養費自己負担限度額区分を追加する。

イ オンライン診療等の強力な推進

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大等の状況を踏まえ、医療機関の受診が困難になったことに鑑み、令和2年（2020年）4月から実施されている電話や情報通信機器を用いた診療・服薬指導等の時限的・特例的な対応⁶⁰について、国民に対する丁寧な周知を図りつつ、医療機関や薬局等における着実な実施を推進する。

また、オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにすることで、利用者本位・患者本位の医療の実現を図る。診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るために取組や、電子処方箋の発行の際に必要となる医師の資格確認の利便性向上（医療機関による本人確認の活用等の検討）を進める。オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針については、令和3年度（2021年度）に検討を開始する。

ウ ICTやアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）や医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検

⁵⁸ 主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方。

⁵⁹ 全国がん登録データベース、指定難病患者データベース・小児慢性特定疾病児童等データベース。

⁶⁰ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省事務連絡）

討を進める。

HER-SYS については、感染症法に基づき感染症の発生動向を把握するため平成 18 年（2006 年）に構築された感染症サーベイランスシステム（NESID）と統合し、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。

G-MIS について、医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして改修を行う。収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化する。

また、新型コロナワクチン接種の追加接種が行われることから、引き続き、VRS やワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を活用し、効率的かつ着実にワクチン接種を実行するとともに、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開のため、VRS の記録を活用しマイナンバーカードを用いた本人確認を前提とする接種証明書のスマートフォンアプリの提供を開始した。今後、提供開始後のアプリの利用状況等を踏まえて必要な改善の検討を行う。

ウィズコロナ下で社会経済活動を円滑に行うために必要となる接種記録、接触記録、検査記録といった個人の感染拡大リスクに関する情報は現在バラバラに取り扱われている。ウィズコロナ下での社会経済活動を円滑に行うためには、個人の感染拡大リスクに関する情報の一体的な利用が可能となる事が望ましく、その実現に向けた検討を行う。

このほか、令和 3 年度（2021 年度）中に DMAT 活動情報等の API の構築等、広域災害救急医療情報システム（EMIS）のシステム改修を実施した上で、EMIS について、G-MIS との連携を踏まえたシングルサインオンへの対応や医療機関 ID への対応等、医療機関の負担軽減のため EMIS に必要な見直しを行い、緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携を順次実装する。

また、ICT やアプリを活用した医療サービス等の効率性の向上、医療従事者の労働時間の一元的な管理のデジタル化について検討する。

エ プラットフォームの整備等

個人、保険者、医療機関等、国、地方公共団体、民間事業者（PHR サービスを提供する民間事業者を含む。）等がオンライン資格確認等システム等の既存のシステムを活用・拡充し、健康・医療・介護関連データの連携・活用を実現するためのプラットフォームを整備し、ガバメントクラウドの活用の検討を含め、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充に向けて機能を強化する。

また、現在データ化されていないが個人の健康に関する情報として有用であるもの（個人の主観的な健康状況や社会的環境等）も含めて利活用できるデータの拡充や環境整備について検討するとともに、スマートシティの取組とも連動し、様々な分野の取組やデータの連動により相乗効果を生み出す。

② 教育

教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指し、ストレスのない ICT 環境とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実とその評価を行う上で必要なデータの①スコープ（範囲）⁶¹、②品質⁶²、③組合せ⁶³、を拡大・充実させていくことにより、学習者主体の教育への転換や教職員が臨機応変に外部協力者の支援を得ながらこども達と向き合える環境の整備を図ることが必要である。このため、教育再生実行会議の提言⁶⁴も踏まえ、教育現場における ICT 利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症等の拡大や災害の発生等の非常時に備えるためにも、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会、民間教育と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと（ハイブリッド化）などによって、学習者一人ひとりにとっての「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための鍵が「デジタル」である。このため、デジタル社会を見据えた教育について検討する必要がある。

ア 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備

GIGA スクール構想によって義務教育段階の 1 人 1 台端末環境は整った⁶⁵一方で、令和 3 年（2021 年）7 月に実施した教育関係者へのアンケートでは、ネットワーク環境や教職員端末の整備・更新、教職員の ICT 活用サポート人材、情報モラルやリテラシーの不足、持ち帰りを含めた授業内外での活用の促進、校務及び家庭との連絡のデジタル化など、多方面における課題について約 26 万件の声が寄せられた。こうした声を踏まえ、学校のネットワーク環境について全国一斉にネットワーク環境の点検・応急対応を実施し、学校を取り巻く地域的な要因を含め、原因に応じた解決を図る。また、教職員端末については、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」（平成 30 年度～令和 4 年度（2018 年度～2022 年度））に基づき、地方財政措置が講じられているところであるが、授業用端末の整備については必ずしも十分ではなく、地域間でも差があることから整備を支援するとともに、次期教育 ICT 環境整備計画においても引き続き必要な地方財政措置を講じる。

さらに、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法等に関するガイドラインを速やかに策定・公表し、保護者への周知を始め更なる利活用を促進するとともに、令和 4 年度（2022 年度）以降、更に実態や現場の声を踏まえ改善を図る。高等学校段階の 1 人 1 台端末については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組

⁶¹ 教育効果として測るべき多様な側面（例：認知能力からいわゆる非認知能力とされているものへの拡大）や、学校外の学びなど、アナログの世界では十分に行き届かなかった部分にも、デジタルを活用して貢献を可能にしていくことを指す。

⁶² 標準化等を通じて、組織を超えて共有・活用できるデータや、時間軸で見て活用できるデータを利活用することを可能にしていくことを指す。

⁶³ 目的に応じて、行政データと学習データや、学校内外の学びといった様々なリソースの組合せをより一層可能にしていくことを指す。

⁶⁴ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和 3 年 6 月 3 日教育再生実行会議）

⁶⁵ 全国の公立小学校等の 96.2%、中学校等の 96.5% が、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末の利活用を開始。（令和 3 年（2021 年）7 月時点）

を促す。また、児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について令和4年度（2022年度）末までに関係府省庁で検討し、令和5年度（2023年度）以降、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。

現在、1人1台端末の授業での活用は進んでおり、希望する全国の学校で活用が進んでいる、学習診断等ができるCBTプラットフォーム（MEXCBT）について、更なる機能改善や活用促進を行うとともに、他のシステムとも連携し効果的な分析・研究をすることで、政策・実践の改善に取り組む。また、EdTech⁶⁶の活用により学習スタイルの転換を進めたい学校等に対し、学校等に費用負担が生じない形でEdTechサービスを試験導入する事業者への支援を行う。一方で、校務や家庭とのコミュニケーションのデジタル化等の校務支援システム以外の校務のデジタル化については、その実態が十分把握できていない。このため、デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度（2022年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。

イ 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備

教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習など、学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある。このため、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」を速やかに策定し、それも踏まえ、スピード感を持って取組を進める。

特に、教育ビッグデータのデータ収集のために行われる教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化やデータの相互運用性の確保を推進するとともに、全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、比較検証可能な測定方法など国際的な標準を参考にしつつ、更なる標準化を推進する。また、教育分野のプラットフォームに関連する施策である「学習eポータル」⁶⁷、「学外デジタル教育プラットフォーム」⁶⁸、「教育デジタルコンテンツ利活用環境の整備」⁶⁹、「STEAMライブラリー」⁷⁰、「公教育データ・プラットフォーム（仮称）」⁷¹について、学習者、保護者、教職員、学校設置者、研究機関、民間企業といった利用者に対する新たな価値を明確化しながら取組を推進するとともに、全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行う。

さらに、児童生徒一人ひとりのIDについては、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する。特に、学習者のIDとマイナンバーカ

⁶⁶ EdTechとは、Education（教育）とTechnology（テクノロジー）を掛け合わせた造語。教育現場にデジタルテクノロジーを導入することで、教育領域に変革をもたらすサービス・取組の総称。

⁶⁷ 日本の初等中等教育に適した学習の窓口機能と連携のハブ機能の標準規格に準拠した学習マネジメントシステムのこと。なお、文部科学省で開発しているCBTシステムであるMEXCBT（メクビット）にアクセスする学習の窓口として、学習eポータル標準規格に準拠した学習マネジメントシステムが活用されている。

⁶⁸ 学外での学習を一括化する基盤であり、事業者が保有するデータを利活用し、学習者に高度な学習サービスを提供することを目指して、総務省「ICT基盤高度化事業（教育分野）」において技術仕様の策定等を行うこととされている。

⁶⁹ 官民の様々なデジタル書籍・素材等について学習指導要領コードとの紐付けを行うとともに、検索サービスで検索可能にするものとして、デジタル庁「準公共分野デジタル化推進事業費」により実施するもの。

⁷⁰ 経産省「学びと社会の連携促進事業」により、SDGsの社会課題などを入口に探究的・教科横断的な学びを始めるきっかけになる、63テーマの「動画・資料コンテンツ群」を作成し、無料で公開しているもの。

⁷¹ 文部科学省・国立教育政策研究所等の①教育データの公開・管理、②研究成果の集約・共有を一元的に行うプラットフォームとして、設計・開発及び運用を令和4年度（2022年度）行うこととされている。

ードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和4年度（2022年度）までに検討し、令和5年度（2023年度）以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。加えて、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、校務支援システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について具体的な対応方策や課題等を整理する。まずは、就学事務システム（学齢簿編製等）について、ガバメントクラウドを活用する方向で関係府省庁において検討する。

ウ デジタル社会を見据えた教育

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を真に一体的に実現することが、今後の教育改革の至上命題である。例えばコンテンツ面では、デジタル教科書に加え、EdTech 等を活用した質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）が容易に活用できる環境が整い始めている。一方で、現在、学校現場では、不登校の子、特別な支援を要する子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子など、多様な背景や認知特性等を有することも達が存在している。また、教師・児童生徒比率で見ても、大都市の学校と離島やへき地等の過小規模の学校では抱える課題が全く異なる。

このように、多様な児童生徒を抱え、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える、という学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じている。

こうした問題意識の下、「1人1台端末配備・高速通信網接続・クラウド活用」を基本とする、GIGA スクール構想の下で、「令和の日本型学校教育」⁷²の構想を現実のものとし、それを長期的に持続可能なものとするためには、「時間」・「場所」・「人材」・「教材」・「財源」の再編や、組合せのパターンの多様化が必要になる。

さらに、GIGA スクール構想の背景となった地域間での教育環境の格差や教育データの標準化の方向性も踏まえ、教育のデジタル化の推進に当たっての国と地方との関係等についても検討が必要である。

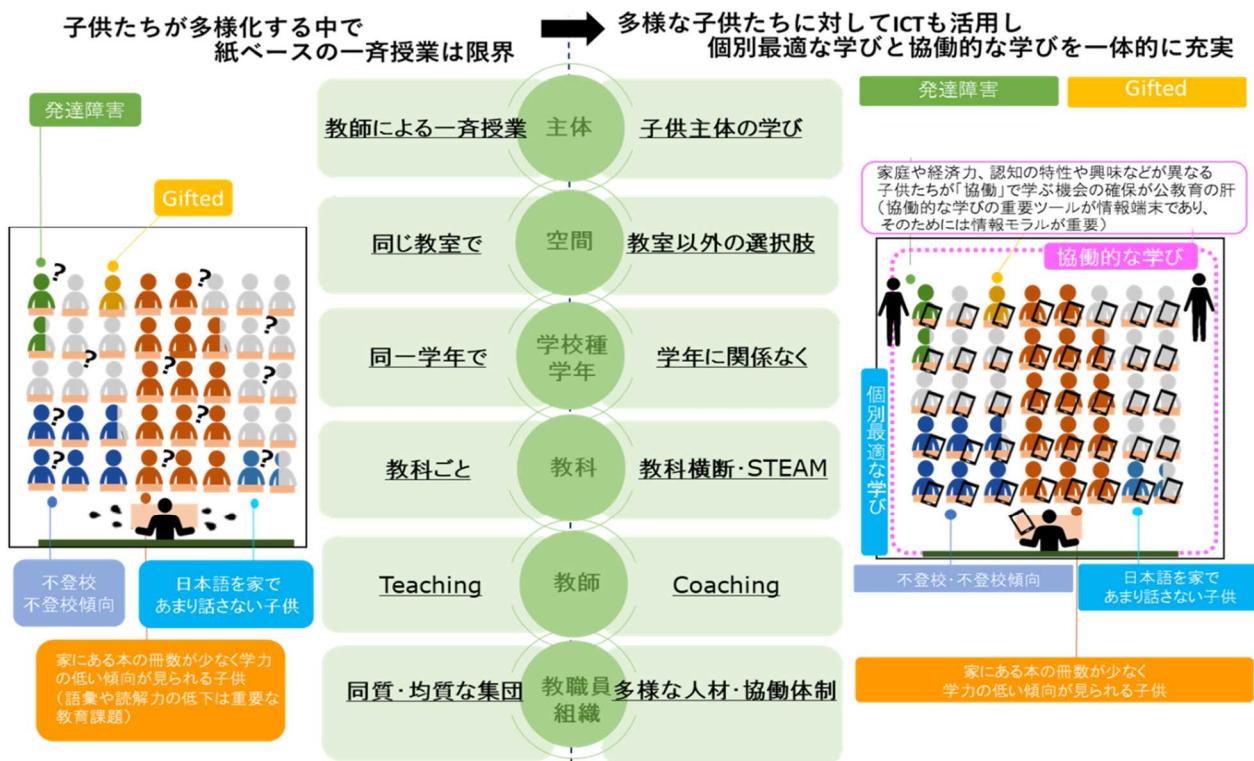
他方、高等教育においても、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求するとともに、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育むことが求められている。

こうしたことを含め、例えば約5年後などに見込まれる次期学習指導要領の改訂など今後の大変な教育改革の流れを見据えた中長期的な方策として、デジタル社会を見据えた教育について関係府省庁で検討し、その結果に基づき隨時、必要な制度的その他の措置を講ずる。その際、人格の完成や平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身とともに健康な国民の育成といった教育の目的を踏まえるとともに、教育の機会均等と水準の維持向上という教育制度の根幹的な役割が社会の構造的な変化の中で益々確固たるものとなるよう、現場の声も聴きながら検討を進める。

⁷² 2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「全ての子供たちの可能性 を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されている（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月 26 日中央教育審議会答申））。

(参考) 将来的な学びの変革のイメージ^{73 74 75 76 77}

「子供の学びの時間軸」の多様化を実現(たたき台)～中学校40人学級の教室にあてはめた場合～



※限られたリソースの中、個別最適な学び・協働的な学びを追求している学校や教師も沢山いるが、現リソースでは一般的に限界があることを想定して式化したもの

③ 防災

災害発生時に、被災者を命の危機から救うために、被災者及び官民の様々な組織が必要とする災害発生等に関する情報の収集手段及び人々の避難等の行動に繋がる伝達手段を検討する。また、被災者がそれぞれの状況に応じた対応や必要な支援を受けることができるよう、避難所情報等に関する情報提供を始め、避難所運営に必要な物資調達・輸送に関する情報共有、保健・医療関係・ボランティアとの情報共有を推進するとともに、マイナンバーカードの更なる活用を含めた情報システムの高度化を図る。さらに、防災 DX を推進する上で必要な、避難から救援、復興支援に至るまで、関連情報について組織を超えたデータ連携を実現するためのプラットフォームを構築する。

⁷³ 本資料は、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料を基に、一部簡素化したもの。

⁷⁴ 発達障害については、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月文部科学省）を参考としており、発達障害児の在籍率や発症率を示すものではない。上記の調査は、医学的診断に基づくものではなく、あくまで教員の見立てで発達障害の「可能性」のある児童生徒について調査したもの。

⁷⁵ Giftedについては、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料において、「日本には定義がないため、IQ130以上を仮定」としている。

⁷⁶ 不登校については、「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」、不登校傾向については、「不登校傾向にある子どもの実態調査（日本財団）」より引用。不登校傾向については、「基本的に教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」場合等も含む。

⁷⁷ 「日本語を家であまり話さない子供」及び「家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子供」については、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を基に、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料において、全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図であることに留意。

これらの取組に加え、将来に向けて、より一層の災害対応の高度化を実現するため、AI・ロボット・ドローン・IoT の活用や、データの活用によるシミュレーションの高度化のための研究開発を行う。

ア 防災情報のアーキテクチャ等の検討

関係府省庁等が連携し、災害時の運用実態を把握の上、防災関係者間で共有すべき基本情報の設定（日本版 EEI⁷⁸）、データ収集や分析等に係る情報処理手順の検討を踏まえ、防災情報の構造を整理したアーキテクチャの検討を行う。

さらに、デジタル社会を見据え、防災情報のアーキテクチャや新たなサービスのニーズ等を踏まえ、関係府省庁において各種制度・運用の不断の見直しを行っていく。

イ 地方公共団体等の防災業務のデジタル化の推進

災害発生時における被災現場のデータ収集の主体は、市区町村等であり、防災関係機関等への迅速な情報共有が求められるところであるが、市区町村等の被災現場における限られた人員体制においても、対応を確実かつ迅速にするためには、都道府県や市区町村の地方公共団体等の災害対応について一層のデジタル化を図る必要がある。このため、令和4年度（2022年度）中に地方公共団体等の現状を把握し、地方公共団体等が、デジタル技術を活用して、確実かつ迅速に災害対応を実施できる仕組みや被災者支援のための活動を効率化できる仕組みを検討する。その検討の結果を踏まえて、地方公共団体等の防災業務のデジタル化促進の取組に係る必要な技術的支援等の措置を講ずる。

ウ 物資調達・輸送調整等支援システムの高度化

物資調達・輸送調整等支援システムについて、各都道府県がそれぞれ使用している防災情報システムの入力情報を自動で取得する機能を追加する等の機能強化や、地方公共団体の要望を踏まえた在庫管理機能の改善等を令和3年度（2021年度）までに行うとともに、令和4年度（2022年度）以降も、平時からの運用や各都道府県、市区町村との訓練及び災害対応を通じて得られた課題等に対して必要な改修を行い、災害発時の物資支援の更なる高度化を図る。

エ クラウドを利用した被災者支援のための仕組みの構築

令和3年度（2021年度）中に、市町村が共同で利用できるクラウド上で、住民情報を始めとする被災者関係情報を活用し、当該情報同士を連携させることにより、被災者支援のための活動を効率化する仕組みを構築し、令和4年度（2022年度）以降に市町村に展開する。

また、この仕組みを利用して、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニエンスストア等における交付を可能とするとともに、個別避難計画の作成などのデジタル化を推進する。

オ 被災者生活再建支援手続のデジタル化

⁷⁸ 米国では、災害対応に必要となる基本的な情報項目について、EEI（Essential Elements of Information）として整理しており、我が国においても、中央省庁、指定公共機関及び政府現地対策本部が設置される都道府県等において、災害発時に共通して収集が必要となる重要な情報項目（日本版 EEI）を整備予定。

各行政機関の提供する個人向け・行政機関向け生活再建支援制度の情報を集約し、行政機関・被災者それぞれが一元的に入力・検索・参照可能なデータベースを令和3年度（2021年度）中に構築し、令和4年度（2022年度）以降に行政機関・被災者の利用促進に向けた取組を実施する。また、被災者生活再建支援金支給事務の添付書類の省略化・電子化について、被災者生活再建支援法人等と調整を進め、令和5年度（2023年度）以降、調整が整ったものから順次、添付書類の省略化・電子化を行う。

力 防災関係プラットフォームの構築

災害発生時に、様々なデータを集約し、それを必要とする組織に提供するシステムについては、内閣府において総合防災情報システムが運用されているほか、SIP 第1期（平成26年～平成30年度（2014～2018年度））で研究開発が進められた「SIP4D」⁷⁹がある。内閣府において、防災情報のアーキテクチャ等の検討を踏まえ、SIP4D 等のシステムの役割や在り方を再度整理し、情報集約、地図情報への加工、災害対応機関への提供等を可能とする新たなシステムの構築を含む防災情報のデータ連携のためのプラットフォームを令和7年（2025年）までに整備する。

キ SIP 等における研究開発の推進

SIP 第2期（平成30～令和4年度（2018～2022年度））等において、AI を活用し、一人ひとりの状況に応じて適切な避難行動を促す情報を提供するとともに、住民等から現地の災害情報を収集する防災チャットボットや、衛星データを活用して広域的な被災状況を迅速に把握・共有するための仕組み等の研究開発を進める。

④ こども

現在、こどもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなど、様々な課題が指摘されている。例えば、平成30年（2018年）の「子どもの貧困率」は13.5%となっており⁸⁰、平成24年（2012年）の16.3%からは減少傾向にあるものの、依然として改善が必要と考えられる。また、令和2年度（2020年度）の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は205,044件で、過去最多となっている⁸¹。さらに、令和2年度（2020年度）の小学校・中学校における不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）で過去最多となっており、過去5年間の傾向として、小学校・中学校とともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している⁸²。こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする必要がある。

こどもの抱える困難は、貧困、虐待、障害、学校への不適応などの様々な要因が複合的に重なり合っており、また、その家庭も支援を必要としている。課題が複合化しており、

⁷⁹ SIP の一環として、国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）と株式会社日立製作所が、平成26年（2014年）から共同で研究開発を進めてきた、基盤的防災情報流通ネットワークのこと。SIP4D は災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。

⁸⁰ 「2019年 国民生活基礎調査」（厚生労働省）による。

⁸¹ 「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」（厚生労働省）による。

⁸² 「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文部科学省）による。不登校児童生徒数の割合は、小学校が平成27年度（2015年度）：0.4% → 令和2年度（2020年度）：1.0%、中学校が平成27年度（2015年度）：2.8% → 令和2年度（2020年度）：4.1%、となっている。

ひとつの分野だけでは解決ができないという意識を強く持ち、こどもを社会のまんなかに据えて、教育・福祉・保健・医療等の各関連分野が一体となって、こどもや家庭に対して適切な支援を包括的かつ早期に講じる必要がある。

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残さないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮⁸³しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討⁸⁴も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

⑤ モビリティ

我が国は、世界的な競争下にある自動運転に関し、官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、令和3年（2021年）には世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。

一方で、我が国では、国民一人ひとりの移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減や、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。

これらの解決に資する新たな手段として、自動運転に加え、MaaS（Mobility as a Service）やオンデマンド交通などの発達、ドローンや自動配送ロボットを始めとした新たな輸送手段の出現など、デジタルを活用した新たなモビリティサービスが普及しつつある。

これを踏まえ、人から物まで、歩くから飛ぶまでの全ての移動モードを対象として、空間利用の高付加価値化や効率化に向け、官民で連携して、生活やエネルギー等をも考慮した将来像を描くとともに、データの共有や連携、利活用に向けたルールの整備等を行いながら、将来像を実現するデジタル交通社会全体のアーキテクチャを設計・実装することにより、課題解決を行う必要がある。

ア モビリティの高度化の推進

⁸³ 子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会では、個人情報を含む情報を共有するため、その構成機関・団体に秘密保持義務が課せられている。

⁸⁴ 例えば、内閣府では、貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会が開催されている。

官民 ITS 構想・ロードマップ⁸⁵に基づき、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進めるとともに、デジタル社会においてモビリティを総合的に高度化する視点から、関連分野も含めて、官民が取り組んでいる、あるいは今後取り組むべき事項について令和4年（2022年）6月までに整理を行い、今後の方向性について検討を進める。

イ モビリティ分野におけるデータ連携

官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図るため、令和3年度（2021年度）末までにサービス像、プラットフォームの在り方や仕様、データ流通を促進する組織の在り方を検討し、令和4年度（2022年度）末までにプロトタイプの開発、実証を行う。

ウ 3次元空間 ID を含めたデジタルインフラの整備

自動運転車やドローン、自動配送ロボット等が、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を可能とともに、こうしたモビリティの運行の基礎となる地図やインフラ設備等を効率的に整備するためには、3D都市モデルも含めた様々な3次元地理空間情報や気象状況、交通状況などのリアルタイム情報等をデジタル化した上で機械可読な形で効率的に流通させる基盤としてデジタルインフラが必要となる。こうしたデジタルインフラは、経済安全保障の観点からも重要となる。そのため、国内外の地理空間に関する基準の動向も踏まえながら、実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間 ID」を含めた必要なデータの情報規格の整理や、データの入出力・更新を通じて実世界の取引・行為を制御するためのデジタルインフラの整備について検討し、実空間の多様なデータの共有・活用を推進する。IPA デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）と連携して、令和4年（2022年）7月までに自動運転車やドローン、自動配送ロボット等の活用の将来像や3次元空間 ID を含めたデジタルインフラ等の検討を行うとともに、令和4年度（2022年度）中に同デジタルインフラ等の仕様策定、プロトタイプの開発、ユースケースを用いての実証を実施する。

なお、3次元空間 ID については、別途検討している住所・地番、全体の緯度経度などの土地系のベース・レジストリとの紐付けを検討していくほか、モビリティ以外の分野でのユースケースも含めて、連携した取組として進めていく。

⑥ 農業・水産業・食関連産業

高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続可能な発展に向けた競争力の強化や生産者の所得向上を実現するためには、農業・水産業分野における DX を推進し、多様な情報の利活用に基づいた食料生産、加工・流通等を展開することが不可欠である。

特に農業分野においては、これまで生産に関連するデータを連携するための基盤の構築が進められてきたが、今後は生産者がデジタルを意識しない形で DX 化を進めることや川中・川下のデータを生かした流通の合理化や需給のマッチングができるよう、データの利活用を更に促進する環境整備が重要となっている。このため、生産段階においてはより

⁸⁵ 令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

多くの者が農業機械等から得られるデータを利用することができるよう、データの利用条件等を整理した「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン ver1.0」⁸⁶に基づき、協調データ項目の特定・拡大、データ形式の標準化・API の標準的な仕様の整備、データの利用権限等の取扱いルールの策定等に継続的に取り組む。また、令和4年度（2022年度）中にSIPの下で開発中のスマートフードチェーンシステムを構築するなど、川中・川下を含めたデータ利活用を促進する。これらにより、「みどりの食料システム戦略」⁸⁷における取組推進や企業間取引の合理化など、生産から消費までのエコサイクル全体のDXを推進する。このほか、水産分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する。

また、これらと関連する行政分野においてもデジタル化を推進することで、現場と行政が切れ目なく繋がり、行政手続に係る生産者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)について、令和4年度（2022年度）までに設計・開発を行うとともに、オンライン化率100%を目指す。また、令和5年度（2023年度）以降は利用者からのニーズに応じた機能改修を行うとともに、令和7年度（2025年度）末までにオンライン利用率60%を目指すなど、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)については、令和4年度（2022年度）に一部運用を開始し、令和5年度（2023年度）以降、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。

⑦ 港湾（港湾物流分野）

AI技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、国際的なサプライチェーンの効率化等を図る観点から、「サイバーポート」及び「ヒトを支援するAIターミナル」を実現する。

ア 「サイバーポート」の整備

令和3年（2021年）4月に第一次運用を開始した、現状、紙、電話、メール等で行われる民間事業者間の物流手続を電子化し、港湾管理者等が保有する各種港湾情報と連携することによる港湾物流の生産性向上等を実現する「サイバーポート」（港湾物流分野）について、NACCS⁸⁸との直接連携強化、Colins⁸⁹との接続等の機能改善や利用促進を図るとともに、港湾管理分野及び港湾インフラ分野との三分野間でのデータ連携を進める。また、これらの取組と並行してサイバーポートの運営方針、料金等の検討等を進め、港湾三分野一体での運用体制の確立を目指す。

イ 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現

セキュリティを確保した非接触型の効率的なデジタル物流システムを構築するため、サイバーポートと連携し、搬入票の電子化によるゲート処理の効率化等を図るCONPAS⁹⁰

⁸⁶ 令和3年2月10日農林水産省

⁸⁷ 令和3年5月農林水産省

⁸⁸ Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムのこと。

⁸⁹ Container Logistics Information Serviceの略称。ターミナルオペレーター、荷主、海貨事業者、運送事業者等の関係事業者間で一元的にコンテナ物流情報を共有化するためのウェブサイト型の情報システムのこと。

⁹⁰ Container Fast Passの略称。コンテナターミナルにおけるゲート処理及びヤード内の荷役作業の効率化やセキュリティの向上を目的とした港湾情報システムのこと。

について、令和3年（2021年）4月から本格運用を開始した横浜港南本牧ふ頭に続き、阪神港等への横展開等を図る。

このほか、AI等を活用し、コンテナ蔵置場所の最適化、熟練技能者の暗黙知の継承、荷役機械の遠隔操作化、コンテナダメージチェックの効率化等の「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進める。

令和5年度（2023年度）中に、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消することを目指す。

⑧ インフラ

フィジカル空間（現実空間）の事象をサイバー空間（仮想空間）に重ね合わせていく取組は、国土強靱化に資する各種インフラの維持・管理を効率化するだけでなく、利用者の視点で分野をまたがったデータ連携を進め、新たな価値を生み出していく観点からも重要である。

国土交通省において、国土に関するデータ、経済活動、自然現象に関するデータを連携させ、分野をまたいだデータの検索や取得を可能とするデータ連携基盤として「国土交通データプラットフォーム」を、令和4年度（2022年度）までに構築することを目指し、要素技術の一般化や実装を進め、国土交通省以外のデータとの連携拡大に取り組む。また、令和5年度（2023年度）以降は更なる改良、高度化を行う。この取組を中心に、関係府省庁、地方公共団体、鉄道・電力・ガスなどの民間事業者が保有するインフラデータを連携させる枠組みとして、内閣府において「連携型インフラデータプラットフォーム」の構築を進める。令和3年度（2021年度）のデータ連携検討会において、府省庁及び主要な地方公共団体・民間企業のデータプラットフォーム間の連携のためのモデル事業を実施し、以降、防災分野、都市分野、産業分野等とのデータ連携を実施する。

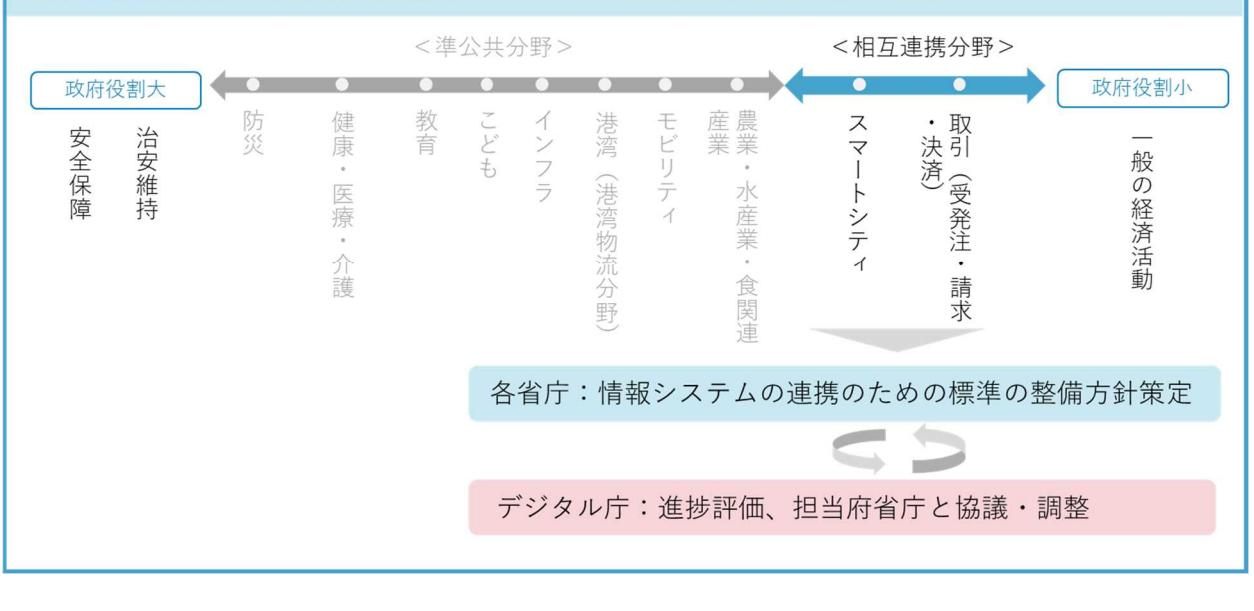
また、土地や不動産に関する各種台帳等のデータ連携の高度化が、より質の高い行政サービスの提供や業務の効率化、ビジネス環境の整備のために求められていることから、デジタル庁において、各種台帳のデータを効率的に連携するための方策について、仕組み作りやシステム連携等の観点から全体像を整理する。その際、現行制度を踏まえ、不動産登記情報を始めとする各種台帳の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができる仕組みの在り方を、デジタル庁において検討する。また、デジタル庁において、3次元空間における情報活用に当たり、土地や不動産に関する緯度経度情報の紐付けについても検討する。これらの取組については、ベース・レジストリの整備に向けた取組の中で推進していく。

(3) 相互連携分野のデジタル化の推進

【目指す姿】

- ・契約から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするほか、スマートシティの全国での実装を推進することにより、分野を越えた横断的な連携を実現し、国民の利便性の向上に繋げる。

相互連携分野：業種を超えた情報システム間の相互の連携が必要な分野



① 取引（受発注・請求・決済）

受発注については、令和5年（2023年）を目途に中小企業における電子受発注システム導入率約5割を目指すとの政府方針を踏まえ、中小企業共通EDIの蓄積を生かしつつ、新たにデータ連携基盤を整備して、同基盤を構成する電子受発注システムの導入を各産業分野で促進するなど、受発注のデジタル化に向けた取組を強力に推進する。また、これを適切にサポートするため、必要な調査を行い、その成果を基に、各業界に向けた受発注のデジタル化の推進方策を令和3年度（2021年度）中に整備する。令和4年度（2022年度）からは、これらを踏まえた実証事業を実施するとともに、各省連携の下、各業界への展開に向けた推進方策の検討を行う。

請求については、令和5年（2023年）10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、標準化された電子インボイスの利用を通じ、請求プロセスのデジタル化を促進するため、関係府省庁が連携し、引き続き、必要な取組を行う。具体的には、暫定版が公表されている電子インボイスの新たな国際標準仕様の早期策定に我が国として積極的に関与しつつ、これに協力する事業者団体とともに、対応するソフトウェアの開発を促し、令和4年度（2022年度）からは、その普及支援を、中小企業のデジタル化支援の一環として講じることで、標準化された電子インボイスの普及を図る。

こうした受発注、請求のデジタル化に加え、契約から決済にわたる取引のデジタル化全体におけるデータ連携を可能とするため、取引のデジタル化全体のアーキテクチャについて、DADCにおいて検討を行い、令和3年度（2021年度）末までに中間取りまとめを行う。令和4年度（2022年度）には、代表的な業界において取引全体のデジタル化に関する実証実験を行うなど、官民で連携して、契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標

準・連携基盤の整備・実装を目指した取組を継続的に進めるとともに、全銀EDIシステムの利活用を促進する。

② スマートシティ

様々な準公共サービス分野の取組を、地域で包括的・一体的に組み込んだスマートシティの取組を加速させる。そのため、生活全般にまたがる複数のサービス分野のデータについて、各サービス主体にその収集・保有するデータを分散管理させながら連携させ、これらの連携による相乗効果を生かした先端的サービスの提供を促すために、データ連携基盤の整備を進める。その際、データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目、その他の連携を要する最低限の技術的仕様等について関係府省庁が連携して検討する。

また、データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、共通のアーキテクチャであるスマートシティリファレンスアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装、3D都市モデルの整備等を通じ、セキュリティや個人情報の保護等適正な取扱いを確保しつつ、スマートシティの全国での実装を推進する。その推進に当たっては、デジタル田園都市国家構想における検討・施策と十分に連携を取りながら、進めることとする。

3. 規制改革

「第5 デジタル化の基本戦略 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革」で示されているデジタル原則への適合性を確認するとともに、令和3年（2021年）12月に規制改革推進会議が取りまとめた「当面の規制改革の実施事項」を踏まえ、各府省庁は、以下の取組を行う。

（1）全ての分野の共通基盤となるデジタル改革

（行政手続等における書面・対面規制の見直し）

これまでの取組により、行政手続において 99%超の押印義務の廃止、オンライン化されていない行政手続の約 98%について令和7年（2025年）までのオンライン化方針の決定などが実現した。

引き続き、書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすることで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築する。

① 行政手続のオンライン化の推進

各府省庁は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年（2025年）までにオンライン化する方針が決定している約18,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。

各府省庁における対応の進捗は、デジタル庁が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。

あわせて、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続については、以下「② 地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化」に従い、オンライン化に取り組むとともに、年間手続件数が10万件以上の行政手続等については、以下「③ 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」に従い、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた道筋を明らかにするものとする。

② 地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化

関係府省庁は、令和3年（2021年）6月の規制改革実施計画⁹¹において、個別の取組を行うことが決定している手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う。

また、地方公共団体等と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続のうち、令和3年（2021年）12月の「当面の規制改革の実施事項」において、期限までに個別の取組を求める手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、プラットフォームを整備⁹²の上、デジタル化に取り組む。現時点で方針を示すことができないとしている手続については、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、オンライン化に向けた具体的方針（具体的方針を決めることが困難な場合は、具体的方針を決めるための道筋）を明らかにした上で、可能なものから順次、デジタル化に取り組む。

⁹¹ 令和3年6月18日閣議決定

⁹² e-Gov やマイナポータル等の既存のオンラインプラットフォームの活用を含む。

③ 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

- 各府省庁は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用率が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を実施する。具体的には、令和2年度（2020年度）に旗艦的なものとして開始した28事業及び令和3年度（2021年度）からオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始した63事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAサイクルを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。
- 各府省庁は、現時点でのオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うことが困難としている124手続について、令和3年（2021年）12月の「当面の規制改革の実施事項」において求められる個別の取組を実施するほか、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、速やかに検討を開始し、可能なものから順次、必要な取組を行う。

④ 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

- 各府省庁は、支払件数が1万件以上の手続等について、可能なものから速やかにオンライン納付に取り組む。
- 各府省庁は、上記のほかア又はイに該当する手続等のうち、窓口支払件数が1万件以上のもの（それと同一の窓口で行われる手続等を含む。）について、可能なものから速やかに現金又はキャッシュレス納付に取り組む。
 - ア オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られる手続等
 - イ オンライン納付に対応していても、窓口支払が多く残ると見込まれる手続等
- デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス納付が可能となるよう、次期通常国会に法案を提出する等必要な法整備を行うとともに、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう令和3年度（2021年度）から検討を開始し、早期に結論を得て、システムの在り方を示す等の必要な措置を講ずる。

⑤ 民事訴訟手続のデジタル化

- 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、次期通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。
- 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度（2025年度）に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度（2023年度）中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和4年度（2022年度）以降、試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- 法務省は、令和4年度（2022年度）以降、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする

申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。

- ・ 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるよう API を開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCA サイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に速やかに取り組む。

⑥ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

- ・ 法務省は、倒産手続における債権届出等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、令和4年度（2022年度）に結論を得る。
- ・ 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年（2023年）の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和5年度（2023年度）以降、試行や先行運用を開始し、令和7年度（2025年度）以降、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- ・ 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるよう API を開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCA サイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に速やかに取り組む。

⑦ 船荷証券の電子化

法務省は、「商事法の電子化に関する研究会」（令和3年（2021年）4月立上げ）に引き続き参加し、貿易実務に係るユーザーの声を丁寧に聴取する。国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度（2021年度）中に一定の結論を得、法制審議会への諮問などの具体的措置を速やかに講ずる。

⑧ 株主総会資料のオンライン提供の拡大

- ・ 法務省は、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置について、速やかに再度措置を講ずる。同措置は、株主総会資料の電子提供制度の運用が開始されるまで継続するものとする。
- ・ 法務省は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置の運用状況を検証しつつ、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項の拡大について、有識者を構成員とする研究会において速やかに検討に着手し、その結果を踏まえ、令和4年（2022年）に必要な措置を講ずる。

⑨ 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化

金融庁は、書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保など「デジタル完結」の意義・効果のみならず、金融事業者の環境配慮やコスト削減も踏まえ、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化について金融審議会での検討を開始する。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて令和4年（2022年）内を目途に結論を得て、可能なものから法案提出等必要な措置を行う。

⑩ 建設業における技術者等の配置・専任要件及び資格要件の見直し

国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ検討を行い、令和4年（2022年）春を目指して、可能なものから速やかに必要な措置を行う。

（2）初等・中等教育におけるオンライン授業の実施

- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを速やかに策定・公表する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。
- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況を改善し、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り活用ができる環境を作り、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうかが住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、持ち帰りができない学校に必要とされる契約面等の支援について検討・周知して平常時の持ち帰りを促進し、全ての学校で、学校の指導に従い、希望する児童生徒が端末を持ち帰ることができる環境を整える。
- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱いに地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心して

できるかどうかが住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。

- 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度（2020年度）は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図ることについて、令和3年度（2021年度）に検討を開始し、結論を得次第、速やかに措置を講ずる。

（3）医療DXの基盤構築（オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋）

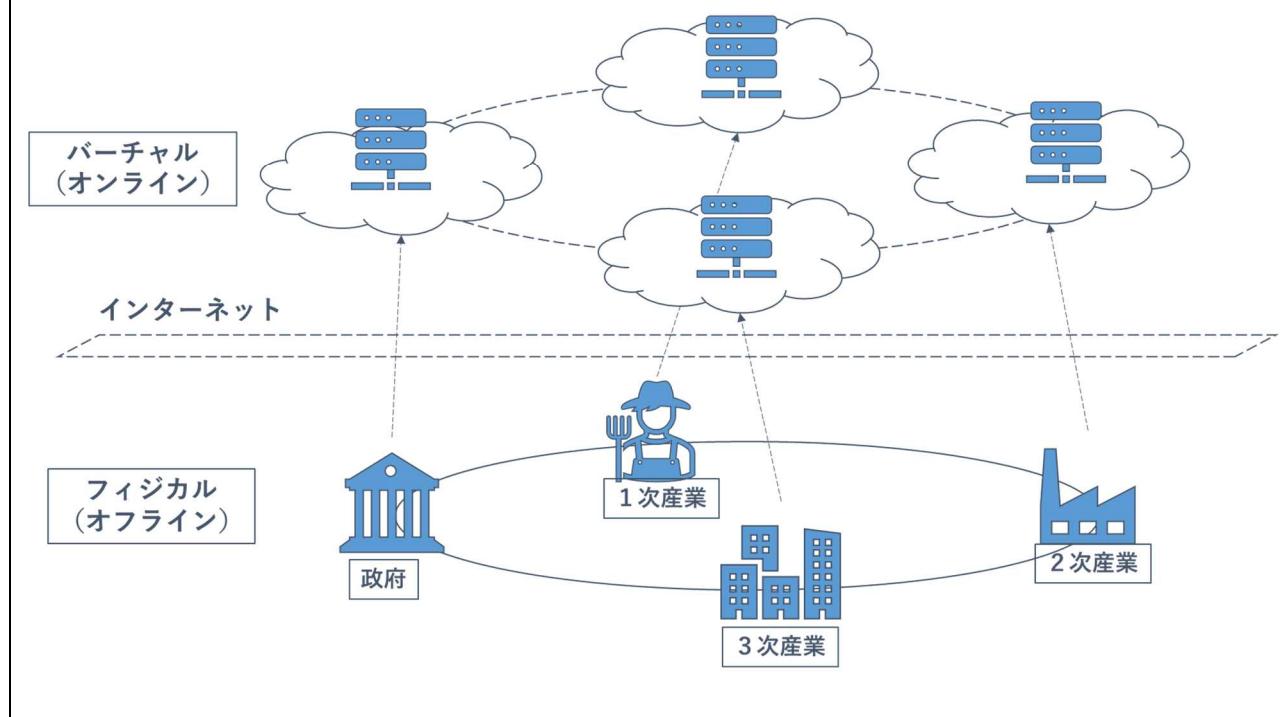
オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにすることで、利用者本位・患者本位の医療の実現を図る。診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組や、電子処方箋の発行の際に必要となる医師の資格確認の利便性向上（医療機関による本人確認の活用等の検討）を進める。

4. 産業のデジタル化

【目指す姿】

- ・行政サービスのデジタル化を通じて事業者にとって利用しやすい環境を整備し、支援を必要とする事業者に迅速に支援が届く環境を実現する。
- ・行政データのオープン化の徹底等を図ることにより、事業者がオープン化された行政データを活用し、様々なサービスを生み出すことができる環境を実現する。
- ・ユーザーのニーズに合致した製品・サービスのデジタル化を後押しし、組織の在り方を変革することで、我が国の産業全体のデジタルトランスフォーメーションを加速し、国際競争力強化を図る。

行政も各産業もデジタル化を進め、オンラインを通じてデータ連携することで効率的に各サービスがオフラインでも提供される状況を実現。



(1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組

デジタル社会の形成には、高度情報通信ネットワークを利用して、電磁的記録に記録された多様かつ大量の情報を効率的かつ安全・安心に活用することが不可欠である。

デジタル社会では、高度情報通信ネットワークを通じて流通する情報の発信者の真正性や、情報そのものの真正性、完全性等を保証するための機能が提供されることが必要であるため、前述のマイナンバーカードの普及に加え、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤（G ビズ ID）の普及に関する取組を更に強力に推進するとともに、確実な本人認証を実現するための技術動向を注視していく。

また、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」⁹³に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。

⁹³ 平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及

電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書については、今後、活用の機会が増加し、多様化すると考えられることから、普及を更に強力に推進する。

商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。令和3年度（2021年度）中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、令和7年度（2025年度）までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。

② 法人共通認証基盤（G ビズ ID）の普及

法人及び事業を行う個人（個人事業主）が、様々な行政サービスにログインできる認証サービスを実現するため、法人の認証としては G ビズ ID⁹⁴の普及と利用の拡大を図る。特に中小企業の手続負担軽減のための取組として、法人商業登記 API との連携を行うことで法人に係る ID 発行事務を効率化し、令和4年度（2022年度）中を目途に100万法人の取得を目指すとともに、令和7年度（2025年度）にはほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。また、法人の本人確認における社会コスト低減の観点から、G ビズ ID の民間サービス連携についても令和4年度（2022年度）に実証し、連携におけるルール整備を検討する。

事業を行う個人（個人事業主）の認証としては令和4年度（2022年度）からマイナンバーカードによる認証を可能とし、令和5年度（2023年度）以降これに一本化することを目指すこととし、これら認証の仕組みに関して、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおける積極的な利用を推進する。

③ 事業者に対するオンライン行政サービスの充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて特に中小企業や農業者を含む個人事業主の支援ニーズの高まりや、遠隔での申請手続の簡素化の観点から、利用者目線での事業者支援サービスの充実を図る。

ア e-Gov の利用促進

事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けている e-Gov では、各府省庁における e-Gov を活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存までに至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和4年度（2022年度）までに整備する。

また、e-Gov で各種サービス通知等を各府省庁からプッシュ型で送付するための機能を追加し、令和4年度（2022年度）から順次、利用開始することにより、申請者等の利便性向上を図る。

イ J グランツの利便性向上と利用補助金の拡大

⁹⁴ ID は法人の場合、法人番号と紐付いているほか、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に準拠して構築されており、二要素認証（パスワードと SMS）を採用している。

汎用的な補助金申請システム J グランツについて、申請簡素化や事務局の審査プロセス迅速化の観点から、令和4年度（2022年度）中にUIの改善や他府省庁とのシステム間連携を進め、申請における負担軽減を図るとともに、中央官庁・地方公共団体における当該システムの利用補助金種類数を拡大する。

ウ G ビズインフォ等を通じた事業データのオープン化推進

法人番号を活用して、各法人の財務情報、特許情報、許認可情報、調達情報等をオープンデータ化するG ビズインフォについて、令和3年（2021年）中に独立行政法人国立印刷局の官報情報と連携を開始することで決算公告等のデータを参照可能とともに、令和3年度（2021年度）中にJ グランツとの連携を通じて、補助金交付情報も参照可能とする。これを実現するに当たり、法人データ連携基盤（G ビズコネクト）を活用することでシステム間連携を円滑化する。

エ ミラサポ plus の機能拡充を通じた中小企業支援の充実

総合的な中小企業支援サイトミラサポ plus を通じて、事業者が事業に合った支援を検索できるだけでなく、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現するほか、様々な支援手続の申請にワンストップでたどり着けるような環境を実現する。加えて、行政支援以外にも自社の成長に繋がるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等について情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。

④ レベルに応じた認証の推進

マイナンバーカードは、IC チップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、認証手段として活用することが可能であり、民間企業も認証レベルに応じて方法を選択し、活用することなどが可能であるため、次の取組を行う。

ア 民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及等に伴い、利用のインセンティブが大きく高まる民間事業者への周知・相談支援を強化する。

イ 利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。

⑤ eKYC 等を用いた民間取引等における本人確認手法の普及促進

デジタル空間での安全・安心な民間の取引等において必要となる本人確認について、公的個人認証サービス（JPKI）の利用に加え、安全性や信頼性等に配慮しつつ、具体的な課題と方向性を整理し、簡便な手法の一つであるeKYC⁹⁵等を用いた本人確認手法の普及を促進する。

（2）中小企業のデジタル化の支援

① 中小企業の事業環境デジタル化サポート

⁹⁵ electric Know Your Customer の略称。オンラインで完結可能な本人確認方法のこと。

デジタル化に取り組む中小企業等に対して、まずはホームページの活用、現場向けのグループウェアの導入などにより、経営者自身にデジタル化の効果を実感してもらうとともに、その気づきを基礎に、生産管理の導入、受発注のデジタル化と、順を追って、基本的なデジタル化を進め、また様々な企業の個別ニーズにも対応していくよう、「デジタル化診断」など経営者と経営支援の専門家が一体となって中小企業のデジタル化を進めるためのサービスを提供したり、必要に応じてIT専門家を派遣したりする事業を通じ、個々の中小企業の状況に応じたデジタル化の支援を進める。

また、IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。

② 中小企業のサイバーセキュリティ対策の支援

中小企業向けに、安価・効果的なセキュリティ監視や事故対応、保険をパッケージでサービス提供する「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及を促進する。

(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション

① 市場評価を通じたデジタルトランスフォーメーションの推進

DXの推進原則（デジタル・ガバナンスコード）に適合した企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄の選定を通じて市場の評価を通じたデジタル化の推進を進めるとともに、DX認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置であるDX投資促進税制を通じて、企業のDX推進を後押しし、更なるデジタルトランスフォーメーションを促す。

② 産業におけるサイバーセキュリティの強化

今後、バーチャル空間とフィジカル空間の融合が進んでいくことで生じるリスク源や対応の方針等を整理した枠組みである「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）」に基づき、産業分野別のガイドラインの策定や、複雑化するソフトウェアの管理対策等の分野横断的なテーマの検討を進めることで、産業界におけるセキュリティ対策の具体化・実装を促進する。

90以上の団体が参加するサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）と連携し、中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を促進する。

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(1) 国の情報システムの刷新

【目指す姿】

- 「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っているマイナポータルについて、利用者である国民や地方公共団体の意見を聴きながら、UI・UXを徹底して見直すことにより、国民の利便性の向上を図る。

マイナポータルの役割／新デザインの主なポイント



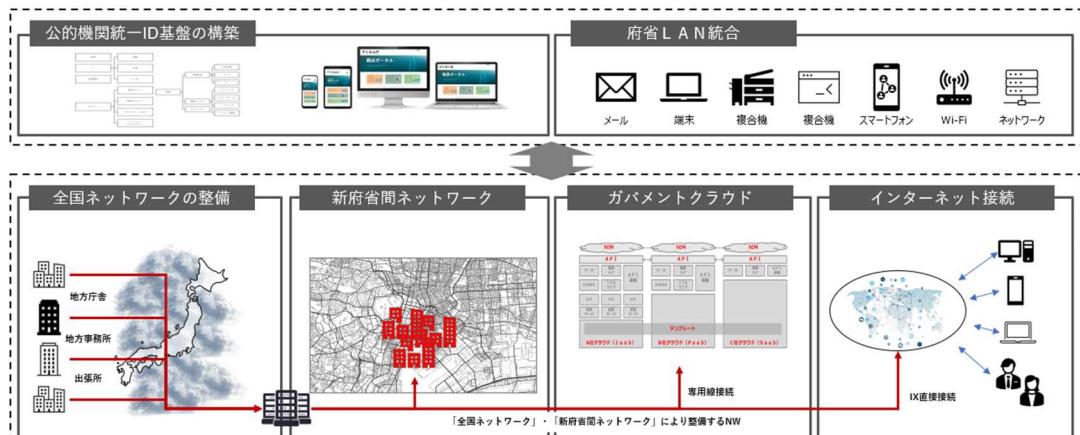
行政機関等への手続きを
いつでもオンラインで簡単に
できるプラットフォーム

暮らしを便利に、より良くする
情報・サービスを得られる

行政機関等にある自分の情報を
いつでもどこでも、簡単に

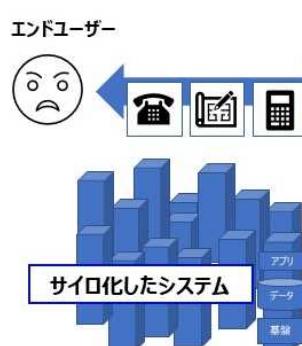
- 最新技術を採用したガバメントクラウド・ガバメントソリューションサービスにより各府省庁の業務環境の統合を順次進めることにより、行政機関における生産性やセキュリティの向上を図る。

政府共通インフラの整備・統合（プロジェクト関係図）

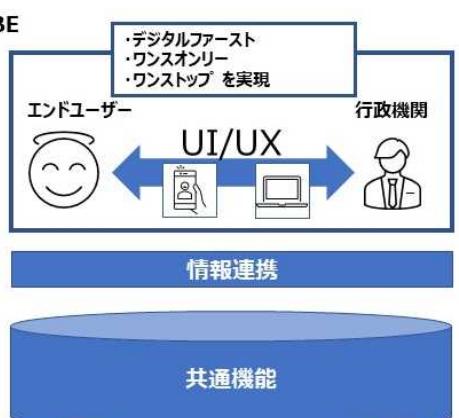


- 各府省庁バラバラでサイロ化しているシステムの統合・共通化、情報連携を進め、国民にとって使い勝手の良い行政サービスを実現する。

AS IS



TO BE



① 政策的に重要な情報システムの開発体制の整備

国的情報システムのうち、各府省庁が共通で利用するシステム、各府省庁がシステムを整備する上で基盤となるシステム、緊急性が高く、かつ、政策的に重要なシステム等については、「①デジタル庁システム」と位置付けて、デジタル庁が整備・運用することとしている。

「①デジタル庁システム」を始めとする政策的に重要な情報システムについては、サービス・業務企画や要件定義を含むシステム開発計画や、サービス・業務の運営と改善を含む品質保証を一層改善するため、国民目線のUI・UXの実現を図る観点及び発注の精度を高める観点から、デジタル庁に、機動的にプロトタイプ⁹⁶を構築できる開発体制を整備する。

② 政府ウェブサイトの標準化・統一化

政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、各府省庁のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化を図る。

標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」を策定し、その後、デジタル庁ウェブサイトへの適用を通して、フィードバックを得ながら継続的な改善を行う。

令和4年度（2022年度）に、デザインシステムの有効性・効果を検証するために一部の府省庁ウェブサイトへの試行適用を行い、その結果も踏まえつつ、デザインシステムに基づき各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施する。

③ 国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みの活用

デジタル改革に関する国民の声を広く聴くための仕組みである「デジタル庁アイデアボックス」を積極的に活用して、徹底した国民目線でデジタル改革を進める。

現場の業務や技術面から検討に参加する全国の地方公共団体職員と対等に議論する場として立ち上げた「デジタル改革共創プラットフォーム」を積極的に活用する。

④ マイナポータルの抜本的改善

マイナポータルは、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものであるため、利用者の満足度の抜本的改善を目指して、UI・UXの抜本的改善について検討し、令和3年度（2021年度）中に実施する（マイナポータルの抜本的改善に関する具体的な施策について、以下を参照。）。令和4年度（2022年度）以降も継続的に改善に取り組む。

⑤ ガバメントクラウドの整備

政府情報システムについて、クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者にとって利便性の高いサービスを提供するため、デジタル庁が共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるガバメントクラウド⁹⁷を整備する。また、ガバメントクラウドが扱うデータについては、国内のデータセンターに置くことを前提とする。令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、地方公共団体による先

⁹⁶ 情報システムを本格的に構築する前に、機能等を検証し要件を具体化するために作成する最小限の試作品。

⁹⁷ 複数のクラウドサービスを相互に接続する「マルチクラウド方式」で構築。

行事業やデジタル庁ウェブサイトにおける利用を通じて、地方公共団体によるガバメントクラウドへの移行に係る課題やガバメントクラウドの運用方法等を確認しつつ、段階的に運用を開始する。

各府省庁の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてデジタル庁が整備したガバメントクラウドの活用を検討することとし、クラウド化等を進める場合には、情報システム構築の迅速性・柔軟性の向上、可用性を始めとする高いセキュリティの実現、コスト効率の向上など、これにより得られる効果の追求を図る。既にクラウドサービスを利用している情報システムについては、更改時期等を勘案しつつ、段階的にガバメントクラウドに移行する。

また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）等の情報システムについても順次、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する。

⑥ ネットワークの整備

行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（パーソナルコンピュータやネットワーク環境）を提供するサービスである「ガバメントソリューションサービス」を提供する。

ア 新府省間ネットワークの構築

現在利用している「政府共通ネットワーク」は廃止し、広帯域、高品質、低コストかつ高セキュリティな新たな府省間ネットワークを構築する。

令和3年度（2021年度）は引き続き調査・基礎構築を実施する。令和4年度（2022年度）においては、政府共通ネットワークの切替えに向けて、現行の全ての接続拠点について接続を開始し、各府省が順次切替えを実施、その後、本格的運用に移行する。

イ 全国ネットワークの整備

国は、地方支分部局等との接続に際して、従来のインターネットサービスプロバイダ等が提供するサービスだけでなく、国自ら既設の全国広域通信網を活用して直接管理する独自の回線網⁹⁸を令和4年度（2022年度）から運用できるよう整備を進め、その後、本格的運用に移行する。

地方については、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化やガバメントクラウドの活用に向けた検討に伴い、国・地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備し、国・地方間の情報連携を密にすることも含め、より効率的に業務を遂行できる環境を整備することを目的に、必要な検討・対応を行う。

⑦ 府省 LAN と認証基盤の統合

ア 府省 LAN 統合

高度化する脅威に対応したゼロトラストアーキテクチャに基づき利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、人事院及び農林水産省を始めとして、各府省庁は、令和4年度（2022年度）以降のネットワーク更改等を契機に、この

⁹⁸ 仮想多重化技術（オーバーレイネットワーク）等を活用して、高セキュリティ、高品質、低遅延を実現。地方事業者による積極的な回線事業等への参入を促すため、標準化された接続仕様を採用する。

環境へ移行することを原則とする。

また、令和3年度（2021年度）末までに、デジタル庁が中心となって、府省 LAN 統合に係る今後の中長期的な方向性をロードマップとして整理し、各府省庁は、5か年を基本として策定する中長期的な計画に反映して、取組を進める。

イ 公的機関統一 ID 基盤の構築

あらゆる情報システムの間で、セキュリティを確保した上で、迅速かつ円滑な情報連携を実現するため、公的機関の職員、施設、機器等の統一的な ID 管理を可能とする基盤を構築する。

具体的には、令和4年度（2022年度）から、ガバメントソリューションサービスに LAN 統合を完了した府省のデバイス、アプリケーション、職員 ID 等の情報資源を当該基盤で管理し、統一された基準による評価検証を実施した上、全ての公的機関が利用可能とすることを前提に令和5年度（2023年度）からの本格的な運用を目指す。

並行して、ガバメントソリューションサービスに統合を完了した府省共通システムについて、次期更改等を契機に当該基盤の認証機能等の利用を前提とした検討を行う。

さらに、令和4年度（2022年度）中を目途に当該基盤の国際連携について、米国、欧州各国との認証連携実現に向けた協議を開始する。

⑧ 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト監理の実施等

ア 情報システム整備方針の策定

デジタル庁は、デジタル庁設置法⁹⁹第4条第2項第15号に基づき、国・地方公共団体・独立行政法人・公共分野の民間事業者等の情報システムの整備及び管理について、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」¹⁰⁰（以下「情報システム整備方針」という。）を策定し、情報システム整備等の基本的な考え方等¹⁰¹や、デジタル社会の共通機能の要件等¹⁰²を提示したところである。

政府情報システムの整備及び管理に関して、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府の共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等についても、情報システム整備方針を踏まえ、デジタル庁内に設置された技術検討会議等において必要な改定等を行う。

各府省庁は、情報システム整備方針等を踏まえ、デジタル庁主導の下、業務改革(BPR)の推進、共通機能の活用の徹底、システムの統合・集約等により、固定的となっている情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費の削減を図る。令和3年度（2021年度）末を目途に、各府省庁は、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革(BPR)・経費削減等の方針や投資等の取組を具体化した5か年を基本とする中長期的な計画を策定し、これに基づき取組を進める。デジタル庁は、当該計画について情報システム整備方針等を具体化するものとなっているかという観点から調整を行い、取りまとめる。

当該計画に沿って、システム化の対象となっている業務の分析や情報システムのコ

⁹⁹ 令和3年法律第36号

¹⁰⁰ 令和3年12月24日デジタル大臣決定

¹⁰¹ 費用対効果の精査、クラウドサービスの利用、アクセシビリティの確保等

¹⁰² ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス、ID・認証機能等の活用、データ連携のための標準仕様等

コスト構造の分析を行い、分析結果に基づく経費の削減方策の検討を進め、当該計画の具体化を図る。

また、各府省庁は、隨時、当該計画の進捗状況を把握し、見直しを行う。見直しに当たって、デジタル庁は、当該計画の進捗状況を取りまとめ、必要な助言・指導等を行う。

イ 一元的なプロジェクト監理と情報システム関係予算の一括計上

デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、各府省PMOと連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。

具体的には、年間を通じて、予算要求前、要求時、執行時のプロジェクトの各段階においてレビューを行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し¹⁰³、これを監理していく。

これらの取組を着実に推進することで、令和2年度（2020年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、令和7年度（2025年度）までに3割削減することを目指す。そのため、必要最小限のコストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進し、コスト構造の最適化を図る。具体的には、早期に各システムの整備状況及びコスト構造の確認・分析を踏まえたコスト削減方策を策定し、その実施を徹底する。

⑨ 国の情報システムの整備・管理

デジタル庁は、国民・事業者の利便性の向上を図るために、国の情報システムの統括・監理等により、国の情報システムの統合・共通化を促進し、民間システムとの連携を容易にしつつ、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進する。また、各府省庁の情報システムに関する情報（契約額、プロジェクトの進捗等）を集約するための仕組みを構築し、国の情報システムの統括・監理の実効性の確保を図る。

また、各府省庁は、情報システムを整備する際は、特に業務改革（BPR）・システム改革の推進等について留意する（国の情報システムを整備する際に留意すべき事項について、以下を参照。）。

⑩ デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進

デジタル庁は、登記情報システム、国税情報システム、社会保険オンラインシステム、ハローワークシステム、特許事務システム等、運用等経費の大きい情報システムや、デジタル庁の技術的知見や共通基盤を生かした整備を要する等の情報システムについて、各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新やシステムコストの削減、共通機能の活用、クラウド化、UI・UXの改善などを促進する（デジタル庁・各府省共同プロジェクトについて、以下を参照。）。

¹⁰³ 令和3年度（2021年度）の情報システム関係予算は約8,600億円。「①デジタル庁システム」及び「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」に係る予算については、令和3年度（2021年度）予算からデジタル庁に一括計上し、「③各府省システム」に係る予算についても、令和3年度（2021年度）第1次補正予算からデジタル庁への一括計上の対象とした。特別会計、特定財源により整備される情報システムの予算については、その財源が設けられた趣旨等を踏まえ、デジタル庁が会計法（昭和22年法律第35号）上の認証官制度を活用すること等により令和5年度（2023年度）予算から関与する。そのために必要な方策を令和4年度（2022年度）から講じていく。

⑪ 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化

裁判関連手続のデジタル化、警察業務のデジタル化、港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化等について、取り組む（国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

⑫ 独立行政法人の情報システム

デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの効率化、国、独立行政法人等の相互の連携を確保するための基盤の構築等について、情報システム整備方針に盛り込むほか、取組を進める（独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策について、以下を参照。）。

マイナポータルの抜本的改善に関する具体的な施策

① マイナポータルのUIの全面的な点検・改善

機能ごとにプロトタイプを開発・確認しつつ、アジャイル開発により改善を推進する。なお、パソコン、スマートフォン双方とも特性に応じたUIを実現する。

② 全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実現

地方公共団体との接続機能等を実装し、全ての地方公共団体による接続を実現する。

③ 自動入力機能の実現等

自己情報取得、お知らせ取得、民間送達情報取得API等との連動を図ることにより、申請項目を自動入力することができる機能を実現する。地方公共団体が各種入力制御の設定を行える機能を実装する。

④ 標準様式のプリセット

地方公共団体の主要な行政手続等（子育て、被災者支援等）については、標準様式を順次プリセットする。

⑤ マイナンバーカードによる利用者認証の追加

希望する利用者が、マイナンバーカードの公的個人認証により、過去の申請内容を活用できる機能等を実装する。

⑥ 各業務システムとの連携処理の実現

地方公共団体の業務システムと連携しやすい申請受付データファイル等を実現し、また、業務システムの統一・標準化等に対応し、フロント（申請受付）からバック（業務システム）までのオンライン化・デジタル処理を実現するよう取り組む。

⑦ あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等をスマートフォンから可能に

国・地方とも、あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等が、スマートフォンから簡単・迅速に完結できるよう、対応を各府省庁・地方公共団体に要請する。

⑧ マイナポータルで閲覧できる情報の順次拡大

マイナポータルで閲覧できる情報を順次拡充する（健診・検診情報、就労関係情報等¹⁰⁴⁾）。

⑨ マイナポータルから連携できる控除証明書等の順次拡大

マイナポータルから連携できる、年末調整手続・確定申告手続に必要となる控除証明書等を順次拡充する。

⑩ 利便性の向上に資する手続の早期デジタル化

令和4年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。

このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオ

ンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。

⑪ 市区町村等における国民のアクセスポイントの確保

政府が市区町村窓口に配備したマイナポータル利用のためのタブレット端末について、マイナポータルの利用に限らず、デジタル行政端末として、スマートフォンやパソコンを持たない国民の貴重なアクセスポイントとして活用できるよう、令和4年度（2022年度）以降の抜本的な用途拡大や運用ルールの改善等について検討・実施する。また、郵便局等について、市区町村窓口以外のアクセスポイントとしての可能性を検討する。

⑫ マイナポータル API の利用拡大

マイナポータルの機能をウェブサービス提供者が利用できるようにするための電子申請等 API や自己情報取得 API といった各種 API について、官民の様々なサービスにおける利用を推進する。

¹⁰⁴ 薬剤情報及び特定健診等情報については令和3年（2021年）10月から、医療費通知情報については令和3年（2021年）11月から、それぞれマイナポータルで閲覧できるよう措置した。

国の情報システムを整備する際に留意すべき事項

① プロジェクトの適切な推進・管理

情報システムの整備・運用に当たっては、委託事業者任せにするのではなく、専門人材の採用等によって行政機関内部の体制を整備し、自らプロジェクトを適切に推進・管理する。

デジタル庁は、優秀なエンジニア人材等も採用し、情報システムの整備を自ら行うとともに、開発・運用段階においては適切なベンダーマネジメントを実施する。さらに、プロジェクトを推進するチームとは別に、専門知識を有する人材が中心となって、プロジェクトの進捗管理やシステムの品質管理を行うとともに、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に、安定的・継続的な稼働の確保等の観点から検証・監査を実施する。

また、デジタル庁は、特に重要なプロジェクトについて、当該プロジェクトの目的の達成に向けて効率的・効果的なプロジェクト推進が図られるよう、専門知識を有する人材によりプロジェクトのモニタリングを実施する。モニタリングではプロジェクトの進捗を把握し、助言、方向性の是正、支援等を実施する。当該プロジェクトを担当する各府省庁（デジタル庁を含む。）は、モニタリングにおける助言等を十分に踏まえて当該プロジェクトを推進する。

② 行政手続のデジタル化の推進

各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。

- ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。
- ・UI・UX の向上を図る観点から申請情報の自動入力を実現するため、マイナンバーカードの IC チップに搭載された券面事項の入力補助 AP（アプリケーション）等を活用する。
- ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルや e-Gov 等を活用する。
- ・代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。
- ・申請の承認行為を行う際の電子決裁機能については、独自の構築を避け、電子決裁システムを活用する。
- ・申請受付機能・電子決裁機能・業務システム・関連システム間の連携については、業務の効率性の向上を追求し、デジタルで完結させる。
- ・実際に手続を利用する者（手続に習熟していない者を含む。）が容易にオンライン申請できるかという観点から具体的な課題を定性的・定量的に収集・分析し、それらの課題を踏まえたシステムの改善を機動的に行うことができる仕組みを整備する。
- ・デジタル・ガバメントは、手続を支援・利用する民間とともに実現すべきものであり、API 連携によって利用される前提でシステムを構築する。
- ・ローカルルールや担当者ごとに異なる取扱いを排除するため、利用者が入力する情報は真に必要なものに限定するとともに、手続、申請項目、入力フォームなどを含め、オンライン

ン申請のために必要となる情報やインターフェイスの標準化を図る。

また、各府省庁は電子決裁への移行加速化に関して、「電子決裁移行加速化方針」¹⁰⁵に基づき、電子決裁とすることでかえって業務が複雑・非効率となる等の理由により紙決裁を続けるものを除き、決裁が電子で行われていない手続について、電子決裁への移行に向けた取組を中長期的な計画に記載し推進する。

③ 共通的な認証・署名の利用

各府省庁による認証・署名機能の利用については、次を原則とする。

- ・個人の電子署名については、マイナンバーカードによる電子署名
- ・個人の電子認証については、マイナンバーカードによる電子利用者証明
- ・法人の電子署名については、商業登記電子証明書等
- ・法人の電子認証については、G ビズ ID

公的個人認証サービスの民間利用の拡大を推進する。また、個人の認証・署名を利用するアプリケーションについては、独自構築による乱立を避けるため、マイナポータル AP（アプリケーション）の活用を原則とする。

④ データ連携の推進

各府省庁の業務、情報システムにおいては、国民・事業者の利便性、行政の効率性・正確性の向上の観点からワンストップを追求し、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度による情報連携など、バックオフィスでの情報連携の仕組みの活用を原則とする。

各府省庁共通の枠組みとしてベース・レジストリの整備を前提とし、ベース・レジストリの指定状況を踏まえて、ベース・レジストリの活用を想定したシステムの拡張性確保を追求することとする。特に、デジタル庁における先行プロジェクトとして進められるものについては、この活用を原則とする。

また、情報システムの整備に当たって、データの相互運用性を確保するため、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。具体的には、行政基本情報連携モデルや「文字環境導入実践ガイドブック」¹⁰⁶の適用を原則とする。

公費で作られたデータは原則として民間に提供していくオープン・バイ・デフォルト原則に基づき、個人情報の保護に十分配慮しつつ、ニーズの高いものからシステムの新規整備・更改の際に API を公開又は提供することを原則とする。

令和6年（2024年）からのマイナンバーカードの海外利用の開始に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要がある。具体的には、デジタル社会形成整備法附則第73条の規定を踏まえ、戸籍法制の見直しに関する法務大臣の諮問¹⁰⁷に対する法制審議会からの答申が得られ次第速やかに、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、令和5年（2023年）の通常国会に関連する法案を提出した上で、令和6年度（2024年度）を目指して実現を図る。

⑤ 共通基盤の活用

¹⁰⁵ 平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定

¹⁰⁶ 平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

¹⁰⁷ 「氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正について」（令和3年9月16日法務大臣諮問第116号）

クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、ガバメントクラウドの整備状況を踏まえつつ、これを含む各種クラウドサービスの利用を原則とする。この際、単にシステムを整備することを目的化せず、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底する。

ネットワークについては、独自のネットワークの採用又は維持を避けて費用節減を追求し、今後整備されるガバメントソリューションサービス等の共通基盤の活用を原則とする。

また、上記以外のデジタルインフラ（政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等）等についても、その実装状況を踏まえつつ、共通基盤の徹底した利用を原則とする。

デジタル庁・各府省共同プロジェクト

① 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

登記情報システムについては、**メインフレーム**を中心として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。

i) 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。

ii) 政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。

i) 行政機関等への各手続において、登記事項に係る行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。

ii) 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

i) 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。

ii) 令和6年度（2024年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、システム構成の見直し等を行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

また、法務省とデジタル庁において、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革（BPR）等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

② 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

国税情報システムについては、これまでに「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）のスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。

平成13年（2001年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大型化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である令和8年度（2026年度）を目途に、令和2年度（2020年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。

次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、

i) 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現

ii) 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合

iii) メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新

といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指して開発を進める。

③ **社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進**

日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステム（記録管理・基礎年金番号管理システム及び年金給付システム）は、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。

- i) データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。
- ii) 紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応しにくい。
- iii) 発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分。

このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。

- i) 「記録管理システム・基礎年金番号管理システム」の刷新については2段階で取り組んでおり、平成29年（2017年）からフェーズ1として、マイナンバーによる情報連携などを含む各種届書の事務処理機能のデジタル化を段階的に実施し稼働中。

さらに、フェーズ2として、新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。

- ii) 「年金給付システム」については、令和元年度（2019年度）まで端末機器及び周辺サーバの更改や集約化を進めてきたところである。今後は、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。

「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」¹⁰⁸という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。

- i) 公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応）
- ii) 業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等）
- iii) ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等）

④ **ハローワークシステムを活用したサービスの充実**

ハローワークにおける求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要があることなどの課題がある。

そのため、令和2年（2020年）1月に刷新後のハローワークシステムの全国稼働を開始し、オンラインによる求人申込み等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図ったところである。その後も令和3年（2021年）9月にオンラインによる求職申込等を可能とし、令和4年（2022年）3月に求職公開している求職者に求人者から直接リクエストが可能とするなど順次機能の追加を予定している。

これらの取組により、以下の目標を実現する。

- i) 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。
- ii) 不採用が続く求職者に対しては、窓口への来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、指導等が必要な求人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。

今後も引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

¹⁰⁸ 日本年金機構中期計画（平成31年3月29日）

⑤ 特許事務システムに係るプロジェクトの推進

国際化の進展に伴い研究開発のスピードが速まる中で、我が国の企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用できるよう、特許庁はこれまで以上に特許情報の利活用者に対して特許情報の発信を強化することが必要である。特に、公報システムについては、現状、①特許情報の原本データから特許公報発行に必要なデータを抽出する作業を週次で行っている、②抽出したデータを特許公報のフォーマットに自動で当てる際に生じるエラーの修正を全て手動で行っている、③オンライン上に特許公報をアップロードする際、データを手動で外部記憶媒体に移した上で行っている等の要因から、特許公報の発行に、権利の付与が確定してから3週間程度を要しており、制度利用者への情報提供が必ずしも迅速に行えていない、という課題がある。

この状況を改善するために、令和4年（2022年）1月を目指して、公報システムを刷新し、特許公報発行を迅速化する。

これにより、特許情報の利活用者が、特許として認められた最新の技術に迅速にアクセス可能となり、重複した研究開発や重複した出願及び権利侵害の防止などの効果が見込まれる。加えて、特許公報発行の迅速化に際して、情報システムの構造を簡素化することで、今後のシステム改修時の費用低減に取り組む。

国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策

① 裁判関連手続のデジタル化

民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、国民にとってより利用しやすいものとするため、e 提出（主張証拠のオンライン提出等）、e 法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）及び e 事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つの e」を目指す。そのため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。

- ・現行の民事訴訟法¹⁰⁹のもと、ウェブ会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用を拡大し、さらに準備書面等の電子提出の運用開始を目指す。
- ・令和 4 年（2022 年）中の民事訴訟法等の改正を前提として、早ければ令和 5 年度（2023 年度）から非対面での口頭弁論期日の運用を開始するとともに、令和 7 年度（2025 年度）中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にすることを目指す。

刑事手続については、関与する国民の負担軽減や円滑・迅速な実施を図るため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、電子データによる書類の作成・管理、令状の請求・発付を始めとする書類のオンラインによる発受、オンラインを活用した公判など、捜査・公判において情報通信技術を活用する方策について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」での検討を進め、令和 3 年度（2021 年度）内を目途に取りまとめを行うほか、IT 先進国を含む諸外国における法制・運用の状況について調査を行うとともに、刑事手続における情報通信技術の活用に必要不可欠となるシステム構築を含めた IT 基盤の整備に向けた取組を推進する。

② 警察業務のデジタル化

警察情報管理システムを、警察共通基盤上に順次共通化・集約化しつつ、更なる警察業務のデジタル化を通じて、国民の利便性の向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化と警察情報管理システムの整備・維持に係るコスト削減を図るため、以下の取組を行う。

- ・**運転者管理システム**は、令和 5 年（2023 年）1 月に警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始し、令和 6 年度（2024 年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・**遺失物管理システム**は、令和 4 年度（2022 年度）末から警察共通基盤上で運用を開始し、令和 8 年度（2026 年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向けた制度改正や警察共通基盤を活用したシステムの仕様等についての検討を令和 4 年度（2022 年度）末までに行い、交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施する。
- ・利用者の利便性向上、行政事務の効率化に資する本格的な行政手続オンライン化のシステムの検討・構築を行う。

③ 港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化

我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現するため、複数の分野の一体運用を可能とする港湾関連データ連携基盤「サイバーポート」の整備を進める。

このうち、港湾管理者¹¹⁰が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、令和4年度（2022年度）の稼働を目指し、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。

また、港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させることにより港湾の計画から維持管理・利用までの適切なアセットマネジメントを図る港湾インフラ分野について、令和4年度（2022年度）の稼働を目指し、国、民間事業者といった港湾インフラの整備・保全に関与する他の主体の保有する情報と連携して、港湾台帳等の既存のデータの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。

加えて、2.（2）⑦の港湾物流分野のデジタル化と併せ、令和5年度（2023年度）以降、三分野間でのデータ連携実現し、三分野一体運用を目指す。

④ 公文書管理のデジタル化

デジタルを前提とした公文書管理制度の見直しとシステム整備の方向を示した「デジタル時代の公文書管理について」¹¹¹を踏まえ、公文書管理のデジタル化に対応するため、制度面では、行政文書の管理について電子的に行うことを各行政機関のルールとして明記するとともに、年度を越えてデータを蓄積して文書管理を行う方法を認めるなど、デジタル化に対応した文書管理のルールを整備し、あわせて、公文書管理に係るシステム整備の在り方について、内閣府・デジタル庁を始めとする関係府省庁において、役割分担や業務フローの検討を進めていく。

⑤ 政府調達システムの共同利用化及びシステム連携の推進

政府調達システムについて、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。

¹⁰⁹ 平成8年法律第109号

¹¹⁰ 地方公共団体又は地方公共団体が単独若しくは共同で設立する港務局

¹¹¹ 令和3年7月公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ報告

独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策

令和3年度（2021年度）からは、主務大臣が独立行政法人に対して独立行政法人通則法¹¹²に基づく目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

具体的には、総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」¹¹³を改定する。各主務大臣は、情報システム整備方針を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度（2022年度）中に速やかに変更する。ただし、令和3年度（2021年度）が目標期間の最後の事業年度に当たる独立行政法人（行政執行法人を含む。）については、情報システム整備方針を踏まえて次期目標を策定する。

上述の目標の策定又は変更の場合を含め、今後、各主務大臣は、目標の策定又は変更（情報システムに関する変更の場合に限る。）に当たっては、あらかじめデジタル庁に目標案について協議するものとする。中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、各主務大臣は、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴く前にデジタル庁に目標案について協議するものとする。情報システム整備方針を踏まえて策定又は変更した目標の取組について評価を実施する令和5年度（2023年度）以降は、各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに関する意見を述べるものとする。

また、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討する。

なお、独立行政法人の情報システムのうち、緊急的な整備が必要なもの、重要なシステムの整備に当たっては、必要に応じてデジタル庁が技術的助言等の支援を実施する。

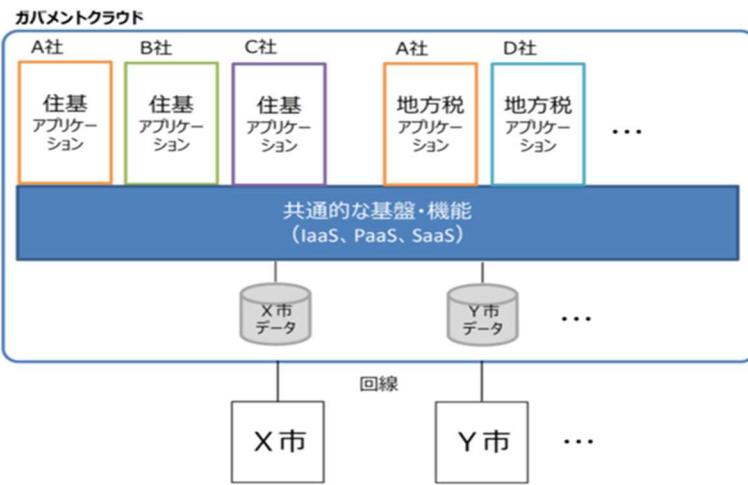
¹¹² 平成11年法律第103号

¹¹³ いずれも平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定。

(2) 地方の情報システムの刷新

【目指す姿】

- ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようになるなど、住民サービスが向上する。
- ・業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる。



地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べができるようになる等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律¹¹⁴（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化¹¹⁵を、地方公共団体と対話をを行いながら進める。

具体的には、基幹業務等のアプリケーション¹¹⁶をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおい

¹¹⁴ 令和3年法律第40号

¹¹⁵ 「統一」とは、地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアやOSなどを利用すること等を指す。「標準化」とは、地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。

¹¹⁶ 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションをいう。

ては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システム¹¹⁷は、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す¹¹⁸。

① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

標準化法に基づく標準化対象事務を政令で規定した上で、デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針¹¹⁹の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、全国知事会・全国市長会・全国町村会から意見聴取を行った上で、令和3年度（2021年度）中を目途に定める。

標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務¹²⁰に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加える。

地方公共団体情報システム標準化基本方針においては、法令改正の検討を行う場合に同時に標準化基準の改定を検討する旨、統一・標準化の目的に沿った業務改革（BPR）に関する提案を地方公共団体から所管府省庁が受け付け、標準化基準に反映していくために必要な具体的措置、標準化基準への適合性の確認の方法等についても記載する。

また、統一・標準化の取組については、議論の過程を透明化し、ウェブサイト等にその過程を公表すること、目標・取組・スケジュール等の段取りを地方公共団体にも分かりやすい形で提示すること、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めること、地方公共団体が計画的に取組を進められるよう国として十分に支援を行うこと等についても記載する。

¹¹⁷ 標準化基準に適合して開発した基幹業務のシステムをいう。

¹¹⁸ 地方公共団体の情報システムの運用経費等の増減はKPIの1つであって、統一・標準化の取組も踏まえ、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンストップ、コネクテッド・ワンストップ）に基づく業務改革（BPR）を進め、業務全体に係るコストを抑えるとともに、新サービスの実現など新たなイノベーションの競争環境を創出していくことが、より重要である点は言うまでもない。

¹¹⁹ 標準化法第5条第1項に規定する基本方針をいう。

¹²⁰ 児童手当（内閣府）、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省）を指す。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定められる事項に関する調整及び標準化対象事務ごとの進捗管理については、デジタル庁及び関係府省庁が地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（以下「関係府省会議」という。）を通じて行う。

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（非機能要件、データ要件・連携要件など）の策定等に取り組む（標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、令和3年度（2021年度）中に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する（制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針について、以下を参照。）。

④ 統一・標準化を進めるための支援

ア 財政支援

目標時期である令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度（2020年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話をを行う。また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書（1.0版）について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果なども踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係府省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行う。

加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

① 地方公共団体によるガバメントクラウドの活用に係る先行事業の実施

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」¹²¹が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

② 非機能要件の拡充

標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年（2022年）夏までに、必要に応じて拡充する。

このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年（2022年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分担等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。

③ データ要件・連携要件の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関等（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようするため、連携要件を定める。

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルぴったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年（2022年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンストップの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和4年度（2022年度）中の作成を目指す。

④ ガバメントクラウドが提供する共通機能等の検討

標準準拠システムが利用可能な共通機能としてガバメントクラウドにおいて地方公共団体向けに提供する機能については、宛名管理機能や庁内データ連携機能等が考えられるが、先行事業を通じて具体的な在り方を検討し、令和4年（2022年）夏までに、標準化基準の作成と併せて、その方針を示す。

また、ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ、標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法としては、既存の共同ネットワークを含めたネットワークを活用した接続を選択肢とし、引き続き具体化を進める。

¹²¹ 令和2年9月内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室・総務省

制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。具体的には、制度所管府省庁は、マイナポータルぴったりサービスとガバメントクラウド上の標準準拠システムとの接続、転出証明書情報等の活用、公金受取口座の登録情報の活用等、機能要件等を定めることとする。

また、積極的な業務改革（BPR）の実現のためには、現場の視点のみならず、行革の視点や行政サービスの利用者視点に基づくサービスデザイン思考が必要となる。デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案を具体的に行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

アプリケーションの機能要件等への適合は、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認する必要があるが、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年（2022年）夏までに提示する。

① 住民記録、戸籍の附票、印鑑登録

住民記録システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第2.0版）¹²²を改定する。

戸籍の附票システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

印鑑登録システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）¹²³を改定する。

② 地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）¹²⁴を改定する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

③ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）¹²⁵を改定する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

④ 教育

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）¹²⁶を改定する。

⑤ 児童手当、子ども・子育て支援

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

⑥ 戸籍

市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。

¹²² 「住民記録システム標準仕様書【第2.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

¹²³ 「印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年9月29日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

¹²⁴ 「税務システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（税務システム等標準化検討会））

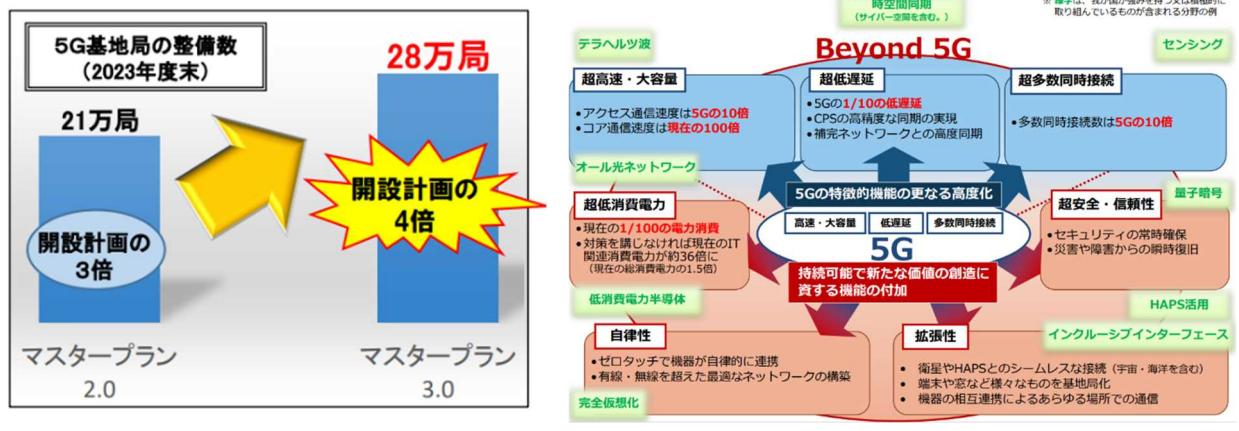
¹²⁵ 「介護保険システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月30日厚生労働省老健局）及び「障害者福祉システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

¹²⁶ 「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）及び「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）

(3) デジタル化を支えるインフラの整備

【目指す姿】

- ・デジタル社会を支えるインフラの整備・維持・充実、半導体戦略の具体化等により、国民利便の向上や安全・安心なデジタル社会の実現を図るとともに、インフラを活用した地域課題の解決や地域活性化の促進を図る。



① 5G インフラの整備等

デジタル社会を実現していく上で、高度情報通信ネットワークはデータの利活用や地域課題の解決に不可欠な基盤となるものであることから、広く国民の利便性の向上等を図るため、「ICT インフラ地域展開マスター・プラン」等に基づき、第5世代移動通信システム（5G）や光ファイバなどの整備・維持・充実を図る（5G インフラの整備等に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

② Beyond 5G の実現に向けた研究開発・標準化の推進

Beyond 5G の早期かつ円滑な導入と我が国の国際競争力強化に向けて令和2年（2020年）6月に策定した「Beyond 5G 推進戦略」に基づき、「Beyond 5G 推進コンソーシアム」及び「Beyond 5G 新経営戦略センター」を活用して、産学官が連携して、研究開発戦略、知財・標準化戦略及び展開戦略を強力かつ積極的に推進する。

令和12年（2030年）頃からのBeyond 5G 展開に向け、最初の5年を「先行的取組フェーズ」と位置付け、我が国の強みを最大限生かした集中的取組を実施する。

令和7年（2025年）に開催される大阪・関西万博の機会に「Beyond 5G ready ショーケース」として成果を世界に示し、その後のグローバル展開を加速する。

③ 半導体戦略の具体化

デジタル産業やデジタルインフラ、そしてその基盤となる半導体を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和3年（2021年）6月に取りまとめた「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、以下の取組を推進する。

ア 先端半導体製造拠点の国内立地の促進

「産業の脳」として重要な先端ロジック半導体については、経済安全保障上の戦略的自律性の強化を図るために、海外ファウンドリーとの合弁工場の設立等を通じ、国内製造基盤を確保する。さらに次世代製造技術の国産化を進める。

イ 半導体設計・製造能力の強化に向けた技術開発の推進

5G、AI、自動運転、電動車、再エネ等のデジタル・グリーン投資の世界的な市場拡大をチャンスと捉え、ポスト5Gシステムや省エネを含むグリーンイノベーション等を支える半導体設計・技術開発を強化する。

また、経済安全保障上の戦略的不可欠性の獲得・強化を図るため、世界の半導体エコシステム／サプライチェーンを支える製造装置・材料分野について、海外ファウンドリーとの共同技術開発等を通じて、チョークポイント技術を磨き上げる。

④ データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現

データセンター等の整備については、経済安全保障の観点からその担い手となる企業の健全な育成を図るとともに、再生可能エネルギーの利用等を通じた温室効果ガスの排出削減によりグリーン社会を実現する観点、災害等の緊急事態の発生時においても重要な国民向けサービス等の提供が滞ることがないようあらかじめ万全の備えを行うレジリエンスの強化の観点、サイバー攻撃等から国民生活や経済活動の基盤となる重要な情報資産等を守るセキュリティの確保の観点から、**令和3年度（2021年度）中に中核データセンター拠点及び地方データセンター拠点の整備に向けた検討を行い、その後段階的にデータセンター等の立地環境の最適化や地方立地の促進を図る。**

また、分散型クラウド関連技術に関する研究開発を推進し、その成果を活用することで、更なるセキュリティの向上、消費電力の効率化によるグリーン化、大容量データの効率的処理等の更なる高度化を図る。

さらに、国内海底ケーブルについては、現状、太平洋側に集中しており、日本海側がミッシングリンクとなっているところ、通信ネットワークの強靭化による耐災害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備することで、全国の通信環境が向上し、データセンター立地等とあいまって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。

5G インフラの整備等に関する具体的な施策

① 5G インフラの整備

令和6年（2024年）4月時点での基盤展開率¹²⁷は98%¹²⁸となり、全国の事業可能性のあるエリア（10km四方メッシュ単位）のほぼ全てに5G基盤が展開される予定であるが、電波が遮へいされる鉄道や道路トンネル等でも携帯電話が利用できるよう対策を行うほか、地理的に条件が不利な地域への5Gエリア展開をインフラシェアリングの活用も含めて推進するため必要な支援等に取り組みつつ、令和5年度（2023年度）末を目指して約28万局（当初開設計画の4倍）以上の5G基地局整備を目指す。

5G、ローカル5Gの整備については、安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等が提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度（2022年度）中にその試行を開始する。

その際には、インフラシェアリングなどの考え方も積極的に取り込み、更に経済合理的な形で5Gインフラの普及が進むよう、必要な検討を深めていくこととする。

② 高速・大容量通信インフラの基盤としての光通信網の整備・維持等

高度無線環境に不可欠な設備等の整備については、「ICTインフラ地域展開マスタートップラン3.0」に基づき、令和3年度（2021年度）末までに光ファイバ未整備世帯を約17万世帯に減少させるとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化の支援やブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む。

また、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を行い、令和3年度（2021年度）中に取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる。さらに、光ネットワークの大容量化技術を令和7年度（2025年度）までに確立する。

③ 安全・安心で信頼できる通信インフラの確保の推進

電気通信事故の検証等を通じて、電気通信事業者等と連携し、大規模災害の発生時等においても、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。

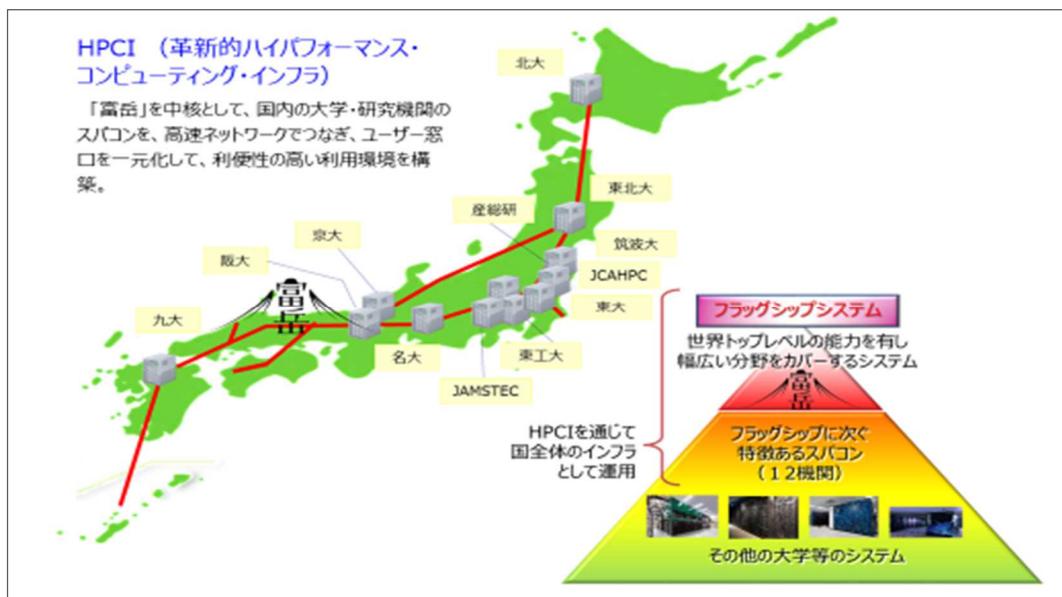
¹²⁷ 全国を10km四方のメッシュに区切り、メッシュ総数約4,500に占める5G高度特定基地局が開設されたメッシュ数の割合。

¹²⁸ 5G周波数の割り当てを受けた民間事業者の計画の合計。

(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進

【目指す姿】

- ・技術水準の向上により、デジタル技術の応用先を飛躍的に拡大させることで、ユーザーの利便性を格段に向上させ、また我が国産業の国際競争力を大幅に強化させることを目指す。
- ・そのために、デジタル関連技術の研究開発の促進や、デジタル関連技術を活用した研究開発の促進を図る。
- ・デジタル関連技術の研究開発として、情報通信技術やコンピューティング技術の高性能化、セキュリティ技術の高度化等に取り組む。
- ・デジタル関連技術を活用した研究開発の促進に向け、スーパーコンピュータ、学術情報ネットワーク、研究データ基盤等の次世代情報インフラの整備等に取り組む。



情報通信技術の有効活用によるデジタル社会の進展には、利用者の利便性や安全性を確保しつつ、センシング技術等も活用しながら大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境が必要である。デジタル社会の進展を支える基盤技術としては、高度な情報通信環境を実現する技術、AI/ビッグデータ等の高度な情報処理を実現するコンピューティング技術等が想定される。

政府としては、スーパーコンピュータ「富岳」や学術情報ネットワーク「SINET」、研究データ基盤などの次世代情報インフラを整備・活用し、こうした技術研究や研究活動のDX（研究DX）を推進・支援するとともに、政府情報システムにおいても必要に応じて最新技術を反映し、国民の利便性の向上に資するよう、各府省庁、地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間事業者等と連携して研究開発・実証を推進する（研究開発・実証の推進に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

研究開発・実証の推進に関する具体的な施策

① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

新たな電波システムの円滑かつ迅速な導入に必要となる実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境に関する研究開発を推進し、令和5年度（2023年度）までに試験環境を構築する。また、ローカル5Gに関する実証を令和4年度（2022年度）まで引き続き推進し、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備や、低廉かつ容易に利用できる仕組みの構築を行う。

Beyond 5Gに関しては、Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方について検討し、令和4年度（2022年度）中に取りまとめを行う。そして、その実現に必要となる最先端の要素技術等をいち早く確立するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）に創設した研究開発基金や整備するテストベッドなどの共用施設・設備によりBeyond 5Gの研究開発を推進するとともに、前述の技術戦略を踏まえ、それらを活用した取組と密接な連携を図りつつ、民間企業や大学等を対象として公募型研究開発を実施する。また、諸外国の団体・組織との連携に向けた具体的検討や国際カンファレンスの開催に向けた検討等に取り組む。

② データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証

ア AIの社会実装に向けた取組の加速

今後の更なるAIの実用化に向けて、「AI戦略2021」¹²⁹に基づき、重点分野においてアーキテクチャ設計に基づくデータ基盤を踏まえたAIの社会実装を世界に先駆けて実現する。

具体的には、深層学習の理論体系や知識融合型AI技術、大阪・関西万博での利用を目指す多言語同時通訳等の研究開発を行うとともに、AIのブラックボックス問題解決に向けた説明可能なAI等の研究開発を、AI関連中核センター群の連携を検討の上、令和3年度（2021年度）中に開始する。

また、包括的データ戦略に基づく、ベース・レジストリ、分野ごとのデータ交換基盤、包括的なトラスト基盤の整備等の促進や、分野間データ連携基盤の連携拡大など、データ利活用環境の構築や整備されたデータを活用したAIサービスの社会実装を推進する。

さらに、これまで前提としてきた社会・経済システムが大きく変革していること、諸外国におけるAI関連の動きが加速していること等を踏まえ、AI戦略の見直し等により、社会・経済活動に真に役立つAIの社会実装を促進する。

イ 情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術

AIやビッグデータ処理の活用が広まる中、情報処理の高速化や処理電力の抑制を実現するために、従来の延長線上にない新たな技術の実現が求められている。このため、高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（エッジ・コンピューティング、量子コンピュータ等）の技術開発に取り組む¹³⁰。

処理の分散化により情報処理の高度化を図るシステムアーキテクチャ技術として、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジ・コンピューティングがある。これに関し、我が国の強みである製造業等と結びついたAI処理など、革新的なAIエッジ・コンピューティング技術の開発や、エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスの技術開発¹³¹等に取り組み、令和7年度（2025年度）以降における実用化・事業化を目指す。また、エッジ・コンピューティング及びAIの応用事例として、防災・減災に資する高精細かつ多

種多様な気象・地形等のリモートセンシングデータを間断なくリアルタイムに提供するため、AI 等を活用したデータ圧縮・復元技術の研究開発を推進し、令和 7 年度（2025 年度）以降の早期導入・展開を目指す。

さらに、量子コンピュータを含む量子技術に関しては、「量子技術イノベーション戦略」¹²⁹を踏まえ、①重点領域の設定、②量子拠点の形成、③国際協力の推進を取組の中心として、量子コンピュータのソフトウェア開発や量子暗号等で世界トップを目指す。例えば、NISQ 量子コンピュータ¹³⁰における 100 量子ビット実装とそのクラウドサービス開始を令和 9 年度（2027 年度）までに実現し、さらには誤り耐性型汎用量子コンピュータ¹³¹の令和 32 年（2050 年）までの実現を目指す。一方で、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されていることから、ネットワーク上でやりとりされる機微な情報について、量子コンピュータ時代においても通信内容を秘匿化することが可能な量子暗号通信に関する研究開発や社会実装に向けた取組を推進する。

③ 安全・安心なデジタル社会を支える高度セキュリティ技術等

ア サイバーセキュリティの研究開発等の推進

我が国のサイバーセキュリティの更なる強化に向けては、研究開発の国際競争力の強化や産学官エコシステムの構築はもちろん、実践的な研究開発の推進が重要である。

サイバーセキュリティ戦略に基づき、関係府省庁が連携し、ア) サプライチェーン・リスクへ対応するためのオールジャパンの技術検証体制の整備、イ) 国内産業の育成・発展に向けた支援策の推進、ウ) 攻撃把握・分析・共有基盤の強化、エ) 暗号等の研究の推進など、実践的な研究開発を推進する。

また、デジタル庁及び NISCにおいて、情報資産管理手法や、システムの挙動やソフトウェアの状況をリアルタイムに監視する常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ等の実証研究を推進する。

イ ブロックチェーン等のデータの耐改ざん性が高く証跡の確保に優れた技術

ブロックチェーン及び分散台帳技術は、データに関する耐改ざん性が高く透明性が確保されたシステムを分散システムとして実現する技術である。これを利用することで、取引上の仲介が不要となり、サービスにおける取引コストの削減が図られる等の利点がある。このため、暗号資産（仮想通貨）の取引管理等では既にその技術が広く活用されているほか、身分証明等の真正性確認や、サプライチェーン管理や電力取引、環境価値取引といった商取引など、様々な分野での商用化、実証及び検討が国内外で進められている。さらに、デジタルデータのみならず、IoT 技術等と連携して実体的な対象物の管理（トラッキング等）をするなど、応用可能性も期待されている。

¹²⁹ 令和 3 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹³⁰ 経済産業省「高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」（平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）まで）において、技術開発を実施。

¹³¹ 異種プロセッサの組み合わせによるヘテロジニアコンピューティングにおいて、性能を最大限に発揮できるチップ設計を短期間に実現する設計技術の開発を実施。

¹³² 令和 2 年 1 月 21 日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹³³ NISQ (Noisy Intermediate-Scale Quantum) 量子コンピュータは、小中規模で誤りを訂正する機能を持たない量子コンピュータ。

¹³⁴ 誤り耐性型汎用量子コンピュータは、大規模な集積化を実現しつつ、様々な用途に応用する上で十分な精度を保証できる量子コンピュータ。

我が国においては、引き続き国内外のグループにおける先進的な取組や民間主導の活動を積極的に情報収集し、高い信頼性が求められる公共性の高い分野に導入されるシステムの技術面や運用面の課題及びその解決の方向性等に関して、更なる検討を行う。

④ 研究開発・実証を支えるデータ利活用の環境整備とデータ駆動型研究の推進

データ駆動型研究の重要性が高まるなど、研究手法が大きく変化しつつある中で、新たな科学的手法を発展させ、生産性を飛躍的に向上させるためには、膨大な量の高品質なデータを戦略的に収集・共有・利活用するための仕組みを作ることが鍵である。

まず、我が国が世界に誇る計算資源や高速通信ネットワークを有効活用することが重要である。これまで文部科学省においては、世界最高水準の性能を持つスーパーコンピュータ「富岳」を含め、多様な利用者のニーズに応える全国的な計算環境（HPCI：革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）を整備するとともに、全国の大学等研究機関をつなぐ学術情報ネットワーク「SINET」の増強に努めてきた。今後は、次世代計算基盤の検討を進めるとともに、SINETにおいては、ネットワーク自体の高度化を行った上で、次世代学術研究プラットフォームとして、令和4年度（2022年度）から研究データ基盤と一体運用する。これにより、研究データの管理・利活用に関する我が國の中核的なプラットフォームを確立し、公的資金により得られた研究データについて、产学研における幅広い利活用を図る。

また、これらの次世代情報インフラや既存の研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設等のポテンシャルと強みを相乗的に生かし、①データ創出から、②データ統合・管理、③データ利活用まで、一気通貫した研究のDXを実現する。そのため、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。特に、カーボンニュートラルなど将来における幅広い社会課題の解決に貢献するマテリアル分野をユースケースとした取組を進め、令和7年度（2025年度）の運用開始を目指すとともに、令和4年度（2022年度）以降、社会的ニーズの高い課題解決に向けたデータ駆動型の研究開発プロジェクトを推進する。さらに、あらゆる機関・分野における研究DXを促進し、先進的なデータ駆動型研究を振興するとともに、その連携に係る方策に関して更なる検討を行う。

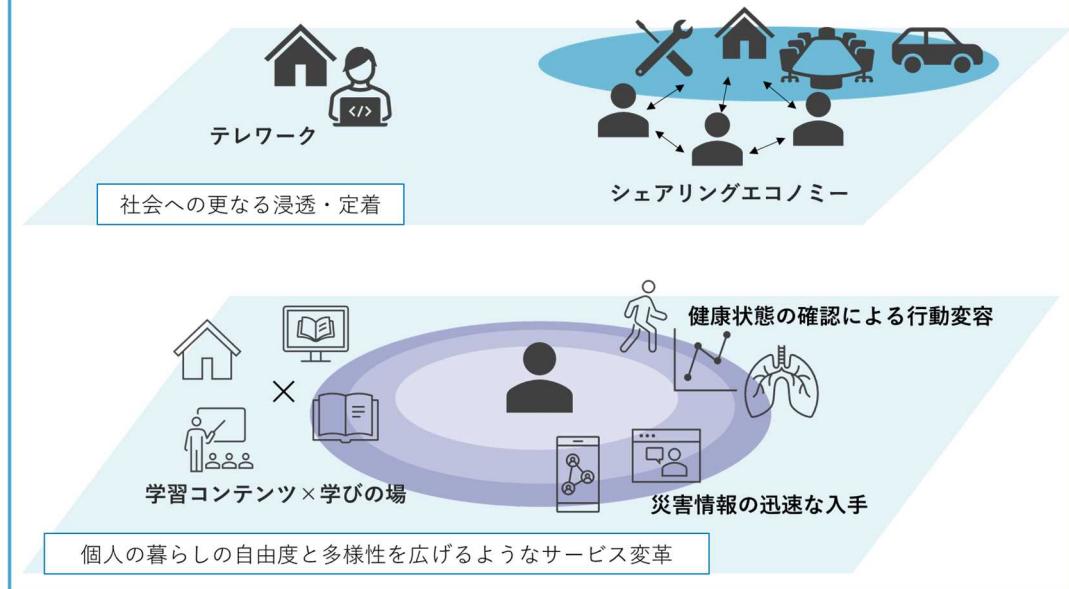
6. デジタル社会のライフスタイル・人材

(1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換

【目指す姿】

- ・コロナ禍によるライフスタイル転換を押し進め、個人が自分に合った働き方や生活上のサービスを選択することで、暮らしをデザインしていくことができるようとする。

ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換



我が国でも、コロナ禍を契機として、デジタル技術を活用したライフスタイルへの転換が急速に進んだ。この変化について、「時計の針を戻す」のではなく、デジタル技術を積極的に活用し、単にリモート化するだけでなく、個人の暮らしの自由度と多様性を広げるよう、働き方、学び方、医療や防災対応を始めとする様々な公共サービスの変革を更に進めていく（新たなライフスタイルへの転換に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

準公共分野や、相互連携分野の取組を推進していくに当たっては、サービスごとのアウトプットを計測するのでは不十分である。こうしたサービスの変革によって、個人の暮らしのニーズに応じた多様かつきめ細かなサービスが展開されたか、暮らしに対するイニシアチブをどこまで個人の側が取り戻せたか、それに対して個人が満足しているか、といった暮らしの変化の観点から、デジタル化のKPIを設定し、進捗状況を定期的にフォローアップすることにより、取組を評価する仕組みを構築することを検討する。

新たなライフスタイルへの転換に関する具体的な施策

① テレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるばかりでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である。そのためには、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進していくことが必要である。

このため、特に導入が遅れている中小企業を中心として、テレワーク導入に向けた全国的な導入支援体制の整備や専門家による無料相談など各種支援策を推進するとともに、全ての労働時間制度でテレワークが実施可能であること等を明確化し、また、労働時間の把握・管理及び健康確保について記載した、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」¹³⁵の周知、新たな働き方・住まい方への対応として、職住近接・一体の生活圏の形成に向け、テレワーク拠点整備等の推進を行う。

また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、企業等に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業の裾野拡大を推進する。

テレワークへの関心が高まる中、民間のテレワークについては、現在、テレワークの導入・改善を検討する企業や団体に対する個別無料相談や、「ワーケーション」に係る施策など、様々な事業が展開されている。一方で、テレワークに係る情報が関係府省庁、事業ごとに分散しており分かりにくくことも指摘されていることから、適切な情報発信体制の強化を行う必要がある。したがって、利用者の利便性を第一として、施策を再設計していくことが必要であり、まずは総務省と厚生労働省がそれぞれ実施している無料の個別相談事業において、窓口等の一本化について検討し、併せて各事業のウェブサイトを整理・統合し、一元的な情報発信を行う。

国家公務員については、非常時においても適切に行政サービスを提供できるよう、国会業務や法令業務を含め、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」¹³⁶に基づき、令和3年（2021年）8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。法令業務については、総務省やデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、デジタル技術・ICTを積極的に活用する形での法制執務全体の業務フローの在り方について検証を進め、法制執務業務支援システム（e-LAWS）等の位置付けや期待される役割について再整理を行う。その上で、法案作成における正確性の確保に加え、法制執務の合理化・効率化や法案作成作業の負担軽減を図る観点から、e-LAWSの抜本的な機能向上等に向けて検討を行う。

② シェアリングエコノミーの推進

シェアリングエコノミーは、デジタル社会の基本をなす重要な考え方である。データ連携基盤、統合ID、認証など、様々なサービスが共通に必要とする公共的なサービス基盤は、官だけでも、民間事業者だけでも、持続可能な形で管理・運営することは難しい。このため、産学官が全員で協力し、デジタル社会の共通基盤となるハードウェア、システム、それらを支える人間関係を共通の社会的資産として支え合っていく共助のビジネスモデルの確立が急がれる。

また、シェアリングエコノミーの考え方方に立った新たなビジネスモデルの開拓は、消費者等の安全を守りつつ、あらゆる遊休資産の活用を促進し、国民一人ひとりが多様なニーズに合った選択をすることができる社会、自然災害や感染症等の非常事態に対してもレジリエントな社会、持続可能な循環型社会の実現に貢献することが期待されている。このため、こうしたサービスの安全性及び信頼性の向上を図りつつ、社会への更なる浸透・定着を目指す。

具体的には、官民連携して構築したシェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコあんしん検定について、広報の強化や関係府省庁との連携等を事業者団体と検討し、一層の普及を図る。また、シェアリングシティ推進協議会と連携して、地方公共団体としての活用イメージが具体的に膨らみやすいような各シェアサービスの紹介ハンドブック等を作成するとともに、公共サービスとしての新たな活用について検討を深める。

¹³⁵ 令和3年3月25日厚生労働省

¹³⁶ 平成27年1月21日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、令和3年3月30日改定

(2) デジタル人材の育成・確保

【目指す姿】

- ・全ての国民が、それぞれのライフステージに応じて必要となる ICT スキルを習得する環境を整備するとともに、社会のそれぞれの立場で求められる人材の確保・育成を図ることにより、目指すべきデジタル社会の着実な実現を図る。



それぞれの立場で必要となるデジタルに関する能力を確保・育成できる社会の実現

① デジタルリテラシーの向上

全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるように、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」として位置付け、令和3年度（2021年度）に研修用教材、実践事例集等の周知を行った上で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必履修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。その際、必要に応じ地域密着型の人材育成に貢献する高等専門学校等、専門的な知識・技術を有する人材の活用を図る。また、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施し、結果を公表するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。さらに、教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。

これらの取組や、前述の「デジタル活用支援」や「地域 ICT クラブ」の取組を通じて、国民それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

② デジタル専門人材の育成・確保

ア デジタル人材育成プラットフォームの構築

デジタル社会の発展を担うデジタル人材が不足している現状について、アジャイル開発やオープンソース利用が主流となる等のシステム開発の大きな変化を踏まえ必要とされるデジタル人材像及び人数等を検討し、取りまとめ、広く共有する。

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。令和3年度（2021年度）以降、IT人材スキル標準の整備を進めるとともに、デジタル人材育成プラットフォームでは、オンライン教育ポータルサイト・コンテンツの整備や、実践的な課題解決型学習プログラム（DX ケーススタディ）及び課題解決型現場研修プログラムの実施を通して地域の企業・産業の DX を加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保する。

数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて令和3年度（2021年度）中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI 分野等を中心とした产学連携プログラムの開発等を進める。

イ 民間人材育成の推進

IPA では、DADCにおいて、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施する。また、NICT では、ナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、国・地方公共団体等を対象に、サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成するとともに、サイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、サイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を令和4年度（2022年度）までに構築・改修し、产学における自立的な人材育成の支援を推進する。

ウ 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

政府機関におけるデジタル化の推進や、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革（BPR）等の担い手となる人材の充実を、中長期的な計画の下で進めるため、各府省庁は、組織規模や所管する情報システムの実情を踏まえつつ、「デジタル人材確保・育成計画」を策定・改定し、その着実な実施を図るとともに、政府デジタル人材¹³⁷の確保・育成等について次の取組を推進する。

¹³⁷ IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、政策の企画立案部局や事業実施部局等における DX や、IT ガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、業務改革（BPR）、データの利活用等に中核となって取り組む人材のこと。

i) 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成

各府省庁において、政府デジタル人材を確保・育成するため、次の取組を推進する。

- ・ 各府省庁の統括部局、一定のシステム¹³⁸所管部局の体制を整備し、人材を拡充するとともに、あらゆる部局で、DX や業務改革（BPR）、データ利活用等を進めるために必要な人材を広く活用できるよう、体制を整備し、人材の拡充を行う。
- ・ 令和4年度（2022 年度）以降の国家公務員採用試験に新設等される総合職試験の「デジタル」区分及び一般職試験の「デジタル・電気・電子」区分について、デジタル庁を中心に各府省庁において合格者の積極的な採用に努めるとともに、啓発活動・人材確保活動を通じて積極的な広報を実施する。
- ・ 各府省庁において、「デジタル人材確保・育成計画」の一環として、研修受講、出向、スキル認定等に係る具体的な目標を設定した「政府デジタル人材育成支援プログラム」を策定・改定し、人材の適切な育成について明記する。
- ・ デジタル庁、NISC 等は、各府省庁が策定・改定する上記計画やプログラムに基づく人材の確保・育成を支援する。特に、デジタル化の進展等を踏まえて必要となる能力を整理し、その育成のために必要となる研修の体系・内容・手法・対象等の継続的な見直しを行う。
- ・ 政府デジタル人材に対する適切な処遇の確保のため、手当等を活用し、一定の給与上の評価を行うとともに、「デジタル人材確保・育成計画」の中で、出向等の機会を捉えた昇任等も含め、高位のポストまでを見据えた人事ルート例（イメージ）を設定する。

上記の取組に加え、デジタル庁を中心として、国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人など、組織の垣根を超えた人材の行き来や、デジタル庁と各府省庁等の職員が一体的にシステムの開発・運用等を行うことを通じて人材の育成が行われるような環境の整備を行う。

ii) 高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働

政府機関が最新の技術を駆使してプロジェクトの推進や高度な事案への対処を行うためには、任期付職員制度等の活用を通じて、高度な専門人材を外部から登用して政府デジタル人材等の知見を補完し、協働することが必要である。

これを踏まえ、デジタル庁やNISCにおいては、高度専門人材を採用し、各府省庁に対する支援・助言を実施する。

また、利害関係や職務執行への支障に配慮しつつ兼業・副業も可能な非常勤職員での採用や、IT スキルに関する民間の評価基準を活用する等の工夫を含めた外部の高度専門人材を活用する場合の採用の在り方について検討を進める。

iii) 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

広く幹部職員を含む一般職員のリテラシーを向上させ、必要な際に適切な手法でデジタル技術を使いこなせるようにするために、職員が継続的に IT・セキュリティ等の知識を更新・補充するための環境整備・支援を行うとともに、管理職を対象とした研修の実施等、管理職がデジタル改革の推進に向けたリーダーシップを適切に発揮できるような取組を推進する。

¹³⁸ デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙5におけるプロファイルレベル Type II以上のシステム等。

iv) デジタル人材の確保・育成のための体制の整備等

各府省庁がそれぞれの機能を果たし、政府一丸となってデジタル改革に必要な人材の確保・育成に向けた取組を進めるため、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の下、各府省庁内を指揮監督する強力な体制を敷く。

デジタル人材の確保・育成に向けた各府省庁の取組状況については、デジタル社会推進会議副幹事会、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議（副CISO等連絡会議）において共有を図る。

各府省庁において、上記のような政府デジタル人材を中心とした人材の確保・育成等の取組を進める際には、当該人材のキャリアパスを見渡した上で、適時適切な時期に知識・経験を付与する必要がある。

また、「人に優しいデジタル化」をサイバーセキュリティ対策と一体的に進めるに当たっては、システム開発時からのセキュリティ・バイ・デザインを担保することが重要であり、それが可能となるような人材の確保・育成に配慮することが求められる。

さらに、独立行政法人等についても、上記の各府省庁における取組の方針を参考に、その業務の特性等に鑑み、デジタル人材の確保・育成に向け必要に応じた取組を行うものとし、独立行政法人に対して、各府省庁はその取組状況等について確認等を行う。

エ 女性デジタル人材育成の推進

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、デジタル人材のジェンダーギャップ¹³⁹を解消し、女性人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要である。学校教育段階からの取組のほか、女性に対するデジタル分野のリカレント教育の機会提供・就労支援を行うとともに、育児・介護等でフルタイムの仕事が出来ない女性も時短・テレワークでデジタル就労ができる環境を整備する必要がある。

このため、地方公共団体が、男女共同参画センター・経済団体・大学等と連携して行う、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や当該スキルを生かした再就職・転職の支援等を支援する。また、ハロートレーニング等において、企業のニーズにマッチした、就労に直結するデジタル分野の講座を充実させるとともに、eラーニングの活用等により遠隔からの受講が可能となるよう、産学官の優良なデジタル研修講座をデジタル人材育成プラットフォームで共有するなどして、地域包括DX推進拠点も活用しながら、全国に展開する。さらに、育児・介護等で時間的制約がある女性が働きやすい時短・テレワークなど柔軟な環境や、ワークシェアリングやコーチングなど安心して働くサポートが充実した環境の拡大に向け、優良事例を紹介するなど、企業、地方公共団体、国などが協力して全国に展開し、地域の女性のデジタル雇用創出と地域企業の生産性向上の実現を図る。

¹³⁹ 「IT人材白書2020 今こそDXを加速せよ～選ばれる“企業”、選べる“人”になる～」(独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 社会基盤センター)によると、令和元年度(2019年度)の情報サービスの男女比は男性75.2%に対して女性24.8%となっており、全産業の労働人口に占める女性比率44.5%に比較すると女性が低い傾向にある。これは、我が国における女性の労働参加の実態として出産・育児や介護を理由とする身体的、時間的制約により、フルタイム勤務を求められる職場では継続的に働くことが難しく、職場研修や経験を通じたデジタルスキルを習得する機会が得にくい状況が続いていること等が理由として考えられる。

第7 今後の推進体制

1. デジタル庁の役割と政府における各種会議

(1) 司令塔としてのデジタル庁の役割

デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代にふさわしい構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においても内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携としてデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。(第3 司令塔としてのデジタル庁の役割を参照)

(2) デジタル社会推進会議の開催

内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとするデジタル社会推進会議¹⁴⁰は、デジタル社会の形成のための施策の実施を推進する。デジタル監及び内閣総理大臣により任命された幹事からなるデジタル社会推進会議幹事会¹⁴¹は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関の相互の調整に資することを目的として開催する。

(3) デジタル社会構想会議の開催

デジタル大臣が指名する有識者によって構成されるデジタル社会構想会議において、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、今後のるべきデジタル社会の在り方等について調査審議を行う。

(4) デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催

規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行うため、内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進する。

また、デジタル技術の実装を通じて、地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大等による地方の活性化を図るために、主にデジタル臨時行政調査会での検討成果の活用やデジタル基盤の整備等の観点から、内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、国が中心となって整備するデジタル基盤の上でデジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進する。

¹⁴⁰ デジタル庁設置法第14条及び第15条

¹⁴¹ 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

2. 地方公共団体等との連携・協力

デジタル庁は、デジタル社会の形成に向けた施策の検討・推進に当たっては、国民との接点の最前線にいる職員の声を聴きつつ、地方公共団体との連携・協力を図る。あわせて、国及び地方公共団体に関連する重要な情報システムの開発・運用等を担う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とも連携等を図る。

3. 民間事業者等との連携・協力

政府は、デジタル技術を活用した事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上等が図られるよう、民間事業者等に対する意識の啓発、標準化やAPI連携も含めたプラットフォーム整備など、民間事業者等との連携や協力を積極的に推進する。そのための情報共有・人材交流や、環境整備も図る。

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

令和3年12月

※ 本工程表は、重点計画に記載する項目のうち重要な施策を中心に、その取組スケジュールを示すものである。

第4 デジタル社会実現に向けての理念・原則

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 | | | | | |
| ②デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備 | | | | | |
| ③皆で支え合うデジタル共生社会の実現 | | | | | |
| ④経済的事情等に基づく格差の是正 | | | | | |
| ⑤「言葉の壁」の克服 | | | | | |
| ⑥情報通信ネットワークの利用環境等の格差の是正 | | | | | |

第5 デジタル化の基本戦略

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---------------------------------------|---|---|---|-------------------|-------------------|
| 3. 國際戦略の推進 ①DFFTの推進に向けた国際連携 | | | | | |
| | テクノロジーを軸にイデオロギー中立的な立場で、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」、さらには、「経済安全保障」の概念とのバランスのとれた国際ルール・制度形成を行い、2023年のG7日本開催に向けた積極的提案を検討する。 | | 引き続き関係省庁が、有志国による国際連携、貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代データインフラといった政策分野に応じて責任を持ちつつ、連携して検討・遂行する | | |
| 4. 安全・安心の確保 ①サイバーセキュリティの確保 | | | | | |
| | サイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）に基づく、政府全体のサイバーセキュリティの強化 | | | | |
| | 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用拡大を見据えセキュリティ対策の強化等を踏まえた政府統一基準の改定 | 政府統一基準の継続的な見直しと監査等の取組によるセキュリティレベルの維持・向上 | | | |
| | 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）における簡素な仕組みの検討等による制度利用の促進 | ISMAPを活用したクラウド・バイ・デフォルトの拡大 | | | |
| | デジタル庁と連携して、情報資産管理手法や、システムの挙動やソフトウェアの状況をリアルタイムに監視する常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ等を推進 | | | | |
| | GSOCの着実な運用、クラウド監視に対応したGSOC機能強化等の推進 | | | | |
| | 検証・監査の実施体制をIPAと共同して構築 | 「①デジタル庁システムを中心にセキュリティの専門チーム等及びIPAが、設計・開発段階において整備方針に沿っているか等を確認 | 「①デジタル庁システム」に加え、「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」についての整備方針への適合性を確認 | | |
| | 体制・ルールを構築 | デジタル庁が整備・運用するシステムについて何らかのインシデントが発生した場合には、速やかに被害の拡大を防ぎ、回復のための措置を実施 | リアルタイムで監視を行い、常に順守状況を確認しながら、レジリエンスを向上させたセキュリティ対応態勢の構築を推進 | | |
| | | | | | |

2

第5 デジタル化の基本戦略

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|--------------------------------|---|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 4. 安全・安心の確保 ②個人情報の保護 | | | | | |
| | 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら、当該制度の周知・広報等を行う | | | | |
| | 令和2年改正法の施行に関して、制度の周知・広報を行うとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む | | | | |
| | 令和3年改正法の令和5年春の全面施行に向けて、地方公共団体の機関との丁寧なコミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドラインの整備を進める | | | | |
| | 令和3年改正法により新たに適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な制度の周知・広報等を行う | | | | |
| | これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る | | | | |
| ③情報通信技術を用いた犯罪の防止 | 警察庁組織改正 | 不正アクセスの防止やトレーサビリティの確保に向けた官民連携の取組、サイバー犯罪に関する警察への通報の促進、サイバー犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー犯罪に関する注意喚起の実施等に取り組む | | | |
| ④高度情報通信ネットワークの災害対策 | 通信事業者によるネットワークの冗長性の確保（ルートの二重化等）のための環境の整備、災害発生時におけるMIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進 | | | | |
| | | | | | |

第5 デジタル化の基本戦略

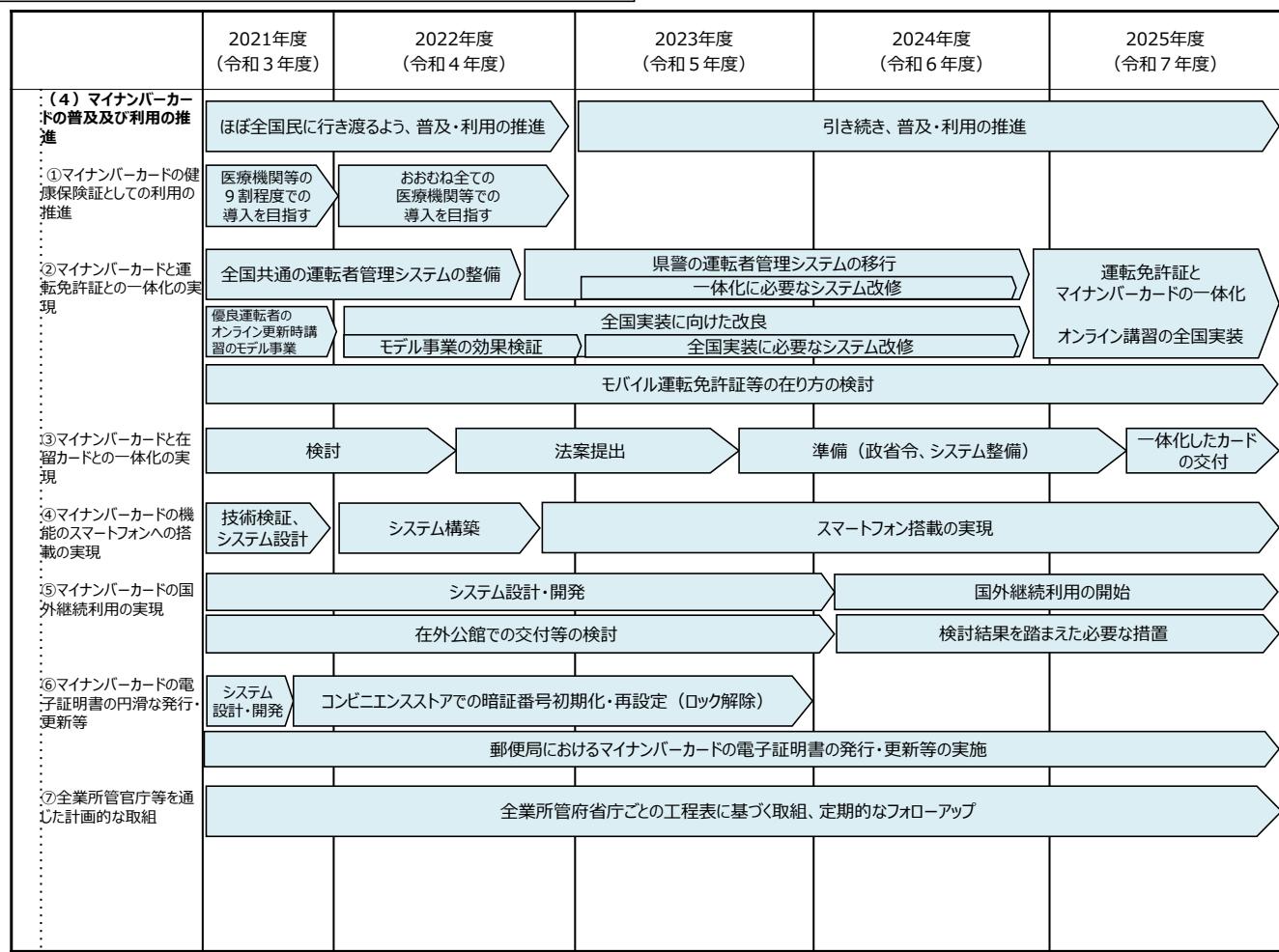
| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|-------------------------|--|--|---|-------------------|-------------------|
| ⑤. 包括的データ戦略の推進 | | | | | |
| ①. トランストを確保する枠組みの実現 | トランストニーズの把握・トランストレベルの分類等を行い、トランストポリシーの基本方針の取りまとめを行う | | 出口戦略の実証実施及びトランストポリシーの詳細設計を行い、2020年代早期の実装を目指す | | |
| ②. プラットフォーム | | デジタル庁は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（以下「DADC」という。）とともに、重点的に取り組むべき分野ごとのルール設定等 | | | |
| ③. データ取り扱いルールの実装の推進 | ルールの具体化に当たって参考できるガイドラインを策定 | 「データ取扱い一般に関する共通ルール」や「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」の各分野のプラットフォームにおける具体化や、データ流通を容易にするためのツール開発と各分野のプラットフォームへの実装を進める | | | |
| ④. データ取引市場とPDS・情報銀行 | 一般的な市場の成立要件を踏まえたデータ取引市場の成立要件や課題、具体的な実装方策の方向性を明確化する | データ取引市場について、その創設に向けたニーズ分析、データの利用条件の設定・明示の仕方、データの記述形式の標準化や契約支援機能の開発を検証する実証的な調査を行う | | | |
| ⑤. ベース・レジストリの整備の推進等 | 国民起点でのサービス設計に資する観点から、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理し、活用することを可能とするPDS（Personal Data Store）や情報銀行について、準公共分野における地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの実現に向けた実証・検討を行う | | | | |
| ⑥. オープンデータの推進 | 今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う 品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む | 事業者・事業所ベース・レジストリについて、ユースケース・必要となるID体系、基礎情報・属性情報・動態情報等を整理する | 住所・土地・行政等のベース・レジストリについて、ユースケース・必要となるID体系、基礎情報・属性情報・動態情報等を整理する | | |
| ⑦. 基盤となるデータの整備 | APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す | 情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する相互連携分野における標準に係る整備方針に、オープンデータ・パイ・デザインや機械判読性の強化といったオープンデータ基本指針の考え方を反映させるとともに、デジタル庁の関わる情報システム整備の際に、これらが反映されるよう実効性の確保を検討する | | | |
| ⑧. ID / カタログサイト／コードの整備等 | 一覧性・検索性のあるカタログサイトを整備 | データ項目の定義を一覧にするデータディクショナリを整備する 政府等で整備しているコード情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする | | | |
| ⑨. データマネジメントの強化 | | 情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁が関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する | | | |

4

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

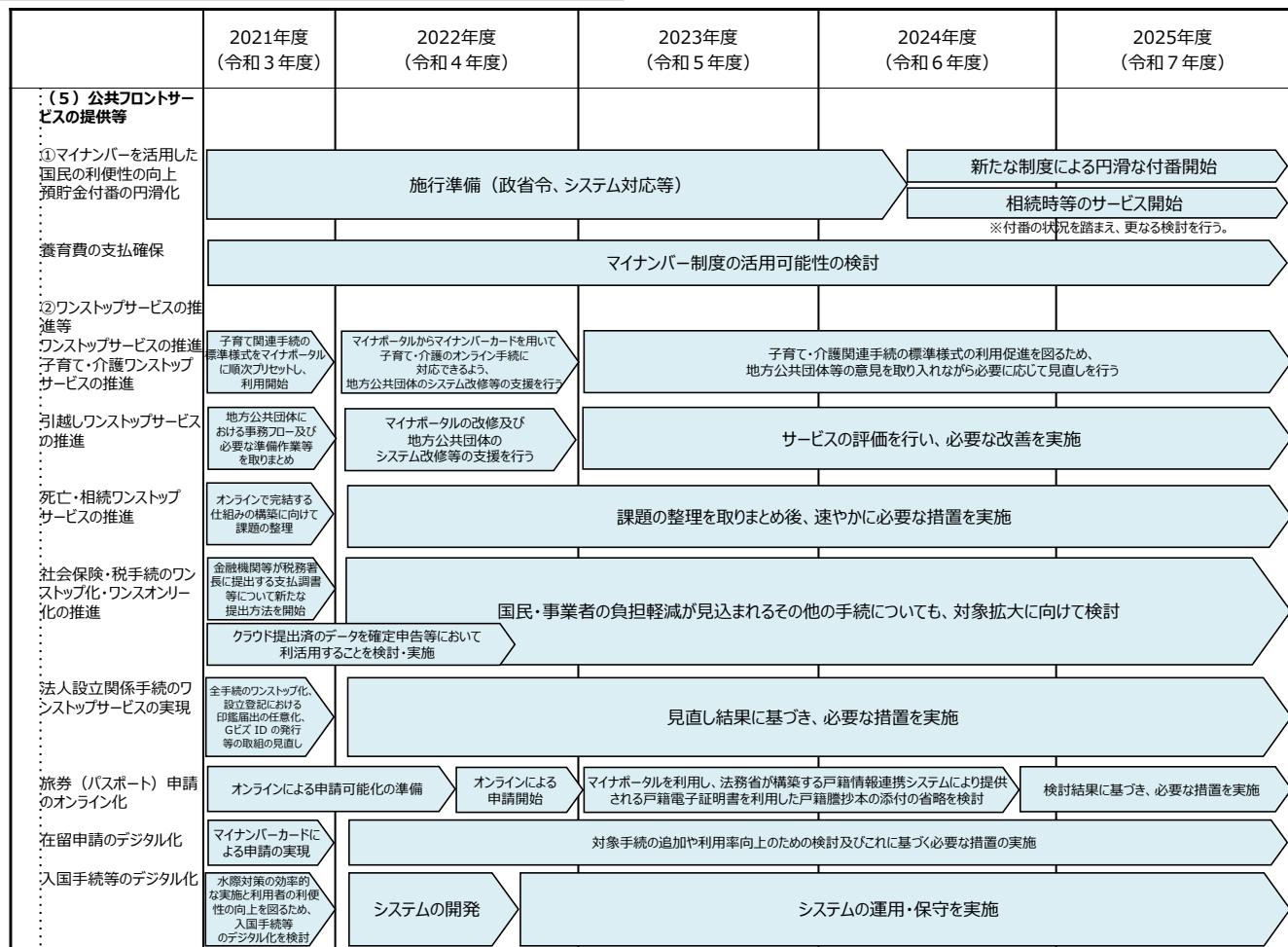
| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|-------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①. 国民に対する行政サービスのデジタル化施策 | | | | | |
| （2）新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化 | | | | | |
| ①.ワクチン接種証明のスマートフォンへの搭載の推進 | | 提供開始したスマートフォンアプリの普及・利活用 | | | |
| ②.特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進 | | 緊急時の給付金の給付事務へのマイナンバー利用 | | | |
| | | マイナーポータルからの登録開始 | | | |
| | 施行準備（政省令、システム対応等） | | 順次金融機関からの登録開始 | | |
| | | | 各種事務での登録口座情報の利用開始 | | |
| （3）マイナンバー制度の利活用の推進 | 行政手続等の精査及び関係省庁における制度等の見直し検討 | 法案提出など法令の整備 | システム等の整備、新たな制度の実行 | | |
| マイナンバー制度における情報連携の拡大 | | | | | |
| 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進 | 調査・研究 | システム設計・開発 | デジタル化の開始 | | |

第6 デジタル社会の実現に向けた施策



6

第6 デジタル社会の実現に向けた施策



第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|------------------------------------|--|---|---|---|-------------------|
| ②. 暮らしのデジタル化 (2) 準公共分野のデジタル化の推進 | | | | | |
| ①健康・医療・介護 データヘルス改革の推進 | 事業主健診（40歳未満） 法制上の認定・システム改修 ※特定健診結果として保険者に提供された40歳以上の事業主健診の結果は、令和3年（2021年）10月から、マイナーポータルを用いた本人閲覧が可能となっている | | システム整備でき次第、マイナーポータルでの保険者に提供された事業主健診（40歳未満）情報の提供開始、マイナーポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始 | | |
| | 自治体検診： システム改修 | | システム整備でき次第、マイナーポータルでの自治体検診情報の提供開始、マイナーポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始 | | |
| | 学校健診： 実証事業・システム改修 | システム整備でき次第、随時提供開始 | | マイナーポータルでの学校健診情報の提供 ※令和6年度（2024年度）中に全国の学校に対応 | |
| | | マイナーポータルでの薬剤情報、特定健診等情報等の提供を順次開始 マイナーポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始 | | | |
| | 業界団体等と連携したより 高い水準のガイドラインの整備 | 業界団体等と連携した 第三者認証の立ち上げ | 適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始 | | |
| | | NDBと介護DBを連結できるデータのサンプルデータの公表に向けた検討・公表 | | | |
| | | NDB・介護DBとDPCデータベースとの連結解析を開始 | | | |
| | | NDB・介護DBと保健医療分野や国民生活に関する他の公的データベースとの連結解析に向けた法的・技術的課題等の検討 | | | |
| オンライン診療等の強力な推進 | | 郵便番号・市町村コード及び高額療養費自己負担限度額区分の収載・提供開始（NDB） ※上記を含め、「データヘルス改革に関する工程表について」（令和3年6月厚生労働省）に基づく取組を着実に進める。 | | | |
| | オンライン診療の 待機時間の 短縮化に向けた検討 | オンライン診療の更なる活用に向けた 基本方針を策定し、オンライン診療 活用の好事例の展開を実施 | 引き続き必要な対応を実施 | | |
| | オンライン服薬指導の 短縮化に向けた検討 | | 引き続き必要な対応を実施 | | |
| ICTやアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応について | DMAT活動情報 等のAPIの構築等、 EMISのシステム改修を実施 | G-MISとの連携を踏まえた シングルサインオンへの対応や 医療機関IDへの対応等、 医療機関の負担軽減のため EMISに必要な見直しの実施 | 緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携を順次実装 | | |

8

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---|--|--|---|------------------------|-------------------|
| ②. 準公共分野のデジタル化の推進 | | | | | |
| ②教育 教育現場におけるICT利活用環境の強化など GIGAスクール構想の基礎整備 | 全国一斉ネットワークの 点検・応急対応を実施 教職員端末の整備支援 端末の持ち運びも含めた利活用に関する ガイドラインの策定 児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について検討 学校と家庭との連絡のデジタル化を含めた校務の デジタル化の推進に向けて、専門家の知見も踏まえて検討 マイナーパーカードを活用した転校時等の 教育データの持ち運び等の方策を検討 (事業の中で具体的な事例を検証) | | 原因に応じた解決を図る 次期の教育ICT環境整備計画への反映 左記について、実態や現場の声を踏まえ更なる改善 端末の利活用等の実態や現場の声、検討結果も踏まえ、必要な措置の実施 左記の検討を踏まえた措置の実施 検討結果を踏まえ、希望する家庭・学校 における活用を実現できるように取り組む | | |
| 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備 | | | | | |
| デジタル社会を見据えた教育 | | | デジタル社会を見据えた教育について関係省庁で検討し、その結果に基づき随时、必要な制度的その他の措置を講ずる | | |
| ③防災 防災情報アーキテクチャ等の検討 | | 防災情報アーキテクチャの検討 | | | |
| | | | ※上記を含め、「教育データ利活用ロードマップ」等に基づく取組を着実に進める。 | | |
| 地方公共団体等の防災業務のデジタル化の推進 | 地方公共団体の防災業務のデジタル化に向けた検討 避難所運営のデジタル化推進検討 | | 検討結果を踏まえ、実態や現場の声を踏まえデジタル化を促進 | | |
| 被災者生活再建支援手続のデジタル化 | 被災者支援制度 DB構築 | | 周知・利用の促進 添付書類の省略化・電子化について被災者生活再建支援法人等と調整 | 調整が整ったものから順次省略化・電子化を行う | |
| 防災関係プラットフォームの構築 | 防災PF 基本構想 | | 防災PF構築 | | |
| ④こども | こどもに関する各種データの連携による支援 実証事業の実施 | 実証実験に向けた追加作業、 制度面・運用面での課題の 検討・整理 | 実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、関係省庁が一体となって検討 | | |

9

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|--------------------------------------|--|--|---|-------------------|-------------------|
| (2) 準公共分野のデジタル化の推進 | | | | | |
| ⑤モビリティ | モビリティを総合的に高度化するために必要な事項を整理 | | 官民連携し、モビリティを総合的に高度化するために必要な取組を行う | | |
| モビリティの高度化の推進 | | 官民ITS構想・ロードマップに基づき、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める | | | |
| モビリティ分野におけるデータ連携 | サービス機、プラットフォームの在り方や仕様、データ流通を促進する組織の在り方を検討 | プロトタイプの開発、実証 | モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る | | |
| 3次元空間IDを含めたデジタルインフラの整備 | 自動運転車やロボット、自動配送ロボット等の活用の将来像やデジタルインフラ※のアーキテクチャをDADCにて検討 | デジタルインフラの仕様策定、プロトタイプの開発、ユースケースを用いての実証 | デジタルインフラの社会実装を進めながら、データが蓄積・更新されながら流通し、十分に活用されるために必要な仕組みについて、更なる開発・実証や環境整備を実施する | | |
| ※空間的位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間ID」を含む。 | | | | | |
| ⑥農業・水産業・食関連産業 | 農業データ連携基盤に対するニーズ等の分析 | 加工・流通段階も対象にしたプラットフォームの構築 | 当該プラットフォームの活用促進 | | |
| | | データ連携による効率的な食品流通モデルの構築 | | | |
| | | 水産分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する | | | |
| | 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の設計・開発 令和4年度までにオンライン化率100% | | 利用者からのニーズに応じた機能改修 令和7年度までにオンライン利用率60% | | |
| | | 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の本格運用・ユーザー数の拡大 | | | |
| | | 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の設計・開発 | | | |
| | 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の一部運用開始 | | 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の本格運用・ユーザー数拡大 | | |
| | | | | | |

10

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|-------------------------|--|---|---|-------------------|-------------------|
| (2) 準公共分野のデジタル化の推進 | | | | | |
| ⑦港湾（港湾物流分野）「サイバーポート」の整備 | <「サイバーポート」（港湾物流分野）> | | | | |
| | | 第一次運用・利用促進・機能改善・NACCSとの直接連携等 | 「サイバーポート」の港湾物流分野、港湾管理分野、港湾インフラ分野の三分野間のデータ連携 | 三分野一体での運用体制の確立 | |
| | | 運営方針・料金等の検討・運用体制に係る検討・準備・調整等 | | | |
| | | | | | |
| 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現 | | AI等を活用してオペレーションを最適化するシステムの構築及び普及促進、遠隔操作RTGの導入促進 | | | |
| | | | | | |
| | ダメージチェックの効率化等に関する実証事業、システムの構築 | | システムの活用 | | |
| | | | | | |
| | 熟練技能者の暗黙知の継承に係る実証事業の実施、システムの構築等 | | システムの活用 | | |
| | | | | | |
| ⑧インフラ | 「国土交通データプラットフォーム」の構築（概成） | | 「国土交通データプラットフォーム」の改良・高度化 | | |
| | | | | | |
| | 府省庁及び主要な地方公共団体、民間企業のデータプラットフォーム間の連携のためのモデル事業 | | 官民協議会による運営（ルール/ツールの整備・共有・フォローアップ） | | |
| | | | | | |

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---------------------|-------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| (3) 相互連携分野のデジタル化の推進 | | | | | |
| ①取引（受発注・請求・決済） | | デジタル庁は、Peppolをベースとした標準仕様の管理・運用を行うとともに、グローバルの動向を踏まえた更新を行う | | | |
| | | 政府調達システムについて、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める | | 運用状況を踏まえ、必要な改修を実施 | |
| | DADC 全体アーキテクチャ中間とりまとめ | 実証実験 | | | |
| | DADC 全体アーキテクチャ設計 | | | | |
| | | 契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標準・連携基盤の整備・実装、全銀EDIシステムの利活用促進 | | | |
| ②スマートシティ | | データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目等について関係府省庁が連携して検討する | | | |
| | データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、横展開を図る | 共通のアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装、3D都市モデルの整備等を通じ、スマートシティの全国での実装を推進する | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

12

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 4. 産業のデジタル化 | | | | | |
| (1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 | | | | | |
| ①電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及 | 利便性の向上策や無償化の可否を検討 | 商業登記電子証明書に関するシステムの検討・開発 | | | |
| ②法人共通認証基盤（GビズID）の普及 | 100万法人のGビズID取得 | ほぼ全ての法人のGビズID取得 | | | |
| | 民間サービス連携の検討 法人商業登記API連携等の改修の実施 | 連携システムの拡大、継続的な改善の実施 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

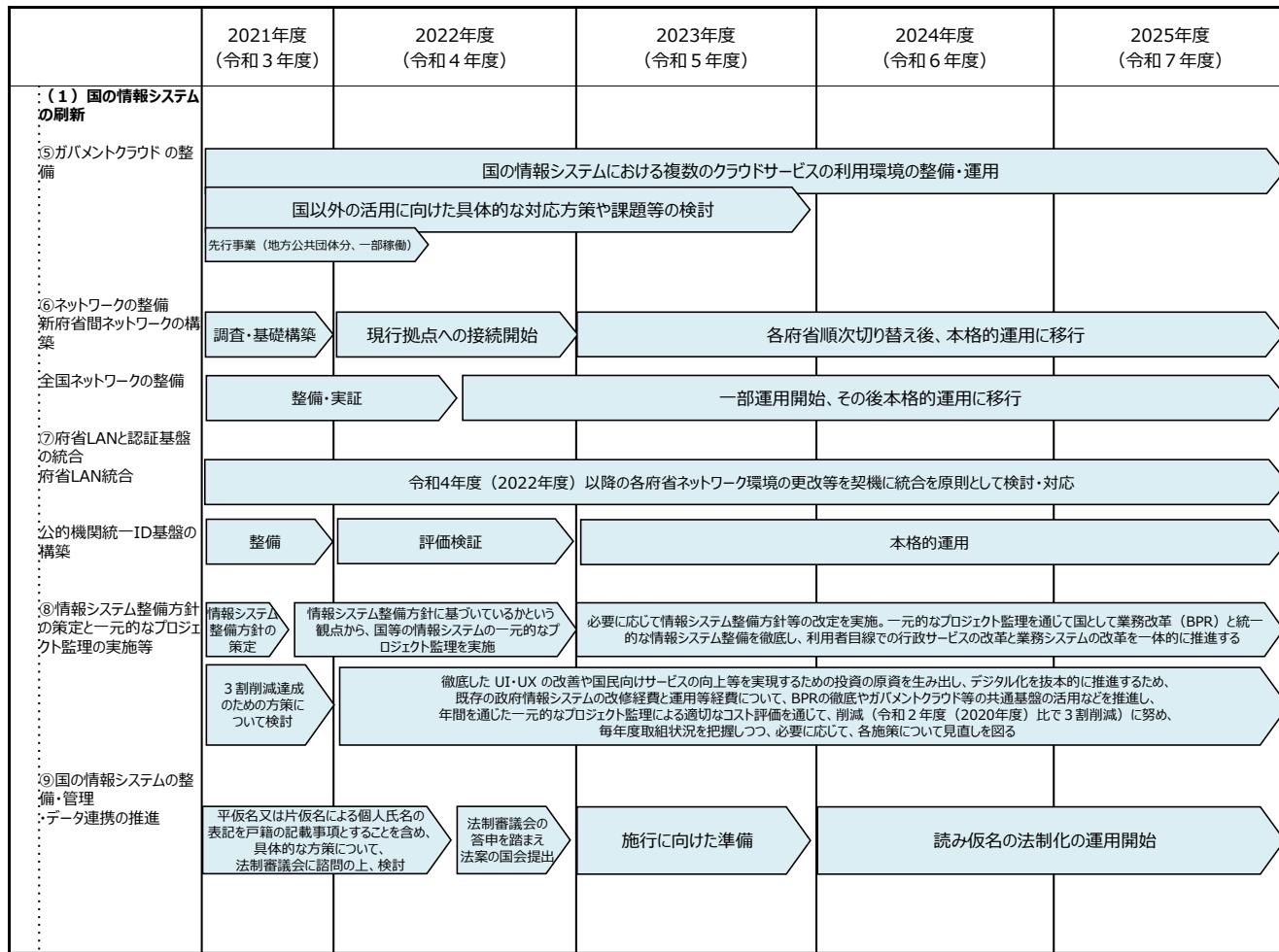
| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---|---|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| ・5. デジタル社会を支えるシステム・技術 | | | | | |
| (1) 国の情報システムの刷新 | | | | | |
| ②政府ウェBSITEの標準化・統一化 | 標準化・統一化のための指針・ルール「デジタルシステム」を策定・検証 | 検証結果に基づき改善を図るとともに、更なる検証を実施 その結果も踏まえつつ、各府省庁ウェBSITEの標準化・統一化を段階的に実施 | | | |
| ③国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みの活用 | 「デジタル庁アイデアボックス」を積極的に活用して、徹底した国民目線でデジタル改革を進める | | | | |
| ④マイナーポータルの抜本的改善 | 情報システムに関する国と地方公共団体との連携を強化するため、「デジタル改革共創プラットフォーム」を積極的に活用する | | | | |
| ・マイナーポータルのUIの全般的な点検・改善 | | 継続的な点検・改善の実施 | | | |
| ・全ての地方公共団体によるマイナーポータルへの接続の実現 | システム開発 | 全地方公共団体のマイナーポータル接続の実現 | | | |
| ・自動入力機能の実現等 | システム開発 | 継続的な点検・改善の実施 | | | |
| ・標準様式のプリセット | 標準様式の検討・登録 | 継続的な点検・改善の実施 | | | |
| ・マイナンバーカードによる利用者認証の追加 | システム開発 | 継続的な点検・改善の実施 | | | |
| ・各業務システムとの連携処理の実現 | | 自治体業務システムの標準化・共通化と連携し実現 | | | |
| ・あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等をスマートフォンから可能に | | マイナーポータルからの手続検索・認証連携が可能となるよう、各府省庁・地方公共団体に働きかけ | | | |

14

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

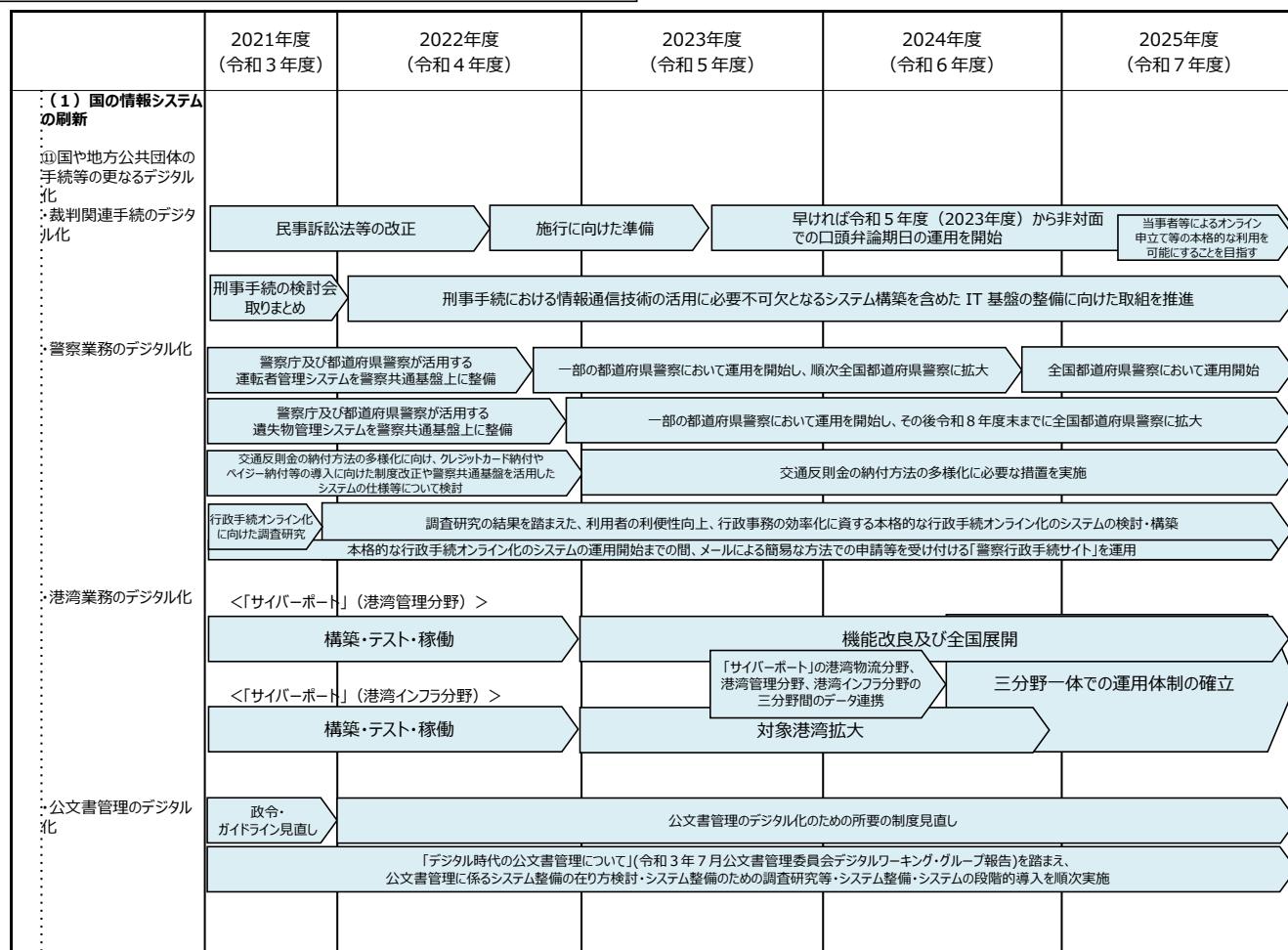
| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|-----------------------------|--------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| (1) 国の情報システムの刷新 | | | | | |
| ④マイナーポータルの抜本的改善 | | | | | |
| ・マイナーポータルで閲覧できる情報の順次拡大 | システム開発 | ▲薬剤情報・特定健診等情報（2021年10月以降） ▲医療費通知情報（2021年11月以降） 健診・検診情報等の順次拡大 | | | |
| ・マイナーポータルから連携できる控除証明書等の順次拡大 | | ▲医療費通知情報（2022年2月～） 年末調整手続・確定申告手続で連携できる控除証明書等を順次拡大 | | | |
| ・利便性向上に資する手続の早期オンライン化 | 利便性向上に資する手続のオンライン化 | | その他手続のオンライン化 | | |
| ・市区町村等における国民のアクセスポイントの確保 | | 政府が市区町村窓口に配備したマイナーポータル利用のためのタブレット端末について、マイナーポータルの利用に限らず、デジタル行政端末として、スマートフォンやパソコンを持たない国民の貴重なアクセスポイントとして活用できるよう、令和4年度（2022年度）以後の抜本的な用途拡大や運用ルールの改善等について検討・実施する また、郵便局等について、市区町村窓口以外のアクセスポイントとしての可能性を検討する。 | | | |
| ・マイナーポータルAPIの利用拡大 | | マイナーポータルの各種APIについて、官民の様々なサービスにおける利用を推進する | | | |

第6 デジタル社会の実現に向けた施策



16

第6 デジタル社会の実現に向けた施策



第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|--|-------------------|---|-------------------|--|--|
| (1) 国の情報システムの刷新 ②独立行政法人の情報システム | | デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定 各主務大臣は、デジタル庁と協議の上、情報システム整備方針を踏まえた目標の策定・変更を実施 全体の状況を把握するため、棚卸しを実施 | | 各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる 棚卸し結果を踏まえ、更なる措置の実施 また棚卸し結果を基により詳細な調査の実施を検討 | |
| (2) 地方の情報システムの刷新 ①地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 ②標準化基準における共通事項の策定等 ③制度所管府省庁による標準化基準の策定 ④統一・標準化を進めるための支援 | | | | ガバメントクラウド提供 ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大 標準準拠システムへの移行（※） (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用) | ※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聞いて進める。 仕様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件) 標準準拠システム開発 (ガバメントクラウド上でのサービス提供前提) |

18

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) | |
|--|--------------------------|---|--|-------------------|--|--|
| (3) デジタル化を支えるインフラの整備 ①5Gインフラの整備等 | | | | | | |
| | | 全国の事業可能性のあるエリアのほぼ全てに5G基盤を展開（5Gの基盤展開率98%） 地理的に条件不利な地域への5Gエリア展開の支援等に取り組みつつ、約28万局（当初開設計画の4倍）以上の5G基地局を整備 ローカル5Gの開発実証を通じ5Gのソリューションを創出しつつ、また利用しやすい仕組みの検討を行い令和4年度中に試行を開始 | | | | |
| | | | 光ファイバ未整備世帯を約17万世帯に減少させる ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討 | | 未整備世帯を減少させるとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化支援や民間移行を推進 検討結果に基づき、必要な措置を実施 | |
| ②Beyond 5Gの実現に向けた研究開発・標準化の推進 | | | Beyond 5G推進戦略（先行的取組フェーズ） Beyond 5G推進コンソーシアムにて白書の作成・公表、関係者間の情報共有、年度ごとの国際カンファレンス開催、MOU締結等を通じた同志国との関係深化等を推進 Beyond 5G新経営戦略センターを核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進 | | 大阪・関西万博の機会に Beyond 5G ready ショーケースとして成果を世界に提示 | |
| ③半導体戦略の具体化 先端半導体製造拠点の国内立地の促進 | | | | | 半導体の国内製造基盤強化やサプライチェーンの強靭化に取り組む | |
| 半導体設計・製造能力の強化に向けた技術開発の推進 | | | | | ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の着実な執行 | |
| | | | | | 省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業の着実な執行 | |
| ④データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現 | 立地要件の整理 必要な支援策の検討等を実施 | | | | データセンター等の国内最適配置に向けて、拠点要件の整理及び拠点化のための整備支援、地方立地等を促進 太平洋側以外の海底ケーブルの敷設を促進 | |

19

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---------------------------------|--|--|--|--------------------------------------|------------------------|
| (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 | | | | | |
| ①高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証 | 新たな電波システムの円滑かつ迅速な導入に必要となる実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境に関する研究開発を推進し、試験環境を構築 | | | 構築された試験環境の活用を促進するとともに、民間主導により試験環境を拡充 | |
| | ローカル5Gに関する実証を引き続き推進 | | ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備や、低廉かつ容易に利用できる仕組みの構築 | | |
| | Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方の検討・とりまとめ | Beyond 5Gの実現に必要となる最先端の要素技術等をいち早く確立するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に設置した研究開発基金や整備するテスヘッド等の共用研究施設・設備によりBeyond 5Gの研究開発を推進するとともに、左記技術戦略を踏まえ、それらを活用した取組と密接な連携を図りつつ、民間企業や大学等を対象として公募型研究開発を実施する。 | | | |
| ②データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証 | | | | | |
| AIの社会実装に向けた取組の加速 | | | | | |
| ③情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術 | | | | | |
| | 深層学習の理論体系や知識融合型AI技術、多言語同時通訳、AIのブラックボックス問題解決に向けた説明可能なAI等の研究開発を実施 | | | | |
| | 高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ等）の技術開発に取り組む | | | | |
| | 革新的AIエッジコンピューティング技術の開発 | AIエッジコンピューティングに資する技術の更なる開発 | | | 次世代コンピューティング技術の実用化・事業化 |
| | | エッジ領域におけるヘテロジニアステバイスのための技術開発 | | | |
| | | 量子コンピュータ時代においても通信内容を秘匿化することが可能な量子暗号通信に関する研究開発や社会実装の推進 | | | |
| | 体制構築 | 気象・地形等のリモートセンシングデータのリアルタイム提供のためのデータ圧縮・復元技術の研究開発を推進 | | 研究開発成果を活用した仕組みを早期に導入・展開 | |
| ④安全・安心なデジタル社会を支える高度セキュリティ技術等 | | | | | |
| データの耐改ざん性が高く証跡の確保に優れた技術 | | 引き続き国内外のグループにおける先進的な取組や民間主導の活動を積極的に情報収集し、高い信頼性が求められる公共性の高い分野に導入されるシステムの技術面や運用面の課題及びその解決の方向性等に関して、更なる検討を行う | | | |

20

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|----------------------|--|---|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 6. デジタル社会のライフスタイル・人材 | | | | | |
| (2) デジタル人材の育成・確保 | | | | | |
| ①デジタルリテラシーの向上 | 全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるよう、「情報活用能力」の「学習の基盤となる資質・能力」としての位置付け、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必履修科目「情報 I」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する 研修用教材・実践事例集等の周知 | | | | |
| | | 小・中・高の新学習指導要領の着実な実施 | | | |
| | | 社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する | | | |
| | | 児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する 情報活用能力調査の実施・公表 | 調査結果を踏まえて内容の改善、情報活用能力調査の継続 | | |
| | | | 最新の動向を踏まえた情報モラル教育に関するコンテンツの充実・普及 | | |
| | | 教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する | | | |
| ②デジタル専門人材の育成・確保 | 経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行なうデジタル人材育成プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する 数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する | | | | |
| デジタル人材育成プラットフォームの構築 | | デジタル人材育成プラットフォームの運営 | | | |
| 民間人材育成の推進 | IPA では、DADC において、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施 | | | | |
| | NICT のナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成 | | | | |
| | NICT のサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、サイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を構築 | NICT のサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、構築したサイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を基に、産学における自立的な人材育成の支援を行う | | | |

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---|---|---|---|---|-------------------|
| (2) デジタル人材の育成・確保 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進 | 採用試験の見直し内容等の広報 育成支援策の全体像の検討 | 見直し後の試験区分に基づく採用試験の実施 具体的な育成支援策の検討・開発 先行実施 | 政府全体としての啓発活動・人材確保活動 見直し後の試験区分からの採用 見直しを踏まえた育成支援策の実施 | | |
| 高度デジタル人材の確保・協働 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上 | 各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ デジタル庁／NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援／高度人材活用の在り方検討 各府省庁による研修等 各府省庁が実施する研修等に対する支援 | 各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ デジタル庁／NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援／高度人材活用の在り方検討 各府省庁による研修等 各府省庁が実施する研修等に対する支援 | 各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ デジタル庁／NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援／高度人材活用の在り方検討 各府省庁による研修等 各府省庁が実施する研修等に対する支援 | 各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ デジタル庁／NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援／高度人材活用の在り方検討 各府省庁による研修等 各府省庁が実施する研修等に対する支援 | |

22

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

| | 実施済みの事項 | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定) | 2023年度～ (令和5年度～) | 主担当部局 |
|----------|--|--|--|--|--|
| 医療 関係 | 健康保険証 | 健康保険証利用を可能とするオンライン資格確認の本格運用（令和3年10月～） | 本格運用 | | 厚生労働省 保険局医療介護連携政策課 |
| | 薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報 | マイナポータルでの①薬剤情報、②特定健診等情報及び③医療費通知情報の提供開始（①②は令和3年10月～、③は11月～） | マイナポータルでの薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報の提供 | | 厚生労働省 保険局医療介護連携政策課 |
| | 患者の利便性向上 | 先行事例の実証（令和2年3月） | 実証 | モデル事業・横展開といった進捗状況に応じた対応 | 厚生労働省 医政局研究開発振興課 |
| | 処方箋の電子化 | ・電子処方箋ガイドラインの改定実施（令和2年4月） ・お薬手帳との連携（令和3年10月） | システム開発・構築等 | 運用開始（令和5年1月～） | 厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課 |
| | 生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券 | フィージビリティ調査実施（令和2年7月、10月） | 地方との協議 マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上 | 環境整備・システム開発 本格運用 | 厚生労働省 社会・援護局 保護課 |
| | 介護保険被保険者証 | | 被保険者証そのものの在り方について見直し方策を検討し、保険者等の関係者と合意 | 環境整備・システム開発 本格運用 | 厚生労働省 老健局 介護保険計画課 |
| | PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録 | | 自治体システム改修等 特定健診等情報のマイナポータルでの提供開始 ※特定健診情報として提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、システム整備等で次第保険者を経由して、順次マイナポータルでの提供開始予定 薬剤情報のマイナポータルでの提供開始 学校健診： 実証事業・システム改修 | 自治体検診情報（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診）についてマイナポータルでの提供開始 手術等の情報のマイナポータルでの提供開始 システム整備でき次第、随时提供開始 | 厚生労働省 健康局健康課 (医政局研究開発振興課・歯科保健課、健康局がん・疾病対策課、医薬・生活衛生局総務課、労働基準局労働衛生課、子ども家庭局母子保健課、保険局医療介護連携政策課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課) |
| | 母子健康手帳 | 乳幼児等健診のマイナポータルでの提供（令和2年6月～） | 乳幼児等健診のマイナポータル閲覧 | | 厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 |

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

| | 実施済みの事項 | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定) | 2023年度～ (令和5年度～) | 主担当部局 |
|------|------------------|--|--|-------------------------|--------------------------------|
| 就労関係 | ハローワーク カード | | システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携 ／マイナンバーカード活用準備 | 本格運用 | 厚生労働省 職業安定局 首席職業指導官室 |
| | ジョブ・カード | ジョブ・カードの情報を登録する新規サイトの基本方針検討実施（令和2年12月） | 新規サイトの設計開発 試行運用 | 本格運用 (マイナポータルとの連携開始) | 厚生労働省 人材開発統括官 キャリア形成支援室 |
| | 技能士台帳 | システム整備準備（～令和2年6月） | システム整備※ | マイナポータル 閲覧 | 厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室 |
| | 安全衛生関係各種免許 | | システム整備※ | マイナポータル 閲覧 | 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課 |
| | 技能講習修了 証明書 | データベース拡充（継続して実施） | システム整備※ | マイナポータル 閲覧 | 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課 |
| | 建設キャリア アップカード | | マイナンバーカードの利用環境整備 | マイナポータルとの連携 | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 |

※ 第2部2.(1)②に基づき整備される予定の「(仮称)国家資格等管理システム」(令和6年度に運用を開始見込み)において整備予定

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

| | 実施済みの事項 | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定) | 2023年度～ (令和5年度～) | 主担当部局 |
|--------------|--|---|--|---------------------|--|
| 各種証明書等 関係 | 在留カード | | 検討 | 法案提出 | 出入国在留管理庁在留管理支援部 在留管理課在留管理業務室 |
| | 教員免許状 | | 運用開始 | | 文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 |
| | 大学の職員証、 学生証 | モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知 | 国立大学法人の中期目標・中期計画への反映 | | 文部科学省 高等教育局 国立大学法人支局 |
| | 障害者手帳 | | 障害者手帳情報のデジタル化等の推進 | インターネット 予約対応 | 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 |
| | e-Tax等 | マイナポータルとの連携開始 (年末調整：令和2年10月、確定申告：令和3年1月) | 年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定 | | 国税庁長官官房 企画課 |
| | タスボカード | 業界団体等における開発・導入の検討状況についてヒアリングを実施 | マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等における開発・導入を検討 | 自販機に順次導入 | 財務省理財局 たばこ喫事業室 |
| | 社員証等 | | 事業者向け周知・広報 | 進捗状況等に 応じた対応 | 総務省自治行政局 住民制度課 |
| | 運転経歴証明書 | | 運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付 マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証明書の在り方の検討 | 検討内容に応じた対応 | 警察庁 交通局運転免許課 |
| 公共サービス | 利用拡大の推進 ・公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共 団体発行カード | | 先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及 | 進捗状況等に応じた対応 | 総務省自治行政局 住民制度課 自治行政局 地域情報化企画室 |

デジタル社会の実現に向けた重点計画

<別冊>

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第3項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第3項においては、デジタル社会の形成に関する重点計画又は官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとするとされている。

これを踏まえ、国、地方公共団体、民間事業者等における具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。

- ・ 施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのように繋がるのか等の政策目標を、適切かつ明確にすること。
- ・ 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
- ・ 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、民間事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。
- ・ 施策のスケジュール、指標（KPI）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、できるだけ定量的に示すこと。

本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によって異なり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。

その際、以下の観点を踏まえた取組を通じて、迅速かつタイムリーに、計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCAサイクル（P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。）を推進し、スピーディアップを目指す。また、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。

- ① 本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し
- ② 今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニーズを踏まえ、計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等を修正・追加するなどの見直し

あわせて、行政自身が客観的データなどのエビデンスを用いて政策立案等を行うEBPMを進める上でも、データの利活用の環境整備を含むデジタル改革が重要である。国民に信頼される行政を展開するため、各府省庁においては、「行政におけるデータ行動原則」¹にのつり、データを活用した政策の効果検証や改善を含め、EBPMの取組を一層、推進・強化する。

¹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）別紙「包括的データ戦略」I. 2. (2) ②を参照。

I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

[No. 1-1] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等

- ・ 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- ・ 誰もが行政等のウェブサイトを利用しやすいようにするために、令和2年度（2020年度）の調査結果を踏まえ、更なる公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るために、事業者等への助成を行い、助成後5年間の提供状況を確認。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI（進捗）：

- ・ サービス及び研究開発に対する助成件数
・ JIS規格準拠に係る各公的機関向けオンライン説明動画の提供回数
(令和3年（2021年）1件)

KPI（効果）：

- ・ 民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（令和3年（2021年）70%）
・ ウェブサイトのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（令和3年（2021年）77%）

[No. 1-2] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備

- ・ IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。
- ・ このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。
- ・ これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。

KPI（進捗）：

ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築・導入に向けた検討状況

KPI（効果）：

ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの利用数（令和8年度（2026年度）まで100以上）

[No. 1-3] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

- ・ 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用してないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡っていない。
- ・ このため、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助

言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、令和3年度（2021年度）から全国において本格的に実施する。また、令和4年度（2022年度）以降、携帯電話ショップ等が身近にない地域を含め、「デジタル活用支援員」の派遣を全国的に実施できるよう、育成・派遣する仕組みを構築する。

- 上記の取組により、高齢者等がデジタル機器・サービスを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。

KPI（進捗）：デジタル活用支援に係る実施拠点数（令和3年度（2021年度）1,800か所）、
デジタル活用支援員の人数（令和3年度（2021年度）3,000人）

KPI（効果）：デジタル活用支援を受けた高齢者等の人数（令和3年度（2021年度）40万人）

【No. 1－4】地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進

- 令和2年（2020年）4月から小学校でプログラミング教育が導入されることに伴い、地域社会でもICTスキルを学び合う場を普及させることが重要。
- 実施団体のネットワーク化や好事例等の情報提供を促進。
- ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。

KPI（進捗）：

- 調査研究事業を通じた「地域ICTクラブ」の全国ネットワーク化等の検討を令和3年度（2021年度）中に実施
- 調査研究事業を踏まえたガイドブックの改訂を令和3年度（2021年度）中に実施

KPI（効果）：未設定

【No. 1－5】障害者の本人確認等の簡素化

- 障害者割引等については、従来から、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めており一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ具体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第8条第3号「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。
- 令和3年度（2021年度）中に、関係省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローアップを行う。
- 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。

KPI（進捗）：関係省庁から事業者等に発出した要請通知文書送付先団体数

KPI（効果）：障害者の移動及び施設利用時の負担軽減に対する理解が深まる

【No. 1－6】多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発

- ビジネス・国際会議における議論・交渉、観光や人材受入れを背景とする外国人との共生社会の実現等において、「言葉の壁」が課題となっている。
- 国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、ビジネス・国際会議での議論にも対応した高精度かつ低遅延な実用レベルの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。
- これにより、世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由なコミュニケーションを実現する。

KPI（進捗）：令和6年度（2024年度）末までに多言語による同時通訳技術を確立

KPI（効果）：確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数（令和9年度（2027年度）までに20件）

【No. 1－7】条件不利地域における通信インフラの整備の推進

【高度無線環境整備推進事業】

- 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。
- 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。
- これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。

【携帯電話等エリア整備事業】

- 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。
- 災害時等の安心安全確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、5Gの導入を促進する。
- これにより、都市と地方の情報格差を是正する。

KPI（進捗）：

- 「高度無線環境整備推進事業」実施件数（令和2年度（2020年度）予算約585億円、令和3年度（2021年度）予算約55億円）
- 「携帯電話等エリア整備事業」実施件数（令和2年度（2020年度）予算約15億円、令和3年度（2021年度）予算約28億円）

KPI（効果）：

- 光ファイバの未整備世帯は約17万世帯に減少する見込み。
- 道路メッシュカバー率（道路を含むメッシュ（※）のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合）（令和6年度（2024年度）までに90%以上）
- （※）平成27年度（2015年度）国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ（約500m四方）

サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。

- このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。
- これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。

[No. 1-8] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速

- 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。
- 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。
- これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保する。

KPI（進捗）：「電波遮へい対策事業」実施件数（令和2年度（2020年度）予算約29億円の内数、令和3年度（2021年度）予算約24億円の内数）

KPI（効果）：在来線のうち、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネル内で携帯電話が利用可能な距離（125km）

KPI（進捗）：障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況

KPI（効果）：障害関連情報共有プラットフォームのデータ数（令和3年度（2021年度）末200以上）

(3)

[No. 1-9] 沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業

- ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするために、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速ブロードバンド環境整備が必要。
- 沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業等を実施し、超高速ブロードバンド環境整備を行い11市町村の整備が完了。引き続き沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を行い、令和3年度（2021年度）末までに残り6市町村の超高速ブロードバンド環境整備を実施。
- これにより、整備した地方公共団体においてICT利用による利便性を等しく享受できる環境を実現。

KPI（進捗）：超高速ブロードバンド環境整備市町村数（本事業における整備市町村17（令和3年度（2021年度）中））

KPI（効果）：離島及び過疎地域における超高速ブロードバンドサービス利用率（令和4年度（2022年度）中に42.86%）

[No. 1-10] 障害当事者参加型技術開発の推進

- 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・

II. 國際戰略の推進

[No. 2-1] 國際的なデータ流通の推進

- 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFFT)」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOを始めとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げた。
- 「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場面において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。
- こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。

KPI（進捗）：—

KPI（効果）：—

性を高めるための取組を推進するとともに、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、個人情報保護政策の国際的指針となっているOECDプライバシーガイドラインにおいて規律するため、データローカライゼーションの論点に係る議論を進展させるとともに、信頼性のあるガバメントアクセスに係る高次の原則を策定するための議論を主導する。また、APEC CBPRシステムについても、更なる参加エコノミー及び参加企業の拡大に向け、国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携や情報発信を行い、引き続き、普及促進に取り組んでいく。

- 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。

KPI（進捗）：—

KPI（効果）：—

[No. 2-2] 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC CBPRシステムの推進

- 個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の更なる整備が急務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築・維持に向けた対話、英国との間では英国のEU離脱後における日英間の相互の円滑な個人データ移転の確保に向けた対話、米国との間ではAPEC域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みである越境プライバシールール(CBPR)システムの促進を行うとともに、日米欧三極間及びOECDの場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組を行ってきた。引き続き、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の整備に向けた取組を行っていく必要がある。
- 令和3年度（2021年度）においても、信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向け、欧州関係機関（欧州委員会司法総局）及び米国関係機関（商務省等）との間で戦略的な対話や連携を行い、既存の越境データ移転の枠組みを活用した個人データ流通の増大を図るための取組や各国間の個人情報保護制度の相互運用

III. 安全・安心の確保

[No. 3-1] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策

- Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」(以下「CPSF」という。)を平成31年（2019年）4月に策定。
- CPSFを各産業分野に展開し、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進する。また、産業横断的な対策が求められる分野に関しても、IoT機器等を活用して制御系システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバ一間を繋げる機器・システムにおけるカテゴライズ及びセキュリティ・セーフティ要求の検討に資する「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」を令和2年（2020年）11月に策定するとともに、データそのものの信頼性確保の手法等について検討し、「データによる価値創造（Value Creation）」を促進するための新たなデータマネジメントの在り方とそれを実現するためのフレームワーク」の策定を目指す。
- これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものが繋がるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。

KPI（進捗）： CPSFに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定期数

KPI（効果）： 策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数

[No. 3-2] セキュリティ標準の策定

- ITU-T SG17においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を進める。ITU-Tにおいては令和4年度（2022年度）以降での勧告案の確定、ISO/IEC JTC1/SC41においては令和3年度（2021年度）に規格を策定済であり、ISO/IEC JTC1/SC27においては令和4年度（2022年度）以降の規格案の確定を目指している。

KPI（進捗）：

- ITU-T SG17における勧告案の確定（令和4年度（2022年度）以降）
- ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定期数

KPI（効果）： 国際標準獲得

[No. 3-3] サイバーセキュリティお助け隊の構築

- 経済産業省では、損保会社、ITベンダーや地元の団体等と連携して、中小企業を対象に相談窓口を設定し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築を目指し、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）まで地域実証を実施した。実証事業で得られた知見、及びサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）中小企業対策強化WGにおける議論等に基づき、IPAに

おいて中小企業向けのセキュリティサービスが満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」及びサービスの内容の審査（確認）を行う機関（サービス審査登録機関）が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を制定。

- 令和3年度（2021年度）から、サービス基準を充足するサービスに「サイバーセキュリティお助け隊マーク」を付与することによる普及促進を開始。

KPI（進捗）： 令和3年度（2021年度）のサイバーセキュリティお助け隊サービスの審査・登録数を10件にする。

KPI（効果）： 令和6年度（2024年度）までに、実証事業終了後5年経過時の中小企業のセキュリティ対策機器と事後支援がセットになったサービスの利用者数を30,000者以上にする。

[No. 3-4] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、ガイドライン等を改正した。あわせて、説明会等を実施するとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。
- 加えて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の円滑な施行に向けて、これまで行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又は各地方公共団体の条例により別々に規律されてきたことにも配慮しつつ、各主体の意見を十分に聴取しながら、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。
- また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。
- これらにより、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。

KPI（進捗）：

- 説明会等への講師派遣実施の件数（年間60回）

・個人情報保護に係る制度についての情報提供の対象たる国・地域の数

KPI（効果）： 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

IV. 包括的データ戦略の推進

[No. 4-1] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進

- Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。
- 総合科学技術・イノベーション会議において、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（第2期）の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術（コネクタ）の研究と機能ツール開発を行い、SIPデータ基盤へのコネクタ実装と、データ流通を促進する民間コンソーシアム（DSA）を活用した普及活動を実施。
- 上記の取組により、分散型分野間データ連携を実現し、従来分野ごとに活用されてきたデータを分野間で相互に流通できるデータ流通基盤を得る。

KPI（進捗）：データ連携基盤技術のSIPデータ基盤への実装数（令和3年度（2021年度）中にSIP他課題の4つのデータ基盤（防災、バイオ（2件）、フィジカル）を接続）

KPI（効果）：データ連携基盤技術の本格稼働

[No. 4-2] 國土交通データプラットフォーム整備

- Society 5.0の実現に向けた社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。
- 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」の構築実現を目指し、データ連携基盤の整備に着手。令和2年（2020年）4月24日に「国土交通データプラットフォーム1.0」を公開し、順次、データ連携拡大等を推進している。令和4年度（2022年度）での概成以降も、データ連携の拡大や改良・高度化等を推進する。
- この取組により、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。

KPI（進捗）：国土交通データプラットフォームと連携するデータ数（令和2年度（2020年度） 約22万件、令和7年度（2025年度） 約150万件）

KPI（効果）：令和4年度（2022年度）での概成

[No. 4-3] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備

- 令和2年度（2020年度）末時点で情報銀行の認定件数は7件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。
- 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」

について、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」での検討を踏まえて、個人情報保護法改正について「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、令和4年度（2022年度）は準公共分野におけるデータ連携を見据えた検討や情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーマー等の保有する情報を活用することでデータポータビリティを実現するための検討を行う。

- これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

KPI（進捗）：情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ連携の方策等に係る実証・検討の実施（令和4年度（2022年度）を目途）

KPI（効果）：PDS（Personal Data Store）、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出（令和7年度（2025年度）を目途に合計30の認定情報銀行事業者数を達成）

[No. 4-4] AI・データの利用に関する適切な契約の促進

- 本施策では、平成30年（2018年）6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。令和元年（2019年）12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。
- 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。
- 本施策により、AI開発及びデータ利用の契約に関するユーザー側及びベンダー側の相互理解を深め、適切な契約を促進することによって、双方に利益のある取引が可能となり、AIやデータを利用したイノベーションの発展に資すると考えられる。

KPI（進捗）：「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書案（令和3年（2021年）2月公表）について、国内外で周知・広報活動を行う。（令和3年度（2021年度）末までに講演30件）

KPI（効果）：個別分野等において、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照したガイドライン等が策定される。（令和4年度（2022年度）以降に5件以上）

[No. 4-5] オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進

- オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室では、オープンデータ官民ラウンドテーブル（以下「ラウンドテーブル」という。）を平成30年（2018年）1月から開始し、データの公開・活用希望者とデータを保有する府省庁が直接対話をを行う場として、これまで「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安心・安全」、「土地・農業」及び「電子行政（統計等データ）」分野を

対象に開催。また、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。

- ・他方、更なるオープンデータの利活用促進に向けては、より強固な官民連携を基盤とした取組が必要。このため、令和3年度（2021年度）においては、データ戦略の観点を踏まえ、各府省庁の政策課題を起点として、スタートアップをはじめとした民間事業者等から、オープンデータを含む各種データを活用した提案を積極的に取り入れるための議論・検討の場として、新たな形式でのラウンドテーブルを開催していくものとする。あわせて、行政保有データの棚卸リストの更新・公開及び各府省庁の官民データに関する相談窓口における公開要望への対応を引き続き行うとともに、オープンデータ関係団体（仲介組織）との連携強化など、官と民との間のコミュニケーションの円滑化や利活用ニーズへの適合を図るための取組を進めていく。
- ・これにより、オープンデータを活用した諸課題の解決、新たなサービスの創出等に貢献。

KPI（進捗）： 新たな形式でのラウンドテーブルの開催（令和3年度（2021年度）に1回以上）

KPI（効果）： ラウンドテーブルの開催を通じたオープンデータの利活用事例の創出

[No. 4-6] オープンデータ・バイ・デザインの推進

- ・令和2年（2020年）4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト管理を開始した。
- ・政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。
- ・具体的には、①予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証（予算執行段階レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革（BPR）等について検証を行う。
- ・「一元的なプロジェクト監理」を通じて、政府におけるオープンデータ・バイ・デザインの推進を図る。

KPI（進捗）： 未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する）

KPI（効果）： 未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する）

[No. 4-7] 地方におけるオープンデータの促進

- ・官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、

同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。

- ・その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。
- ・また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るために、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図っていく。

KPI（進捗）： 地方公共団体のオープンデータの質の評価（令和3年度（2021年度）末までに評価指標を設定）

KPI（効果）： 未設定（評価指標の設定後に検討）

[No. 4-8] オープンデータカタログの一元的提供の推進

- ・令和元年度（2019年度）に、オープンデータに関する有識者を含んだワーキンググループや、e-Govとの統合に当たったサイトコンセプトデザインに関する調査研究を実施。各府省庁職員や、オープンデータの利用者からの実際の声等も踏まえ、データ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等が課題としてあがった。
- ・これらの結果を踏まえ、令和2年度（2020年度）から、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Govを統合に向けて設計・開発を進め、令和4年度（2022年度）までにオープンデータの一元的な提供を実現する。
- ・これにより、①オープンデータ活用のためのコミュニケーション基盤の確立による国民等におけるオープンデータ利活用のニーズの可視化、②検索性の向上により、公共データに由来するオープンデータのFindability（発見しやすさ）を確保し、国民が目的のオープンデータにたどり着きやすいようにする、③各府省庁の職員がオープンデータの登録に要する時間・手間を削減し、更新頻度等を上げるといった効果を実現し、オープンデータの活用を促進する。

KPI（進捗）： DATA.GO.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和4年度（2022年度））

KPI（効果）： オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進（令和5年度（2023年度）を目指して目標時期、目標値の明確化を行う。）

[No. 4-9] 統計データのオープン化の推進・高度化

- ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。

- 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データについて、令和3年度（2021年度）に機械判読可能な型式での整備に係る府省統一の方針として統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインを策定し、原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進めるとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンラインサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。
- これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI（進捗）：e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数（令和4年度（2022年度）末までに21万件）（累計）

（参考：実績値）

- 匿名データの提供数：62調査（令和3年（2021年度）9月時点）
- 調査票情報の提供数：97調査（令和3年（2021年度）9月時点）

KPI（効果）：e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数（令和4年度（2022年度）末までに7,177万件）（年度計）

（参考：実績値）

- オンラインサイト施設の利用数：年間ID発行数138件（令和2年度（2020年度）実績）

[No. 4-10] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供

- 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務付けるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。
- 令和3年度（2021年度）以降も、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図り、適切な事業者選択に資する観点から、これらの活用できる機能の周知など、介護サービス情報公表システムを普及していく。
- これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。

KPI（進捗）：・介護サービス情報の公表制度がより利用者等の選択を支援するものとなり、その活用が進むことを目指してニーズ調査を実施（令和3年度（2021年度） 調査事業を実施）

- | | |
|----------|--|
| KPI（効果）： | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度（2021年度）の「介護サービスの概算料金の試算」機能のアクセス数（1か月当たり平均10,000件） 令和3年度（2021年度）の介護サービス情報公表システム（事業所情報検索結果）のアクセス数（1か月当たり平均500,000件） |
|----------|--|

[No. 4-11] 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB) に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入

【解決しようとする課題やこれまでの取組】

- 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB) のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とする目的として、オープンデータ化に取り組んでおり、令和3年（2021年）8月には第6回NDBオープンデータを公開。また、追加集計要望に関する「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」における検討を踏まえ、第7回NDBオープンデータの集計作業を開始。
- また、令和2年（2020年）10月に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、民間事業者等への第三者提供や他の公的データベースとの連結解析を制度化。
- また、NDB利活用の拡大に向けて、令和3年（2021年）3月よりNDBの更改及び医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤の構築を開始した。

【今年度以降取り組んでいくこと】

- 令和3年度（2021年度）も新たに寄せられた集計要望に対する対応について「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」で検討を行い、第7回NDBオープンデータにおいて新たに追加される集計項目や今後の方針を決定予定。また、令和4年（2022年）秋頃までに第7回NDBオープンデータを公開予定。

- 他の公的データベースとの連結については、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものから順次対応する。DPCデータベースとNDB・介護DBの連結については令和4年（2022年）4月に開始予定。
- 加えて、NDBについては、NDBを用いて研究を行う研究者が、患者の個人が特定されないことを前提として、地域、所得階層（高額療養費の自己負担限度額に係る適用区分）、医療機関・薬局の属性、生活保護受給者のレセプトに関する分析ができるようになる。
- 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、令和2年（2020年）の通常国会において地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が成立した。正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みについて、令和4年（2022年）3月からの運用開始を目指す。

【期待される効果】

- 国民の受療状況を評価する上で有用なデータの利活用を促進。

- | | |
|----------|---|
| KPI（進捗）： | <ul style="list-style-type: none"> オープンデータ公開に向けた集計項目の選定及び集計状況（第7回NDBオープンデータは令和4年（2022年）秋公開予定） NDBと連結解析できる他の公的データベースの拡大（法的・技術的課題 |
|----------|---|

が解決したものから順次対応)

- KPI（効果）：
- ・オープンデータ公表ページに対するアクセス数（目標値や達成時期については、利用者により利用方法や利用時期が異なるため、具体的な数値は未設定）
 - ・NDBの利活用による研究開発の件数（運用開始後の利用件数）

[No. 4-12] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進

【保育所等について】

- ・認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を構築し、令和2年（2020年）9月から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の更新、充実やシステムの周知、利便性の向上等に努めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保に繋げる。

【放課後児童クラブについて】

- ・保護者が放課後児童クラブを選択するに当たっては、各地方公共団体において放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。
- ・このため、放課後児童クラブについては、有益な情報のオープンデータ化に関する取組状況を全地方公共団体に対して引き続き調査するとともに、オープンデータ化がなかなか進まない地方公共団体に対しては、推薦データセットの活用についてデジタル庁と連携し周知することに努める。
- ・こうした取組により、保護者が適切かつ円滑に放課後児童クラブを利用できる機会の確保に繋げる。

- KPI（進捗）：
- ・保育所等や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合
 - ・（保育所等については令和3年（2021年）までに100%）

- KPI（効果）：
- ・保育所等については、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」の利用状況等も勘案しながら引き続き検討
 - ・放課後児童クラブについては、オープンデータ化の取組と利用の状況等を勘案しながら引き続き検討

[No. 4-13] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化

- ・ハザードマップ（地震、火山、洪水・高潮、津波、土砂災害に関する災害リスク情報）の公開については、一部での公開にとどまっているほか、機械判読性の低いデータ形式での公開が主流。
- ・平成30年度（2018年度）から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、隨時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）のデータについては、国管理の448河川及び8道県分の都道府県管理河川の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報を、ウェブサイ

トやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を発出。引き続き、公開方法等の検討を行う。

- ・データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。

KPI（進捗）：国・地方公共団体が保有するハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化に向けた検討状況

KPI（効果）：ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）

（参考：実績値）

国管理河川 448

都道府県管理河川 955

その他河川 167

（令和3年（2021年）9月）

[No. 4-14] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進

- ・災害時において、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、令和3年（2021年）8月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約9割にとどまっている状況。
- ・指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を発出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請する。
- ・引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。
- ・これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。

KPI（進捗）：国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数

全体の90%（令和3年（2021年）8月時点）

KPI（効果）：指定緊急避難場所データへの累積アクセス数

1,300万（令和3年（2021年）8月時点）

[No. 4-15] 歩行空間における自律移動支援の推進

- ・高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度（2019年度）の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出に繋がることが課題。

- ・引き続き施設・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。
- ・事業者や地方公共団体を始め、利用者自らが連携してバリアフリー情報や歩行空間情報をオープンデータとして広く収集し、相互に展開できるようなエコシステムを構築することによって、高齢者や障害者、更に将来的には自動走行モビリティ等が安全かつ円滑に歩行空間を移動できるようなユニバーサル・スマート社会を実現することを目的とする。

KPI（進捗）：歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数（年間で2,000件以上）

KPI（効果）：オープンデータダウンロード数の増加（令和4年度（2022年度）末時点で累計ダウンロード数70,000件を達成する）

[No. 4-16] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進

- ・公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上に繋がる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理や提供の在り方等が課題。
- ・このため、令和2年度（2020年度）においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（注）における円滑な輸送への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。

（注）大会の延期等に伴い、令和3年度（2021年度）も継続して実証実験及び同検討会を実施中。

- ・実証実験や事業者ヒアリングの結果等を踏まえ、オープンデータ化のメリットや課題の整理を行った上で、オープンデータ化の実施に当たっての一定のルールを取りまとめる。
- ・これにより、民間の主体的なオープンデータ化の促進が期待され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境を目指す。

KPI（進捗）：実証実験にデータを提供した事業者の数

KPI（効果）：実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数

[No. 4-17] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進

- ・近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかつた、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で2m程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール（国家座標）に

基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。

- ・国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、民間等電子基準点の登録制度の利活用を推進し、電子基準点網を拡充する取組を進める。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みを令和3年度（2021年度）までに構築し、併せて補正情報向上の技術的手法を令和5年度（2023年度）を目途に取りまとめる。さらに、令和4年度（2022年度）までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、令和6年度（2024年度）から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。
- ・これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。

KPI（進捗）：電子基準点の観測データの取得率（毎年度99.5%以上）

KPI（効果）：地殻変動補正サービスを提供している分野数（令和7年度（2025年度）末4分野）

[No. 4-18] 農業関係情報のオープンデータ化の推進

- ・現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壤、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。
- ・また、農林水産省ウェブサイトに公開されていない行政データを機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）で順次オープンデータ化。
- ・これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。

KPI（進捗）：農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）への機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）での公開数

KPI（効果）：農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数（機械判読性の高い形式での公開数の目標値の明確化と併せて、令和3年度（2021年度）末を目途に、農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数の目標値、目標時期についても明確化する予定。）

[No. 4-19] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供

- ・これまで基盤となる地理空間情報等を整備・提供し、地理空間情報の活用推進に取り組んできており、令和3年（2021年）5月には公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に電子国土基本図が指定され、デジタル社会を形成する上で必要な、基礎的な情報インフラとして着実に整備・提供することがこれまで以上に求められている。
- ・そのため、国・地方公共団体等との連携の下、基盤地図情報を含む電子国土基本図を

- 着実に整備・更新しつつ、その頻度の向上を図るとともに、地理空間情報ライブラリーの運用によりベース・レジストリの利用を推進する。
- これにより、官民間わざ幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。

KPI（進捗）：新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率（毎年度100%）
KPI（効果）：地理空間情報ライブラリー利用数（令和3年度（2021年度）中に利用数860万件/年）

[No. 4-20] ポーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進

- 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。
- 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開することを検討する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。
- また、公共工事等以外においても、民間企業による建築工事等において収集される地盤情報の収集・共有化に向け検討。
- これらにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。

KPI（進捗）：地方公共団体、公益事業者等へ公開の呼びかけ（令和3年度（2021年度）中に20団体）
KPI（効果）：ポーリング柱状図データを公開した団体数（令和3年度（2021年度）中に5団体）

[No. 4-21] 土地情報連携の高度化

- 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。
- 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、令和3年度（2021年度）から登記情報システムと地方公共団体の固定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行う。また、これらの検討結果を踏まえて、各種台帳の情報連携のために必要となるデータ項目・表記の在り方等も検討する。
- これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待される。

KPI（進捗）：API連携の検討（令和3・4年度（2021・2022年度））
KPI（効果）：登記済通知書データを活用する地方公共団体数（API連携の検討結果を踏まえて具体的にKPIを設定）

[No. 4-22] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

- 地理空間情報の流通・利用を拡げるため、G空間情報センターと各種データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能なようになることが課題である。
- このため、防災・農業等の各プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。
- これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）：循環システムの形成により連携するプラットフォーム数（令和8年度（2026年度）までにデータプラットフォーム数10）
KPI（効果）：G空間情報センターの平均月間ページビュー数（令和8年度（2026年度）までに平均月間ページビュー数25万件以上）

[No. 4-23] 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID（共通番号）のルール整備

- 現状、我が国の不動産については、土地・建物いずれも、幅広い主体で共通で用いられている番号（ID）が存在せず、不動産関連情報の連携・蓄積・活用における課題となっている。
- 令和3年度（2021年度）に有識者・業界団体等を交えた検討会の開催等の不動産IDのルール整備に向けた検討を行い、令和4年度（2022年度）に不動産IDに係るルール運用を順次開始する。
- これにより、情報の収集・名寄せを容易にすることで事業者の負担軽減に資するとともに、官民の各主体が保有する不動産関連情報の連携・蓄積・活用、消費者への的確な情報発信等を促進することで、他の施策や取組とも相まって、不動産業界全体の生産性及び消費者利便の向上等により不動産の流通・利活用を促進するとともに、今後本格的なデジタル社会を迎えるに当たり、不動産DXを強力に推進する上での情報基盤整備の一翼を担うことにより、不動産市場の活性化及び透明化を図る。

KPI（進捗）：令和4年度（2022年度）以降、不動産IDに係るルールを順次運用開始。
KPI（効果）：令和4年度（2022年度）以降、順次検討を行う。

[No. 4-24] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進

- 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。
- 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度（2018年度）にトンネル、ダム、河川構造物（樋門・樋管）における、3次元データの標準的な仕様を策定し、令和元年度（2019年度）は橋梁、トン

ネル、ダム、河川構造物、港湾構造物（基礎工等）、維持管理における3次元データの活用を推進した。令和3年度（2021年度）については、土木工事等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始する予定。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、これらの取組を加速化する。

- これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。

KPI（進捗）：オンライン電子納品システムの運用開始（令和3年度（2021年度）予定）

KPI（効果）：オンライン電子納品登録工事数

（オンライン電子納品の運用開始後、原則全ての工事の電子納品登録を目標）

[No. 4-25] 気象情報の利活用の促進

- 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課題。
- そのため、次期気象衛星などの最新技術の導入による基盤的気象データの高度化やオープン化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、これらに資する施策を進めていく。
- これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。

KPI（進捗）：

- （一財）気象業務支援センターに提供した気象情報・データの日量（令和3年度（2021年度）200GB）
- 気象ビジネス推進コンソーシアム（WXBC）が主催するイベントへの参加人数累計（令和3年度（2021年度）7,000人）
- 気象データアナリスト育成講座を受講した人数（令和5年度（2023年度）180人）

KPI（効果）：

- 未設定（令和6年度（2024年度）中を目途に明確化予定）

[No. 4-26] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進

- 本施策では令和3年度（2021年度）末の事業終了後、速やかに社会実装することを目指しており、令和3年度（2021年度）においては実装に向けた開発の加速化及びその支援を行う。

KPI（進捗）：Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数（令和3年度（2021年度）末までに67件）

KPI（効果）：Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決（Connected Industriesを実現する新たなデジタルサービスが令和4年度（2022年度）以降に10件以上創出）

[No. 4-27] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進

- 昨今の国際情勢に鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を令和元年（2019年）12月に新たに開設した。
- 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標どおりのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえるよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。
- これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。

KPI（進捗）：海外安全情報オープンデータサイトへの年間アクセス数の目標値を令和5年度（2023年度）末までに10,000件とし、利用の一層の増進を図る。

KPI（効果）：海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供。オープンデータのダウンロード数についてもその指標とすべく、令和4年度（2022年度）末までにウェブアクセス解析ソフト等を活用し計測の仕組みを構築する。

[No. 4-28] 海のデータ連携の推進

- 海洋状況表示システム（海しる）を海のデータ連携のハブとして活用することを始め海のデータ連携を強化することで、業界を越えたデータの迅速かつ円滑な連携が可能となる。
- 「海しる」の利便性向上と国や地方公共団体、海運・水産・資源開発等海洋関係事業者間での海のデータの共有・活用のため、令和4年度（2022年度）までに海のデータ連携を着実に進める環境整備を行う。
- 海のデータ利用者のデータ要望受付機能を活用し、「海しる」の海水温や海流等のリアルタイム情報等を充実させる。
- API連携やデータ標準化に関するルールを利用者の意見を踏まえ見直す。
- 海のデータやニーズを有する民間団体・地方公共団体とのネットワーク構築、官民関係者が参加するフォーラム開催、「海しる」へのデータ登録の働きかけを行う。

KPI（進捗）：API連携の推進（令和3年度（2021年度））

KPI（効果）：海洋関連分野とのデータ連携の推進

V. 国民に対する行政サービスのデジタル化

[No. 5-1] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- 金融機関においては新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、書面・対面手続を見直すに当たって、書面不要でオンライン完結する公的個人認証サービス等の本人確認方法の重要性が高まっている。
- こうした状況を踏まえ、金融機関における取引において、公的個人認証サービスの活用の促進を図るために、公的個人認証サービスに関する説明会の開催などを通じて、金融機関の理解度、関心を高めるとともに、課題や要望を整理した上で、更なる利活用に繋がるよう環境改善の検討を行う。
- こうした取組により、金融機関における取引の電子化を促すとともに、金融機関の事務負担・コスト削減及び国民の利便性の向上を図る。

KPI（進捗）：公的個人認証サービスに関する説明会へ参加した金融機関数

KPI（効果）：公的個人認証サービスを活用又は検討している金融機関数

[No. 5-2] マイナポイント施策の推進

- マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施及び地方公共団体が多様なポイント施策を実施できるようにする必要。
- 令和2年度（2020年度）にマイナポイントによる消費活性化策（マイナンバーカードを取得し、かつ、マイナポイントを予約（マイキーIDの設定）した者を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスの買い物やチャージに応じ上限5,000円分のポイントを付与）を実施。マイナポイントの基盤を有効活用し、各地方公共団体が多様なポイント給付施策を行うことができる基盤を構築するため、令和3年度（2021年度）末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施。
- 令和4年度（2022年度）に全国の地方公共団体が活用し得る基盤を整備し提供することを目指す。

KPI（進捗）：全国の地方公共団体が多様なポイント施策に活用し得る基盤の整備（令和4年度（2022年度）中）

KPI（効果）：マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数

[No. 5-3] 医療保険のオンライン資格確認の拡大

- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和3年（2021年）10月から開始した。
- 令和5年（2023年）3月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指すため、医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。
- これにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報

を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。

KPI（進捗）：オンライン資格確認等システムを導入する医療機関・薬局数（令和5年（2023年）3月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指す）

KPI（効果）：医療機関等におけるオンライン資格確認の利用回数

[No. 5-4] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

- 一部の免許手続については、住所変更等の際、市区町村の窓口で手続を行った後、警察署等に別途届け出る必要があるなど、国民に手続面で一定の負担が生じていた。
- 令和3年度（2021年度）は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る具体的な手続を含む制度の在り方等について、関係機関と調整を進める。また、令和6年度（2024年度）末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察共通基盤上に集約する。
- これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新及びオンラインによる更新時講習受講を可能とする。

KPI（進捗）：運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現（令和6年度（2024年度）末）

KPI（効果）：一体化した免許証の交付枚数

[No. 5-5] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現

- デジタル社会の形成に向けて、マイナンバーカードの機能を用いた行政手続等の利便性向上を実現するため、スマートフォンひとつで手続等を完結できるようにすることが必要。
- この実現に必要となるマイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載を可能とするため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正案を令和3年（2021年）通常国会に提出（令和3年5月成立・公布）。令和3年度（2021年度）中に実運用に向けた技術検証やシステム設計を行った後、令和4年度（2022年度）中のシステム構築・運用開始を目指す。
- これによって、スマートフォンひとつで行政手続等を完結できるようになり、利用者の利便性が大きく向上するとともに、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスの更なる利用・普及が促進される。

KPI（進捗）：システム運用開始（令和4年度（2022年度）内）

KPI（効果）：未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）（今後、スマートフォン搭載の実現に向けたグランドデザイン・技術仕様等の検討状況を踏まえつつ設定）

[No. 5-6] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営

の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下この施策において「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。

- ・令和元年度（2019年度）から、地方公共団体その他の関係機関との調整の上、令和3年度（2021年度）までに1,741市区町村の住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修、令和6年度（2024年度）中にその他必要なシステム構築・改修を実施する。
- ・これにより、改正法の改正規定の施行期日（改正法の公布の日（令和元年（2019年5月31日）から起算して5年以内で政令で定める日）以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。

KPI（進捗）：・マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要な住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修（令和3年度（2021年度）までに1,741市区町村）
・その他の必要なシステムの改修（令和6年度（2024年度）中）

KPI（効果）：・マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス（電子証明書）の国外継続利用の実施

[No. 5-7] コンビニ交付サービスの導入推進

- ・住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- ・地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度（2022年度）末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。
- ・これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI（進捗）：コンビニ交付サービス導入市町村の人口

KPI（効果）：住民票の写しのコンビニ交付サービスの割合

[No. 5-8] 子育て・介護ワンストップの推進

- ・平成29年度（2017年度）から子育て分野、平成30年度（2018年度）から介護分野のワンストップサービスを開始し、地方公共団体における導入の推進が課題である。
- ・ぴったりサービスに、令和2年度（2020年度）に介護関連手続、令和3年度（2021年度）に子育て関連手続のオンライン申請における標準様式を登録し、利用を開始。
- ・令和4年度（2022年度）にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護関連手続のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

KPI（進捗）：手続のオンライン化のための情報基盤の整備

KPI（効果）：手続のマイナポータル利用の人口カバー率

[No. 5-9] 引越しワンストップサービスの推進

【行政手続】

- ・地方公共団体の手続に関しては、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下この施策において「整備法」という。）により、住民基本台帳法を改正し（施行日：整備法の公布の日から2年以内）、マイナンバーカード所有者が、オンラインで転出届・転入予約を行い、転入地が、あらかじめ通知された転出届に関する情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。
- ・令和3年度（2021年度）に、関係府省庁や地方公共団体等の協力の下、地方公共団体における事務フロー及び必要な準備作業等を取りまとめた上で、地方公共団体に対して周知を行う。
- ・令和4年度（2022年度）中には、全地方公共団体において、オンラインで転出届・転入予約などが行えるよう、地方公共団体に対する必要な支援を行う。

【民間手続】

- ・民間手続に関しては、令和2年度（2020年度）より、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始している。
- ・令和3年度（2021年度）以降については、引越しポータルサイトから手続申請（地方公共団体の手続についてはマイナポータルを経由）を行うサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、対象手続の更なる拡大を図る。

KPI（進捗）：ワンストップサービスの取扱機関数（地方公共団体等）

KPI（効果）：引越しワンストップサービスの対象手続の拡充

VI. 準公共分野のデジタル化の推進

[No. 6-1] 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進

- 患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診等情報及び薬剤情報については令和3年（2021年）10月から確認できるようになっている。
- さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、令和4年（2022年）夏を目途に確認できるようにする。
- これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。

KPI（進捗）： 全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目【データヘルス改革に関する工程表に基づき、令和4年（2022年）夏を目途に、既に稼働している特定健診等情報、薬剤情報に加え、医療機関名等、手術・透析情報等、医学管理等情報を閲覧可能とする】

KPI（効果）： 全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数【確認した件数については、今後設定（確認できる仕組みは令和3年（2021年）10月下旬から本格稼働したところ）】

[No. 6-2] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

- 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR: Personal Health Record）は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。令和元年度（2019年度）以降においては、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討。
- 令和3年度（2021年度）においても、引き続き、上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。
- このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。
- 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及は、医療費・介護費の増大や医療資源の偏在といった現状の課題の解決、健康寿命の延伸や医療製品・サービスの強化に資するものである。特に、遠隔医療については、医療の質の向上、患者の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点から重要と位置付けられてきたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、遠隔医療に対するニーズが更に高まっている。
- 令和3年度（2021年度）においては、新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査を実施するとともに、当該調査や過年度調査を踏まえ、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討を行い、「遠隔医療

モデル参考書—医師対医師の遠隔医療（DtoD）版一」を策定する。

- このような取組により、地域の医療機関での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な医療提供体制の充実等に貢献。

KPI（進捗）：

- PHRサービスを普及展開していくための調査を実施（令和3年度（2021年度）調査事業を実施）

- 新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査の実施
- 上記調査や過年度調査を踏まえた、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討

KPI（効果）：

- 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業者数
- 「遠隔医療モデル参考書—医師対医師の遠隔医療（DtoD）版一」の策定

[No. 6-3] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業

- データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。
- 令和3年度（2021年度）も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討する。
- これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。

KPI（進捗）： 第2期データヘルス計画の各年度の実績報告を6月末までに作成し、厚生労働省に提出する健康保険組合の割合

KPI（効果）： 健康保険組合共通の評価指標（内臓脂肪症候群該当者割合、特定保健指導対象者割合、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率、特定健康診査実施率、特定保健指導実施率）の実績報告を行う健康保険組合の割合

[No. 6-4] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進

- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集する必要がある。
- 平成29年度（2017年度）中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、令和元年度（2019年度）には、研究者へのデータ提供を開始しており、今後もこうした取組を進める。また、難病患者等の利便性の向上を図るため、本計画等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申

請のオンライン化の実施についての検討を行う。

- 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結び付け、難病・小児慢性特定疾患の克服に貢献することが期待される。

KPI（進捗）：データ登録進捗率（データベースへのデータ登録件数／受給者証の発行件数（令和2年度（2020年度）衛生行政報告例））

KPI（効果）：データベースからのデータ提供件数

[No. 6-5] 匿名加工医療情報の利活用の推進

- 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を平成30年（2018年）5月に施行。（医療情報の収集規模：88万人、利活用件数：9件（令和3年（2021年）8月時点））
- 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。また、次世代医療基盤法の施行後5年が経過する令和5年度（2023年度）に向けて、必要な見直しの検討を行う。
- 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。

KPI（進捗）：認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模（令和4年度（2022年度）までに900万人）

KPI（効果）：匿名加工医療情報の利活用件数（令和4年度（2022年度）までに20件）

[No. 6-6] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討

- 「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。
- このため、平成30年度（2018年度）においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度（2019年度）からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施しており、令和3年度（2021年度）も引き続き実施する。
- これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。

KPI（進捗）：—

KPI（効果）：—

[No. 6-7] ICT等を用いた遠隔診療の推進

- 令和2年（2020年）4月、新型コロナウイルス感染症拡大下の時限的・特例的措置と

して、医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこととされた。これを踏まえて、電話や情報通信機器等を用いた診療を実施する医療機関について厚生労働省のホームページにおいて公表することとしたところ。

- 今後、
 - 遠隔医療の実施に必要な機器の整備に対する財政支援を実施すること
 - オンライン診療に関する新型コロナウイルス感染症への対応の検証等も踏まえ、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直すこと等を行っていくこととしている。
- これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI（進捗）：・遠隔医療設備整備事業で在宅患者用機器導入の補助を実施した件数（令和3年度（2021年度）目標：47件）

KPI（効果）：・遠隔診療に関する診療報酬の算定件数
・オンライン診療を実施すると都道府県に報告している医療機関数

[No. 6-8] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進

- 8K技術を活用した内視鏡手術システムは、これまでの内視鏡手術よりも安全性及び効率性を高める可能性があり、速やかな普及が期待されていることから、8K内視鏡システムの更なる小型化等の改良や当該システムを応用した遠隔手術支援の実現に向けた研究開発を実施。
- 8K内視鏡遠隔手術支援システムの試作機を用いて、動物を使用した模擬臨床試験を実施し、医療上の有効性を実証とともに、普及展開に向けた経済的な観点からの検討・分析を行う。また、8K内視鏡遠隔手術支援の技術要件集を策定する。
- このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI（進捗）：・8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援システムの開発
・8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援に必要な映像伝送容量や通信時間等の技術要件を導出

KPI（効果）：・令和3年度（2021年度）までに、8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援システムの試作機を開発し、医療上の有用性を検証

[No. 6-9] 児童生徒1人1台端末の整備

- 諸外国と比べて学校でのICTを活用した学習の頻度が低い（PISA2018調査）、児童生徒の授業中におけるICT活用に関する関心が高いにもかかわらず、実際には活用が進んでいない（平成31年度全国学力・学習状況調査（文部科学省））など、学校が児童生徒のICT活用への関心に応えられていない実情があった。加えて、国内の各都道府県における学校ICT環境整備の状況についても地域間の差が顕著であったことなど

を踏まえ、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学校における1人1台端末環境の実現に向けて取り組むこととした。

- 文部科学省としては、GIGAスクール構想に基づき、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の実現に向けた支援を行うとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りに関する留意事項等を整理したガイドライン等を作成する。
- これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するための環境を速やかに整備する。

KPI（進捗）：・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数
・端末の利活用に関するガイドラインの作成

KPI（効果）：・児童生徒1人1台端末の実現
・非常時においてもICTを活用して学びを保障できる環境の実現

[No. 6-10] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進

- 令和3年度（2021年度）から本格的に始動しているGIGAスクール構想による1人1台端末環境において、学校現場で先端技術・教育データの利活用を推進するに当たり、次世代の学校・教育現場を見据えた更なる効果的な活用方策の検討や、現場における課題を踏まえた留意点等についての整理が必要。
- そのため、令和4年度（2022年度）に次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進に関する実証研究の実施及び実証の成果を踏まえた先端技術活用ガイドブック及び教育データ利活用ガイドブックの増補・改訂を行い、GIGAスクール構想の更なる推進につなげる。
- これにより、教育の質を向上させ、「子どもの力を最大限引き出す学び」を実現。

KPI（進捗）：本事業での実証成果等を踏まえ、令和4年度内（2022年度）を目途に、学校現場における先端技術・教育データの利活用に関し、ガイドブックを増補・改訂

KPI（効果）：学校現場における先端技術・教育データの効果的な利活用

[No. 6-11] ICTを活用した教育サービスの充実

- Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び端末の整備ではなく、一人一人の理解度・特性に応じた個別最適な学びや、異なる考え方方が組み合わさりより良い学びを生み出す協働的な学び、格差のない公平な学びの実現、感染症の拡大時等の非常時にも学びを継続できる環境を構築する必要がある。
- そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題を題材にした探究学習の素材となる産学連携のSTEAM教育コンテンツの開発と、それを掲載するオンラインSTEAMライブラリーの構築・拡充を進める。
- これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、個別最適

な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、実社会で必要となる資質・能力を育成するとともに、非常時にも強い教育環境を実現する。

KPI（進捗）：・EdTech導入補助金による学校等教育機関へのEdTech試験導入（令和3年度（2021年度）中に約3,000校）

・STEAMライブラリーに掲載するSTEAM教育コンテンツの拡充（令和3年度（2021年度）中に約80件）

KPI（効果）：・学校等教育機関におけるEdTechサービスの継続利用数の増加
・STEAMライブラリーの活用実績の増加（登録ユーザー数等の増加）

[No. 6-12] 学習データの継続的な活用の推進

- 学習者の力を最大限引き出す学びの実現に向けては、学習データを継続的に利活用できるような仕組みの整備が必要。
- そこで、個人情報の保護を図りつつ学校内外におけるデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだロードマップも踏まえ、文部科学省における教育データ標準の改訂等、各省庁における取組を着実に推進する。

KPI（進捗）：教育データ標準の公表・改訂

KPI（効果）：教育・学習分野におけるデータ活用の推進

[No. 6-13] 学習者用デジタル教科書の普及促進等

- 教育の情報化に対応し新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて学習者用デジタル教科書を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の法令の改正等が行われ、平成31年（2019年）4月1日に施行されたところ。
- 令和3年度（2021年度）においては、学習者用デジタル教科書普及促進事業として、広く小学校5年生～中学校3年生に1教科分の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を提供し普及促進を図るための実証事業や、多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用する際のクラウド配信に関するフィーリティ検証、デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業を行っている。また、令和6年度（2024年度）からのデジタル教科書の本格的な導入に向けた令和4年（2022年）の方針決定のため、全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証等を実施する。
- これらの施策を実施することにより、令和7年度（2025年度）までに義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の整備率を100%とし、児童生徒の学びの充実を図る。

KPI（進捗）：公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率：6.2%
(令和2年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（令

和3年3月1日現在)〔確定値〕

KPI(効果)：義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の整備率を令和7年度(2025年度)までに100%とする

[No. 6-14] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築

- ・災害対応に当たる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。
- ・災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT (Information Support Team) の運用において、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう提供情報の多様化や機能向上を図る。
- ・これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI(進捗)：実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施

KPI(効果)：検証を踏まえたISUTの運用

[No. 6-15] 罹災証明のデジタル化

- ・^り罹災証明手続のデジタル化については、令和2年度(2020年度)末において、約40%の地方公共団体がシステムの導入等を行っているものの、引き続き、その手続の在り方を見直すことが課題。
- ・このため、内閣府において、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、罹災証明書の電子申請やコンビニエンスストアでの交付にも対応できる基盤的なシステムを令和3年度(2021年度)中に整備予定。
- ・また、航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法については、罹災証明手続のデジタル化に関する事例等と併せて、引き続き、地方公共団体に周知。
- ・これにより、罹災証明手続の迅速化・効率化を図ることができ、被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。

KPI(進捗)：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数
目標値:47都道府県

KPI(効果)：罹災証明手続のデジタル化を導入した地方公共団体数(令和2年度(2020年度)末:718団体)(システムの導入等により、手続の迅速化や他の支援策との連携等を行っている団体数)

[No. 6-16] 被災者台帳管理

- ・被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、被災者の被害の状況や支援の実施状況などを一元的に集約した被災者台帳が重要。
- ・そのため、地方公共団体に対して会議等の場において、被災者台帳の作成を促している。

- ・引き続き、会議等の場を通じて被災者台帳の作成を促すとともに、台帳作成に際するマイナンバー活用のメリットを周知していく。また、令和3年度(2021年度)に被災者支援システムをクラウド化し、令和4年度(2022年度)以降に運用できるよう整備をしている。

- ・また、被災者台帳の作成及び作成に際するマイナンバー活用のメリットに関してあらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促すことで、被災者と行政の利便性の向上を図るとともに、被災者台帳のシステムのクラウド化を推進することにより、システム整備に係る費用の低減を図る。

KPI(進捗)：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数

KPI(効果)：被災者台帳管理にマイナンバーの活用を予定している地方公共団体数

[No. 6-17] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等

- ・被災者生活再建支援金手続においては、当該手続をより迅速かつ効率的に行うことができるようになることが課題となっている。
- ・このため、当該手続におけるマイナンバーを利用した罹災証明情報の府内連携の実施や住民票の写しの添付の不要化について、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。
- ・また、内閣府において、マイナポータルと連携した、地方公共団体が共同利用可能なシステムの活用による、当該手続の簡素化や電子申請の円滑化について検討を行う。
- ・さらに、被災者生活再建支援金手続における、マイナンバー制度の情報連携を活用することによる口座情報の写しの添付の不要化を実現する予定。
- ・これにより、支援金手続における被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。

KPI(進捗)：被災者生活再建支援金手続に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数

目標値:47都道府県

KPI(効果)：被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化した地方公共団体(都道府県)数

目標値:47都道府県

[No. 6-18] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進

- ・国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。
- ・SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。
- ・これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI(進捗)：訓練又は災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施

KPI（効果）：国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかつ迅速な災害対応を実現

[No. 6-19] AIチャットボット等の活用

- 災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。
- このため、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期において、住民一人ひとりとの自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を同時に実現する防災チャットボットの研究開発と社会実装の取組について、実証実験や実災害適用を行いつつ進める。
- これにより、一人ひとりからの情報をリアルタイムに分析・共有し災害対応における意思決定に活用するとともに、一人ひとりの状況にカスタマイズされた必要な情報を提供し、適切な避難行動を支援することが可能。

KPI（進捗）：防災チャットボットの実証実験・実災害適用回数

- 実証実験（訓練）：目標3件/年
- 実証実験（長期運用、実災害含む）：目標3件/年

KPI（効果）：防災目的のチャットボットを利用可能な地方公共団体数（令和5年度（2023年度）100地方公共団体）

繋がることによって組織を超えた円滑な情報共有が可能となり、もって災害時等における円滑な救助・復旧活動の実現が期待される。

KPI（進捗）：公共安全LTEの運用開始（令和3年度（2021年度）からの先行的な運用開始及び令和4年度（2022年度）からの運用本格化）

KPI（効果）：公共安全LTEを導入する防災関係機関数及び利用者数（数値目標については、技術実証を踏まえ、提供する機能（及びそれに基づく料金水準）を検討の上、設定予定（令和3年度（2021年度）末））

[No. 6-22] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施

- 国はこれまでJアラートによる緊急情報の発信を実施。
- 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。
- これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。

KPI（進捗）：情報伝達手段を多重化した地方公共団体数

KPI（効果）：地理的な制約、年齢、身体的な条件等に関わらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施

[No. 6-20] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進

- 平成30年（2018年）11月1日に準天頂衛星4機体制による運用を開始。
- 令和3年度（2021年度）に初号機後継機を打上げ。
- 令和5年度（2023年度）を目途に7機体制による持続測位を実現。

KPI（進捗）：準天頂衛星システムの着実な運用及び令和5年度（2023年度）を目途とする7機体制の構築に向けた衛星・地上システムの開発・整備

KPI（効果）：準天頂衛星システムによる、衛星測位サービス、測位精度や信頼性を向上させる測位補強サービス及び災害情報・安否情報を配信するメッセージサービスの提供

[No. 6-23] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大

- 令和2年度（2020年度）は、地方公共団体等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行った。令和2年（2020年）12月時点での警戒レベル等、新しい避難情報のルールに対応した高度な情報を発信できる、Lアラート高度化システムを導入した都道府県は21都道府県となっている。
- 令和3年度（2021年度）も引き続き、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。また、令和3年度（2021年度）末には新しい避難情報のルールへの対応や、地図化システム等のLアラート高度化システムの25都道府県での整備を目指す。
- これにより、実証実験等で得た知見を活用し、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用を推進。

KPI（進捗）：研修の実施回数

KPI（効果）：Lアラート高度化システムの導入都道府県数（令和3年度（2021年度）末25都道府県）

[No. 6-24] 自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進

- 情報所有者と情報活用者のマッチングを図り、情報流通を促進させる仕組みを構築するために、そのトリガーとなるためのデータ整備を行うとともに、ポータルサイ

ト（MD communet）の一般公開を実施したところ、今年度については以下の取組を実施する。

- ポータルサイトに参加する企業間のマッチング事例に基づくユースケースの創出、コミュニケーション機能の強化によるデータ提供者とサービス提供者のマッチング創出。
- データ提供者、データ利用者、地方公共団体等と連携して、京都の課題解決のためのアプリコンテストの開催に向けたデータの整備、啓発活動。
- データを保有する企業、団体のポータルサイトへの参画を促進するとともに、サービスを創発し、データ活用ニーズを発信するデータ利用者への普及促進活動を加速する。

KPI（進捗）：モビリティ分野における地理系データのポータルサイトへの登録者数

KPI（効果）：自動運転による移動・物流サービスのための運行管理や乗換案内、災害発生時の走行ルートの検索、車両プローブ情報による道路渋滞情報等の提供等、多様な利用者が交通環境情報を様々なサービスに利用できるようになる。

[No. 6-25] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進

- ・ 令和3年（2021年）3月、ドローンの有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度を実現するため、航空法等の一部を改正する法律案を同年通常国会に提出し、6月に成立した。
- ・ 今後、令和4年度（2022年度）中に有人地帯での目視外飛行を可能とする制度を実現するとともに、制度の円滑な運用に必要となる体制やシステムの整備等を行う。また、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業において、全国で実証実験等を実施する。
- ・ これにより、令和4年度（2022年度）を目途に有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。

KPI（進捗）：実証実験件数

KPI（効果）：有人地帯での目視外飛行の実現

[No. 6-26] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進

- ・ 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。
- ・ 官民ITS構想・ロードマップに基づき、令和12年（2030年）に向けて、国民の豊かな暮らしを支える安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に先駆け実現するため、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。
- ・ 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。

KPI（進捗）：「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

KPI（効果）：「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

[No. 6-27] 官民の保有するモビリティ関連データの連携

- ・ 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。
- ・ モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る。
- ・ 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。

KPI（進捗）：ガバメントクラウド上で提供される、データを利活用したモビリティサービス数

KPI（効果）：KPIの設定時期：令和4年度（2022年度）末

[No. 6-28] 位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間ID」の整備

- ・ モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことができない。
- ・ 実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間ID」を整備して、データ化した空間情報を取得・加工した上で利用者に提供するデータの流通構造をもった3次元空間情報基盤を構築する。
- ・ モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことが可能となり、将来的には500万回の運行が可能となる。

KPI（進捗）：3次元空間情報基盤を活用したモビリティの運行回数

KPI（効果）：KPIの設定時期：令和6年度（2024年度）末

[No. 6-29] 官民連携でのETC2.0データの活用

- ・ 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用に向けて、平成30年（2018年）8月及び令和元年（2019年）10月に新たなサービス提案の公募を実施し、計23サービス案を選定。
- ・ 民間からの提案サービスのうち調整が整い、ETC2.0データの提供に関する協定を結んだものから、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を開始する。
- ・ これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化。

KPI（進捗）：ETC2.0データの提供に関する協定締結数（目標：令和4年度（2022年度）を目途に5サービス以上）

KPI（効果）：ETC2.0を活用した新たなサービスの実証実験の実施数（目標：令和4年度（2022年度）を目途に1サービス以上）

[No. 6-30] データ連携による生産・流通改革

- 国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応えるため、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用していくことが必要である。また、食品流通の合理化・高度化を図るために、サプライチェーン上のデータ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、業務の自動化・省人化、コールドチェーンの整備等が必要である。
- したがって、①生産から加工・流通・消費までデータの相互利用が可能なスマートフードチェーンのプラットフォームの構築に取り組み、フードチェーン情報公開JAS（仮称）の規格内容の整理を行うなど、本件の社会実装に向けて取り組む。また、②デジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、自動化技術の導入、コールドチェーンの整備等、効率的なサプライチェーン・モデルの構築を支援する。
- これらの取組により、データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。

KPI（進捗）：① スマートフードチェーンのプラットフォームの構築（令和4年度（2022年度）末まで）
② 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合（令和4年（2022年）3月把握予定）

KPI（効果）：① スマートフードチェーンのプラットフォームの構築状況を踏まえ令和4年度（2022年度）内に策定
② 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%、令和12年（2030年）まで）

[No. 6-31] 農業生産のスマート化

- 農業者の減少と高齢化、更には後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、スマート技術を駆使した生産性の高い農業を実現する必要がある。本目的の達成のため、これまでに野菜の主要病害虫の画像診断技術を公開したほか、育種関連データの保存と利用を支援する育種バーチャルラボの開発等を推進。これらスマート技術の社会実装に向け、技術の実証及び改善が必要。
- 各種AIの精度向上及び画像診断サービスや育種バーチャルラボの社会実装を推進し、これらサービスを通じた持続的なデータの蓄積体制の構築を目指す。
- これにより、病害虫防除と品種育成において、生産性の高い農業に資するスマート技術の持続的な提供が実現。

KPI（進捗）：・ 病害虫画像の収集スキームを搭載した病害虫診断サービスの開始（令和4年度（2022年度）末までに1件以上）
・ 育種バーチャルラボの実装（令和3年度（2021年度）末までにWAGRIを

介したデータ蓄積・提供の運用開始）
KPI（効果）：・ 病害虫画像収集データ数（令和4年度（2022年度）末までに500件以上）
・ 育種バーチャルラボの接続機関数（令和3年度（2021年度）末までに5機関以上）

[No. 6-32] 農業情報の標準化の推進

- データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき11項目の個別ガイドライン等を策定。
- 令和3年度（2021年度）以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤における標準化の進捗やデータ連携の実情等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。
- これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）：策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドラインの1個以上の新設又は改定

KPI（効果）：年一度の現場ニーズを踏まえた改定及び充実

[No. 6-33] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）

- 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。
- 先端技術を活用して持続可能な生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービスなどのテーマに基づいた実証を行い、その経営効果等を検証し、情報発信することにより、スマート農業の社会実装を図る。
- これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。

KPI（進捗）：実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況（単年度評価の結果）

KPI（効果）：実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数（終了時評価を実施した実証計画数の80%以上）

[No. 6-34] データをフル活用したスマート水産業の推進

- 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、令和2年度（2020年度）にデータ利活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進めてきた。

- 令和3年度（2021年度）以降も、データポリシー、データ標準化に向けた検討を進め、令和3年度（2021年度）中に、水産分野におけるデータ契約のガイドラインを策定、また、令和5年度（2023年度）までにデータ標準化の方針を策定するなど、データ利活用を促進する環境を整備する。
- これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出し、データ利活用の取組の展開を図る。

KPI（進捗）：水産業におけるデータ契約ガイドラインの策定（令和3年度（2021年度）まで）及びデータ標準化リストの策定（令和5年度（2023年度）まで）

KPI（効果）：漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供（令和3年度（2021年度）までに10サービス以上）。また、データ利活用の取組を開（令和5年度（2023年度）までに4海域以上）。

[No. 6-35] 水産流通適正化に係る電子システム対策事業

- 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。
- このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）が令和2年（2020年）12月に成立し、令和4年（2022年）12月までに施行予定。
- 同制度の円滑な運用に向け、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び产地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。

KPI（進捗）：产地市場等における漁獲番号等の電子的な伝達に係る検討（令和3年度（2021年度）まで）

KPI（効果）：漁獲番号等の発行・伝達に係るシステム整備の計画数（令和4年度（2022年度）までに产地市場200箇所）

[No. 6-36] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進

- 農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。
- そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請が行えるようにする「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」を開発。あわせて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用

した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。

- これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（一度登録した情報を再度入力する必要がない）など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産業を実現。さらに、オンライン利用率が高まることにより、各事業の事務コストを削減し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上と相まって、データを十分に活用にした政策立案が可能となる。

KPI（進捗）：令和4年度（2022年度）にオンライン化率（全体の手続のうち、オンライン化した手続の割合）100%

KPI（効果）：令和7年度（2025年度）にオンライン利用率（全体の申請のうち、オンライン申請の割合）60%

[No. 6-37] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し

- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年（2015年）4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等を全く行っていない農業委員会が一定数あることが課題。
- 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化に資するよう、システムの見直しを検討し、結論を得たものから実施。
- 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度（2023年度）までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。

KPI（進捗）：・農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのアクセス数
・農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数

KPI（効果）：・全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（令和5年度（2023年度）までに8割）

[No. 6-38] 森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進

- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のために、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度（2018年度）までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。
- これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森

林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業体等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。

- このため、特に、集積・集約化が求められる私人工林において令和10年度（2028年度）末までにその半数（約310万ha）を集積・集約化することとし、これを森林の経営管理の集積・集約化の目標面積とする。
- 木材製品の安定供給体制の構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。

KPI（進捗）：・森林クラウドを導入している都道府県数（森林クラウドの導入を含む森林資源情報の共有に関する仕組みについて検討予定であり、検討結果を踏まえて令和4年度（2022年度）以降に具体的な指標の設定を検討予定）

KPI（効果）：・私人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合（令和10年度（2028年度）末までに100%）
・木材需給情報データベースの活用事業者数（令和3年度（2021年度）末までに250社）

[No. 6-39] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進

- 農地の区画情報である筆ポリゴンは、一筆ごとにIDを付与して令和元年度（2019年度）からオープンデータとして提供を開始しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で幅広く活用されている。
- 令和3年度（2021年度）は、前年度に更新した筆ポリゴンデータを公開するとともに、更新精度の向上等を図るための取組を引き続き進める。また、筆ポリゴンの安定的な継続利用を可能にするID履歴、筆ポリゴンに紐付く付加価値情報及び筆ポリゴンの管理・運用のためのシステムを構築する。
- これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性向上及び高度利用の促進を図る。

KPI（進捗）：筆ポリゴンの利用件数（令和5年度（2023年度）のアクセス数1,500）

KPI（効果）：筆ポリゴンの高度利用件数（令和5年度（2023年度）までに筆ポリゴンの利用件数のうち高度利用の状況を把握する仕組みを構築）

[No. 6-40] サイバーポートの整備（港湾物流分野）

- 港湾物流手続は、各社のグループ内や特定の事業者間での電子化は進んでいるものの、港湾物流に関わるいずれの業種においても、約5割の手続が依然として紙、電話、メール等で行われているのが現状。このため、紙やPDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問合せなど、非効率な作業が発生。
- 令和3年（2021年）4月に第一次運用を開始した、サイバーポート（港湾物流分野）について、令和4年度（2022年度）は輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）

との直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るとともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。

- これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。

KPI（進捗）：サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数（令和7年度（2025年度）約650者）

KPI（効果）：サイバーポート（港湾物流）各種機能の利用回数
※KPI（進捗）とKPI（効果）は連動するため、KPI（進捗）に即してKPI（効果）を設定することを考えているが、運用開始直後の時点では、利用者数及び利用回数が少ないことから、関係性が明確にならない。このため、関係性がある程度明確になる令和4年度（2022年度）以降、KPI（効果）の値等を設定することとしたい。

[No. 6-41] 良好的な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現

- 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局において、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。
- 令和元年度（2019年度）に創設した遠隔操作RTG（※）の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、これら荷役機械の生産性向上に資するAI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業を始めとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。
- 令和2年度（2020年度）までに開発したターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを活用し、荷繰り回数の最少化の改善効果等について明らかにするとともに、令和4年度（2022年度）までに、その他の所要のシステムについても開発する。

（※）タイヤ式門型クレーン（Rubber Tired Gantry crane）

KPI（進捗）：「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、以下の取組を実施
熟練技能者の暗黙知の継承（令和3年度（2021年度）まで）
コンテナ蔵置場所の最適化（令和2年度（2020年度）まで）
コンテナダメージチェックの効率化（令和3年度（2021年度）まで）

KPI（効果）：ヒトを支援するAIターミナルを実現したコンテナターミナルにおいて、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外來トレーラーのゲート前待機をほぼ解消（令和5年度（2023年度）まで）

[No. 6-42] 連携型インフラデータプラットフォームの構築

- インフラ分野において、関係府省庁や地方公共団体、民間企業などインフラ管理主体ごとにデータプラットフォームが構築されつつあるが、データの連携は限定的。

これに対し、令和元年度（2019年度）にPRISM革新的建設・インフラ維持管理/革新的防災・減災領域運営委員会の下にデータ連携検討会を設置し、連携型インフラデータプラットフォームの基本的枠組みについて検討。

- 令和3年度（2021年度）のデータ連携検討会において、府省庁及び主要な地方公共団体・民間企業のデータプラットフォーム間の連携のためのモデル事業を実施し、以降、防災分野、都市分野、産業分野等とのデータ連携を実施する。
- インフラに係る多様なデータが連携可能となり、①広範囲のデータの検索・抽出・比較、②分析精度の向上、③効果的な施策の推進やイノベーションの促進等、が期待され、インフラ老朽化や、頻発化・激甚化する自然災害などに対する、リスクの分析・検討の多様化等により、更なる国民・社会の安全・安心の確保に寄与。

KPI（進捗）：インフラ管理者間でのデータ連携のための環境整備を進め、連携に着手（令和4年度（2022年度））

KPI（効果）：インフラデータ連携の実施による具体的なユースケースについての効果発現

VII. 相互連携分野のデジタル化の推進

[No. 7-1] 取引のデジタル化

- 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。
- 令和5年（2023年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。
- 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。更に、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にも繋がる。

KPI（進捗）：令和3年度（2021年度）内に中間とりまとめ

KPI（効果）：令和4年度（2022年度）に実証分析を実施

[No. 7-2] 電子インボイスの標準仕様の社会実装によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組

- 事業者のバックオフィス業務の効率化は喫緊の課題である。そのため、「請求」を起点に、「紙」と「デジタル」が交錯するような現状の業務プロセスを見直し、データ・トゥ・データで一連のプロセスを連携させるため、官民連携の下、「Peppol」をベースとした電子インボイスの標準仕様を策定。
- 令和4年（2022年）秋を目途に、民間の会計・業務システムベンダーにより、標準化された電子インボイスに対応したサービスが提供される予定である。デジタル庁は、標準仕様の管理・運用を行うとともに、グローバルな動向を踏まえた標準仕様の更新を行う。また、政府調達システムについて、インボイス制度に移行するまでに、請求や領収のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。
- これにより、事業者のバックオフィス業務の生産性向上、ひいては、社会全体の効率化に繋げる。

KPI（進捗）：民間の会計・業務システムベンダーによる、標準化された電子インボイスに対応したサービスの提供（令和4年（2022年）秋）

KPI（効果）：事業者のバックオフィス業務の生産性の向上等

[No. 7-3] デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進

- 平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）において、計18か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上について引き続き取り組む必要がある。

- ・「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組みを活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。
- ・上記の取組により、人口減少（少子高齢化）、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。

KPI（進捗）： 総務省スマートシティ事業による補助の交付決定数（年15件）

KPI（効果）： スマートシティに関する技術の実装をした地方公共団体・地域団体数（令和7年度（2025年度）までに実装地域数100）

【No. 7－4】スマートシティモデルプロジェクトの推進

- ・スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、スマートシティの牽引役となる先駆的なモデルプロジェクトの選定・支援、及び普及促進活動等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、先駆的事例の横展開等が必要。
- ・令和3年度（2021年度）は、新たなモデル事業の選定や官民連携プラットフォームにおけるセミナーの開催等による先駆的事例の横展開、スマートシティガイドブックの普及展開等を実施。
- ・これらにより、スマートシティの社会実装を加速し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。

KPI（進捗）： スマートシティに取り組む地方公共団体及び民間企業・地域団体の数（スマートシティ官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：1,000団体以上（令和7年（2025年））

KPI（効果）： スマートシティの実装数（技術の実装や分野間でデータを連携・接続する地方公共団体・地域団体数）：100程度（令和7年（2025年））

【No. 7－5】3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- ・スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ベストプラクティスの横展開、地方公共団体における理解促進・機運醸成等が必要。
- ・令和3年度（2021年度）は、3D都市モデルのデータ仕様の拡張、ユースケース開発の深堀、各種マニュアルやセミナー等を通じた普及啓発活動等により地方公共団体における整備・活用・オープンデータ化を促進する。あわせて、3D都市モデルの基礎データとなる都市計画基礎調査等のGIS化・オープンデータ化を進めるとともに、これを促進するための制度的措置を検討する。
- ・これらにより、スマートシティの社会実装など「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。

KPI（進捗）： 都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）・都市計画決

定情報等を含む3D都市モデルデータ及び都市計画GISのオープンデータ化に向けた研修会等の実施：4回（令和3年（2021年））

- KPI（効果）：
- ・オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進：G空間情報センター閲覧数60万（令和4年（2022年））
 - ・都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数：280市町村（令和4年（2022年））※現在204市町村
 - ・3D都市モデルを活用したユースケース開発数：10～20件程度（令和3年（2021年））30件（令和4年（2022年））
 - ・3D都市モデル構築都市数：100都市（令和4年（2022年））

Ⅷ. 産業のデジタル化

[No. 8-1] ミラサポplusの機能拡充を通じた中小企業支援の充実

- 総合的な中小企業支援サイトミラサポplusを通じて、事業者が事業にあった支援を検索できるだけでなく、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現するほか、様々な支援手続の申請にワンストップでたどり着けるような環境を実現する。加えて行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等について情報を交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。

KPI（進捗）：

- ミラサポplusにおけるページビュー（PV）数
- ミラサポplusにおけるユニークユーザー（UU）数

KPI（効果）：

- ミラサポplusにおけるページビュー（PV）数
- ミラサポplusにおけるユニークユーザー（UU）数

[No. 8-2] オンライン本人確認手法の普及促進

- 非対面型・非接触型のデジタル空間で行われる民間取引等において必要となるオンライン上における本人確認の重要性が指摘されている。
- そのため、公的個人認証サービス（JPKI）の利用促進に加え、令和3年度（2021年度）中に有識者の検討会を立ち上げ、安全性や信頼性、利便性とスピード感とのバランスに配慮しつつ、簡便な本人確認手法（eKYC（electronic Know Your Customer）等）について、具体的な課題と方向性を整理する。
- これにより、オンライン上の本人確認の普及を促進する。

KPI（進捗）：有識者の検討会の開催数（令和3年度（2021年度）3回程度）

KPI（効果）：令和4年（2022年）6月を目途にとりまとめ

[No. 8-3] 地域企業のDX推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、各国では非接触・リモート社会構築の基礎としてのデジタル投資の動きが加速している。地域企業が、今後も地域経済を支える主体として事業活動を継続していくためには、こうした動きに取り残されるとなく、デジタル投資による業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが必要不可欠である。
- 本事業では、①地域企業の経営・デジタルに関する専門的知見・ノウハウを補完するため、産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティが実施する各種支援活動（地域企業に対する伴走型支援やITベンダー等とのマッチング等）を支援するとともに、②地域の特性・強みとデジタル技術を掛け合わせ（X-Tech）、新たなビジネスモデルの構築に向けて企業等が行う実証事業を支援する。
- これにより、支援を受けた企業のDX実現による生産性向上や、新たなビジネスモデルに基づく事業展開により地域企業の稼ぐ力を向上させ、生産性の高い地域経済社会の実現を目指す。

会の実現を目指す。

KPI（進捗）：① 地域の産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティからDX実現に向けた支援を受けた支援企業数（一つのコミュニティによる支援企業数）

（令和4年度（2022年度）見込：20社）

② 企業の新たなビジネスモデル構築を目指したプロジェクト実証件数（プロジェクト採択件数）

（令和4年度（2022年度）見込：50社）

KPI（効果）：① 事業年度から事業年度の3年後までの間、支援コミュニティが活動を実施する対象地域における「地域未来牽引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者」からなる企業群の労働生産性の伸び率

（令和9年度（2027年度）までに6%以上増加）

② 各事業年度終了後2年目に、事業終了後3年を経過した日までに売上計上が予定される実証企業群の新製品・サービス、新収益モデルの件数割合

（令和8年度（2026年度）までに50%以上）

[No. 8-4] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

- 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、令和2年（2020年）11月に企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を策定し、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する「DX認定制度」の運用を開始したほか、令和2年（2020年）12月に公表した「DXレポート2（中間取りまとめ）」においても企業の変革の方向性を示している。
- 令和3年度（2021年度）は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指標」の普及促進を引き続き行う。
- これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。

KPI（進捗）：令和4年（2022年）2月頃までに、中堅・中小企業等の優れたDXの取組を選定するための基準を策定

KPI（効果）：令和3年度（2021年度）末までに、DX認定制度の認定件数を300件、DX推進指標の回答数を1000件

[No. 8-5] DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

- 民間企業におけるデジタル技術の開発はこれまで進められてきたものの、観光産業におけるデジタル化やそれによる変革の実現は他産業に比べ遅れている。また、新型コロナウイルスにより観光関連産業が大変厳しい状況に置かれている昨今、訪日

観光客の一過性の来訪にのみ依存する経営手法では、将来的なリスクを抱えることになると予想され、経営改善や新たなビジネスモデルの創出などが求められている。

- ・デジタル技術を活用し収益向上等に資する観光サービスや観光地経営・エリアマネジメント等の実証事業を複数地域で並行して行うとともに、ノウハウを広く展開することで認知・関心を拡大。
- ・観光サービスの変革や観光需要の創出を推進することにより、旅行者の体験価値向上、消費機会の拡大、来訪意欲増進と顧客定着を実現。

KPI（進捗）：

- ・デジタル技術を活用した観光コンテンツの造成や観光地経営等、観光サービスの変革を実現する技術開発の社会実証件数（令和3年度（2021年度）5件）
- ・来訪意欲の増進に資するオンライン体験の実証件数（令和3年度（2021年度）12件）

KPI（効果）：

- ・実証で扱った事業の翌年度末における継続率（令和4年度（2022年度）50%）

IX. デジタル社会を支えるシステム・技術

[No. 9-1] マイナポータルの抜本的改善

- ・マイナポータルについては、「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っており、国民の皆様に便利に使っていただけるよう、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に着手するとともに、全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実装や標準様式のプリセットなどを実施したところ。
- ・引き続き、UI・UXの抜本的改善に継続的に取り組むとともに、更なる標準様式のプリセットなどを検討する。
- ・こうした取組に際しては「デジタル庁アイデアボックス」など、国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みを活用し、徹底した国民目線での見直しを進める。
- ・より多くの国民に利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナポータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。

KPI（進捗）：未設定

KPI（効果）：未設定

[No. 9-2] ガバメントクラウドの整備

- ・令和3年（2021年）10月からガバメントクラウドとして複数のクラウドサービス事業者と利用契約を締結し、地方公共団体による先行事業及びデジタル庁ウェブサイトにおいて段階的に利用を開始。
- ・令和4年度（2022年度）以降における国及び地方公共団体の情報システムや準公共分野におけるガバメントクラウドの利用について移行スケジュール等も含め、今後、関係府省庁等と協議を実施。
- ・ガバメントクラウドに係る移行・運用等の各種方針や移行スケジュール等を令和4年度（2022年度）上半期を目途に策定する予定。
- ・各種方針等を策定し、各府省庁及び地方公共団体等に周知することで、ガバメントクラウドの利用を促進。

KPI（進捗）：

- ・令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）において地方公共団体による先行事業によりガバメントクラウドの利用を進め、令和7年度（2025年度）までに順次、地方公共団体の情報システムをガバメントクラウドへ移行する。

- ・デジタル連携基盤及びベース・レジストリについて、令和6年度（2024年度）から本番運用を開始できるよう準備を進める。
- ・以上の移行や運用等の各種方針を令和4年度（2022年度）上半期を目指し策定し、国、地方公共団体等の情報システムを順次ガバメントクラウドへ搭載する。

- KPI（効果）：・国及び地方公共団体の情報システム並びに準公共分野におけるガバメントクラウドの利用を実施し、ガバメントクラウドに搭載した情報システムについて、現状の運用等経費よりも削減する。

[No. 9-3] ガバメントソリューションサービスの整備

- 政府のネットワーク環境は、府省単位や部局単位に整備されており、府省間連携、利便性、費用対効果の観点での課題がある。これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は「ガバメントソリューションサービス」を提供する。
- 新府省間ネットワークの構築について、令和4年度（2022年度）において、現行の全ての接続拠点について接続を開始。各府省が順次切替えを実施し、令和5年度（2023年度）中の切替え完了を目指す。
- 全国ネットワークの整備について、国独自の回線網を令和4年度（2022年度）から運用できるよう整備を進める。また、令和5年度（2023年度）以降においては府省LAN統合の拡大と併せてその整備範囲を広げ、令和7年度（2025年度）までに全国拡大を目指す。
- 府省LAN統合について、令和4年度（2022年度）においては、人事院、個人情報保護委員会の統合を実施し、また、農林水産省の統合に係る作業を開始する。このほか、令和5年度（2023年度）以降にネットワーク更改等を迎える府省について、当該環境への移行を原則とする。さらに、令和3年度（2021年度）末までにデジタル庁においてロードマップを整理し、各府省庁はこれを中長期的な計画に反映して、取組を進める。
- 公的機関統一ID基盤の構築について、令和4年度（2022年度）から、一部の府省において当該基盤で管理し、統一された基準による評価検証を実施。令和5年度（2023年度）からの本格的な運用を目指す。また、当該基盤の国際連携について、各国との協議を令和4年度（2022年度）中を目途に開始する。
- これら、新府省間ネットワークの構築、全国ネットワークの整備、府省LAN統合及び公的機関統一ID基盤の構築により、職員の柔軟な働き方を可能にし、業務効率、職員の生産性、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現を目指す。

KPI（進捗）：移行されたネットワーク環境の数

KPI（効果）：広大な全国規模の閉域網を商用サービスを介さず国自ら提供することを実現

[No. 9-4] 5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底

- これまで、各府省庁は、各府省デジタル・ガバメント中長期計画を策定し、情報システムの整備を進めてきたところ。
- 本重点計画の内容を踏まえ、デジタル庁を含む各府省庁は、情報システムに係る投資の想定や、行政手続のオンライン化予定等について、現行の各府省デジタル・ガバ

メント中長期計画を発展させる形で複数年度（5か年スパンを基本）の中長期的な計画を令和3年度（2021年度）末を目途に策定するとともに、適時、必要な改定を行う。

- デジタル庁はその中長期計画を統括し、本重点計画等に沿ってプロジェクト監理を実施することで国として業務改革（BPR）と統一的な情報システム整備を徹底する。これにより、利用者目線での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に推進する。

KPI（進捗）：5か年計画の策定と適宜改定

KPI（効果）：国の情報システムの運用・改修コスト3割削減（令和7年度（2025年度）：令和2年度（2020年度）比）

[No. 9-5] 独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進

- 独立行政法人が情報システムの整備・運用を行うに当たって、これまで国から横断的な方針は示されてこなかった。
- デジタル庁は、情報システムに係る整備及び管理の基本的な方針（整備方針）を策定の上、主務大臣が独立行政法人に対して目標策定・評価を実施する際に、整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁においても、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、運用する。
- これにより、独立行政法人の情報システムについても整備方針にのっとった整備・運用が行われ、効率化や国等との相互連携が確保されることが期待される。

KPI（進捗）：・整備方針の策定を踏まえた「独立行政法人の目標策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定

・全法人のうち、整備方針を踏まえた目標を策定している法人の割合

KPI（効果）：・独立行政法人における情報システムの整備・運用の改善

※本KPIについては、棚卸調査の実施後に修正を検討する。

[No. 9-6] 独立行政法人の情報システムの棚卸

- 独立行政法人の情報システムについて、現状その全容は把握されておらず、整備・運用に係る具体的な改善策を検討することは困難な状況。
- 独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸調査を行い、当該調査を受け、詳細調査を実施。
- これにより、独立行政法人の情報システムについてデジタル庁が技術的助言等の支援等を行うに当たっての基礎となる情報が整備されることが期待される。

KPI（進捗）：・独立行政法人の情報システムに係る調査の実施

KPI（効果）：・独立行政法人の情報システムに係る基礎情報の整備

・技術的助言等の支援等を行うための情報システムの体系的な整理

[No. 9-7] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進

- ・被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。
- ・そのため、平成31年（2019年）3月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を作成し、地方公共団体に送付するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。
- ・また、令和2年（2020年）8月に同ガイドラインを改訂し、地方公共団体に送付したほか、引き続き会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。
- ・引き続き、あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。

KPI（進捗）：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）：取扱機関（市町村）数
(子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる)

[No. 9-8] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

- ・登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理する情報システムとして昭和63年（1988年）から導入を開始している。

これまで、メインフレームを中心として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のようないくつかの課題を抱えている。

- ① 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
 - ② 登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。
- ・以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。
 - ① 行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。
 - ② 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。
 - ・以上の目標を実現するために、以下について取り組む。
 - ① 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。
 - ② 令和6年度（2024年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに、代行環境をクラウド化するなどのシステム

ム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

また、法務省とデジタル庁において、次々期以降のシステム更改を見据え、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

KPI（進捗）：各手続における登記情報連携の利用状況

KPI（効果）：各手続における登記事項証明書の添付省略の活用状況

[No. 9-9] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

- ・国税情報システムについては、これまで「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）のスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。
- ・平成13年（2001年）に全国で運用を開始した申告や納税の事務を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である令和8年度（2026年度）を目途に、令和2年度（2020年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。
- ・次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、
 - ① 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現
 - ② 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合
 - ③ メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新
 といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指している。

KPI（進捗）：次世代システムの開発（令和8年度（2026年度）システム更改）

KPI（効果）：システム運用等経費の低減

[No. 9-10] 国税地方税連携の推進

- ・国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成23年度（2011年度）以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。
- ・一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等で対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。

- 令和8年度（2026年度）に予定している国税情報システム（国税総合管理システム（KSK）と国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。

KPI（進捗）：連携対象となる情報の増加

KPI（効果）：国税・地方税職員の業務の効率化

【No. 9-11】社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進

- 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の3つの情報システムから構成されており、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。
 - ① データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。
 - ② 紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応しにくい。
 - ③ 発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分。
- このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいく。
 - ① 「記録管理システム・基礎年金番号管理システム」の刷新については2段階で取り組んでおり、平成29年（2017年）からフェーズ1として、マイナンバーによる情報連携などを含む各種届書の事務処理機能のデジタル化を段階的に実施し稼働中。
更に、フェーズ2として、新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。
 - ② 「年金給付システム」については、令和元年度（2019年度）まで端末機器及び周辺サーバの更改や集約化を進めてきたところである。今後は、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。
- 「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」（日本年金機構中期計画（平成31年3月29日））という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。
 - ① 公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応）
 - ② 業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等）
 - ③ ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等）

KPI（進捗）：未設定

KPI（効果）：厚生年金保険関係届書平均処理期間：4日（令和7年度（2025年度））（年次の届書を除く。）

【No. 9-12】ハローワークシステムを活用したサービスの充実

- ハローワークにおける求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要があることなどの課題がある。
- そのため、令和2年（2020年）1月に刷新後のハローワークシステムの全国稼働を開始し、オンラインによる求人申込み等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図ったところである。その後も令和3年（2021年）9月にオンラインによる求職申込等を可能とし、令和4年（2022年）3月に求職公開している求職者に求人者から直接リクエストが可能とするなど順次機能の追加を予定している。
- これらの取組により、以下の目標を実現する。
 - ① 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。
 - ② 不採用が続く求職者に対しては、窓口への来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、指導等が必要な求人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。

今後も引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

KPI（進捗）：ハローワークシステムの機能の追加

KPI（効果）：ハローワーク求職者マイページ利用率（令和3年度（2021年度）：15%）

【No. 9-13】特許事務システムに係るプロジェクトの推進

- 国際化の進展に伴い研究開発のスピードが速まる中で、我が国の企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用できるよう、特許庁はこれまで以上に特許情報の利活用者に対して特許情報の発信を強化することが必要である。特に、公報システムについては、現状、①特許情報の原本データから特許公報発行に必要なデータを抽出する作業を週次で行っている、②抽出したデータを特許公報のフォーマットに自動で当てはめる際に生じるエラーの修正を全て手動で行っている、③オンライン上に特許公報をアップロードする際、データを手動で外部記憶媒体に移した上で行っている等の要因から、特許公報の発行に、権利の付与が確定してから3週間程度を要しており、制度利用者への情報提供が必ずしも迅速に行えていない、という課題がある。
- この状況を改善するために、令和4年（2022年）1月を目途に、公報システムを刷新し、特許公報発行を迅速化する。
- これにより、特許情報の利活用者が、特許として認められた最新の技術に迅速にアクセス可能となり、重複した研究開発や重複した出願及び権利侵害の防止などの効果が見込まれる。加えて、特許公報発行の迅速化に際して、情報システムの構造を簡素化することで、今後のシステム改修時の費用低減に取り組む。

KPI（進捗）：令和4年（2022年）1月を目途に、公報システムを刷新

KPI（効果）：令和4年（2022年）1月を目途に、原則として、特許公報を権利の付与が確定してから10日以内に発行

[No. 9-14] 警察共通基盤を活用した警察業務の合理化・高度化

- 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを運用しているところ、警察庁及び都道府県警察において同様のシステムを個別に整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。
- また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こうした手続についてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急務である。
- これらの課題を解決するため、警察庁では、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤（警察共通基盤）を整備し、令和3年（2021年）4月から運用を開始した。令和3年度（2021年度）以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るために、運転免許の管理等を行うシステムのほか、オンラインによる遺失届等の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の現行システムから移行する。
- また、警察が所管する行政手続のオンライン化を実現するためのシステムや交通反則金等の支払方法を拡大するためのシステムを警察共通基盤を活用して構築する。これにより、国民の利便性の向上及び負担軽減、システムの整備・維持に係るコストの大額な削減、行政手続の処理の効率化を実現するとともに、警察活動の高度化による一層の国民の安全・安心の確保を図る。

KPI（進捗）：都道府県警察の警察共通基盤への移行状況

【運転免許業務】

令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までにかけて47都道府県警察が移行

【遺失物業務】

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までにかけて47都道府県警察が移行

KPI（効果）：未設定（令和4年度（2022年度）以降に検討）

[No. 9-15] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化

- 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現することが求められている。
- 港湾管理者が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させる港湾インフラ分野について、港湾台帳等の既存データの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。加えて、港湾物流分野のデジタル化と併せ、令和5年度（2023年度）以降の三分野一体運用を目指す。

- これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。

KPI（進捗）：全932港湾のうち、インフラ情報をデジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした割合（令和6年度（2024年度）100%）

※港湾管理分野については、令和4年度（2022年度）において特定の2～3港で実証を行ったうえで具体的機能を精査するため、KPIの設定は令和5年度（2023年度）以降の全国展開時において適切に設定したい。

KPI（効果）：港湾において、インフラに係る各種情報を有機的に連携させることなどにより、施設管理を円滑かつ効率的に進める。

[No. 9-16] 交通管制の高度化に関する調査研究

- 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。
- 令和3年度（2021年度）に、令和2年度（2020年度）の検討結果を踏まえ、民間プローブ情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討を行い、令和4年度（2022年度）以降、モデルシステムの構築及び実証実験を行う。
- これにより、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プローブ情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。

KPI（進捗）：交通管制システムの仕様に係る検討委員会の実施回数（令和3年度（2021年度）5回）

KPI（効果）：未設定（令和5年度（2023年度）以降の実証実験等を踏まえた実導入時に検討）

[No. 9-17] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進

- 令和2年度（2020年度）までは、高度化PICS（歩行者等支援情報通信システム）に必要となる路側機の仕様書及び、路側機を整備する上で必要となる設置条件、導入フロー等を示した運用ガイドラインを制定し、視覚障害者団体等のニーズを踏まえて高度化PICSを整備するとともに、全国において普及が進むよう都道府県警察への働きかけを実施。
- 令和3年度（2021年度）は、高度化PICSの有効性を踏まえて、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所を中心に全国において対応がなされるよう都道府県警察への働きかけを実施。
- これにより、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所において、周囲への影響を低減しつつ、道路における視覚障害者、高齢者等の安全を確保するための道路交通環境の整備が可能。

| |
|-----------------------------|
| KPI（進捗）：高度化PICSを運用する都道府県数 |
| - 令和2年度（2020年度）末時点（5県） |
| - 令和3年度（2021年度）末目標（18都府県） |
| KPI（効果）：高度化PICS整備交差点数 |
| - 令和2年度（2020年度）末時点（138交差点） |
| - 令和3年度（2021年度）末目標（約298交差点） |

[No. 9-18] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第6条第1項及び第7条第1項に基づく標準化基準への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体に寄り添って十分に対話をいながら進めること。
- 今後、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

KPI（進捗）：対象である基幹業務に係る標準仕様書及び当該業務システムに関するガバメントクラウドの活用に関する方針について、令和4年（2022年）夏までに策定を目指す。

※ 対象基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

KPI（効果）：地方公共団体の情報システムの運用経費の削減（令和8年度（2026年度）に平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す。）

[No. 9-19] 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築

- 5Gの全国的な展開には、多数の基地局を配置した際でも効率的かつ安定的な通信を確保することが必要。また、交通信号機は、集中制御（ネットワーク化）されているものが全体の3割程度にとどまり、かつ高コストな電話線が用いられているものがほとんどであるため、その低コスト化・高度化が必要。
- これを踏まえ、交通信号機への5G基地局の設置による5Gエリアの拡充及び交通信号機の集中制御化の促進に向け、5Gエリアの低コストかつ柔軟な展開及び交通信号機のセキュアなデジタル化・ネットワーク化を可能にするリファレンス・アーキテクチャを始め、設置に係る価値を最大化する手法を創出。

- これにより、通信キャリアを始めとする民間企業による投資を誘発し、平時又は災害時間わずスマートシティの基幹情報拠点としても期待される、交通信号機を活用した5Gのトラステッドネットワークが構築される。さらには、開発・構築されるネットワークをパッケージ・インフラ化し、海外への展開も目指す。

KPI（進捗）：交通信号機に設置した5Gアンテナ等実装数

KPI（効果）：交通信号機に設置した5Gアンテナによる、5Gエリアの拡張と5Gを活用した交通信号機の数

[No. 9-20] インターネットトラヒック流通効率化等の促進

- 我が国のインターネットは、その大部分のトラヒックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラヒックも都市部を経由して通信しており、ネットワークインフラの圧迫や、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。
- 「新たな日常」等を背景に一層急増するインターネットトラヒックの混雑緩和、東京圏での大規模災害発生時の全国的通信途絶リスクの回避、地域格差のないインターネット品質確保等のため、トラヒック集約拠点の地域への分散によるネットワーク効率化、トラヒック発生予測の活用によるネットワーク負荷の分散、固定ブロードバンドの品質測定手法の確立による競争環境適正化等を促進する。

KPI（進捗）：・地域IX及び集約ISPの実証拠点の設置数（令和3年度（2021年度）までに3か所）

KPI（効果）：・令和3年度（2021年度）に新たに設置する地域IX及び集約ISPの実証拠点におけるトラヒック流通の効率化検証（新たな実証拠点において、令和3年度（2021年度）までに15%程度の効率化）
・地域IX経由でのトラヒック量の増大

[No. 9-21] Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進

- 「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、产学研官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。
- 研究開発成果等を踏まえた技術要件を令和7年（2025年）頃から順次3GPPやITU等での国際標準に反映させ、国内企業等の標準獲得や国際競争力の底上げを図る。

KPI（進捗）：知財取得・国際標準化の促進のためのプログラム数

KPI（効果）：Beyond 5Gの必須特許数シェア（令和12年（2030年）時点で世界トップシェアと同水準の10%以上を獲得）

[No. 9-22] ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

- 第4世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第5世代移動通信システム（5G）

は、現在各国で商用サービスが始まっているが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5Gは、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待される。

- ・本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。

KPI（進捗）：① ポスト5G情報通信システムに活用可能な技術の開発件数：7件（令和8年度（2026年度）
 ② 先端半導体製造技術を開発する拠点（ライン）の構築件数：1件（令和8年度（2026年度））

KPI（効果）：本事業で開発した技術の実用化率（令和8年度（2026年度）末）を50%以上とする。

[No. 9-23] データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現

- ・データセンターの国内最適立地やグリーン化と我が国のアジアにおけるデータセンター拠点化を実現するため、各拠点に求められる要件の整理や、中核データセンター拠点及び地方データセンター拠点の整備に向けて必要な支援策の検討および実現に向けた各種調整を行う。
- ・太平洋側に集中している国内海底ケーブルについて、通信ネットワークの冗長化・強靭化による耐災害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備することで、全国の通信環境が向上し、データセンター立地等と相まって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。

KPI（進捗）：立地要件、必要な支援策の策定（中間取りまとめ）

KPI（効果）：要件に合致するデータセンター拠点に対し、必要な支援策を講じ、データセンター等の東京圏等以外の立地を促進することで、データセンター等の国内立地の最適化を実現
 ・太平洋側以外の海底ケーブルの敷設を促進

[No. 9-24] 最先端スーパーコンピュータ等の運用

- ・令和3年（2021年）3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」について、利用者及び利用分野の裾野拡大と早期の成果創出が今後の課題となっている。
- ・令和2年（2020年）4月から実施している「富岳」による早期の成果創出を目的とした「富岳」成果創出加速プログラムにおいて、令和3年（2021年）4月に新規課題の公募を実施し、3課題を採択。また、政策対応枠とSociety 5.0推進枠の課題募集を実施し、政策対応枠においては5課題を採択、実施（令和3年（2021年）9月時点）している。
- ・このほか、「富岳」を着実に運用するとともに、ユーザが利用しやすい環境整備を進めている。
- ・利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の

創出が見込まれる。

KPI（進捗）：HPCI（High Performance Computing Infrastructure）の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の年間稼働率（年間90%以上）

KPI（効果）：集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数（年間260件以上）

[No. 9-25] 新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備

- ・SINETは日本全国の国公私立大学等を100Gbpsの超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。
- ・平成30年度（2018年度）に国際回線を増強し、世界最高水準の性能を確保。令和元年（2019年）に東京～大阪間に400Gbps回線を増設。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を令和2年度（2020年度）末に運用開始。
- ・利用ニーズに基づき、SINET回線の増強を実施するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。

KPI（進捗）：学術情報ネットワーク（SINET）の回線速度及び接続拠点数

KPI（効果）：学術情報ネットワーク（SINET）の回線増強

[No. 9-26] 第5世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、ローカル5Gに関する実証の実施

- ・平成31年（2019年）1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年（2019年）12月にローカル5Gの制度化、免許申請受付を開始し、令和2年（2020年）12月に周波数を拡張。
- ・引き続き、基地局の高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの普及・展開に向けた検討を推進するとともに、ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証や、ローカル5Gにおける電波の利用をより効率的・柔軟に行うための多数の基地局・端末等が存在する環境下における技術実証を実施。
- ・これにより、5Gの普及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。

KPI（進捗）：課題解決型ローカル5G等開発実証の実施件数（令和3年度（2021年度）中に25件）

KPI（効果）：携帯電話通信事業者による5G基盤展開率、ローカル5G無線局数（令和8年度（2026年度）中に400局）

[No. 9-27] Beyond 5G研究開発促進事業

- ・Beyond 5Gは、2030年代のあらゆる産業・社会生活の基盤となることが期待されており、既に国際的な開発競争が始まっている。我が国においても、Beyond 5Gの早期か

つ円滑な導入と国際競争力強化に向け、令和2年（2020年）6月に公表した「Beyond 5G 推進戦略」に基づき、Beyond 5G実現に向けた集中取組期間とする令和7年（2025年）までの5年間において産学官が連携して研究開発を積極的に推進していくことが重要である。

- このため、Beyond 5Gの実現に必要となる最先端の要素技術等をいち早く確立するため、Beyond 5G研究開発の中核機関である国立研究開発法人情報通信研究機構に設置（令和3年（2021年）3月）した研究開発基金を活用した取組と密接な連携を図りつつ、民間企業や大学等への公募型研究開発を実施する。
- これらの取組により、令和7年（2025年）頃からBeyond 5G実現に必要な要素技術を順次確立する。

KPI（進捗）：研究開発課題数

- 25件（令和3年度（2021年度））
- 40件（令和4年度（2022年度））

KPI（効果）：本事業で採択、実施された研究開発課題のうち、外部専門家による研究開発評価において、優れた進捗が認められた研究開発課題の割合70%以上

[No. 9-28] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発

- オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラヒックは増加を続けており、通信処理速度の向上を可能とする技術が必要。
- 令和3年度（2021年度）までに、運用単位当たりの通信処理速度を拡大（基幹網5Tbps、アクセス網400Gbps）する技術を確立するとともに、令和4年度（2022年度）から、更なる拡大（基幹網10Tbps、アクセス網1Tbps）を行うための研究を開始し、通信トラヒックの増加に対応する。
- これにより、増大を続ける光ネットワークのトラヒックに対応する技術の確立が期待される。

KPI（進捗）：運用単位当たりの通信処理を拡大する技術の確立（令和7年度（2025年度）末までに基幹網10Tbps、アクセス網1Tbpsを可能とする技術を確立する）

KPI（効果）：研究開発成果の製品化（令和12年度（2030年度）までに2件）

[No. 9-29] 高度遠隔医療ネットワークの研究開発

- 厚生労働省が令和元年（2019年）7月に改定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、遠隔地の医師が直接患者の手術を執刀する「遠隔手術」について、一定の条件を満たした場合においては医師法（昭和23年法律第201号）に反せず実施可能な旨が明確にされた。これにより、日本における遠隔手術の進展が期待されている。
- 遠隔手術を実施するに当たっては、各学会において、必要な通信環境等を定めたガイドライン整備が求められている。遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際に手術支援ロボットやネットワ

ーク等を用いて遠隔手術の臨床試験を実施し、各学会における遠隔手術ガイドラインの策定に寄与する。

- このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI（進捗）：・手術支援ロボット及び通信ネットワーク等を用いた遠隔手術の実証試験を実施

- ・遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出

・令和6年度（2024年度）までに遠隔手術に関するガイドラインを策定

KPI（効果）：・遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出

- ・令和6年度（2024年度）までに遠隔手術に関するガイドラインを策定

[No. 9-30] 革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進

- 人工知能研究開発ネットワークにおける新型コロナウイルス感染症対策に係るAIを活用した取組として、24大学・機関から73件。
- AI戦略2021及びそのフォローアップ等に基づき、研究開発に係る取組について関係府省庁及び国立研究開発法人等で連携・推進。
- 国内外に我が国のAI研究開発の認知関心を高め、海外人材の日本への呼び込みや国内外の共同研究の増加を期待。

KPI（進捗）：AI戦略に基づく研究開発に係る取組各項目の進捗状況

（令和3年（2021年）末時点での進捗順調件数40件以上）

KPI（効果）：AI戦略に基づく研究開発に係る取組の進捗率

（年度内年限の取組について進捗率90%以上）

[No. 9-31] 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト

- 国立研究大学法人理化学研究所AIPセンターにおいて、①深層学習の原理解説や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的問題（ELSI）に関する研究などを実施。
- 令和元年（2019年）6月に策定された「AI戦略2019」において、当該センターは、AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発を推進することが期待されており、Trusted Quality AI（AIの判断根拠の理解・説明可能化）等の研究開発を推進していく。また、当該センターがこれまでに開発してきた最先端のAI基盤技術について、大学・研究機関や各企業等との連携も行いながら、様々な分野での応用を加速する。

KPI（進捗）：AI戦略の実施状況（令和元年度（2019年度）策定）

KPI（効果）：AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発の推進

[No. 9-32] 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発

- BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) の予防や介護負担の軽減のため、認知症患者のIoTデータ等を収集し、AIで解析することで、BPSDの発症を事前に予測し、介護者に通知するシステムの研究開発を実施。
- 多地域・多施設へ本IoTネットワークを展開し、より多くの多様なデータを収集することで、BPSDケアに資するAIの精度向上（より正確、早期、詳細な予測）と医学的見地からのエビデンスの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他認知症ケアに有用なシステムの研究開発を進めるとともに、収集したIoTデータを他の研究機関や介護システム事業者もデータ基盤として利活用できる環境を整備（患者同意取得の在り方、収集データの標準化、データ基盤の維持・運用の在り方等について検討）する。
- このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI（進捗）：令和4年度（2022年度）までに、構築したデータ基盤を活用した当該システムによる認知症BPSDの発症予測・改善70%

KPI（効果）：データ基盤の利活用に向けて、10施設に当該システムの実装導入

[No. 9-33] 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業

- IoT社会の到来により急増した情報を効率的に活用するためには、従来のサーバ集約型のクラウドコンピューティングに加えて、ネットワークのエッジ側で中心的な情報処理を行うエッジコンピューティングにより、情報処理の分散化を実現することが不可欠である。
- 本事業では、エッジ側で動作する超低消費電力コンピューティングや、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の実現に向けて、ハードとソフトの一体的な技術開発を実施する。
- これにより、ポストムーア時代における我が国情報産業の競争力強化、再興を目指す。

KPI（進捗）：<革新的AIエッジコンピューティング技術の開発>

令和4年度（2022年度）において、従来比10倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立

<次世代コンピューティング技術の開発>

令和9年度（2027年度）において、従来比100倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立

<エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスのための技術開発>

令和6年度（2024年度）において、従来比10倍の電力効率向上を実現する技術を確立

KPI（効果）：令和19年度（2037年度）において約3,275万t/年のCO₂削減

[No. 9-34] リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発

- 我が国では、年間2兆円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により甚大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。
- 高性能レーダーにより降雨等の情報を高精細に観測可能なリモートセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるもの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデータ伝送に課題を有していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。
- 本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあっても、間断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。

KPI（進捗）：リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータを、3段階（※）の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を確立する。

※100Mbps（光回線）、10Mbps（携帯電話回線）、400kbps（衛星通信回線）の3段階

KPI（効果）：研究開発終了5年後（令和11年度（2029年度））までに、開発した圧縮・復元技術を活用したデータ提供システムの導入を2件以上行う。

[No. 9-35] 量子暗号通信網構築のための研究開発

- 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されている。
- 量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りを可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高度化技術（長距離リンク技術及び中継技術）を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。
- これにより、我が国国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。

KPI（進捗）：・地上系における量子暗号通信技術の高性能化（令和6年度（2024年度）末までに現状の3倍程度（45kmで1Mbps程度）の高速化を可能とする技術を確立する）

・衛星系・地上系統合ネットワーク化技術の確立（令和7年度（2025年度）末までに数百km～数千kmといった大陸間スケールでのネットワー

クを構築できる機能を検証する)

- KPI（効果）：
- 研究開発成果の製品化（令和11年度（2029年度）までに計2種類以上（地上系）、令和12年度（2030年度）までに計1種類以上（衛星系））

[No. 9-36] データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備

- 令和3年（2021年）4月に策定された「マテリアル革新力強化戦略」のアクションプランとして、「マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進」が掲げられている。
- このため、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを越えて共有・利活用するための体制整備を推進。
- また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）の地域センターに、データ収集システムを備えた一気通貫のマテリアル・プロセス開発設備の整備を進めている。
- これらの取組により、産学官のマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的材料の創製とその迅速な社会実装に繋がる。

- KPI（進捗）：
- 令和5年度（2023年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを、一元的に集約・蓄積・利活用するためのシステムの試験運用を開始し、令和7年度（2025年度）までに本格運用開始
 - 令和3年度（2021年度）までに、AISTの地域センターをコアとしたプロセスイノベーションプラットフォームを全国3か所以上で整備し、令和6年度（2024年度）までに本格運用開始

- KPI（効果）：
- 令和7年度（2025年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制からのデータ創出件数を約100万件/年
 - 令和6年度（2024年度）までにプロセスイノベーションプラットフォームの産学利用件数が40件以上

[No. 9-37] マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築

- 我が国が世界に誇る情報インフラ（スペコン、SINET）や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一気通貫した研究のデジタルトランスフォーメーション（研究DX）を推進する。

- KPI（進捗）：
- 全国的な研究データ基盤の整備状況
 - マテリアル研究開発プラットフォームとの連携状況
 - マテリアル分野の以外の研究開発プラットフォームとの連携状況

・最先端大型研究施設との連携状況

- KPI（効果）：
- 全国的な研究データ基盤の構築（令和8年度（2026年度））
 - マテリアル研究開発プラットフォームとの連携
 - ライフ、防災等の分野の研究開発プラットフォームとの連携
 - 最先端大型研究施設との連携

[No. 9-38] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

- 地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加。引き続きシンポジウム等の開催などによりDIASの周知に努め、令和12年度（2030年度）までに利用者10,000人の達成を目指す。
- リアルタイム予測システム等のこれまでの成果の高度化・展開や災害分野や農業分野等の新規分野の開拓による利用拡大等を推進するとともに、地球環境ビッグデータの利活用した気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進。
- 国、地方公共団体、企業等の気候変動対策を中心とした意思決定に貢献する地球環境データプラットフォーム（ハブ）の実現を目指す。

KPI（進捗）： 地球環境情報プラットフォームの利用者数（令和12年度（2030年度）10,000人）

KPI（効果）： 気候変動・防災等の関連分野とのデータ基盤連携の推進

X. デジタル社会のライフスタイル・人材

[No. 10-1] テレワークの普及

- ・テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が進むようになることが課題。
- ・このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制や地域でのサポート体制の整備、必要なネットワーク環境やテレワーク拠点等の整備、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク月間等の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIについては、緊急事態宣言及びその後の状況を踏まえた上で設定する。
- ・また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）によりサテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組みを行う地方公共団体の支援を行うとともに、地方公共団体や企業に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業等に対する自己宣言制度及び表彰制度の実施等、企業が取組を進めるための環境を整備する。
- ・国家公務員については、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、令和3年（2021年）8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。
- ・緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI（進捗）：・民間のテレワーク：

テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合（新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定）

・国家公務員のテレワーク：

令和7年度（2025年度）までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備

KPI（効果）：・緊急時における事業継続性の確保、働く者にとって効果的なテレワークを推進

[No. 10-2] シェアリングエコノミーサービスの普及

- ・シェアリングエコノミーの活用事例をまとめた「シェア・ニッポン100」において、令和2年度（2020年度）版は15地域を新たに追加し、全115地域の事例を掲載。シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体は着実に増加しており、事業者団体が立

ち上げたシェアリングシティ推進協議会には70以上の地方公共団体が参加するなど、一定程度の浸透が進みつつある。更なる定着に向けては、サービスの安全性・信頼性の向上を図るとともに、根強く残る消費者の不安感を解消していく必要がある。

- ・官民連携して構築したシェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコあんしん検定について、更なる普及に取り組む。具体的には、広報の強化や関係府省庁との連携等を事業者団体と検討し、一層の周知を図ることで社会の認知関心を高める。地域における活用については、シェアリングシティ推進協議会と連携して、地方公共団体としての活用イメージが具体的に膨らみやすいような各シェアサービスの紹介ハンドブック等を令和3年度（2021年度中）に作成する。また、防災分野におけるモデル連携協定や地方公共団体向け活用ハンドブック等も示しながら、地方公共団体とともに公共サービスとしての新たな活用事例の創出に向けて検討を深める。国内事業者の海外展開やユーザーが海外でも安心してサービスを利用できる観点から、これまで日本主導で進めてきたシェアリングエコノミーの国際標準化については、令和4年度（2022年度）中にTS（Technical Specification）発行の予定。
- ・以上のような取組を通じ、シェアワーカーやシェア事業者の安全性・信頼性に対する意識向上を促すとともに、更なる社会への浸透を図り、シェアリングエコノミーを活用した地域諸課題の効率的かつ効果的な解決につなげる。

KPI（進捗）：シェアリングシティ推進協議会に加盟する地方公共団体数 100
(令和4年度（2022年度）末まで)

KPI（効果）：シェアリングシティ推進協議会の地方公共団体課題別WGを通じた新たな事例の創出数 5
(令和4年度（2022年度）末まで)

[No. 10-3] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

- ・地域情報化アドバイザー派遣事業により、データ利活用（AI・RPA等）の専門家を地方公共団体等に派遣し、講演やプロジェクトに対する助言等を行うことで、地域課題に取り組む人材の育成を支援。
- ・令和2年度（2020年度）においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）1月末まで派遣申請を受け付け、227団体に派遣決定した。
- ・令和3年度（2021年度）については、4月16日地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、令和4年（2022年）3月まで順次派遣を実施する予定。

KPI（進捗）：派遣地域数

KPI（効果）：AI・RPAを導入している地方公共団体数（令和3年度（2021年度）末までに600団体）

[No. 10-4] デジタル人材育成プラットフォームの構築

- ・Society 5.0の実現に向けた変革や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営課題や事業環境の変化に合わせた業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトラン

スマートフォーメーション（DX）が求められる中、令和12年（2030年）には約45万人のIT人材が不足するという試算結果が得られており、デジタル技術を駆使して新たな価値を生み出せる人材の育成・確保は喫緊の課題となっている。

- 本事業では、デジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームを構築し、地域企業のDXを進められる人材（座学やケーススタディ学習等を経て課題解決型現場研修プログラムに参加した者（うち、修了した者）を5年間で1,300人育成・確保する。
- 地域企業のDXを進められる人材の育成を通じ、産業界全体におけるデジタル技術を活用している企業比率の向上に寄与することで、世界最先端のデジタル技術利活用社会の実現に貢献する。

KPI（進捗）： ケーススタディ学習プログラム受講者数

KPI（効果）： 現場研修プログラム修了者数

（令和8年度（2026年度）目標：1,300人）

[No. 10-5] デジタルと掛けたダブルメジャー大学院教育構築事業

- 大学院の閉塞性・分野の壁を打破し、高度な専門的知識のみならず、数理・データサイエンス・AI分野のスキルや国際感覚を身に付けた、今後の社会を牽引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育モデルを構築する必要が生じている。
- そのため、専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育推進により、アカデミック・ノンアカデミックにおいて国内外で活躍できるデジタルの素養を持ち合わせた人材を育成するための取組を支援する。

KPI（進捗）： 今後の社会を牽引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育を構築した件数（事業実施件数）（令和9年度（2027年度）まで）

KPI（効果）： 専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育を修了した学生数（令和9年度（2027年度）まで）

[No. 10-6] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進

- 「AI戦略2019」においては、文理を問わず、全ての大学生・高専生が、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標の一つとして掲げられており、この人材育成目標の実現に向け、拠点校等の整備やモデルカリキュラム策定など、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開に取り組んでいる。
- 令和2年度（2020年度）に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが策定されたことを受け、令和3年度（2021年度）においては、モデルカリキュラムを踏まえた教材作成等への支援を行うとともに、優れた教育プログラムを認定する制度の運用を行う。
- これにより、全国における数理・データサイエンスAI教育の普及・展開の加速化を図り、令和7年（2025年）までに「AI戦略2019」で掲げる人材育成目標の達成を目指す。

- デジタル人材育成プラットフォームと連携。

KPI（進捗）： 全国の大学等への普及・展開、各大学等における取組状況。

令和7年（2025年）までに全ての大学生・高専生が数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に着けるための教育体制を整備。

KPI（効果）： 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等の数。

令和7年（2025年）までに対象となる全ての大学等が認定を受けることを目指す。

[No. 10-7] IT人材スキル標準の策定

- 情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている従来型IT人材にとって不足している、セキュリティ、データサイエンス、アジャイル等のスキル強化を図るための“学び直し”を加速するための指針となる“ITSS+（プラス）”について継続的な見直しを実施するとともに、デジタル時代に求められる新たなスキル標準について拡充を図る。
- デジタル人材育成プラットフォームと連携。

KPI（進捗）： ITSS+（プラス）の改訂（1領域以上）

・スキル標準の拡充着手（令和3年度（2021年度））

KPI（効果）： スキルの見える化によるデジタル・IT人材育成環境の向上（令和4年度（2022年度）以降）

[No. 10-8] Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業

- 情報技術人材やデータサイエンティストを育成する取組において実践的な教育を推進したものの、IT人材等については今後も不足する見込みである。
- 令和3年度（2021年度）以降も人材育成の取組を引き続き実施し、質・量両面に渡る育成機能の強化を図る。
- これにより、修了者数の増加を図り、1人でも多くのIT人材等を供給する。

KPI（進捗）： 本事業において開発したプログラムの受講者数（令和4年度（2022年度）まで）

KPI（効果）： 本事業において開発したプログラムの修了者数（令和4年度（2022年度）まで）

[No. 10-9] 情報教育の強化・充実

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要がある。
- これまで、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るために調査研究を行い、研修用教材等を作成するとともに、プログラミング教育に関する情報提供、情報活用能力を定期的に測定するための調査のための準備、情報モラル教育の指導資

料や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等の取組を行った。

- 令和3年度（2021年度）においては、児童生徒の情報活用能力調査を実施とともに、情報モラル教育に関するコンテンツの充実等を行い、令和2年度（2020年度）から順次実施されている新学習指導要領の円滑な実施を目指す。

KPI（進捗）：・情報教育に関する研修用教材、教育実践事例集の作成
・情報モラル教育に関する指導資料の作成及びセミナーの開催

KPI（効果）：・令和2年度（2020年度）以降の新学習指導要領の円滑な実施
・授業中にICTを活用して指導する能力について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合

[No. 10-10] データ関連人材育成プログラム

- 令和3年度（2021年度）で事業開始5年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に行われるようになることが必要。
- このため、令和2年度（2020年度）までに選定した機関の取組が効果的に実施されるよう引き続き支援するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。
- これにより、我が国社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。

KPI（進捗）：補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比（毎年度末100%超）

KPI（効果）：研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率（毎年度末75%超）

[No. 10-11] IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等

- 第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度（2017年度）に新たなスキル標準の策定を開始。令和7年度（2025年度）の情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す。

KPI（進捗）：情報処理安全確保支援士試験の受験者数

KPI（効果）：令和7年度（2025年度）までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超

[No. 10-12] ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成

- 経済産業省では、平成29年度（2017年度）から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。
- これまでの実施経験や受講者のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。
- これにより、ITとOT（制御技術）双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネ

ジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国的重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。

KPI（進捗）：産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了者の人数

KPI（効果）：産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了者の人数

[No. 10-13] 実践的サイバー防御演習（CYDER）

- セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。
- 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。平成29年度（2017年度）から、年間100回、計3,000名規模で集合演習を実施しており、令和3年度（2021年度）も集合演習を同等規模で実施する。また、令和3年度（2021年度）中に、感染症拡大防止対策及び地理的・時間的要因等によりCYDERが受講できない地方公共団体等への対応として、オンライン受講環境の正式提供を開始する。
- これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。

KPI（進捗）：集合演習の開催回数（令和3年度（2021年度）100回）

KPI（効果）：セキュリティ人材の育成数（令和3年度（2021年度）3,000人）

[No. 10-14] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進

- 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・ノウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー攻撃が防げない状況である。
- 総務省において、NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なプラットフォームである「サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤」を令和3年度（2021年度）中に構築し、提供を開始する。
- これにより、産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。

KPI（進捗）：サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤において民間企業等が開発した人材育成コンテンツ数（令和3年度（2021年度）までに1、令和4年度（2022年度）までに5）

KPI（効果）：サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の利用者数（令和7年度（2025年度）までに延べ3,000人）

[No. 10-15] 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

- 「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」(平成28年3月)に基づき取り組まれてきたものの、システムの整備・運用やセキュリティ対策のみならず、DX・BPR・データの利活用等を進めるために必要となる中核人材の更なる能力の向上が求められる。
- このため、
 - デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等においては、政府デジタル人材の育成を図るため、役職段階別（係員、係長など）のスキルレベルのモデルを設定し、これに応じた研修を的確に実施する。
 - 各府省庁においては、研修修了者等に対し、業務経験も踏まえてスキル認定を行う。また、各府省庁、独立行政法人等の職員に対し積極的な受講を促す。
- これにより、デジタル化の進展に必要となる素養を有する人材を育成する。

KPI（進捗）：各府省庁のスキル認定者数

KPI（効果）：各府省庁のスキル認定者によるデジタル化への貢献等の効果

索引

| | |
|--|----|
| I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現..... | 2 |
| [No. 1-1] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等 | 2 |
| [No. 1-2] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備 | 2 |
| [No. 1-3] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進 | 2 |
| [No. 1-4] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進 | 3 |
| [No. 1-5] 障害者の本人確認等の簡素化 | 3 |
| [No. 1-6] 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発 | 4 |
| [No. 1-7] 条件不利地域における通信インフラの整備の推進 | 4 |
| [No. 1-8] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速 | 5 |
| [No. 1-9] 沖縄県における超高速プロードバンド環境整備促進事業 | 5 |
| [No. 1-10] 障害当事者参加型技術開発の推進 | 5 |
| II. 國際戦略の推進 | 7 |
| [No. 2-1] 國際的なデータ流通の推進 | 7 |
| [No. 2-2] 信頼性のある個人データ流通のための國際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC CBPRシステムの推進 | 7 |
| III. 安全・安心の確保 | 9 |
| [No. 3-1] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策 | 9 |
| [No. 3-2] セキュリティ標準の策定 | 9 |
| [No. 3-3] サイバーセキュリティお助け隊の構築 | 9 |
| [No. 3-4] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信 | 10 |
| IV. 包括的データ戦略の推進 | 11 |
| [No. 4-1] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進 | 11 |
| [No. 4-2] 国土交通データプラットフォーム整備 | 11 |
| [No. 4-3] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備 | 11 |
| [No. 4-4] AI・データの利用に関する適切な契約の促進 | 12 |
| [No. 4-5] オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進 | 12 |
| [No. 4-6] オープンデータ・パイ・デザインの推進 | 13 |
| [No. 4-7] 地方におけるオープンデータの促進 | 13 |
| [No. 4-8] オープンデータカタログの一元的提供の推進 | 14 |
| [No. 4-9] 統計データのオープン化の推進・高度化 | 14 |
| [No. 4-10] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供 | 15 |
| [No. 4-11] 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB)に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入 | 16 |
| [No. 4-12] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進 | 17 |
| [No. 4-13] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化 | 17 |

| | |
|--|----|
| [No. 4-14] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進 | 18 |
| [No. 4-15] 歩行空間における自律移動支援の推進 | 18 |
| [No. 4-16] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進 | 19 |
| [No. 4-17] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進 | 19 |
| [No. 4-18] 農業関係情報のオープンデータ化の推進 | 20 |
| [No. 4-19] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供 | 20 |
| [No. 4-20] ポーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進 | 21 |
| [No. 4-21] 土地情報連携の高度化 | 21 |
| [No. 4-22] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等 | 22 |
| [No. 4-23] 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID（共通番号）のルール整備 | 22 |
| [No. 4-24] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進 | 22 |
| [No. 4-25] 気象情報の利活用の促進 | 23 |
| [No. 4-26] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進 | 23 |
| [No. 4-27] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進 | 24 |
| [No. 4-28] 海のデータ連携の推進 | 24 |
| V. 国民に対する行政サービスのデジタル化 | 25 |
| [No. 5-1] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進 | 25 |
| [No. 5-2] マイナポイント施策の推進 | 25 |
| [No. 5-3] 医療保険のオンライン資格確認の拡大 | 25 |
| [No. 5-4] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化 | 26 |
| [No. 5-5] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現 | 26 |
| [No. 5-6] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用 | 26 |
| [No. 5-7] コンビニ交付サービスの導入推進 | 27 |
| [No. 5-8] 子育て・介護ワンストップの推進 | 27 |
| [No. 5-9] 引越しワンストップサービスの推進 | 28 |
| VI. 準公共分野のデジタル化の推進 | 29 |
| [No. 6-1] 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進 | 29 |
| [No. 6-2] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現 | 29 |
| [No. 6-3] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 | 30 |
| [No. 6-4] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進 | 30 |
| [No. 6-5] 匿名加工医療情報の利活用の推進 | 31 |
| [No. 6-6] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討 | 31 |
| [No. 6-7] ICT等を用いた遠隔診療の推進 | 31 |
| [No. 6-8] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進 | 32 |
| [No. 6-9] 児童生徒1人1台端末の整備 | 32 |
| [No. 6-10] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進 | 33 |
| [No. 6-11] ICTを活用した教育サービスの充実 | 33 |
| [No. 6-12] 学習データの継続的な活用の推進 | 34 |

| | |
|--|----|
| [No. 6-13] 学習者用デジタル教科書の普及促進等 | 34 |
| [No. 6-14] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築 | 35 |
| [No. 6-15] 災害証明のデジタル化 | 35 |
| [No. 6-16] 被災者台帳管理 | 35 |
| [No. 6-17] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等 | 36 |
| [No. 6-18] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進 | 36 |
| [No. 6-19] AIチャットボット等の活用 | 37 |
| [No. 6-20] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進 | 37 |
| [No. 6-21] 公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討 | 37 |
| [No. 6-22] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施 | 38 |
| [No. 6-23] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大 | 38 |
| [No. 6-24] 自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進 | 38 |
| [No. 6-25] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進 | 39 |
| [No. 6-26] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進 | 39 |
| [No. 6-27] 官民の保有するモビリティ関連データの連携 | 40 |
| [No. 6-28] 位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間ID」の整備 | 40 |
| [No. 6-29] 官民連携でのETC2.0データの活用 | 40 |
| [No. 6-30] データ連携による生産・流通改革 | 41 |
| [No. 6-31] 農業生産のスマート化 | 41 |
| [No. 6-32] 農業情報の標準化の推進 | 42 |
| [No. 6-33] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」） | 42 |
| [No. 6-34] データをフル活用したスマート水産業の推進 | 42 |
| [No. 6-35] 水産流通適正化に係る電子システム対策事業 | 43 |
| [No. 6-36] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進 | 43 |
| [No. 6-37] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し | 44 |
| [No. 6-38] 森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進 | 44 |
| [No. 6-39] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進 | 45 |
| [No. 6-40] サイバーポートの整備（港湾物流分野） | 45 |
| [No. 6-41] 良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現 | 46 |
| [No. 6-42] 連携型インフラデータプラットフォームの構築 | 46 |
| VII. 相互連携分野のデジタル化の推進 | 48 |
| [No. 7-1] 取引のデジタル化 | 48 |
| [No. 7-2] 電子インボイスの標準仕様の社会実装によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組 | 48 |
| [No. 7-3] デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進 | 48 |
| [No. 7-4] スマートシティモデルプロジェクトの推進 | 49 |
| [No. 7-5] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 | 49 |

| | |
|---|----|
| Ⅷ. 産業のデジタル化 | 51 |
| 【No. 8-1】ミラサポplusの機能拡充を通じた中小企業支援の充実 | 51 |
| 【No. 8-2】オンライン本人確認手法の普及促進 | 51 |
| 【No. 8-3】地域企業のDX推進 | 51 |
| 【No. 8-4】産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進 | 52 |
| 【No. 8-5】DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出 | 52 |
| IX. デジタル社会を支えるシステム・技術 | 54 |
| 【No. 9-1】マイナポータルの抜本的改善 | 54 |
| 【No. 9-2】ガバメントクラウドの整備 | 54 |
| 【No. 9-3】ガバメントソリューションサービスの整備 | 55 |
| 【No. 9-4】5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底 | 55 |
| 【No. 9-5】独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進 | 56 |
| 【No. 9-6】独立行政法人の情報システムの査定 | 56 |
| 【No. 9-7】被災者支援におけるマイナポータル活用の推進 | 57 |
| 【No. 9-8】登記情報システムに係るプロジェクトの推進 | 57 |
| 【No. 9-9】国税情報システムに係るプロジェクトの推進 | 58 |
| 【No. 9-10】国税地方税連携の推進 | 58 |
| 【No. 9-11】社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進 | 59 |
| 【No. 9-12】ハローワークシステムを活用したサービスの充実 | 60 |
| 【No. 9-13】特許事務システムに係るプロジェクトの推進 | 60 |
| 【No. 9-14】警察共通基盤を活用した警察業務の合理化・高度化 | 61 |
| 【No. 9-15】港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化 | 61 |
| 【No. 9-16】交通管制の高度化に関する調査研究 | 62 |
| 【No. 9-17】視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進 | 62 |
| 【No. 9-18】地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化 | 63 |
| 【No. 9-19】交通信号機を活用した5Gネットワークの構築 | 63 |
| 【No. 9-20】インターネットトラヒック流通効率化等の促進 | 64 |
| 【No. 9-21】Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進 | 64 |
| 【No. 9-22】ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 | 64 |
| 【No. 9-23】データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現 | 65 |
| 【No. 9-24】最先端スーパーコンピュータ等の運用 | 65 |
| 【No. 9-25】新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備 | 66 |
| 【No. 9-26】第5世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、ローカル5Gに関する実証の実施 | 66 |
| 【No. 9-27】Beyond 5G研究開発促進事業 | 66 |
| 【No. 9-28】グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発 | 67 |
| 【No. 9-29】高度遠隔医療ネットワークの研究開発 | 67 |
| 【No. 9-30】革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進 | 68 |

| | |
|--|----|
| 【No. 9-31】人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト | 68 |
| 【No. 9-32】認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発 | 69 |
| 【No. 9-33】高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業 | 69 |
| 【No. 9-34】リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発 | 70 |
| 【No. 9-35】量子暗号通信網構築のための研究開発 | 70 |
| 【No. 9-36】データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備 | 71 |
| 【No. 9-37】マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築 | 71 |
| 【No. 9-38】地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 | 72 |
| X. デジタル社会のライフスタイル・人材 | 73 |
| 【No. 10-1】テレワークの普及 | 73 |
| 【No. 10-2】シェアリングエコノミーサービスの普及 | 73 |
| 【No. 10-3】地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成 | 74 |
| 【No. 10-4】デジタル人材育成プラットフォームの構築 | 74 |
| 【No. 10-5】デジタルと掛けたダブルメジャー大学院教育構築事業 | 75 |
| 【No. 10-6】数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進 | 75 |
| 【No. 10-7】IT人材スキル標準の策定 | 76 |
| 【No. 10-8】Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業 | 76 |
| 【No. 10-9】情報教育の強化・充実 | 76 |
| 【No. 10-10】データ関連人材育成プログラム | 77 |
| 【No. 10-11】IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等 | 77 |
| 【No. 10-12】ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成 | 77 |
| 【No. 10-13】実践的サイバー防御演習（CYDER） | 78 |
| 【No. 10-14】産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進 | 78 |
| 【No. 10-15】政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進 | 79 |

本計画とデジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項との対応関係

本計画と、デジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項である、

- | | |
|---|---|
| ①デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針（第1号） | ②世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第2号） |
| ③多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第3号） | |
| ④高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第4号） | ⑤教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第5号） |
| ⑥人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第6号） | ⑦経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第7号） |
| ⑧事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第8号） | ⑨生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第9号） |
| ⑩国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第10号） | ⑪国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第11号） |
| ⑫公の基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第12号） | |
| ⑬特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。）におけるサービスの多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第13号） | |
| ⑭サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第14号） | ⑮前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項（第15号） |
- との関係を、以下示す。

| 項目名 | | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | 10号 | 11号 | 12号 | 13号 | 14号 | 15号 |
|-----------------------|--------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1 はじめに～重点計画の目的～ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2 デジタルにより目指す社会の姿 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 第3 司令塔としてのデジタル庁の役割 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4 デジタル社会の実現に向けた理念・原則 | 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | 2. デジタル社会形成のための基本原則 | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. BPRと規制改革の必要性 | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. クラウド・バイ・デフォルト原則 | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5 デジタル化の基本戦略 | 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革 | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. デジタル田園都市国家構想の実現 | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 国際戦略の推進 | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | 4. 安全・安心の確保 | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | 5. 包括的データ戦略の推進 | | | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ |
| | 6. デジタル産業の育成 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 | (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化 | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| | (3)マイナンバー制度の利活用の推進 | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | (4)マイナンバーカードの普及及び利用の推進 | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | (5) 公共フロントサービスの提供等 | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第6 デジタル社会の実現に向けた施策 | 2. 暮らしのデジタル化 | (1) 暮らしを変えるデータ連携の実現 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | (2) 準公共分野のデジタル化の推進 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | (3) 相互連携分野のデジタル化の推進 | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| | 3. 規制改革 | (1) 全ての分野の共通基盤となるデジタル改革 | | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | (2) 初等・中等教育におけるオンライン授業の実施 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | (3) 医療DXの基盤構築（オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋） | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 4. 産業のデジタル化 | (1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| | | (2) 中小企業のデジタル化の支援 | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | (3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| | 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 | (1) 国の情報システムの刷新 | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | | (2) 地方の情報システムの刷新 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | | (3) デジタル化を支えるインフラの整備 | | ○ | | | | | | | | | | ○ | |
| | | (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 6. デジタル社会のライフスタイル・人材 | (1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換 | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | (2) デジタル人材の育成・確保 | | | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| 第7 今後の推進体制 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 施策集 | 冒頭 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | I. 誰一人取り残さないデジタル社会の実現 | | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | II. 国際戦略の推進 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | III. 安全・安心の確保 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | IV. 包括的データ戦略の推進 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| | V. 国民に対する行政サービスのデジタル化 | | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | VI. 準公共分野のデジタル化の推進 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | VII. 相互連携分野のデジタル化の推進 | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | VIII. 産業のデジタル化 | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ |
| | IX. デジタル社会を支えるシステム・技術 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| | X. デジタル社会のライフスタイル・人材 | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | |

本計画と官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係

官民データ活用推進基本法第8条第5項においては、政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告することとされており、同条第7項において、計画の変更についても準用されている。

これを踏まえ、本計画と、官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項である、

- ①官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針（第1号）
 - ②国の行政機関における官民データ活用に関する事項（第2号）
 - ③地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項（第3号）
 - ④官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策（第4号）
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項（第5号）
- との関係を、以下示す。

| 項目名 | 1号（官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針） | 2号（国の行政機関における官民データ活用に関する事項） | 3号（地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項） | 4号（官民データ活用に關し政府が重点的に講ずべき施策） | 5号（前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項） |
|-----------------------|--|-----------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|---|
| 第1 はじめに～重点計画の目的～ | ○ | | | | |
| 第2 デジタルにより目指す社会の姿 | ○ | | | | |
| 第3 司令塔としてのデジタル庁の役割 | ○ | | | | |
| 第4 デジタル社会の実現に向けた理念・原則 | 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現 2. デジタル社会形成のための基本原則 3. BPRと規制改革の必要性 4. クラウド・パイ・デフォルト原則 | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | |
| 第5 デジタル化の基本戦略 | 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革 2. デジタル田園都市国家構想の実現 3. 国際戦略の推進 4. 安全・安心の確保 5. 包括的データ戦略の推進 6. デジタル産業の育成 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | ○ ○ |
| | (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン (2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化 (3)マイナンバー制度の利活用の推進 (4)マイナンバーカードの普及及び利用の推進 (5)公共フロントサービスの提供等 | ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | | |
| | (1)暮らしを変えるデータ連携の実現 (2)準公共分野のデジタル化の推進 | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | |

| | | | | | | |
|--------------------|------------------------|--|---|---|---|---|
| 第6 デジタル社会の実現に向けた施策 | (3) 相互連携分野のデジタル化の推進 | | | ○ | ○ | |
| | 3. 規制改革 | (1) 全ての分野の共通基盤となるデジタル改革 | ○ | ○ | | |
| | | (2) 初等・中等教育におけるオンライン授業の実施 | | | | ○ |
| | | (3) 医療DXの基盤構築（オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋） | | | | ○ |
| | 4. 産業のデジタル化 | (1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 | | ○ | ○ | |
| | | (2) 中小企業のデジタル化の支援 | | ○ | ○ | |
| | | (3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション | | ○ | ○ | |
| | 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 | (1) 国の情報システムの刷新 | ○ | ○ | ○ | |
| | | (2) 地方の情報システムの刷新 | | ○ | ○ | |
| | | (3) デジタル化を支えるインフラの整備 | | | | ○ |
| | | (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 | | | | ○ |
| | 6. デジタル社会のライフスタイル・人材 | (1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換 | | ○ | ○ | |
| | | (2) デジタル人材の育成・確保 | | | | ○ |
| 第7 今後の推進体制 | | ○ | | | | |
| 施策集 | 冒頭 | ○ | | | | |
| | I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現 | | ○ | ○ | ○ | |
| | II. 国際戦略の推進 | | | | | ○ |
| | III. 安全・安心の確保 | | | | | ○ |
| | IV. 包括的データ戦略の推進 | ○ | ○ | ○ | | |
| | V. 国民に対する行政サービスのデジタル化 | ○ | ○ | ○ | | |
| | VI. 準公共分野のデジタル化の推進 | ○ | ○ | ○ | | |
| | VII. 相互連携分野のデジタル化の推進 | | ○ | ○ | | |
| | VIII. 産業のデジタル化 | | ○ | ○ | | |
| | IX. デジタル社会を支えるシステム・技術 | ○ | ○ | ○ | | |
| | X. デジタル社会のライフスタイル・人材 | | ○ | ○ | | |

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

目次

| | |
|--------------|---|
| I 行政手続のデジタル化 | 8 |
|--------------|---|

| | |
|--|-----------|
| 1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方 | 9 |
| (1) 利用者中心の行政サービスの実現等 | 9 |
| (2) 費用対効果の精査 | 9 |
| (3) クラウドサービスの利用 | 9 |
| 2. 情報システムの整備 | 10 |
| 2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備 | 10 |
| (1) 国の行政手続の原則オンライン化 | 10 |
| (2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備 | 12 |
| 2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備 | 12 |
| 2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 | 17 |
| 3. 情報システムの整備に当たり講すべき施策 | 19 |
| (1) 業務改革（BPR）の実施 | 19 |
| (2) 行政機関等による情報システムの共用の推進 | 22 |
| (3) データの標準化・APIの整備 | 23 |
| (4) 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等 | 25 |
| (5) デジタルデバイドの是正 | 26 |
| (6) 国民等への広報 | 26 |
| (7) KPIの設定 | 26 |
| ※II～IVについて | 27 |
| II オンライン化等を実施する行政手続等 | 29 |
| 1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続 | 29 |

| | |
|--|----|
| 1. 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会） | 29 |
| 2. 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に關係する手続（◎消費者庁） | 30 |
| 3. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁） | 31 |
| 4. 国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省） | 39 |
| 5. 恩給関係請求手続（◎総務省） | 42 |
| 6. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省） | 44 |
| 7. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省） | 45 |
| 8. 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省） | 50 |
| 9. 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁） | 51 |
| 10. 登録支援機関関係手続（◎法務省） | 53 |
| 11. 司法試験及び司法試験予備試験の出願申請（◎法務省） | 54 |
| 12. 在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁） | 55 |
| 13. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁） | 58 |
| 14. 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁） | 60 |
| 15. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省） | 62 |
| 16. 地方公共団体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有（◎外務省） | 63 |
| 17. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省） | 64 |
| 18. 国税関係手続等の申請等（◎財務省、デジタル庁） | 65 |
| 19. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省） | 66 |
| 20. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省） | 68 |
| 21. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省） | 69 |
| 22. 医薬品等輸入確認の申請（◎厚生労働省） | 73 |
| 23. 解体・改修工事の届出（◎厚生労働省） | 74 |
| 24. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省） | 75 |
| 25. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省） | 76 |
| 26. 国民年金保険料免除・納付猶予の申請（◎厚生労働省、デジタル庁） | 77 |
| 27. 生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省） | 78 |
| 28. 保険医療機関等の指定変更申請等（◎厚生労働省） | 79 |
| 29. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省） | 80 |
| 30. 肥料登録申請等（◎農林水産省） | 81 |

| | |
|---|-----|
| 31. 農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省） | 82 |
| 32. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省） | 83 |
| 33. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省） | 84 |
| 34. 挥発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省） | 89 |
| 35. 経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省） | 94 |
| 36. 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁） | 95 |
| 37. 地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省） | 96 |
| 38. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請（◎経済産業省、デジタル庁） | 97 |
| 39. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省） | 98 |
| 40. 特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁） | 102 |
| 41. 特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁） | 104 |
| 42. 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省） | 105 |
| 43. 経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁） | 108 |
| 44. 技術検定試験受験申請（◎国土交通省） | 109 |
| 45. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省） | 110 |
| 46. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省） | 111 |
| 47. 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省） | 112 |
| 48. 航空法に基づく申請等（◎国土交通省） | 114 |
| 49. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁） | 117 |
| 50. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省） | 118 |
| 51. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省） | 119 |
| 52. 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省） | 121 |
| 53. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省） | 122 |
| 54. 況用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省） | 123 |
| 55. PSカード申請手続（◎国土交通省） | 130 |
| 56. 無人航空機関係手続（◎国土交通省） | 131 |
| 57. 石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務（◎環境省） | 133 |
| 58. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省） | 134 |
| 59. 外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省） | 136 |
| 60. 環境法令に基づく各種届出等（◎環境省） | 139 |
| 61. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省） | 140 |
| 62. J-クレジット制度における手続（◎環境省） | 141 |
| 63. 防衛施設建設工事申請（◎防衛省） | 142 |
| 64. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省） | 143 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 65. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省） | 144 |
|---------------------------------|-----|

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続 145

| | |
|------------------------------|-----|
| 66. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府） | 145 |
| 67. 遺失物関係手続（◎警察庁） | 151 |
| 68. 警察における行政手続（◎警察庁） | 152 |
| 69. 消防法令における申請・届出等（◎総務省） | 153 |
| 70. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省） | 155 |
| 71. 医療法人の事業報告書等の届出（◎厚生労働省） | 156 |
| 72. 事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省） | 157 |
| 73. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省） | 158 |

III 添付書類の省略を実施する行政手続 159

1. 登記事項証明書の添付省略 159

| | |
|--|-----|
| (1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁） | 159 |
| (2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続 | 159 |
| 74. 供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（◎法務省） | 159 |
| 75. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁） | 161 |
| 76. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省） | 162 |
| 77. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁） | 163 |
| 78. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省） | 164 |
| 79. 建設業許可関係手続（◎国土交通省） | 165 |

2. 戸籍謄本等の添付省略 166

| | |
|------------------------|-----|
| (1) 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省） | 166 |
|------------------------|-----|

3. 納税証明書の添付省略 167

| | |
|--------------------------------|-----|
| 80. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎デジタル庁） | 167 |
| 81. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省） | 168 |

4. その他の書類の添付省略 169

| | |
|------------------------------|------------|
| 82. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省） | 169 |
| IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等 | 170 |

| | |
|--|------------|
| 1. オンライン化の共通基盤 | 170 |
| 83. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎デジタル庁） | 170 |
| 84. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁） | 170 |
| 85. マイナポータルの機能の拡充（◎デジタル庁） | 171 |
| 2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続 | 172 |
| 86. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化（◎内閣府、デジタル庁） | 172 |
| 87. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上（◎内閣府） | 172 |
| 88. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎警察庁） | 173 |
| 89. 金融分野における手続の電子化（◎金融庁） | 173 |
| 90. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁） | 174 |
| 91. 家計調査のオンライン回答の入力簡易化（◎総務省） | 174 |
| 92. 行政相談のウェブサイト構築による行政相談の利便性向上（◎総務省） | 174 |
| 93. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁） | 174 |
| 94. 令和4年就業構造基本調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省） | 175 |
| 95. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省） | 175 |
| 96. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省） | 175 |
| 97. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省） | 176 |
| 98. 登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手続の利便性向上（◎法務省、デジタル庁） | 176 |
| 99. 撥発油税等の申告（◎財務省、デジタル庁） | 176 |
| 100. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁） | 177 |
| 101. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省、デジタル庁） | 177 |

| | |
|--|-----|
| 102. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省） | 177 |
| 103. 日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付（◎厚生労働省） | 178 |
| 104. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省） | 178 |
| 105. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省） | 179 |
| 106. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省） | 180 |
| 107. 確認を受けた新規化學物質に係る報告（◎経済産業省） | 180 |
| 108. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁） | 180 |
| 109. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省） | 181 |
| 110. 特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトの利便性向上（◎経済産業省） | 181 |
| 111. 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省、デジタル庁） | 181 |
| 112. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省） | 182 |
| 113. 構造方法等の認定申請の利便性向上（◎国土交通省） | 182 |
| 114. 自動車輸送統計調査に係る報告者の利便性向上（◎国土交通省） | 182 |
| 115. 審査・リコール課個別業務システムの利便性向上（◎国土交通省） | 183 |
| 116. 船員職業安定窓口の求人・求職の申込みの利便性向上（◎国土交通省） | 183 |
| 117. 船舶の電子証書の交付による利便性向上（◎国土交通省） | 183 |
| 118. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上（◎国土交通省） | 184 |
| 119. 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省） | 184 |
| 120. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省） | 184 |
| 121. 建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省） | 184 |
| 122. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省） | 185 |

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 3. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続 | 186 |
| 123. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省） | 186 |
| 124. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁） | 186 |

| | |
|---|------------|
| 4. その他 | 186 |
| 125. 独自利用事務の情報連携に係る届出に関する事務処理の効率化（◎個人情報保護委員会） | 186 |

| | |
|---|------------|
| 126. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上 （◎デジタル庁） | 186 |
| 127. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎デジタル 庁） | 187 |
| 128. 震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省） | 187 |
| 129. 被害情報の把握及び共有の更なるデジタル化（◎総務省） | 187 |
| 130. 文部科学省が保有する教育データの研究目的の貸与に係る手続の利便性 向上（◎文部科学省） | 188 |
| V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続 | 189 |

(50)

I 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省庁は、この方針に従って、IIからIVまでに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する¹。

その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。新たにオンライン化等の検討を行う際には、本章の行政手続のデジタル化に向けた方針を踏まえることとする。具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム（マイナポータル、e-Gov等）の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。デジタル庁及び内閣府は連携して、新たにオンライン化することとされた行政手続について、その取組状況をフォローアップする。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、行政手続における書面・押印・対面の抜本的見直しがなされた結果、99%超の手続で押印義務が廃止され、97%超の手続が令和7年（2025年）末までにオンライン化する方針が示された。各府省庁は、規制改革推進会議が示した基準及び各府省庁における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。あわせて、各府省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行う。また、ワンスオンリーの実現には、参照する情報としてベース・レジストリの整備が必須である。さらに、実現に当たってはデータ共有のルール変更も必要であり、これらの取組を総合的に推進していく。

¹ 令和3年（2021年）12月24日から令和9年（2027年）3月31日までをこの計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方

(1) 利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのものの見直しを実施した上で、行政サービスの100%デジタル化のために、各府省庁は、情報システム整備方針において定めるサービス設計12箇条に基づき、手続の申請者が、本人か代理人か、個人か法人か、地域別、世代別、世帯構成別など申請者の分類に応じた利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行い、「すぐ使って」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。その際、行政サービスの確実・迅速な提供のため、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組むことを徹底する。

政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」を策定し、各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施する。

また、行政サービスのデジタル化に当たっては、全ての国民がその恩恵を受けられるようにデジタルデバイドの是正に取り組む。

(2) 費用対効果の精査

オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備に当たっては、費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、各府省庁は、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、行政手続のデジタル化を推進する。

(3) クラウドサービスの利用

必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

2. 情報システムの整備

2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

(1) 国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に対する処分通知については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。

行政手続のオンライン化に当たって、各府省庁は、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部を成している複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図る。

行政手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化の方針は以下のとおり。

ア. 本人確認のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。

法人や個人事業主向けの行政手続であり、同ガイドラインに基づくオンラインによる本人確認の手法がレベルB又はC（同ガイドライン表3-3参照）と整理された手続については、デジタル庁が提供する事業者向けの共通的な認証システムであるGビズIDを利用できる。各府省庁は原則これを利用することを検討する。

なお個人事業主については、令和4年度（2022年度）以降システム整備が完了次第、マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認に移行する。

電子署名については法務省が商業登記電子証明書を法人に提供しているが、現行のソフトウェアをダウンロードして活用するローカル署名方式から、クラウドを利用したリモート署名方式へのシステム見直しを進めることで法人の電子署名に関する利便性向上を目指す。

イ. 手数料納付のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、利用者の利便性向上のため、行政手続に係る手数料等の支払が必要な場合は、クレジットカード、QRコード、財務省の歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）等を活用したインターネットバンキングなどによる支払のオンライン化を実現する。

その際、REPSと連携する汎用受付システムが整備されていない府省庁において、同一府省庁内にREPSと連携している情報システムがある場合は、当該情報システムの共用を検討する。

また、手数料納付が必要な行政手続については、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を前提に、各府省庁は、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料等の減額の検討や適切な手数料等の設定を行う。

以上の方針に基づき、具体的には、今後、Ⅱに掲げる手続について、オンライン化に必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、デジタル社会の形成に向けた個別的情報システムに係る投資等の取組を具体化した5か年を基本とする中長期的な計画を策定し、より詳細な取組内容について示す。なお、情報システムの整備には、各府省庁自らが新たに情報システムを整備する場合だけでなく、政府全体又は各府省庁が情報システムを共用する場合、既存の民間サービスを活用する場合を含む。

上記の取組により、法令に基づく国の行政手続件数の約9割超について、オンライン化が実現する見込みだが、オンライン化未実施の手続については、次年度以降も、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革(BPR)による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進する。

各府省庁は、中長期的な計画等において、オンライン化の検討状況を示し、デジタル庁は、デジタル手続法に基づき、毎年度の行政手続等の棚卸調査において、各府省庁の協力を得つつ、結果を取りまとめ、公表する。特に、オンラインによる申請等を受け付けているにもかかわらず、書面による通知や許可書等の交付を行っている場合は、エンドツーエンドの観点から書面により行う必要性を見直し、交付等の後に関係者に当該書面を示す必要がある手続であっても、既存の公的書面等への一体化等を積極的に検討する。

(2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と併せてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

なお、民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとし、関係府省庁は、規制改革推進会議が示した基準及び各府省庁における具体的方針等に従ってオンライン化に取り組む。

2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。このため、行政機関が作成する添付書類に記載されている情報の提供側の行政機関において、行政機関等の情報連携の仕組み等の整備を推進するとともに、情報の入手側の行政機関において、添付書類の必要性を精査した結果、なお提出を求める必要がある添付書類については、費用対効果を踏まえて、既に存在する、又は整備が予定されている情報連携の仕組みの活用を推進する。また、データ連携においては機械判読可能なデータとして整備することを原則とする。

また、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

添付書類について、行政機関以外の民間事業者等が作成している場合は、当該書類に係る制度を所管する府省庁や当該書類の提出を求めている行政手続を所管する府省庁において、作成者に対するデジタル化の働きかけを行い、オンラインによる提出を可能とするように取り組む。

特に、添付を求める場合が多く、行政機関が作成する以下のアからオまでの添付書類については、次のとおり省略に向けた取組を進め、このうち、Ⅲに掲げる登記事項証明書及び戸籍に関する行政機関間の情報連携の仕組み等の整備並びに各府省庁の手続における当該仕組み等の活用について、順次、必要な情報シス

テムの整備を進める。各府省庁は、これらの手続について、中長期的な計画において、より詳細な取組について示す。

デジタル庁は、毎年度、以下のアからキまでの書類の添付を求めている手続について、添付書類の省略に向けた検討状況について調査を行い、その結果を踏まえて、更なる添付書類の省略を推進する。

ア. 登記事項証明書

登記事項証明書（商業法人）は、法人の実在等を証明することを目的として、年間約1,500万件（令和2年（2020年））が発行されており²、法令に基づく約1,900種類以上³の国の行政手続において添付を求めることがになっている。また、登記事項証明書（不動産）は、土地・建物の所有権等を証明することを目的として、年間約3,400万件（令和2年（2020年））が発行されており、法令に基づく約270種類以上の国の行政手続において添付を求めることがになっている。

各府省庁は、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号（名称）及び本店（主たる事務所）の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号（名称）、本店（主たる事務所）及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、登記事項証明書の添付を求めることがになっている法令に基づく国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報（商業法人及び不動産）を確認することでも、省略が可能である。

これらに加えて、法務省において、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」⁴に基づき、登記情報（商業法人及び不動産）について、令和2年（2020年）10月に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用を開始している。

² 「e—Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

³ 令和2年度（2020年度）の行政手続等・行政保有データ（行政手続等関連）の棚卸調査の結果による。手続数は登記事項証明書を添付書類として求めることがある手続の種類数の合計値であり、実際に登記事項証明書が必要となるのはこのうちの一部である。以下の各添付書類についても同様である。

⁴ 平成28年10月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

令和2年（2020年）3月31日時点では、登記事項証明書の添付を求めることがになっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書（商業法人）について約1,700種類、登記事項証明書（不動産）について約240種類の手続において、添付書類の省略を実施予定又は実施可能とされていたところ、実際に登記情報連携の利用が開始されたのは、令和3年（2021年）10月末時点で、登記事項証明書（商業法人）では824種類、登記事項証明書（不動産）では53種類の手続となっている。このように、添付書類の省略の実現までに至っていない手続が多数あることから、引き続き、法務省は、デジタル庁と連携し、各府省庁に対する登記情報連携の利用の促進に係る働きかけを継続するとともに、各府省庁は、順次、添付書類の省略の実現に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。また、デジタル庁は、法務省の協力を得て、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を行い、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度（2021年度）中に結論を得る。

イ. 戸籍謄本等

戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約4,000万件（令和2年（2020年））が発行されており⁵、法令に基づく約500種類以上の国の行政手続において提出を求めることがになっている。

令和元年（2019年）5月に、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が成立し、マイナンバー法に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が追加されたことで、令和6年（2024年）3月以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となる予定である。マイナンバー法に規定される事務を所管する各府省庁は、確認すべき事項に係る情報を入手でき次第、戸籍謄本等の提出の不要化を実現する。

また、法務省において、令和6年（2024年）3月以降、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みの整備を予定している。

この戸籍電子証明書の仕組みを活用して、戸籍謄本等の添付を求める行政手続のうち、法令に基づく約20種類の国の行政手続において、添付書類の省略の実現に向けた検討が行われているところ、法務省は、デジタル庁を始めとする関

⁵ 「e—Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の戸籍統計「20—41—7 法務局及び地方法務局管内別 証明書、謄本、抄本、その他の請求件数及び手数料」

係府省庁と連携し、戸籍謄抄本の添付を求める全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。民民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

ウ. 住民票の写し等

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、現住所等を証明することを目的として、年間約 6,000 万件（令和 2 年（2020 年））が発行されており、法令に基づく約 900 種類以上の国の行政手続において提出を求める事となっている。

各府省庁は、住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本 4 情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認している場合、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。

これらの仕組みを活用して、住民票の写し等の添付を求める事となっている行政手続のうち、法令に基づく約 200 種類の国の行政手続において、添付書類の省略実現に向けた検討が行われており、各府省庁は、順次、省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されており、法令に基づく約 100 種類以上の国の行政手続において提出を求める事となっているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（個人）の添付を求める事となっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 80 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

また、印鑑証明書（法人）は、同様に文書の真正性等を証明することを目的として、年間約 1,400 万件（令和 2 年（2020 年））が発行されており⁶、法令に基づく約 140 種類以上の国の行政手続において提出を求める事となっているが、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）の添付を求める事となっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 100 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

オ. 所得証明書・納税証明書等

所得証明書・納税証明書等の提出を求める事となっている法令に基づく国の行政手続は約 170 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 10 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする行政手続は約 150 種類となっている。

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、さらに、一部の手続については、令和 4 年度（2022 年度）から、行政機関間の情報連携による添付書類の省略が順次開始されるよう、検討を進めている。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書（以下「定款等」という。）の提出を求める事となっている法令に基づく国の行政手続は約 2,400 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 60

⁶ e—Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする手続は約 2,000 種類となっている。

定款等の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、ウェブサイトでの確認の方法による添付書類の省略を予定している手続があり、各府省庁は、このような方法による定款等の提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

キ. その他の書面

その他の書面の提出を求ることとなっている法令に基づく国の行政手続は、約 7,000 種類以上となっている。当該書面の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるところ、各府省庁は、当該書面の提出のデジタル化に取り組む。

また、デジタル庁は、行政機関を中心とする法人データの連携基盤である G ビズコネクトについて、令和 4 年度（2022 年度）以降、府省庁や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

G ビズコネクトは、情報システム間の法人データ連携を円滑にし、手続の添付書類省略や、ワンスオンリーの実現を促進する仕組みである。

各府省庁は、G ビズコネクトを活用した法人手続における添付書類の提出の不要化や、他府省庁や民間企業も含めたデータ連携によるサービスの利便性向上を検討する。

2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省庁は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略を始め、以下のような観点等から費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、IV の行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、これらの手続について、中長期的な計画において、より詳細な取組内容について示す。

また、各府省庁は、年間手続件数が多く、民間事業者等が反復的又は継続的に利用する手続を中心として、オンライン利用の更なる推進を図る必要がある手続については、中長期的な計画において、今後の利便性向上に向けた検討状況を示すこととする。

ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

平成 30 年（2018 年）における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、スマートフォンの世帯保有率は、パソコンの世帯保有率を上回っていること、また、個人のスマートフォンの保有率が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の整備等を行う。

イ. 受付時間等の拡充

利用者がオンライン手続を行う際に時間の制約を受けることのないように、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、ヘルプデスク等の受付時間を拡充する。

ウ. 本人確認手法の見直し

本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、個人向けの行政手続におけるマイナンバーカードの公的個人認証機能（利用者証明用電子証明書）、法人や個人事業主向けの行政手続における G ビズ ID の活用等による本人確認手法の多様化を図る。

エ. 代理申請の容易化

代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。

オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化

利用者がオンラインシステムを短時間で、かつ容易に利用することができるよう、初期設定に必要となる専用ソフトウェアのインストール等の不要化や、インストールが必要となる場合であっても、インストールを一括で行えるようにするなど、初期設定の簡易化を図る。

カ. 入力の簡易化等

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、質問に答えていくと申請書等が自動で作成される機能や、チャットボットを活用した Q&A 対応を行う機能等による入力の簡易化等、利用者に分かりやすい UI・UX による申請を可能とする。

キ. 申請画面等のマルチプラウザ対応

複数のブラウザで申請等を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

ク. 申請画面等の多言語化

外国人利用者向けの申請画面等を多言語化することで、利用者の利便性向上を図る。

ケ. データ容量の制限緩和

オンライン手続を行おうとした利用者が、送信可能なデータ容量の制限のためにオンライン申請を複数回行う必要が生じることがないように、データ容量の制限を緩和する。

コ. データ形式の柔軟化

オンライン手続時に送信するデータ形式について、利用者側で変換を行う必要が生じないよう、利用者の利便性やニーズを踏まえた標準的なデータ形式に対応できるように柔軟化を図るとともに、業務の安全性及び信頼性を確保することを前提に、解像度や階調の指定等によりイメージデータでの提出も可能とする。

サ. オンライン手続に係る事務処理の効率化

オンライン手続について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。

シ. オンライン手続における優遇措置

オンライン手続の利用促進を図るため、オンライン手続における手数料の減額、手続を処理する際の優先的取扱いその他の優遇措置を講ずる。

3. 情報システムの整備に当たり講すべき施策

(1) 業務改革（BPR）の実施

ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

各府省庁は、既存の行政手続を見直すことなく性急に情報システムの整備を図るなど、オンライン化自体が目的とならないように、本来の目的である行政手続を始めとする行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及

び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に十分な時間をかけて取り組む必要がある。

業務改革（BPR）を行うに当たっては、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うことが重要である。

その際、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。

イ. 行政手続で求めている情報の点検による添付書類の不要化等

行政手続に係る国の情報システムの整備を行うに当たっては、前提として、そもそも当該行政手続で個々の情報（添付書類又は申請書等の記載事項）をなぜ求めているか、添付書類又は申請書等の記載事項が必要最小限になっているかを精査する。具体的には、例えば、各手続において確認する必要がある最小限の情報（判断材料として必要な情報や、事後の業務に用いるため行政側に残しておく必要がある情報等）を具体的に挙げて、求めている添付書類に記載されている情報及び申請書等の記載事項と突合し、個々に必要性を精査する等により、添付書類の不要化や申請書等の記載事項の削減を図る。

ウ. 行政手続の利便性向上等

各府省庁は、可視化されたプロセスを基に、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後に必要となる作業において利便性の向上につながる施策の有無、また、形式的な内容確認のみを行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行うもの等審査内容の種類に応じて発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合又は行政手続の利便性向上のための施策について、以下のような観点等から検討を行う。

(a) 行政手続の統廃合

利用者が必要のない行政手続を行うことがないように、行政手続の目的に立ち返って精査を行い、規定時からの社会情勢の変化によって現在では利用の見

込みのない行政手続の廃止や他の行政手続と合わせて実施することが効率的な行政手続の統合等を行う。

(b) 申請頻度の削減等

利用者が申請を行う際の負担軽減のため、繰り返しの申請が必要な行政手続については申請頻度の削減を、また出頭を求めている行政手続については出頭回数の削減や廃止を図る。

(c) 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮

対面による本人確認等が必要な手続であっても、申請情報等の事前登録や、来庁予約を可能にすることで、待ち時間の短縮等を図る。

(d) 編集可能な電子ファイルによる申請書様式の提供

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報をウェブサイト等で容易に入手でき、かつ、ウェブサイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルを PDF などの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とする。

(e) 申請書様式の標準化

同一の行政手続を複数の申請先に対して行う必要がある場合に、申請先ごとに申請書の様式が異なるために利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないように、申請書様式の標準化を行う。

(f) 申請書におけるプレプリント等

利用者が申請書を作成する際の負担軽減のため、利用者が前回申請時に入力した情報と同じ情報は入力不要とするプレプリント、二次元コードの読み取りによる自動入力並びに法人番号の入力による会社名等の入力省略又は自動入力などの入力の簡易化を図る。

(g) 申請内容のチェック機能の強化等

申請を受け付けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よくある過誤事案を掲載した Q&A 集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行う。

57)

(h) 業務の集中化等による標準処理期間の短縮

オンライン申請と書面申請が混在することによる業務の煩雑化を防ぐため、オンライン申請の集中処理やオンライン申請時の申請データを活用した自動処理などの業務の効率化による標準処理期間の短縮を図る。

(i) 最新技術の柔軟な活用

業務改革 (BPR) の実施に当たっては、利用者の利便性向上及び業務の効率化のため、技術の進展に応じて、行政手続の問合せ対応などの業務における AI や RPA (Robotic Process Automation) 等のデジタル技術の活用について、費用対効果を含めた検討を行う。

(2) 行政機関等による情報システムの共用の推進

各府省庁は、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや政府全体で共通的に利用する情報システムの活用等、効率的な情報システムの整備による行政サービスのデジタル化を図る。

ア. 既存のオンラインシステム等の活用

各府省庁の汎用受付システム、各府省庁固有のオンラインシステム又は業務システムなどの既存のオンラインシステム等を活用してデジタル化を実現する。なお、各府省庁に既存の汎用受付システムや各府省庁固有のオンラインシステムが整備されておらず、新たにオンライン化を実現しようとする場合には、まず、マイナポータルや e-Gov を活用することを検討する。

イ. クラウドサービスやデジタルインフラの活用による既存のオンラインシステムの統廃合等の見直し

既存のオンラインシステム等について、当該情報システムの利用状況を踏まえて、不要な画面や帳票の有無、機器のスペックの妥当性等の検証を行い、情報システムの不断の見直しを行う。

また、情報システムの整備時期を見据えつつ、費用対効果やサービスレベルの向上、情報セキュリティの対策強化を図るために、ガバメントクラウドや民間を含めた各種クラウドサービスの活用を図る。

さらには、デジタルインフラの整備・利用を進める観点から、マイナポータルや e-Gov 等を活用することによる既存のオンラインシステム等の統廃合や国と

地方の申請受付システム等における共通的な機能の一元化、API の共通化について検討を行う。

(3) データの標準化・API の整備

各府省庁は、利用者が行政サービスを受ける際の利便性を向上させるため、各種ガイドラインに沿って、デジタル処理に適するようデータの標準化、API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報提供を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。

ア. データの標準化

各府省庁は、標準ガイドライン群に定める政府データ標準群（仮称）⁷、実践ガイドブック（文字、マスターデータ等）に基づき、以下のような観点等から行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。

(a) 基本的なデータ形式の標準化

日付時刻や住所、電話番号といった基本的なデータについては、政府データ標準群（仮称）を適用してデータ形式の標準化に取り組むことで、効率的なデータ連携環境の整備を図る。

(b) データ連携等を容易に行える文字環境の整備

データ連携を行う情報システムを整備する際に使用する文字の範囲は、一般に普及しているスマートフォンやパソコンに標準的に搭載されている JIS X 0213 を原則とし、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すなど、「文字環境導入実践ガイドブック」を参考に文字環境の整備に取り組み、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が容易に行えるような環境の整備を図る。

(c) データの相互運用を可能とするマスターデータの管理

異なる組織間で情報交換を行う際に、組織を横断しても共通の理解の下で業務を行えるように、「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」⁸を

参考に、データを相互運用できるようにするためのマスターデータの管理に取り組む。

具体的には、既存のマスターデータで類似するものがあれば、それを参考にデータを整備し、適當なものが存在しなければ新規に整備する。いずれの場合も、汎用性のあるデータとするため、共通語彙基盤等を参照して整備する。

また、情報連携の際に情報提供を行う各府省庁は、提供対象となるデータについて、情報提供を受ける行政機関が特別な機器やソフトウェアを利用する事なく、正確かつ最新のデータの提供を受けられるように整備する。

さらに、データの形式や精度を変更する場合には、これらが混在しないように、変更日付を明記し、過去のデータとの変更時点を明確にする。

イ. 外部連携機能（API）の整備

各府省庁は、「API 導入実践ガイドブック」⁹等を参考するなどして、以下のような観点等を踏まえて開発者・利用者にとって利便性の高い形での API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報の提供に取り組む。

(a) API 利用者にとって使いやすい環境の整備

提供する API の活用を進めるため、API 仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士や API 提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境の提供を行うなど「API 利用者にとっての使いやすさ」に配慮した環境整備に取り組む。

(b) API 導入時における利用者に分かりやすい情報提供

API 導入時における利用者の利便性向上のため、民間に API を公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備・提供を行う。

(c) 行政データ連携標準や国際標準等に準拠した API の設計

提供するデータを設計する際は、データフォーマット（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政データ連携、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保した設計とする。

⁷ デジタル庁にて令和3年度（2021年度）中に整備して公表予定。

⁸ 平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

⁹ 平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

(d) 情報セキュリティ対策等のための API のアクセス管理

API の提供に当たっては、情報セキュリティ対策、サーバの負荷対策、利用者への API 仕様変更の連絡等のため、アクセス管理を行う。

(e) 利用者の利便性向上のための API 導入後の監視

API の導入直後は、当初の想定と異なる利用やサーバ過負荷等が発生していないか重点的に監視し、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図る。

(f) API の仕様変更・廃止の丁寧な情報提供

API の仕様変更・廃止を行う場合には、API 利用者が速やかに変更や廃止に気付いて、トラブル回避等の対応を行えるように、十分な期間を確保して周知を徹底する。

(4) 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等

各府省庁は、行政手続のデジタル化を推進するに当たっては、以下に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の適正な取扱い、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

ア. 情報セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講ずる。

イ. 個人情報の適正な取扱い等

令和4年（2022年）4月以降に順次施行されるデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる。

ウ. 業務継続性の確保

災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備など、非常時においても業務を継続するために必要な方策を適切に講ずる。

(5) デジタルデバイドの是正

各府省庁は、高齢者や障害者等を含む誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドの是正の取組を継続的に行う。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のためにウェブサイトにおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等も行う。

(6) 国民等への広報

各府省庁は、行政手続のオンライン化を促進するに当たっては、その利便性の向上や負担軽減といった効果、情報セキュリティや個人情報の保護を始めとした安全性及び信頼性の確保のための対策、デジタルデバイド対策なども含めて、個々の手続を実際にオンラインで行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

また、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、ウェブサイト、テレビCM、ポスター、パンフレット、リーフレット、企業を訪問しての申請のデモンストレーション等を活用した広報を行う。

(7) KPI の設定

情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者に利用されるとともに取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。

各府省庁は、行政手続のデジタル化に当たり、オンライン利用率など、実現する行政サービスの内容に応じて適切な KPI を情報システム単位で設定し、又は、利用者の負担軽減、行政運営の効率化などの KPI を行政サービス単位で設定する等した上で取組を進めるものとする。

※Ⅱ～Ⅳについて

1 各項目の掲載順について

原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ分け、各府省庁の建制順に掲載している。

2 Ⅱ及びⅣの小分類について

以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

II

1 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。

2 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。

3 その他

上記のほか、行政機関間等において行われる手続に係る項目を掲載。

IV

1 オンライン化の共通基盤

複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

2～4

II 1～3と同様。

3 Ⅱ及びⅢの各項目内の対象手続一覧について

令和2年度（2020年度）の行政手続等の棚卸調査結果（令和3年3月31日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室公表、同年4月2日更新）等に基づき、オンライン化等を行う手続の一覧を表形式で挙げている。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

（1）手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

（2）根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。なお、法令に基づかない手続には、「—」を記載している。

（3）手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

（ア）申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

（イ）申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

（ウ）申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

（4）手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で経由先を記載しているものは、法令上、当該経由先を経由して手続を行うことが規定されていることを示す。

（5）手続 ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に登載されていない手続には「—」を記載している。

4 各項目の記載内容について

IIには、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

オンライン化等を実施する時期が決まっている手続等に係る項目については、原則として、KPI 及びその目標値を設定している。

II オンライン化等を実施する行政手続等

1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会）

企業結合審査に係る手続、独占禁止法違反事件審査に係る手続及び下請法違反事件に係る手続等（具体的な手続については今後検討する。）については、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るために、必要に応じて令和4年度（2022年度）に予定している公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充等を図る。

KPI：令和4年度（2022年度）までにオンラインによる受付を可能とした手続のうち、オンラインによる受付の割合（令和5年度（2023年度））：30%

2. 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に関係する手続（◎消費者庁）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|------------------------------------|--|------|-------------|--------|------|
| 内閣総理大臣に対し、適当な措置をとるべきことを求めることができる申出 | 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号）第10条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |

（2）取組内容

第204回国会において成立した取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律については、公布の日（令和3年5月10日）から1年以内に施行することとなっているところ、同法第10条の規定に基づく国民から寄せられる申出を受け付けるオンライン窓口を消費者庁にて整備する予定としている。

KPI：申出に係るオンライン窓口の作成（令和4年度（2022年度）：同法施行日まで）

3. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-------------------------|-------------------------------------|----------------|----------|-------------|----------|
| 検査に関する資料提供等 | 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 26 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 課徴金調査に関する資料提供等 | 同法第 177 条第 1 項第 1 号及び第 2 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 課徴金納付命令の執行に関する資料提供等 | 同法第 185 条の 15 第 3 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 192 条申立てに必要な調査に関する資料提供等 | 同法第 187 条第 1 項第 1 号 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 犯則事件の調査に関する資料提供等 | 同法第 210 条第 2 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 国 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 捜査に関する資料提供等 | 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |

| | | | | | |
|------------------|------------------------------------|----------------|-----|-------------|-------|
| 要保護者等に関する資料提供等 | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | 46459 |
| 道府県民税に関する質問検査権 | 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 26 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 事業税に関する質問検査権 | 同法第 72 条の 7 第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 不動産取得税に関する質問検査権 | 同法第 73 条の 8 第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 道府県たばこ税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 7 第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| ゴルフ場利用税に関する質問検査権 | 同法第 77 条第 1 項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 軽油引取税に関する質問検査権 | 同法第 144 条の 11 第 1 項 | 申請等に基づかない | 地方等 | 国民等又は民間事業者等 | — |

| | | | | | |
|--------------------|----------------|--------------------|-----|-----------------|---|
| | | 処分通知等 | | | |
| 自動車税に関する質問検査権 | 同法第 151 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 鉱区税に関する質問検査権 | 同法第 188 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 道府県法定外普通税に関する質問検査権 | 同法第 264 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 市町村民税に関する質問検査権 | 同法第 298 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 固定資産税に関する質問検査権 | 同法第 353 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 軽自動車税に関する質問検査権 | 同法第 448 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 市町村たばこ税に関する質問検査権 | 同法第 470 条第 1 項 | 申請等に基づく | 地方等 | 国民等 又は民 | — |

| | | | | | |
|--------------------|---------------------|--------------------|-----|-----------------|---|
| | | かない 処分通知等 | | 間事業者等 | |
| 鉱産税に関する質問検査権 | 同法第 525 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 特別土地保有税に関する質問検査権 | 同法第 588 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 市町村法定外普通税に関する質問検査権 | 同法第 674 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 狩猟税に関する質問検査権 | 同法第 700 条の 59 第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 入湯税に関する質問検査権 | 同法第 701 条の 5 第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |
| 事業所税に関する質問検査権 | 同法第 701 条の 35 第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | — |

| | | | | | |
|-----------------|---|--------------------|---------|-----------------|---|
| 水利地益税等に関する質問検査権 | 同法第 707 条第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| 法定外目的税に関する質問検査権 | 同法第 733 条の 4 第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 89 条 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 独立行政法人等 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 同法第 100 条の 2 第 5 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 独立行政法人等 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 113 条の 2 第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 地方等 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 95 条 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 独立行政法人等 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| 被保険者等に関する資料提供等 | 同法第 108 条第 1 項 | 申請等に基づかない | 独立行政法人等 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |

| | | | | | |
|---------------------|---------------------------------------|--------------------|---|-----------------|-------|
| 滯納処分に関する質問検査権 | 国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| 所得税等に関する質問検査権 | 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 74 条の 2 第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 59094 |
| 法人税又は地方法人税に関する質問検査権 | 同上 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 59095 |
| 消費税に関する質問検査権 | 同上 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 59096 |
| 相続税若しくは贈与税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 3 第 1 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 59097 |
| 酒税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 4 第 3 項 | 申請等に基づかない 処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 一 |
| たばこ税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 1 号 | 申請等に基づく | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 59105 |

| | | | | | |
|---------------------------|-------------------|--------------------------------|---|-------------------------|-------|
| | | かない 処分通 知等 | | 間事業 者等 | |
| 揮発油税又は地方揮発油 税に関する質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 2 号 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59106 |
| 石油ガス税に関する質問 検査権 | 同法第 74 条の 5 第 3 号 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59107 |
| 石油石炭税に関する質問 検査権 | 同法第 74 条の 5 第 4 号 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59108 |
| 国際観光旅客税に関する 質問検査権 | 同法第 74 条の 5 第 5 号 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 航空機燃料税に関する質 問検査権 | 同法第 74 条の 6 第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59110 |
| 電源開発促進税に関する 質問検査権 | 同上 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 59111 |

| | | | | | |
|----------------------|--|--------------------------------|-----|-------------------------|---|
| 犯則事件の調査に関する 資料提供等 | 同法第 131 条第 2 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 被保険者等に関する資料 提供等 | 介護保険法（平成 9 年法 律第 123 号）第 203 条第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 地方等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| たばこ特別税に関する質 問検査権 | 一般会計における債務の 承継等に伴い必要な財源 の確保に係る特別措置に 関する法律（平成 10 年法 律第 137 号）第 19 条第 1 項 | 申請等 に基づ かない 処分通 知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |

(2) 取組内容

(1) に記載した 49 手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。令和元年（2019 年）11 月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

4. 国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---------------|--------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 登録の申請 | 税理士法(昭和26年法律第237号)第21条第1項 | 申請等 | 国民等 | 民間事業者等 | 58692 |
| 薬剤師免許の申請 | 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第7条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 51178 |
| 登録の申請 | 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第14条の5 | 申請等 | 国民等 | 民間事業者等 | 50008 |
| 臨床工学技士の免許の申請 | 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48065 |
| 義肢装具士の免許の申請 | 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47488 |
| 介護支援専門員の登録申請 | 介護保険法第69条の2第1項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 110243 |
| 保育士の登録申請 | 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第16条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 51380 |
| 栄養士免許の申請 | 栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第1条第1項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 109682 |
| 管理栄養士免許の申請 | 同令第1条第2項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48820 |
| 医師免許の申請 | 医師法施行令(昭和28年政令第382号)第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47344 |
| 歯科医師の免許の申請 | 歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号)第3条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47660 |
| 診療放射線技師の免許の申請 | 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)第1条の2 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47822 |

| | | | | | |
|----------------------------|--|-----|--------|---------|-------|
| 保健師、助産師、看護師の免許の申請 | 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第1条の3第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47970 |
| 准看護師免許の申請 | 同令第1条の3第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 47792 |
| 歯科技工士の免許の申請 | 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)第1条の2 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47689 |
| 臨床検査技師の免許の申請 | 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)第1条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48046 |
| 理学療法士又は作業療法士の免許の申請 | 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)第1条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 48036 |
| 視能訓練士の免許の申請 | 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)第1条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47642 |
| 税理士試験受験願書 | 税理士法施行規則(昭和26年省令第55号)第2条の4第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 57215 |
| 社会福祉士の登録申請 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年省令第49号)第10条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 46246 |
| 介護福祉士の登録申請 | 同規則第26条において準用する第10条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 46102 |
| 歯科衛生士免許の申請 | 歯科衛生士法施行規則(昭和64年省令第46号)第1条の3 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47681 |
| あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の申請 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則(平成2年省令第19号)第1条の3 | 申請等 | 国民等 | 国 | 47325 |

| | | | | | |
|--------------|-------------------------------------|-----|-----|---------|--------|
| 救急救命士免許の申請 | 救急救命士法施行規則 (平成3年省令第44号) 第1条の3 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 47518 |
| 柔道整復師免許の申請 | 柔道整復師法施行規則 (平成4年省令第302号) 第1条の3 | 申請等 | 国民等 | 国 | 109521 |
| 精神保健福祉士の登録申請 | 精神保健福祉士法施行規則(平成9年省令第11号) 第11条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 46076 |
| 言語聴覚士免許の申請 | 言語聴覚士法施行規則(平成10年省令第74号) 第1条の3第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 119039 |
| 公認心理師の登録申請 | 公認心理師法施行規則(平成29年省令第3号) 第13条 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 217090 |

(2) 取組内容

(1)に記載した28手続については、現状、主に書面で行われているが、令和5年度（2023年度）までに、国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システム（仮称）の開発・構築を行い、令和6年度（2024年度）に可能なものからオンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナポータルの機能等によりマイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

KPI：(案) 国家資格等情報連携・活用システム（仮称）上の資格登録者数
(令和5年度（2023年度）までに設定)

5. 恩給関係請求手続（◎総務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手続ID |
|---|---------------------------|------|------|-------|-------|
| 恩給の失権時給与金の請求 | 恩給法（大正12年法律第48号）第10条ノ2第2項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11992 |
| 恩給請求（扶助料請求（転給）及び傷病恩給請求を除く） | 恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第1条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11991 |
| 傷病恩給請求 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11993 |
| 扶助料請求（転給）〈普通扶助料〉 | 同規則第6条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11994 |
| 扶助料請求（転給）〈公務関係扶助料〉 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11995 |
| 恩給受給者の改氏名届 | 同規則第38条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11997 |
| 旧軍人の退職当時の都道府県を経由する恩給請求（傷病恩給を除く）〈初めての請求〉 | 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）第2条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11977 |
| 旧軍人の退職当時の都道府県を経由する恩給請求（傷病恩給を除く）〈改定請求〉 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11978 |
| 旧軍人の退職当時の都道府県を経由する傷病恩給請求 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 11979 |

(2) 取組内容

(1)に記載した9手続については、現状、オンラインで受け付けるための情報システムはない。添付書類が不要である「恩給受給者の失権届」、「恩

給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」については、令和2年（2020年）12月から電子メールでの受付を可能とした。

恩給（未支給金を含む。）の請求及び恩給受給者の改氏名届に係る手続については、戸籍謄本等の提出を求めておりが、今後予定されている戸籍情報の電子的取得の仕組みの整備状況や恩給受給者数、システム改修に要する経費などを精査・検討し、令和7年（2025年）末までに、オンライン化を目指すとともに、戸籍謄本等の添付省略の実現を図る。

KPI：具体的な指標は、令和3年度（2021年度）の請求件数により検討し、設定する。

6. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|-------------|-------------------------------|------|--------|--------|--------|
| 媒介等の業務の届出 | 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第73条の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 112187 |
| 媒介等の業務の変更届出 | 同法第73条の2第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 112188 |
| 媒介等の業務の承継届出 | 同法第73条の2第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 112189 |
| 媒介等の業務の廃止届出 | 同法第73条の2第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 112190 |
| 媒介等の業務の解散届出 | 同法第73条の2第5項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 112191 |

（2）取組内容

（1）に記載した媒介等の業務に係る各種届出については、現状、書面のみで行われているが、令和3年（2021年）7月から販売代理店DBシステムの改修に着手しており、令和4年度（2022年度）からオンラインによる届出を可能とすることで、販売代理店の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求める登記事項証明書（商業法人）については、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、令和3年（2021年）9月から添付の省略を実現したところであり、その他の添付書類についても添付を省略することを検討する。

KPI：オンラインによる届出の割合（令和4年度（2022年度）末：50%）

7. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---------------------|-----------------------------------|----------|-----------------|------------|----------|
| 高周波利用設備の設置許可の申請 | 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 100 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112221 |
| 高周波利用設備の承継の届出 | 同法第 100 条第 4 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112222 |
| 高周波利用設備の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112224 |
| 高周波利用設備の設置許可の変更等の手続 | 同法第 100 条第 5 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112228 |
| 高周波利用設備の許可状の訂正の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112226 |
| 一般放送の業務の登録 | 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 126 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10927 |
| 一般放送の業務の開始の届出 | 同法第 129 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録一般放送業務休止変更届出書 | 同法第 129 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 登録一般放送の業務の休廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 107918 |

| | | | | | |
|-----------------------------|------------------------------------|-----|--------|---|-------|
| 登録一般放送の業務の登録事項の変更登録 | 同法第 130 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10928 |
| 登録一般放送の業務の登録事項の変更届出書 | 同法第 130 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送の業務の開始の届出 | 同法第 133 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10930 |
| 一般放送の設置及び業務開始届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 有線設置届を要さない一般放送業務開始届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送の設備設置及び業務開始届変更届 | 同法第 133 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10931 |
| 一般放送事業者の地位の承継の届出 | 同法第 134 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10932 |
| 一般放送の業務の廃止の届出 | 同法第 135 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10933 |
| 一般放送の設備及び業務廃止届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 一般放送事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出 | 同法第 135 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10934 |
| 有線電気通信設備の設置の届出 | 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 3 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11659 |
| 有線電気通信設備の設置の変更の届出 | 同法第 3 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11661 |
| 電気通信番号使用計画の認定の申請 | 電気通信事業法第 50 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電気通信番号使用計画の変更認定の申請 | 同法第 50 条の 6 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

| | | | | | |
|-----------------------------|-------------------|-----|--------|---|-------|
| 電気通信番号使用計画の変更の届出 | 同法第 50 条の 6 第 3 項 | 届出等 | 民間事業者等 | 国 | 一 |
| 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出 | 同上 | 届出等 | 民間事業者等 | 国 | 一 |
| 電気通信事業の登録 | 同法第 9 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11619 |
| 電気通信事業の登録の更新 | 同法第 12 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11620 |
| 電気通信事業の変更の登録 | 同法第 13 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11621 |
| 電気通信事業の変更の届出 | 同法第 13 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11665 |
| 電気通信事業の届出 | 同法第 16 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11719 |
| 届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出 | 同法第 16 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11720 |
| 電気通信事業の変更の届出 | 同法第 16 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11721 |
| 電気通信事業者の地位の承継の届出 | 同法第 17 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11666 |
| 電気通信事業の休止又は廃止の届出 | 同法第 18 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11667 |
| 電気通信事業者たる法人の解散の届出 | 同法第 18 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11668 |
| 認定電気通信事業の開始の届出 | 同法第 120 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11673 |
| 営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の届出 | 同法第 165 条第 1 項 | 申請等 | 地方等 | 国 | 11685 |
| 電気通信役務・役員の変更の報告 | 同法第 166 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11687 |

| | | | | | |
|--------------------------|---|-----|-----------------|---|--------|
| 再放送の役務の提供条件に関する契約約款届出書 | 放送法施行規則(昭和 25 年電波監視委員会規則第 10 号) 164 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 一 |
| 再放送の役務の提供条件に関する契約約款変更届出書 | 同規則第 164 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 一 |
| 一般放送事業者の事業計画書の変更届出 | 同規則第 170 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 10938 |
| 高周波利用設備の現状を示す証明書類の申請 | 電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号) 第 45 条の 3 第 2 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 一 |
| 高周波利用設備の型式の指定の申請 | 同規則第 46 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112231 |
| 高周波利用設備の型式の設計の変更の承認の申請 | 同規則第 46 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 一 |
| 高周波利用設備の型式の指定を受けた者の変更の届出 | 同規則第 46 条の 3 第 4 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112235 |
| 高周波利用設備の型式確認の届出 | 同規則第 46 条の 8 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112242 |
| 高周波利用設備の許可状の再交付の申請 | 無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号) 第 28 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 112227 |

| | | | | | |
|----------------------|--------------------------------------|-----|--------|---|-------|
| 有線電気通信設備の廃止の届出 | 有線電気通信法施行規則（昭和 28 年郵政省令第 36 号）第 5 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 11633 |
| 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請 | 電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 39 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 電気通信主任技術者資格者証の再交付の申請 | 同規則第 42 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 工事担任者資格者証の交付の申請 | 工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 37 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 工事担任者資格者証の再交付の申請 | 同規則第 40 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 無線従事者免許証の交付の申請 | 無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）第 46 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 無線従事者免許証の再交付の申請 | 同規則第 50 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

(2) 取組内容

(1) に記載した電波法（無線従事者免許証及び高周波利用設備に限る。）、電気通信事業法（電気通信資格者証、電気通信番号、電気通信事業者に限る。）及び放送法（有線一般放送に限る。）に係る 55 手続については、現状、書面で行われているが、電気通信行政情報システムの改修に着手し、令和 5 年度（2023 年度）から順次、e-Gov を窓口とするオンラインによる手続を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和 5 年度（2023 年度）中に設定）

8. 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手續ID |
|--------------|--|-------------|------|-------|-------|
| 在留資格認定証明書の交付 | 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 7 条の 2 第 1 項 | 申請等に基づく処分通知 | 国 | 国民等 | 12966 |

(2) 取組内容

(1) に記載した在留資格認定証明書の交付については、現状、紙媒体で交付しているところ、令和 3 年度（2021 年度）末までに、電子ファイルなど電磁的記録による交付について検討を進め、当該検討の結果を踏まえ、今後、在留申請オンラインシステム及び外国人出入国情報システムの必要な改修を行い、外国人等の利便性向上を図るとともに、上陸審査手続や在留審査手続の円滑化を促進する。

KPI：交付する在留資格認定証明書のうち電磁的記録による交付率（令和 4 年度（2022 年度）20%）

9. 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|-------------------|------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 住居地以外の記載事項の変更届出 | 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 10 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12943 |
| 在留カードの有効期間の更新申請 | 同法第 19 条の 11 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12945 |
| 紛失等による在留カードの再交付申請 | 同法第 19 条の 12 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12948 |
| 汚損等による在留カードの再交付申請 | 同法第 19 条の 13 第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 12950 |
| 永住許可の申請 | 同法第 22 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 13127 |
| 永住者の在留資格の取得許可の申請 | 同法第 22 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 13129 |

(2) 取組内容

在留期間更新許可の申請（手続 ID：13126）、資格外活動許可の申請（手続 ID：12980）、再入国許可の申請（手続 ID：13130）、在留資格認定証明書の交付申請（手続 ID：12979）、就労資格証明書の交付申請（手続 ID：12981）、在留資格変更許可の申請（手続 ID：13125）及び在留資格取得許可の申請（手続 ID：13128）の 7 手続については、令和元年度（2019 年度）以降、順次オンラインシステムの運用を開始しているが、これら申請について、令和 4 年（2022 年）3 月中に所属機関の職員等のみならず外国人本人が出入国管理システムを利用してオンラインにより申請することを可能とし、利用率の向上を図る。また今後、(1) 記載の 6 手続についても同様にオンライン化し、既にオンライン化している 7 手続を含めて、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。

また、オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証や G ビズ ID の活用を検討する。
さらに、マイナポータルの自己情報取得 API を活用するために在留申請オンラインシステムを改修し、令和 5 年度（2023 年度）末までに、各種申請手続における一部資料の添付を省略することを検討する。

以上により、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請率（令和 5 年度（2023 年度）：20%）

10. 登録支援機関関係手続（◎法務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---------------------|------------------------|--------------|----------|------------|----------|
| 登録支援機関の登録（更新）申請 | 出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 108246 |
| 登録支援機関の登録（更新）の通知 | 同法第19条の25第2項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 民間事業者等 | 108247 |
| 登録支援機関の登録（更新）の拒否の通知 | 同法第19条の26第2項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 民間事業者等 | 108248 |

(2) 取組内容

(1)に記載した登録支援機関の登録（更新）申請及び当該申請に係る結果通知については、現状、書面のみで行われているが、受入機関データベースシステムの必要な改修を行い、令和5年度（2023年度）末までに、当該手続に係る電子化について検討を進め、利用者の利便性向上及び行政手続の効率化を図る。

また、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。

KPI：登録支援機関登録申請におけるオンライン申請の割合（令和5年度（2023年度）：20%）

11. 司法試験及び司法試験予備試験の出願申請（◎法務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|---------------|--------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 司法試験の出願手続 | 司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）第3条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 司法試験予備試験の出願手続 | 同規則第3条第2項 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

(2) 取組内容

(1)に記載した2手続については、現状、書面のみで行われているが、新たにシステムを整備し、令和8年（2026年）に実施する試験から、受験者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために、オンラインによる出願手続を検討する。

また、出願手続に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

オンラインによる出願手続における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証や顔認証技術等を活用する。それらを活用することにより、司法試験予備試験の出願手続の際に添付を求めていた住民票の写しについて、添付の省略を実現することを検討する。

さらに、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続の際に添付を求める戸籍抄本等については、令和5年度（2023年度）以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる出願手続の割合（令和8年（2026年）試験：30%）

12. 在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|------------------------------|--|----------|----------|------------|----------|
| 遺言の公証（2号）の申請 | 民法（明治29年法律第89号）第984条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14253 |
| 戸籍・国籍届の受理（不受理）証明（30号）の申請 | 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条及び外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第1項第11号 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14277 |
| 原産地証明（26号）の申請 | 関税法（昭和29年法律第61号）第68条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14270 |
| 国籍証明（19号）の申請 | 外務省設置法第4条第1項第11号 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14254 |
| 在留証明（20号）（形式1）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14255 |
| 在留証明（20号）（形式2）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14256 |
| 身分上の事項に関する証明（21号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14257 |
| 職業証明（22号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14258 |
| 翻訳証明（23号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14259 |
| 公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14260 |
| 自動車運転免許証抜粋証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14272 |
| 旅券所持証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14273 |

| | | | | | |
|------------------------------------|----|--------|-----|---|-------|
| 在留（転出）届出済証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14274 |
| 居住証明（30号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14275 |
| その他30号の証明の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14278 |
| 本省におけるアポスティーユの申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14281 |
| 本省における公印確認の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14282 |
| 一般人（在留邦人）の署名（及び捺印）証明（24号ロ）（形式1） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14261 |
| 一般人（在留邦人）の署名（及び捺印）証明（24号ロ）（形式2及び3） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14262 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑証明（24号ロ） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14263 |
| 遺骨（遺体）証明（25号）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14269 |
| 犯罪履歴証明（警察証明・通常発給）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14279 |
| 犯罪履歴証明（警察証明・特別発給）の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14280 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録 | 同上 | 作成・保存等 | 国民等 | 国 | 14264 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録の廃止 | 同上 | 作成・保存等 | 国民等 | 国 | 14265 |
| 一般人（在留邦人）の印鑑登録の改姓の届出による抹消・再登録 | 同上 | 作成・保存等 | 国民等 | 国 | 14266 |

| | | | | | |
|---------------------------------|--------------------|--------|-----|---|-------|
| 一般人(在留邦人)の印鑑登録の登録印鑑の変更による抹消・再登録 | 同上 | 作成・保存等 | 国民等 | 国 | 14267 |
| 一般人(在留邦人)の印鑑登録の管轄区域内への転居による住所変更 | 同上 | 作成・保存等 | 国民等 | 国 | 14268 |
| 輸入陸揚証明(日本品の外国輸入証明)(27号)の申請 | 外務省設置法第4条第1項第11号等 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14271 |
| 採捕(加工)証明(30号)の申請 | 関税定率法基本通達11節第14条の3 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14276 |

(2) 取組内容

令和4年度(2022年度)中に「証明オンライン申請・証明書自動作成化システム」を構築することにより、令和4年度(2022年度)以降に、オンラインによる申請を可能とすることで、在留邦人(申請人)の利便性を向上させる。また証明書の自動作成により行政事務の効率化を図る。

現金での手数料納付を求めていた手続については、令和4年度(2022年度)以降、クレジットカード決済による納付を順次可能とする。

申請の際に戸籍謄(抄)本を求めていた証明(国籍証明及び身分上の事項に関する証明)については、令和5年度(2023年度)以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組み等を利用することによって、添付省略の実現を図る。

KPI: オンラインによる申請の割合(令和10年度(2028年度): 50%)

13. 在外公館における査証申請・交付(◎外務省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手続ID |
|-------------------------|---------------|--------------|-----------------|-----------------|-------|
| 在外公館における査証の発給の申請 | 外務省設置法第4条第13項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 14329 |
| IC旅券事前登録制度による旅券の登録の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14331 |
| 在外公館における査証の交付 | 同上 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 又は民間事業者等 | 14330 |
| IC旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付 | 同上 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 14332 |

(2) 取組内容

(1)に記載した4手続のうち、中国国籍者からの短期滞在観光査証の申請と、インドネシア在住の同国籍者からの旅券事前登録制による査証免除の申請については、現状、書面のみで行われており、査証及び査証免除登録証の交付については、旅券面に貼付しているが、領事業務情報システムを改修(次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入)し、令和2年(2020年)4月から、オンラインによる申請・交付を可能とすることで、申請者の利便性向上及び在外公館の査証業務の効率化を図ることとしていた。

他方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、水際対策措置の一環として、一部の国・地域からの訪日外国人に対する上陸拒否、検疫の強化(COVID-19に関する検査、14日間の待機、公共交通機関の不使用)、査証制限(発給済み査証の効力停止、査証免除措置の一時的な停止)が実施されたことに伴い、次世代査証発給・渡航認証管理システムの運用開始が見送られている。現在、各国・地域での感染状況及び水際措置の状況等を踏まえな

がら、国際的な人の往来の段階的再開について検討してきており、その過程で次世代査証発給・渡航認証システムの早期運用開始を図る。

また、査証等の発行に係る手数料については、令和4年度（2022年度）以降、クレジットカード決済による納付を順次可能とする。

KPI：①中国在住の中国国籍者のオンラインによる申請の割合（令和4年（2022年）：55.5%（推定値））

②インドネシア在住のインドネシア国籍者のオンラインによる申請の割合（令和4年（2022年）：42.5%（推定値））

14. 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手続ID |
|----------------------------------|-------------------------|------|------|-------|-------|
| 一般旅券の発給の申請 (外務大臣又は領事官に申請する場合) | 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14207 |
| 一般旅券の発給の申請 (都道府県知事に申請する場合) | 同上 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 14243 |
| 公用旅券の発給の請求 (外務大臣又は領事官に請求する場合) | 同法第4条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14208 |
| 一般旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合） | 同法第17条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14247 |
| 一般旅券の紛失又は焼失の届出（都道府県知事に届出する場合） | 同上 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 14248 |
| 公用旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合） | 同法第17条第4項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14249 |

(2) 取組内容

(1)に記載した6手続については、現状、書面のみで行われているが、申請者の利便性向上等を図るため、領事業務情報システムを改修し、令和4年度（2022年度）から、オンラインによる申請を可能とする。

その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努める。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。

また、旅券発給に係る手数料については、令和4年度（2022年度）以降、クレジットカード決済等による納付を順次可能とする。

申請の際に添付を求めている戸籍謄抄本については、令和5年度（2023年度）以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、令和6年度（2024年度）から、添付省略の実現を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2024年度（令和6年度）：50%）

(77)

15. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手続ID |
|------------------------|--|--------------|------|-------|-------|
| APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請 | アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成15年外務省令第7号）第3条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14242 |
| APEC・ビジネス・トラベル・カード交付 | 同省令第6条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 一 |

（2）取組内容

（1）に記載したAPEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請については、現状、書面を郵送することにより行われているが、簡易的な申請受付サイトを整備し、令和4年（2022年）3月末までにウェブサイト上で可能な限り提出できるようオンライン申請の導入を図る。また、申請に係る手数料についても、省令改正を行った上で、令和4年度（2022年度）にオンライン納付を可能とする見込みである領事手数料を参考にし、オンライン納付への対応を検討する。加えて、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付についても、同カードがスマートフォン上のアプリケーションで表示できるようになるところ、省令改正を行った上で、令和3年度（2021年度）以降、希望者に対してアプリケーション上で交付を可能とするよう検討する。

KPI：オンラインによる申請率（令和4年度（2022年度）：50%）

16. 地方公共団体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有（◎外務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|---------------------------------|------|-------------|------|--------|------|
| 地方公共団体から在外公館へのマイナンバーカード申請情報の共有 | — | 申請等 | 地方等 | 国 | — |
| 在外公館から地方公共団体へのマイナンバーカード交付等情報の共有 | — | 申請に基づく処分通知等 | 国 | 地方等 | — |

(2) 取組内容

マイナンバーカード・電子証明書は、住民票を基礎として発行されている。国外転出時に住民票は消除され、マイナンバーカードは返納するものとされているため、現在、国外転出者は利用できない。

令和元年（2019年）5月、国外転出者について、住民票に代わり、戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・電子証明書の利用を実現するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により、マイナンバー法等の改正が行われた（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の公布日から起算して5年を超えない範囲で政令で定める日から施行）。これを踏まえ、地方公共団体と外務省間でマイナンバーカードの申請・交付情報を共有するシステムを整備し、(1)に記載した手続についてオンラインによる共有を可能とする環境の構築を検討する。

KPI：オンラインによる共有の割合（令和6年度（2024年度）：100%）

17. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|----------------------------------|--------------------------|----------------|------|--------|-------|
| 相続税法第58条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知 | 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国 | 58571 |

(2) 取組内容

(1)に記載した手続については、現状、市町村から税務署に書面のみで行われているが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の国税総合管理システムにオンラインで連携する仕組みを整備することにより、令和6年度（2024年度）以降、市町村から税務署への死亡等に関する事項の通知を廃止し、行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン化による入力事務の削減（令和6年度（2024年度））

18. 国税関係手続等の申請等（◎財務省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

国税庁が所管する全手続のうち、租税条約に関する届出、教育資金非課税申告の手続など、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による提出の入力フォームが用意されていない全ての申請等（対象となる申請等については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）。

(2) 取組内容

制度改正を行い、画像データを送信可能とするよう国税電子申告・納税システム（e-Tax）を改修し、令和3年（2021年）1月から、(1)に記載した手続のうち、税務署長宛ての手続についてオンライン化を実施した。

加えて今後、令和3年度（2021年度）中に、国税庁長官等宛ての手続についてもオンラインによる申請等を可能とするよう、当該システムの改修を行い、(1)に記載した手続の完全オンライン化を目指す。

KPI：当該対象手続のオンライン化状況（令和3年度（2021年度））

(79)

19. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|----------------------|--|--------------|------|--------|-------|
| 中学校卒業程度認定試験の受験手続 | 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）第9条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14700 |
| 中学校卒業程度認定試験の証書の授与 | 同規則第11条 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 14701 |
| 中学校卒業程度認定試験の認定証明書の交付 | 同規則第12条 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 14702 |
| 高等学校卒業程度認定試験の受験手続 | 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第7条第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 14696 |
| 高等学校卒業程度認定試験の合格証書の授与 | 同規則第9条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 14697 |
| 高等学校卒業程度認定試験の証明書の交付 | 同規則第10条 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 国民等 | 14698 |

(2) 取組内容

(1)に記載した6手続については、現在、出願情報・過去の合格者情報等の管理機能や採点処理機能等を備えた高等学校卒業程度認定試験システムを活用して事務処理を行いつつ、受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与については書面のみで行っているところであるが、令和4年

度（2022年度）中に同システムを改修し、令和5年度（2023年度）試験からオンラインによる受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務を効率化することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（目標値未設定）

20. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手続ID |
|-----------------|------------------------------|------|------|---------|-------|
| 医師の氏名等の届出 | 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項 | 申請等 | 国民等 | 国（地方経由） | 47341 |
| 歯科医師の届出 | 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項 | 申請等 | 国民等 | 国（地方経由） | 47659 |
| 薬剤師の届出 | 薬剤師法第9条 | 申請等 | 国民等 | 国（地方経由） | 51168 |
| 氏名・住所等の届出 | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 47639 |
| 業務に従事する歯科衛生士の届出 | 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 47528 |
| 業務に従事する歯科技工士の届出 | 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 47529 |

（2）取組内容

（1）に記載した6手続については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう、令和4年度（2022年度）の届出からのオンライン化に向けて、届出システムの構築等、必要な措置を講じる。

KPI：オンラインによる届出の割合（目標値未設定）

21. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---|--|----------|----------|------------|-------|
| 医薬品、医薬部外品又は化粧品(以下、「医薬品等」という。)の製造業の許可の申請 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第13条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50769 |
| 医薬品等の製造業の許可の更新の申請 | 同法第13条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50773 |
| 医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請 | 同法第13条第8項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50771 |
| 医薬品等の製造業の登録の申請 | 同法第13条の2の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 医薬品等の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請 | 同法第13条の2の2第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |
| 医薬品等の外国製造業者の認定の申請 | 同法第13条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50350 |
| 医薬品等の外国製造業者の認定の更新の申請 | 同法第13条の3第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50351 |
| 医薬品等の外国製造業者の認定の区分の変更又は追加の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50355 |
| 医薬品等の外国製造業者の登録の申請 | 同法第13条の3の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 医薬品等の外国製造業者の登録の更新の申請 | 同法第13条の3の2第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 医薬品等の製造販売承認の申請 | 同法第14条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50797 |

| | | | | | |
|--|----------------|-----|--------|-------------|-------|
| 医薬品等の適合性調査の申請 | 同法第14条第7項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人又は地方等 | 50371 |
| 医薬品等の製造販売承認の一部変更承認の申請 | 同法第14条第15項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 51038 |
| 医療機器又は体外診断用医薬品(以下、「医療機器等」という。)の製造業の登録の申請 | 同法第23条の2の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 50783 |
| 医療機器等の製造業の登録の更新の申請 | 同法第23条の2の3第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 50784 |
| 医療機器等の外国製造業者の登録の申請 | 同法第23条の2の4第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50393 |
| 医療機器等の外国製造業者の登録の更新の申請 | 同法第23条の2の4第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50394 |
| 医療機器等の製造販売承認の申請 | 同法第23条の2の5第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50386 |
| 医療機器等の適合性調査の申請 | 同法第23条の2の5第6項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50390 |
| 医療機器等の製造販売承認の一部変更承認の申請 | 同法第23条の2の5第15項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50387 |
| 再生医療等製品の製造業の許可の申請 | 同法第23条の22第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50770 |
| 再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請 | 同法第23条の22第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50774 |
| 再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請 | 同法第23条の22第8項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50772 |
| 再生医療等製品の外国製造業者の認定の申請 | 同法第23条の24第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50636 |

| | | | | | |
|-------------------------------|---|-----|--------|--------|--------|
| 再生医療等製品の外国製造業者の認定の更新の申請 | 同法第 23 条の 24 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50637 |
| 再生医療等製品の外国製造業者認定の区分の変更又は追加の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50639 |
| 再生医療等製品の製造販売承認の申請 | 同法第 23 条の 25 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50649 |
| 再生医療等製品の適合性調査の申請 | 同法第 23 条の 25 第 5 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 109651 |
| 再生医療等製品の製造販売承認の一部変更承認の申請 | 同法第 23 条の 25 第 11 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 50650 |
| 医療機器の修理業の許可の申請 | 同法第 40 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50378 |
| 医療機器の修理業の許可の更新の申請 | 同法第 40 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50380 |
| 医療機器の修理業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請 | 同法第 40 条の 2 第 7 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 50379 |
| 原薬等登録原簿登録の申請 | 同法第 80 条の 6 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50551 |
| 原薬等登録原簿変更登録の申請 | 同法第 80 条の 8 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50558 |
| 原薬等登録原簿登録証書換え交付の申請 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 280 条の 5 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50557 |
| 原薬等登録原簿登録証書交付の申請 | 同規則第 280 条の 6 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 独立行政法人 | 50556 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 36 手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、医薬品医療機器申請・審査システム及び申請電子データシステムを改修し、(1) に記載した申請に係る 36 手続について令和 4 年度（2022 年度）から、オンラインによる手続を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。なお、オンラインによる申請においては、電子証明書等による本人確認を実施する。

また、申請の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる手数料納付の実現に向け、手法の選定及びその費用対効果を精査するための調査検討を行う。

KPI : ①令和 4 年度（2022 年度）中に、36 手続全てについてオンラインによる申請が可能となる仕組みを整備する。

②オンラインによる申請の割合（令和 4 年度（2022 年度）：40%）

22. 医薬品等輸入確認の申請（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手 続 ID |
|-------------|--|----------|----------|------------|-----------|
| 医薬品等輸入確認の申請 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 56 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、医薬品等輸入確認情報システムの整備に関する調査研究の結果を踏まえて、令和 4 年度（2022 年度）から、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 4 年度（2022 年度）：50%）

23. 解体・改修工事の届出（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手 続 ID |
|--------------------------|---------------------------------------|----------|----------|------------|-----------|
| 建築物等の解体・改修工事に係る事前調査結果の報告 | 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 4 条の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

※令和 4 年（2022 年）4 月 1 日施行

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、新たに石綿事前調査結果報告システムを整備し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日の省令の施行による手続の新設と同時に、オンラインによる報告を可能とともに、環境省が所管する大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に係る報告も同時に行えるようにすることで、報告を行う民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和 4 年度（2022 年度）：90%）

24. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---------------------|-------------------------------------|----------------|--------------|------------|----------|
| 技能検定の合格証書の交付 | 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第49条 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等又は独立行政法人等 | 国民等 | 45605 |
| 技能検定の受検の申請 | 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第1項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 45540 |
| 指定試験機関が行う技能検定の受検の申請 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 45548 |
| 技能検定の合格証書の再交付の申請 | 同規則第69条第2項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 45539 |
| 技能検定の試験の合格通知 | 同規則第70条 | 申請等に基づかない処分通知等 | 地方等 | 国民等 | 45606 |

(2) 取組内容

(1) に記載した5手続については、デジタル庁が構築予定の国家資格等情報連携・活用システムで整備し、令和6年（2024年）から、オンラインによる技能検定の受検申請等及び合格証書等通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、受検申請に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合（令和6年度（2024年度）：10%）

25. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|-----------------|-------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 国民生活基礎調査の調査票の提出 | 国民生活基礎調査規則（昭和61年厚生省令第39号）第11条 | 申請等 | 地方等 | 国又は地方等 | 45518 |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面で行われているが、総務省が運用する政府統計共同利用システムを利用し、令和4年（2022年）の調査から、オンラインによる提出を可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（令和4年（2022年）：10%）

26. 国民年金保険料免除・納付猶予の申請（◎厚生労働省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-------------------------|--|----------|----------|------------|----------|
| 国民年金保険料免除の申請（全額免除） | 国民年金法第 90 条第 1 項 | 申請等 | 国民 | 独立行政法人等 | 52015 |
| 国民年金保険料免除の申請（4 分の 3 免除） | 同法第 90 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民 | 独立行政法人等 | 52015 |
| 国民年金保険料免除の申請（半額免除） | 同法第 90 条の 2 第 2 項 | 申請等 | 国民 | 独立行政法人等 | 52015 |
| 国民年金保険料免除の申請（4 分の 1 免除） | 同法第 90 条の 2 第 3 項 | 申請等 | 国民 | 独立行政法人等 | 52015 |
| 国民年金保険料納付猶予の申請 | 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 19 条第 2 項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）附則第 14 条第 1 項 | 申請等 | 国民 | 独立行政法人等 | 52302 |

(2) 取組内容

(1) に記載した申請については、現状、書面のみで行われているが、記録管理・基礎年金番号管理システム及びマイナポータルを改修し、令和 4 年度（2022 年度）上期に、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。

KPI：日本年金機構が受理する届出件数に対するオンラインでの申請率
(令和 6 年度（2024 年度）：20%)

27. 生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手續名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|---------------|----------------|----------|----------|------------|----------|
| 指定医療機関の変更の届出等 | 生活保護法第 50 条の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 46089 |
| 指定医療機関の指定の辞退 | 同法第 51 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 46211 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、指定医療機関の利便性向上及び都道府県等の届出事務の効率化等を図るために、保険医療機関等管理システムの改修により、令和 5 年（2023 年）4 月（予定）から、地方厚生局に届け出ている保険医療機関等の届出と、届出窓口を統一し、オンラインによる届出の実現を図る。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）のシステム改修を踏まえて検討

28. 保険医療機関等の指定変更申請等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|--------------------|--|----------|----------|------------|----------|
| 保険医療機関の指定の変更の申請 | 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 66 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 48687 |
| 保険医療機関等の指定の辞退の申出 | 同法第 79 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 48686 |
| 保険医療機関等の指定内容の変更の届出 | 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）第 8 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 48684 |
| 保険医療機関等の開設者の異動の届出 | 同令第 8 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 48680 |
| 報告 | 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 11 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 48709 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 5 手続については、現状、書面のみで行われているが、保険医療機関等管理システムを改修し、令和 4 年（2022 年）1 月から、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請等を行う保険医療機関等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、オンライン請求ネットワークの認証基盤を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和 7 年度（2025 年度）：30%）

29. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|-------------|--|----------|----------|------------|----------|
| 漁獲成績報告書等の提出 | 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 14 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 19569 |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、スマート水産情報システム（旧広域資源管理システム）を令和 4 年度（2022 年度）までに改修し、オンラインによる提出を可能とすることで、漁業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（令和 6 年度（2024 年度）：70%）

30. 肥料登録申請等（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手續ID |
|---------------------------|----------------------------------|------|--------|--------|-------|
| 肥料登録申請 | 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 18680 |
| 肥料仮登録申請 | 同法第5条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18681 |
| 公定規格が定められる普通肥料の登録期間の更新の申請 | 同法第12条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 15700 |
| 肥料仮登録有効期間更新申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 18684 |
| 外国生産肥料の登録（仮登録）申請 | 同法第33条の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18692 |
| 外国生産肥料登録有効期間更新申請 | 同法第33条の2第6項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18695 |
| 外国生産肥料仮登録有効期間更新申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 18696 |

(2) 取組内容

(1) に記載した7手続については、現状、書面で行われているが、行政手続のオンライン化率100%を目指し、eMAFFにおける電子納付機能の整備状況を踏まえて、肥料登録システムにおいて、手数料納付のオンライン化等の申請等手続の更なる利便性向上を検討する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和7年度（2025年度）：50%）

31. 農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）

農林漁業者等に係る農林水産省が所管する3,000を超える行政手続（補助金等の申請を含む。）について、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために、オンラインによる申請等を受け付けるeMAFFの整備を進めている。令和2年度（2020年度）は、農業経営改善計画の認定の申請、経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付申請など499の手続についてオンライン申請を可能とし、令和3年度（2021年度）からは、eMAFFの基盤を強化しつつ、業務見直しが完了した行政手続から順次オンライン化を進めているところであり、令和4年度（2022年度）までにオンライン化率100%を目指す（対象手続の詳細については、令和3年度（2021年度）末に取りまとめ予定の「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。）。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する既存の方法に加え、令和4年度（2022年度）ではマイナポータルとの連携を図る。

申請等の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、令和3年度（2021年度）から順次、添付の省略を図る。

eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図るために、eMAFF地図の開発を進めており、令和4年度（2022年度）からの運用開始を目指す。

KPI：オンライン利用率（令和7年度（2025年度）：60%）

32. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく家畜の所有者による飼養衛生管理状況に係る報告や伝染性疾患の発生報告等の手続については、現状、書面のみで行われている。

このような状況を踏まえて、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、対象手続を現在検討中であるが、手続のオンライン化や、家畜の所有者、地方公共団体等の関係者間で、疾病に係るリスク管理等に必要となるデータの円滑な活用体制の構築に向けて、「飼養衛生管理情報共有システム」（仮称）の開発について検討する。

(88)

33. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手続ID |
|-----------------------------|-------------------------------------|------|--------|-------|-------|
| 製造の許可の申請 | アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号）第 3 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23307 |
| 試験研究製造の承認の申請 | 同法第 4 条第 3 号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23308 |
| 承継の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第 7 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23309 |
| 製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの製造の事業） | 同法第 8 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23310 |
| 許可事項の変更の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第 8 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23311 |
| 定期の報告（アルコールの製造の事業） | 同法第 9 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23312 |
| 亡失等の報告（アルコールの製造の事業） | 同法第 9 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23313 |
| 廃止の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第 11 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23314 |
| 必要な行為の継続の申請（アルコールの製造の事業） | 同法第 13 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23315 |
| 酒母等の移出の承認の申請（アルコールの製造の事業） | 同法第 15 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23316 |

| | | | | | |
|------------------------------|-----------|-----|--------|---|-------|
| 輸入の許可の申請 | 同法第16条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23317 |
| 試験研究輸入の承認の申請 | 同法第17条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23318 |
| 必要な行為の継続の申請 (アルコールの輸入の事業) | 同法第19条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23319 |
| 承継の届出(アルコールの輸入の事業) | 同法第20条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23320 |
| 製造設備等の変更の許可の申請(アルコールの輸入の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23321 |
| 許可事項の変更の届出(アルコールの輸入の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23322 |
| 定期の報告(アルコールの輸入の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23323 |
| 亡失等の報告(アルコールの輸入の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23324 |
| 廃止の届出(アルコールの輸入の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23325 |
| 販売の許可の申請 | 同法第21条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23326 |
| 譲渡の承認の申請 | 同法第22条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23327 |

| | | | | | |
|------------------------------|-----------|-----|--------|---|-------|
| 必要な行為の継続の申請 (アルコールの販売の事業) | 同法第24条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23328 |
| 承継の届出(アルコールの販売の事業) | 同法第25条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23329 |
| 製造設備等の変更の許可の申請(アルコールの販売の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23330 |
| 許可事項の変更の届出(アルコールの販売の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23331 |
| 定期の報告(アルコールの販売の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23332 |
| 亡失等の報告(アルコールの販売の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23333 |
| 廃止の届出(アルコールの販売の事業) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23334 |
| 使用の許可の申請 | 同法第26条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23335 |
| 必要な行為の継続の申請 (アルコールの使用) | 同法第29条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23336 |
| 承継の届出(アルコールの使用) | 同法第30条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23337 |
| 製造設備等の変更の許可の申請(アルコールの使用) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23338 |

| | | | | | |
|--------------------------------|-----------|-----|--------|---|-------|
| 許可事項の変更の届出 (アルコールの使用) | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23339 |
| 定期の報告（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23340 |
| 亡失等の報告（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23341 |
| 廃止の届出（アルコールの使用） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23342 |
| 特定アルコールの譲渡に係る申告 | 同法第31条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23137 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの製造の事業） | 同法第39条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23132 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの輸入の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23133 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの販売の事業） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23134 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール本体） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23135 |
| 廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール含有物） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23136 |

(2) 取組内容

(1)に記載した42手続については、現状、書面のみで行われているが、今後、オンラインによる申請等を可能とすることで、工業用アルコール事業を営む民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することも検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付省略の実現を図る。

KPI：令和3年度（2021年度）に検討を実施

34. 挥発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続 の 受け手 | 手續 ID |
|----------------------|---|----------|----------|----------------|----------|
| 揮発油特定加工業者の登録 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）第 12 条の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25846 |
| 揮発油特定加工業者の変更登録 | 同法第 12 条の 6 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25847 |
| 揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出 | 同法第 12 条の 6 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25848 |
| 揮発油特定加工業者の地位の承継の届出 | 同法第 12 条の 8 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25849 |
| 揮発油特定加工業者の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25850 |
| 軽油特定加工業者の登録 | 同法第 12 条の 9 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25851 |
| 軽油特定加工業者の変更登録 | 同法第 12 条の 13 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25852 |
| 軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出 | 同法第 12 条の 13 第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25853 |
| 軽油特定加工業者の地位の承継の届出 | 同法第 12 条の 15 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25854 |

| | | | | | |
|-----------------------------|---|-----|--------|---|-------|
| 軽油特定加工業者の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25855 |
| 登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出 | 同法第 16 条の 2 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25858 |
| 登録分析機関に揮発油の分析の委託契約が失効した旨の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25858 |
| 登録分析機関の登録 | 同法第 17 条の 13 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25827 |
| 登録分析機関の登録の更新 | 同法第 17 条の 16 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25827 |
| 業務規程の登録の届出 | 同法第 17 条の 18 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25828 |
| 業務規程の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25828 |
| 分析業務廃止（全部休止・一部休止）の届出 | 同法第 17 条の 21 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25829 |
| 揮発油試験研究計画の認定の申請 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 52 年通商産業省令第 24 号）第 10 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25859 |
| 揮発油試験研究計画の変更の認定の申請 | 同規則第 10 条の 5 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25860 |

| | | | | | |
|------------------------------|--------------|-----|--------|---|-------|
| 揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告 | 同規則第10条の6第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25861 |
| 揮発油試験研究計画中間報告書の提出 | 同規則第10条の6第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25862 |
| 揮発油試験研究計画最終報告書の提出 | 同規則第10条の6第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25863 |
| 生産(確認) 挥発油品質維持計画の認定の申請 | 同規則第14条の2第6項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25864 |
| 生産(確認) 挥発油品質維持計画の変更の届出 | 同規則第14条の6第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25865 |
| 生産(確認) 挥発油品質維持計画終了日の変更の認定の申請 | 同規則第14条の7第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25866 |
| 揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請 | 同規則第17条の2第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25867 |
| 揮発油規格適合確認の届出 | 同規則第17条の3第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25868 |
| 揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請 | 同規則第17条の5第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25869 |
| 揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出 | 同規則第17条の6第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25870 |
| 揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請 | 同規則第17条の7第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25871 |

| | | | | | |
|----------------------------|--------------|-----|--------|---|-------|
| 軽油試験研究計画の認定の申請 | 同規則第22条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25872 |
| 軽油試験研究計画の変更の認定の申請 | 同規則第22条の5第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25873 |
| 軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告 | 同規則第22条の6第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25874 |
| 軽油試験研究計画中間報告書の提出 | 同規則第22条の6第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25875 |
| 軽油試験研究計画最終報告書の提出 | 同規則第22条の6第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25876 |
| 軽油特定加工品質確認計画の認定の申請 | 同規則第25条の2第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25877 |
| 軽油規格適合確認の届出 | 同規則第25条の3第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25878 |
| 軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請 | 同規則第25条の5第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25879 |
| 軽油特定加工品質確認計画の変更の届出 | 同規則第25条の6第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25880 |
| 軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請 | 同規則第25条の7第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 25881 |

(2) 取組内容

(1)に記載した40手続については、現状、書面のみで行われているが、予算が確保できれば石油流通システムを整備し、オンラインによる申請等

を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。揮発油販売業者の登録（手続 ID:25841）等 7 手続について、令和 3 年（2021 年）4 月から試験的にオンラインによる申請を実施中。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する点については変更ない。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、令和 2 年（2020 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和 6 年度（2024 年度）：20%）

35. 経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）

経済産業省が所管する行政手続のうち、中・小規模の申請件数（年間手続件数が数千件程度まで）で、簡易な業務フローの手続等を中心に、対応可能なものについては、ローコードツールを活用した「G ビズフォーム」によるオンライン化を進めていく。「G ビズフォーム」によるオンライン化の対象手続については、手続件数や業務フロー等を勘案し、今後選定していく（具体的な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）。

KPI：令和 3 年度（2021 年度）に実施する調査事業を踏まえて対象手続を選定し、当該検討を踏まえて設定予定

36. 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|------------------|--|----------|----------|------------|----------|
| 事業継続力強化計画の申請 | 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118080 |
| 事業継続力強化計画の変更申請 | 同法第 57 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118079 |
| 連携事業継続力強化計画の申請 | 同法第 58 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118078 |
| 連携事業継続力強化計画の変更申請 | 同法第 59 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 118077 |

(2) 取組内容

(1) に記載した事業継続力強化計画の申請について、令和 2 年度（2020 年度）にオンライン申請受付機能を有するプラットフォームを整備し、令和 3 年度（2021 年度）からオンラインによる申請を可能とした。

また、事業継続力強化計画の変更申請については令和 3 年度（2021 年度）中にオンラインによる申請を可能とし、連携事業継続力強化計画の申請及び連携事業継続力強化の変更申請については、令和 4 年度（2022 年度）以降にオンラインによる申請の実現を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる事業継続力強化計画の申請割合（令和 6 年度（2024 年度）：100%）

37. 地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-----------------|--|----------|-------------|------------|----------|
| 発電設備の設置等費用の定期報告 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続のうち、地熱、水力、風力及びバイオマスに係る発電設備の定期報告については、現状、書面のみで行われているが、FIT 事業管理システムを改修し、令和 3 年度（2021 年度）中に、オンラインによる報告を可能とすることで、発電事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和 5 年度（2023 年度）：80%）

38. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------------------|-----------------------------------|----------------------|----------|------------|----------|
| 特定中小企業者の認定にかかる申請 | 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 12 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 26581 |
| 特定中小企業者の認定にかかる受付・審査・結果通知 | 同上 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 地方等 | 民間事業者等 | 26581 |

(2) 取組内容

特定中小企業者の申請については、経営の安定に支障を来している中小企業者等が地方公共団体に対して行い、認定を受けた中小企業者等は認定書と共に必要書類を信用保証協会に提出することで保証制度の利用が可能になる。これらの一連の手続は、現在一部の地方公共団体を除き書面のみで行われているところ、令和 4 年度（2022 年度）にオンライン申請受付・審査・結果通知機能を有するプラットフォームを整備し、順次オンラインによる申請の実現を図る。

KPI：特定中小企業者の認定申請に係るオンライン申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：100%）

39. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------|-----------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 一般ガス導管事業許可申請 | ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 36 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111124 |
| 事業開始届出 | 同法第 39 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111129 |
| 供給区域変更許可申請 | 同法第 40 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111130 |
| ガス工作物変更届出 | 同法第 41 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111135 |
| 氏名等変更届出 | 同法第 41 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111136 |
| 事業譲渡譲受認可申請 | 同法第 42 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111139 |
| 合併認可申請 | 同法第 42 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111141 |
| 分割認可申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111142 |
| 事業承継届出 | 同法第 43 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111143 |
| 事業休止（廃止）許可申請 | 同法第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111144 |

| | | | | | |
|----------------|-----------------------------|-----|--------|---|--------|
| 解散認可申請 | 同法第44条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111146 |
| 供給計画届出 | 同法第56条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111187 |
| 供給計画変更届出 | 同法第56条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111188 |
| 小売電気事業登録申請 | 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26308 |
| 小売電気事業変更登録申請 | 同法第2条の6第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26309 |
| 小売電気事業氏名等変更届出 | 同法第2条の6第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26310 |
| 小売電気事業変更届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26310 |
| 小売電気事業承継届出 | 同法第2条の7第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26311 |
| 小売電気事業休止（廃止）届出 | 同法第2条の8第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26312 |
| 解散届出 | 同法第2条の8第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26313 |
| 発電事業届出 | 同法第27条の27第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26361 |

| | | | | | |
|--|------------------------------|-----|------------|---|-------|
| 発電事業変更届 | 同法第27条の27第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26362 |
| 発電事業承継届 | 同法第27条の29 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 発電事業休止（廃止）届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 発電事業解散届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 特定自家用電気工作物接続届出 | 同法第28条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26366 |
| 特定自家用電気工作物設置変更届出 | 同法第28条の3第2項第1号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26367 |
| 特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出 | 同法第28条の3第2項第2号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電気的に接続されている状態でなくなった場合の届出 | 同法第28条の3第2項第3号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 発受電月報 | 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26103 |
| 自家用発電所運転半期報 | 同上 | 申請等 | 國民等、民間事業者等 | 国 | 26231 |

| | | | | | |
|--------------|----------------------------|-----|-------------------------|---|-------|
| 設備資金報 | 同上 | 申請等 | 国 民 等、民 間事業 者等 | 国 | 26113 |
| ガス事業生産動態統計調査 | 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 13 条 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 26102 |

(2) 取組内容

(1)に記載した 33 手続については、現状、書面のみで行われているが、業務改革（BPR）等に基づく対象手続の選定やシステムの要件定義等の検討を行った上で、新たに電気・ガス事業オンライン申請・届出システムを整備し、このうち 5 手続（発電事業届出、発電事業変更届、発電事業承継届、発電事業休止（廃止）届及び発電事業解散届）については令和 4 年（2022 年）4 月から、それ以外の 28 手続についてはそれ以降に順次、オンラインによる申請・届出等を可能とすることで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：45%）

40. 特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

特許庁からオンライン発送できない書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い以下の手続。

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続 の受け手 | 手續 ID |
|-------------|-----------------------------------|----------|----------|-------------------------|----------|
| 特許証の交付 | 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 28 条 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21475 |
| 実用新案登録証の交付 | 実用新案法（昭和 34 年法 律第 123 号）第 50 条 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21476 |
| 意匠登録証の交付 | 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 62 条 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21477 |
| 商標登録証の交付 | 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 71 条の 2 | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 21478 |
| 年金領収書 | — | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 自動納付通知 | — | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |
| 商標更新申請登録通知書 | — | 通知等 | 国 | 国民等 又は民 間事業 者等 | — |

| | | | | | |
|-----------|--|-----|---|-------------|-------|
| 移転登録済通知書 | 特許登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第33号）第60条等 | 通知等 | 国 | 国民又は民間事業者等 | 一 |
| 識別番号通知書 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号）第3条2項 | 通知等 | 国 | 国民等又は民間事業者等 | 22548 |
| 包括委任状番号通知 | 同規則第6条3項 | 通知等 | 国 | 国民等又は民間事業者等 | 22549 |

(2) 取組内容

特許庁からの発送手続については、平成5年（1993年）にオンライン発送システムの稼働を開始し、年間の総発送件数約395万件（約1,000種類）のうち、約115万件がオンラインで発送可能となっている。一方で、オンライン発送できない手続が年間約280万件（約800種類）存在する。上記約280万件の発送書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い（1）に記載の手続（現在オンライン発送できない手続全体の約8割以上となる約230万件に相当）を対象とし、令和4～5年度（2022年度～2023年度）にシステムを整備し、これらの発送手続について令和5年度（2023年度）中にオンライン発送が行えるようにすることを目的とする。

KPI：（1）に記載した対象書類について、令和5年度（2023年度）中にオンライン発送を可能とする。

41. 特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

特許庁が所管する全手続のうち、特許庁が受け手になっている登録名義人の表示変更登録申請書、無効審判請求書など、書面でのみ申請が可能な約500種類の行政手続（詳細な対象手続については、令和3年度（2021年度）末に取りまとめ予定の「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

(2) 取組内容

特許庁は、平成2年（1990年）に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、現在は、申請件数ベースでは、年間の総申請件数約310万件のうち、約290万件がオンラインで申請可能となっている。一方で、オンライン申請できない手続（書面でのみ手続が可能な申請）が年間約20万件（約500種類）存在する。令和4～5年度（2022～2023年度）にシステムを整備し、これらの書面手続について令和5年度（2023年度）中にオンライン申請が行えるようにすることを目的とする。

KPI：（1）に記載した約500種類の対象書類について、令和5年度（2023年度）中にオンライン申請を可能とする。

42. 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---|--|----------|----------|------------|----------|
| 翌年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号) 第24条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23192 |
| その年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 同法第24条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23193 |
| 前三年に製造等を行った場合等における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 同法第24条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23194 |
| 届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出 | 同法第24条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23195 |
| 第一種指定物質の製造等の実績数量の届出 | 同法第25条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23196 |
| その年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同法第26条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23198 |
| 前三年に使用を行った場合等における第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23199 |
| 第一種指定物質の使用の実績数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23201 |

| | | | | | |
|--|-----------|-----|--------|---|-------|
| 届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23200 |
| 翌年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23197 |
| その年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同法第27条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23203 |
| 前年に製造を行った場合等における第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23204 |
| 第二種指定物質の製造の実績数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23206 |
| 届出に係る数量を著しく上回る場合における第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23205 |
| 翌年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23202 |
| 指定物質等の輸出入の実績数量の届出 | 同法第28条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23207 |
| 有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出 | 同法第29条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23208 |
| 特定有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出 | 同法第29条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 23209 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 18 手続については、現状、書面で行われているが、e-Gov を活用し、令和 4 年度（2022 年度）から、オンラインによる届出を可能とすることで、届出者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

オンラインによる届出における本人確認の方法及び届出の際に添付を求める書類に係る情報の確認の方法については、今後検討する。

KPI：令和 6 年度（2024 年度）までに全届出件数に対する電子申請の割合を 50% にする。

43. 経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手続 ID |
|-------------|-----------------------|------|--------|--------|-------|
| 経営革新計画の申請 | 中小企業等経営強化法第 14 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 26498 |
| 経営革新計画の変更申請 | 同法第 15 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 26559 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続の大部分は都道府県に対して申請されており、書面によって行われている。オンラインでの申請を可能とし、加えて、申請事務及び審査業務の効率化を図るために、都道府県へ電子申請システムを提供することを検討する。具体的には、令和 4 年度（2022 年度）中までに以下を行うことを目指す。

- ・電子申請システム利用に関心のある都道府県の業務フローの精査
- ・電子申請システムの要件整理及び構築
- ・電子申請システム利用に関心のある都道府県への提供開始

KPI：電子申請システムを利用した都道府県におけるオンライン申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）：20%）

44. 技術検定試験受検申請（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|----------------------------------|-------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 技術検定試験受検申請 (土木・管工事・電気通信工事・造園) | 施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第4条第1項 | 申請等 | 国民等 | 民間事業者等 | 29121 |
| 技術検定試験受検申請 (建築・電気工事) | 同上 | 申請等 | 国民等 | 民間事業者等 | 29122 |
| 技術検定試験受検申請 (建設機械施工) | 同上 | 申請等 | 国民等 | 民間事業者等 | 29123 |

(2) 取組内容

(1) に記載した技術検定試験受検申請については、試験的にオンライン申請を実施している再受検等一部の申請手続を除き、現状、書面で行われているが、今後、全ての受検申請において手数料納付及び本人確認も含めたオンラインによる申請の実現を図る。

また、業務の効率化のみでなく、試験種目間における実務経験の重複申請の防止等を図るため、各指定試験機関のシステムを相互に連携させ、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合（令和6年度（2024年度）：10%）

45. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|-------------------|--------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 測量業の財務に関する報告（個人） | 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の8第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28432 |
| 地質調査業者の新規登録申請（法人） | 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第4条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 地質調査業者の新規登録申請（個人） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

(2) 取組内容

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、オンライン化未対応の手続について、建設関連業者登録システムの改修と併せて e-Gov を活用したオンライン申請環境の整備を行い、令和4年度（2022年度）中に利用開始することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めていた登記事項証明書（商業法人）については、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和4年度（2022年度）：20%）

46. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|-------------------------|--------------------------|------|--------|--------|-------|
| 建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合） | 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28436 |
| 建設業許可の申請（都道府県知事に申請する場合） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 28765 |
| 建設業許可の更新（国土交通大臣に申請する場合） | 同法第3条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28437 |
| 建設業許可の更新（都道府県知事に申請する場合） | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 28766 |
| 経営事項審査 | 同法第27条の23第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 28455 |

(2) 取組内容

申請者・許可行政庁双方にとって大きな事務負担となっている、建設業許可等の申請手続を合理化するために、電子申請システムの整備を図り、遅くとも令和4年度（2022年度）でのシステム運用開始を目指す。

また、申請の際に添付を求めている登記事項証明書、納税証明書（国税）などの各種添付書類について、他府省庁等のシステムとのバックオフィス連携によって添付省略の実現を図る。

KPI：建設業許可関係手続のオンラインによる申請の割合（令和8年度（2026年度）末：20%）

47. 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|-------------------|-------------------------------|------|-------------|--------|------|
| 航空従事者技能証明の申請 | 航空法（昭和27年法律第231号）第22条第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 技能証明の限定の変更申請 | 同法第29条の2第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 航空機の操縦練習許可申請 | 同法第35条第3項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 航空英語能力証明の申請 | 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第63条第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 計器飛行証明及び操縦教育証明の申請 | 同規則第64条第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 技能証明書等の再交付申請 | 同規則第71条第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |
| 特定操縦技能の審査結果等の提出 | 同規則第162条の15第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | — |

| | | | | | |
|--------------|-----------------|-----|-----------------|---|---|
| 運航管理者技能検定の申請 | 同規則第 168 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 一 |
|--------------|-----------------|-----|-----------------|---|---|

(2) 取組内容

(1) に記載した 8 手続については、現状、書面で行われているが、航空従事者管理システムを改修し、令和 4 年度（2022 年度）中に、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、当初は従来どおりの住民票の郵送による確認を行い、令和 6 年度（2024 年度）以降にマイナンバーカードの公的個人認証を活用する方向で令和 4 年度（2022 年度）中に検討を行う。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）末：70%）

(103)

48. 航空法に基づく申請等（@国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続 ID |
|---------------------|------------------------|------|-----------------|--------|--------|
| 耐空証明申請 | 航空法第 10 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 32927 |
| 型式証明申請 | 同法第 12 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 111619 |
| 航空機の型式設計変更承認申請 | 同法第 13 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 32928 |
| 航空機の追加型式設計変更承認申請 | 同法第 13 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 32929 |
| 修理改造検査申請 | 同法第 17 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 111617 |
| 事業場の認定申請 | 同法第 20 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 32930 |
| 事業場の業務規程の認可申請 | 同法第 20 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 32931 |
| 事業場の業務規程の変更の認可申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 32932 |
| 事業場の業務規程の軽微な変更に係る届出 | 同法第 20 条第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 一 |
| 装備品等型式(仕様)承認申請 | 航空法施行規則第 14 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 115066 |

| | | | | | |
|-------------------------------|---------------|-----|-------------|---|--------|
| 装備品等の型式等の変更承認の申請 | 同規則第14条の2第4項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 32933 |
| 承認を受けた型式又は仕様に係る設計変更を確認したことの届出 | 同規則第14条の2第7項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 32934 |
| 耐空証明書の再交付申請 | 同規則第16条の2第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115067 |
| 耐空検査員認定申請 | 同規則第16条の7第1項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 115068 |
| 試験飛行の許可申請 | 同規則第16条の14第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 111622 |
| 認定事業場による型式設計変更の届出 | 同規則第22条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 115215 |
| 認定事業場による追加型式設計変更の届出 | 同規則第23条の8第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 32929 |
| 整備規程設定認定申請 | 同規則第23条の15第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115208 |
| 整備規程変更認定申請 | 同規則第23条の15第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115209 |
| 整備規程変更の届出 | 同規則第23条の15第4項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115210 |

| | | | | | |
|---------------|--------------|-----|-------------|---|--------|
| 修理改造設計承認の申請 | 同規則第26条の3第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115211 |
| 修理改造設計承認変更の申請 | 同規則第26条の7第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115213 |
| 認定事業場の限定の変更 | 同規則第38条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 111623 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 23 手続については、現状、書面のみで行われているが、オンラインによる申請を可能とともに、歳入金電子納付システム (REPS) を活用してオンライン納付を可能とすることで、行政事務の効率化等を図る。

KPI：対象手続のオンライン化の整備（令和4年度（2022年度））

（具体的な指標については、令和4年度（2022年度）に検討する。）

49. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|--------------------|--------------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 自動車（検査対象軽自動車）の新規検査 | 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 独立行政法人等 | 33928 |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面で行われているが、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの改修により、今後、手数料納付を含めて、オンラインによる検査申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

自動車の新規登録（手続 ID:33625）等の 23 手続については、既に自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）によりオンライン化されているが、申請者の利便性の向上のため、スマートフォンにより、マイナンバーカードの読み取りを可能とし、カードリーダーを不要とするシステム改修を令和 3 年度（2021 年度）中に実施する。

また、令和 5 年（2023 年）1 月から導入される電子自動車検査証を活用し、継続検査時等における運輸支局等への出頭回数の減少や、申請書の入力項目の削減を図るとともに、クレジットカードによる検査登録手数料及び自動車重量税の一括決済、法務省の登記情報連携システムとの連携による添付書類の省略等を図る。

KPI： OSS 申請率（令和 3 年度（2021 年度）までに新車新規登録 80%、継続検査 70%）

50. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|--------------------|--|----------|----------|------------|----------|
| 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 4 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 30839 |
| 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出 | 同法第 12 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 30843 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、令和 5 年度（2023 年度）を目途にオンラインによる届出を可能とすることで、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（目標値未設定）

51. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|----------------------|-------------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 宅地建物取引業の免許の申請 | 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第4条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28821 |
| 宅地建物取引業の免許の更新の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28822 |
| 免許申請事項の変更の届出 | 同法第9条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28823 |
| 廃業等の届出 | 同法第11条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28824 |
| 営業保証金供託済の届出 | 同法第25条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28829 |
| 事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 | 同法第26条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28830 |
| 営業保証金の不足額の供託の届出 | 同法第28条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28831 |
| 業務を行う場所の届出 | 同法第50条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28825 |
| 免許証の書換交付の申請 | 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第4条の2第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28826 |
| 免許証の再交付（亡失、滅失の場合）の申請 | 同規則第4条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28827 |
| 免許証の再交付（汚損、破損の場合）の申請 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28828 |
| 営業保証金の保管替え等の届出 | 同規則第15条の4 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28832 |

| | | | | | |
|-------------|-------------|-----|--------|---|-------|
| 営業保証金の変換の届出 | 同規則第15条の4の2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28833 |
|-------------|-------------|-----|--------|---|-------|

(2) 取組内容

(1) に記載した13手続については、現状、書面で行われているが、電子申請システム（受付機能）の整備を図り、令和6年度（2024年度）以降オンラインによる申請等を順次可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI: 宅地建物取引業免許等関係のオンライン申請の割合(令和10年度(2028年度)末: 20%)

52. 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|--------------|------------------|----------|----------|------------|----------|
| 特定改造等に係る許可申請 | 道路運送車両法第99条の3第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、令和3年（2021年）3月までに国土交通省自動車局の審査・リコール課個別業務システムを改修したところ、今後、国土交通省オンライン申請システムを改修し、令和5年（2023年）3月までにe-Govを活用し、本人確認及び手数料納付を含めて、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

なお、審査・リコール課個別業務システムの改修において、許可証を自動的に作成する機能を追加し、処理日数の短縮による利便性向上を図った。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和7年度（2025年度）：80%）

53. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|----------------------|---------------------------|----------|----------|----------------|----------|
| 特定車両停留施設における停留の許可の申請 | 道路法（令和2年法律第31号）第48条の32第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国、独立行政法人等又は地方等 | — |
| 特定車両停留施設における停留の許可の変更 | 同法第48条の32第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国、独立行政法人等又は地方等 | — |

(2) 取組内容

(1) に記載した2手続については、民間事業者等が特定車両停留施設に車両を停留させるために行うものであり、今後、新たにシステムを整備しオンラインによる申請の実現を図る。

KPI：令和4年度（2022年度）に当該対象手続のオンライン化の整備

54. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|----------------------------|----------------------------------|--------------------------|-------------------------|------------|----------|
| 工事・作業許可申請 | 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 31 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 33520 |
| 測量士又は測量士補の登録申請 | 測量法第 49 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33588 |
| 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出 | 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 35941 |
| 航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可 | 航空法第 60 条 | 申請等 に基づ く処分 通知等 | 国 | 民間事 業者 | 36221 |
| 航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可 | 同法第 61 条第 1 項 | 申請等 に基づ く処分 通知等 | 国 | 民間事 業者 | 36222 |
| 特別な方式による航行の許可 | 同法第 83 条の 2 | 申請等 に基づ く処分 通知等 | 国 | 民間事 業者 | 36223 |
| 運航管理施設等の検査 | 同法第 102 条第 1 項 | 申請等 に基づ く処分 通知等 | 国 | 民間事 業者 | 33072 |
| 安全管理規程の届出又は変更の届出 | 同法第 103 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 33073 |
| 安全統括管理者の選任又は解任の届出 | 同法第 103 条の 2 第 5 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 33074 |
| 運航規程及び整備規程の認可及び変更認可 | 同法第 104 条第 1 項 | 申請等 に基づ | 国 | 民間事 業者 | 33075 |

| | | | | | |
|----------------------------|---|--------------------------|-------------------------|-----------|----------------|
| 航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可 | 同法第 113 条の 2 第 1 項 | 申請等 に基づ く処分 通知等 | 国 | 民間事 業者 | 33087 |
| 不動産鑑定士の登録 | 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 17 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29035 |
| 不動産鑑定士の変更の登録 | 同法第 18 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29036 |
| 不動産鑑定士の死亡等の届出 | 同法第 19 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29037 |
| 不動産鑑定士の登録の消滅 | 同法第 20 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 29038 |
| 不動産鑑定業者の登録 | 同法第 22 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 29039 |
| 不動産鑑定業者の更新の登録 | 同法第 22 条第 3 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 29040 |
| 不動産鑑定業者の登録換えの登録 | 同法第 26 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 29041 |
| 不動産鑑定業者の変更の登録 | 同法第 27 条第 1 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 29042 |
| 不動産鑑定業者の廃業等の届出 | 同法第 29 条 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | 29043 |
| 流水の占用の許可 | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 23 条 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 34977 36354 |
| 流水の占用の登録 | 同法第 23 条の 2 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 34978 36355 |

| | | | | | |
|------------------------|--|-----|-------------------------|-----|----------------|
| 土地の占用の許可 | 同法第 24 条 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 34979 35410 |
| 土石等の採取の許可 | 同法第 25 条 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 34980 35411 |
| 工作物の新築等の許可 | 同法第 26 条 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 34981 35412 |
| 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請 | 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号) 第 3 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33825 |
| 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請 | 同法第 3 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33826 |
| 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請 | 同法第 3 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33827 |
| 使用廃止の届出 | 同法第 5 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33828 |
| 採取計画の認可 | 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号) 第 16 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 35467 |
| 採取計画の変更の認可等 | 同法第 20 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 35468 |
| 採取計画認可の届出事項の軽微な変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 35469 |
| 採取計画認可時の届出事項の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 35470 |
| 一般貨物自動車運送事業の許可の申請 | 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号) | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33802 |

| | | | | | |
|--|---|-----|--------|---|-------|
| 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請 | 同法第 9 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33803 |
| 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出 | 同法第 9 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33804 |
| 一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出 | 同法第 18 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33749 |
| 運行管理者資格者証の交付の申請 | 同法第 19 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33750 |
| 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請 | 同法第 30 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33807 |
| 一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出 | 同法第 32 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33810 |
| 貨物軽自動車運送事業の経営の届出 | 同法第 36 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33815 |
| 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33816 |
| 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出 | 同法第 36 条第 3 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33817 |
| 特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号) 第 33 条 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号) 第 33 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33770 |
| 特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告 | 同法第 34 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33771 |

| | | | | | |
|---|--|--------------|--------|-----|-------|
| 周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出 | 同法第 36 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36437 |
| 周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告 | 同法第 37 条 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36438 |
| 測量士・測量士補の登録通知 | 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）第 12 条第 2 項 | 申請等に基づく処分通知等 | 國 | 国民等 | 33594 |
| 測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出 | 同令第 13 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33592 |
| 測量士・測量士補の死亡等の届出 | 同令第 16 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33593 |
| 測量士試験の受験願書の提出 | 同令第 22 条 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33590 |
| 測量士補試験の受験願書の提出 | 同上 | 申請等 | 国民等 | 国 | 33591 |
| 測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付 | 同令第 24 条 | 申請等に基づく処分通知等 | 國 | 国民等 | 36219 |
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出 | 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 68 条第 1 項第 5 号 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36414 |
| 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定の申請 | 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号）附則第 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 36445 |

| | | | | | |
|---|---|-----|--------|---|-------|
| | 2 項 | | | | |
| 一般貨物自動車運送事業者等による届出 | 貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）第 44 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33823 |
| 事業報告書及び事業実績報告書の提出 | 貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 33 号）第 2 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33845 |
| 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出 | 同規則第 2 条の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 33824 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 57 手続については、現状、書面のみで行われているが、国土交通省のオンライン申請システムを改修し、令和 3 年度（2021 年度）以降順次、オンラインによる申請受付等を可能とする。その際電子署名の付与機能の追加等を行うことで、申請者等の利便性を向上させるとともに行政事務の効率化を図る。

また、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行なうことができるシステムの導入についても併せて検討を進め、地方運輸局における行政手続（鉄道、海事等）において先行的に実施する（詳細な対象手続は現在検討中であり、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）。

申請等の際に手数料を求めていた手続について、歳入金電子納付システム（REPS）を活用して、手続のオンライン化と同時にオンラインによる納付を可能とする。申請等の際に添付を求めていた登記事項証明書（商業法人）について、令和 2 年（2020 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みの利用について、費用対効果を検証し、令和 5 年度（2023 年度）から、実現可能な手続から順次、添付省略を図る。

その他の添付書類の省略等、業務改善（BPR）等を行なながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を図る。

KPI：(1)に記載した手続について、令和7年（2025年）までに順次オンライン化する。

55. PSカード申請手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|---------------------------------|---------------------------------|------|--------|--------|------|
| 電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の届出 | 港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第15条の7第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の変更の届出 | 同規則第15条の7第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の廃止の届出 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |

(2) 取組内容

(1)に記載した3手続は、出入管理情報システムに使用するPort Securityカード（PSカード）の新規（変更）登録・更新申請を指す。本手続は、現状、書面のみで行われているが、PSカードの電子申請システムを開発し、令和3年度（2021年度）に、オンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上及び申請書のシステムへの打込作業の削減による行政事務の効率化を図る。申請の際に添付を求めている雇用保険の写し及び証明写真については、今後オンラインによる提出を可能とすることを検討する。請求に係る手数料については、ページ（ネットバンキング）、ページ（銀行ATM）を活用して、既にオンライン納付を可能としている。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、あらかじめ登録されている事業所番号を活用する。

KPI：オンラインによるPSカード申請手続の割合 50%（令和6年度（2024年度））

56. 無人航空機関係手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|------------------------------------|----------------|----------|------------|------------|----------|
| 機体認証の申請 | 航空法第 132 条の 13 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 機体認証書の交付 | 同法 132 条の 13 | 申請等 | 国 | 国民等 | — |
| 型式認証の申請 | 同法 132 条の 16 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | — |
| 型式認証の交付 | 同上 | 申請等 | 国 | 民間事 業者等 | — |
| 技能証明の実施 | 同法 132 条の 40 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 技能証明の限定の変更 | 同法 132 条の 52 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 登録講習機関の登録 | 同法 132 条の 69 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | — |
| 登録講習機関/登録更新 講習機関の登録の更新 | 同法 132 条の 70 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | — |
| 登録講習機関/登録更新 講習機関の登録事項の変 更の届出 | 同法 132 条の 73 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | — |
| 登録更新講習機関の登録 | 同法 132 条の 82 | 申請等 | 民間事 業者等 | 国 | — |
| 飛行の禁止空域（許可） | 同法 132 条の 85 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 飛行の方法（承認） | 同法 132 条の 86 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 飛行計画 | 同法 132 条の 88 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |
| 事故等の場合の措置（事 故報告） | 同法 132 条の 91 | 申請等 | 国民等 | 国 | — |

※「航空法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 65 号）による改正後

(2) 取組内容

(1) に記載した無人航空機関係手続については、令和 4 年度（2022 年度）中にドローン情報基盤システムを改修し、申請受付開始当初からオンラインによる申請受付等を可能とするとともに、申請に係る手数料等について、歳入金電子納付システム（REPS）等を活用して、クレジットカード決済等によるオンライン納付を可能とすることで、申請者等の利便確保及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）：90%）

57. 石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---------|------------------------------------|--------------|----------|------------|----------|
| 判定の申出 | 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第10条 | 申請等 | 独立行政法人等 | 国 | 44737 |
| 判定結果の通知 | 同上 | 申請等に基づく処分通知等 | 国 | 独立行政法人等 | 44738 |

(2) 取組内容

(1)に記載した2手続については、現状、書面並びに医学的資料（放射線画像（レントゲン画像及びCT画像）並びに患者の体内から採取した組織片）を用いて申出・判定されているが、令和4年度（2022年度）から、新たに石綿健康被害判定情報管理システムを整備し、これらの書面及び資料をオンラインにより共有・閲覧可能とし、行政事務を効率化することで、申請者の迅速な救済を図る。

- KPI : ①オンラインによる申出の割合（令和5年度（2023年度）：80%）
 ②申請から認定結果通知までに要する期間（平均値）の削減日数

58. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|----------------|--|--------------|-------------|-------------|----------|
| 情報登録申請 | 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の5第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国又は独立行政法人等 | — |
| 登録証明書の再交付申請 | 同法第39条の5第6項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国又は独立行政法人等 | — |
| 情報変更登録の届出 | 同法第39条の5第8項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国又は独立行政法人等 | — |
| 変更登録申請 | 同法第39条の6第1項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国又は独立行政法人等 | — |
| 死亡時の届出 | 同法第39条の8 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国又は独立行政法人等 | — |
| 登録証明書の交付 | 同法第39条の5第4項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国又は独立行政法人等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 登録証明書の再交付 | 同法第39条の5第6項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国又は独立行政法人等 | 国民等又は民間事業者等 | — |
| 狂犬病予防法に基づく登録通知 | 同法第39条の7第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 国又は独立行政法人等 | 地方等 | — |

| | | | | | |
|--|--|------------|----------|--|--|
| | | く処分 通知等 | 政法人 等 | | |
|--|--|------------|----------|--|--|

※動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行後（令和4年（2022年）6月を予定）

（2）取組内容

（1）に記載した8手続については、法の施行による手続の新設と同時に、動物愛護管理法に基づく犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録電子システムを新たに整備し、令和4年（2022年）6月から、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。同時に、申請等に係る手数料について、オンライン納付を可能とする。

KPI：オンラインによる申請等の割合：90%以上（令和4年度（2022年度）末）

（14）

59. 外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続の受け手 | 手続ID |
|--|---|------|-------------|--------|--------|
| 特定外来生物飼養等許可申請 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43962 |
| 特定外来生物の放出等に係る許可申請 | 同法第9条の2第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43965 |
| 特定外来生物の防除の確認又は認定申請 | 同法第18条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43963 |
| 未判定外来生物の輸入届出 | 同法第21条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115252 |
| 未判定外来生物の本邦への輸出届出 | 同法第24条第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115253 |
| 特定外来生物飼養等許可証の再交付申請 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第4条第5項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43972 |
| 特定外来生物飼養等許可に係る住所等の変更又は主たる飼養等取扱者の住所等の変更届出 | 同規則第4条第7項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43969 |

| | | | | | |
|--|--------------|-----|-------------|---|--------|
| 特定外来生物飼養等許可証亡失届出 | 同規則第4条第8項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43973 |
| 特定外来生物飼養等許可証の写しの交付申請 | 同規則第4条第9項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43970 |
| 特定外来生物飼養等許可の失効届出 | 同規則第10条 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 43971 |
| 特定外来生物放出等許可証の再交付申請書 | 同規則第11条の2第3項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115257 |
| 特定外来生物放出等許可に係る住所等の変更又は主たる放出等実施者の住所等の変更届出 | 同規則第11条の2第5項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115256 |
| 特定外来生物放出等許可証亡失届出 | 同規則第11条の2第6項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115255 |
| 特定外来生物放出等許可の失効届出 | 同規則第11条の5 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 115254 |

KPI : ①令和4年度（2022年度）中に、上記の手続についてオンラインによる申請等が可能となる仕組みを整備する。

②システムの整備と併せて令和4年度（2022年度）中に設定すべく検討を進める。

(2) 取組内容

(1)に記載した14手続については、現状、原則書面で行われているが、令和4年度（2022年度）に「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修を行い、令和5年度（2023年度）からオンラインによる手続を可能とすることで、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

60. 環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

環境省が所管する年間申請実績1万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への申請手続（令和3年度（2021年度）現在905手続。詳細な対象手続については、令和3年度（2021年度）末に取りまとめ予定の「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

(2) 取組内容

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）等に基づく届出などの環境法令手続について、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、令和4年度（2022年度）からオンラインによる申請等を可能とする「環境省共通オンライン申請サービス」の整備及び業務改革（BPR）を取り組み、行政申請手続のオンライン化を着実に進める。

対象手続の詳細及びオンライン化進捗状況については、毎年度末に取りまとめを行っている「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDによるID・パスワード方式や、マイナンバーの公的個人認証を活用して本人確認を実施する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、令和4年度（2022年度）から順次、添付の省略を図る。

KPI：環境省が所管する年間申請実績1万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への行政申請手続（令和3年度（2021年度）現在905手続）を令和7年度（2025年度）末までにオンラインで受け付けることが可能となる仕組みを整備する：100%

61. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続類型 | 手続主体 | 手続受け手 | 手續ID |
|------------------------|----------------------|------|--------|-------|------|
| 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告 | 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 一 |

※令和4年4月1日施行

(2) 取組内容

(1)に記載した手続については、新たに石綿事前調査結果報告システムを整備し、令和4年（2022年）4月1日の改正法の施行による新規手続の開始と同時に、オンラインによる報告を可能とともに、厚生労働省が所管する石綿障害予防規則に係る報告も同時に実行するようことで、報告を行う民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和4年度（2022年度）：90%）

62. J-クレジット制度における手続（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|------------------------|------|----------|----------|------------|----------|
| J-クレジット制度における口座開設 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度における口座登録情報の変更 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるプロジェクト登録 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるクレジット認証 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるクレジット移転 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |
| J-クレジット制度におけるクレジット無効化 | なし | 申請等 | 民間事業者 | 国 | なし |

(2) 取組内容

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録やクレジット利用といった申請手続等は、現状書面中心で行われているが、新たに令和4年度（2022年度）以降、次期J-クレジット登録簿システムを整備し、オンラインによる手続を可能とすることで、利便性向上を図る。

KPI：対象手続のオンラインによる申請の割合（令和4年度（2022年度）：
100%）

63. 防衛施設建設工事申請（◎防衛省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|--------------|--------------------------------|----------|-------------|------------|----------|
| 一般競争参加者の資格申請 | 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第2項 | 申請等 | 国民等又は民間事業者等 | 国 | 38967 |

(2) 取組内容

(1) に記載した資格申請の手続のうち、令和2年（2020年）7月から試行運用を実施している同時提出による一般競争入札方式については、現状書面のみで申請が行われているが、令和4年（2022年）4月から、オンラインによる申請を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（令和4年度（2022年度）：100%）

64. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-------------------------|------------------|----------|-------------------------|------------|----------|
| 総合評価落札方式が適用される契約に係る入札手続 | 予算決算及び会計令第91条第2項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | 111674 |

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関しては対応できていないため、中央調達システムを更改し、令和5年度（2023年度）から、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提案資料提出の割合（令和5年度（2023年度）：100%）

65. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|-----------------------|--|----------|-------------------------|------------|----------|
| 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続 | 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の5第1項及び同法第49条の3第1項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 国 | — |

(2) 取組内容

府省共通の電子調達システム（GEPS）の適用除外としている陸海空自衛隊で実施する入札に係る業務について、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化を目的に、電子入札等を導入する。

この際、経費の効率化を図るために令和5年度（2023年度）更改予定の次期中央調達システムに実装する電子入札・開札業務機能を活用し、オンライン化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（令和7年度（2025年度）末：80%）

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

66. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------|----------|------------|----------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40051 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る縦覧 | 同法第10条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40129 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証及び不認証に係る通知 | 同法第12条第3項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40711 |
| 特定非営利活動法人の設立に係る登記の届出 | 同法第13条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40052 |
| 特定非営利活動法人の役員の変更等の届出 | 同法第23条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40053 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 | 同法第25条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40054 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請に係る縦覧 | 同法第25条第5項において準用する第10条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40713 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証及び不認証に係る通知 | 同法第25条第5項において準用する第12条第3項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40714 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の届出 | 同法第25条第6項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40055 |
| 特定非営利活動法人の定款変更に係る登記事項証明書の提出 | 同法第25条第7項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40065 |

| | | | | | |
|---|--------------------------------|----------------------|--------|-----|-------|
| 特定非営利活動法人の事業報告書等の提出 | 同法第29条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40056 |
| 特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧 | 同法第30条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40718 |
| 特定非営利活動法人の解散の認定の申請 | 同法第31条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40057 |
| 特定非営利活動法人の合併の認証の申請 | 同法第34条第3項及び第34条第5項で準用する第10条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40060 |
| 特定非営利活動法人の合併の認証の申請に係る縦覧 | 同法第34条第5項において準用する第10条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40719 |
| 特定非営利活動法人の合併の認証及び不認証に係る通知 | 同法第34条第5項において準用する第12条第3項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40720 |
| 特定非営利活動法人の合併に係る登記の届出 | 同法第39条第2項において準用する第13条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40061 |
| 特定非営利活動法人の認証の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付 | 同法第43条第4項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40130 |
| 認定特定非営利活動法人の認定の申請 | 同法第44条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40067 |
| 認定特定非営利活動法人の認定及び不認定に係る通知 | 同法第49条第1項 | 申請等 に基づく処分 通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40723 |
| 認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第49条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40068 |
| 認定の有効期間の更新の申請 | 同法第51条第5項で準用する第44条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40069 |

| | | | | | |
|---|--------------------------|--------------|--------|-----|-------|
| 認定の有効期間の更新及び不更新に係る通知 | 同法第51条第5項において準用する第49条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40725 |
| 認定の有効期間の更新に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第51条第5項において準用する第49条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40726 |
| 認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第52条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40070 |
| 認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第53条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40072 |
| 認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出 | 同法第55条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40073 |
| 認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出 | 同法第55条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40074 |
| 認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧 | 同法第56条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40734 |
| 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の申請 | 同法第58条第2項で準用する第44条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40075 |
| 特例認定特定非営利活動法人の特例認定及び不認定に係る通知 | 同法第62条において準用する第49条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40736 |
| 特例認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第62条において準用する第49条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40076 |
| 特例認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変 | 同法第62条において準用する第52条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40077 |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|--------------|--------|-----|-------|
| 更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出 | | | | | |
| 特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第62条において準用する第53条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40079 |
| 特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出 | 同法第62条において準用する第55条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40744 |
| 特例認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出 | 同法第62条において準用する第55条第2項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40745 |
| 特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧 | 同法第62条において準用する第56条 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40746 |
| 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特例非営利活動法人の合併の認定の申請 | 同法第63条第5項で準用する第44条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40081 |
| 特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定の申請 | 同法第63条第5項で準用する第58条第2項で準用する第44条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40082 |
| 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知 | 同法第63条第5項において準用する第49条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40750 |
| 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係 | 同法第63条第5項において準用する第49条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40083 |

| | | | | | |
|--|--------------------------------------|--------------|--------|-----|-------|
| る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | | | | | |
| 特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知 | 同法第63条第5項において準用する第62条において準用する第49条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40753 |
| 特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出 | 同法第63条第5項において準用する第62条において準用する第49条第4項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40754 |
| 認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付 | 同法第67条第4項において準用する第43条第4項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40138 |
| 認定の取消しに係る通知 | 同法第67条第4項において準用する第49条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40756 |
| 特例認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付 | 同法第67条第4項において準用する第43条第4項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40139 |
| 特例認定の取消しに係る通知 | 同法第67条第4項において準用する第49条第1項 | 申請等に基づく処分通知等 | 民間事業者等 | 地方等 | 40757 |

(2) 取組内容

特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。

同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けている。

一方、提出書類を電子メール等でやり取りしている特定非営利活動法人や所轄庁は極めて限定されているのが現状である。

(1) に掲げる手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類について、NPO情報管理・公開システムを改修し、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムを整備し、移行段階に入ることができるよう、環境整備を行う。

その上で、早期にオンライン化の詳細について検討し、システムを構築するとともに、所轄庁やNPO法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、令和4年度（2022年度）に運用を開始する。

KPI：NPO法人のオンラインシステム利用率（令和4年（2022年）3月までに設定）

67. 遺失物関係手続（◎警察庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------------------|--|----------|-------------------------|------------|----------|
| 特例施設占有者の物件に 関する事項の届出 | 遺失物法（平成 18 年法律 第 73 号）第 17 条 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 1953 |
| 特例施設占有者の物件売 却時の届出 | 同法第 20 条第 3 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 1954 |
| 特例施設占有者の物件処 分時の届出 | 同法第 21 条第 2 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 1955 |
| 遺失した旨の届出 | 遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則 第 6 号）第 5 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 2058 |
| 施設占有者からの物件の 提出の際の提出書の提出 | 同規則第 26 条 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | 2073 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 5 手続については、現状、主に書面で行われているが、多くの都道府県においてオンラインによる申請を可能とすべく、警察共通基盤上に遺失物管理システムを整備し、令和 4 年度（2022 年度）中から一部の府県において運用を開始し、その後全国に拡大していく予定である。

KPI：遺失物管理システム移行済都道府県警察（令和 8 年度（2026 年度）
末：100%）

68. 警察における行政手続（◎警察庁）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|------------------------|---|----------|-------------------------|------------|----------|
| 道路使用許可の申請 | 道路交通法（昭和 35 年法 律第 105 号）第 78 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 2850 |
| 道路使用許可証の記載事 項の変更の届出 | 同法第 78 条第 4 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 2851 |
| 道路使用許可証の再交付 の申請 | 同法第 78 条第 5 項 | 申請等 | 国民等 又は民 間事業 者等 | 地方等 | 2852 |

(2) 取組内容

警察における行政手続のオンライン化は、これまで各都道府県警察において取り組んできたが、警察庁では、(1) に記載した道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続のうち定型的なものについて、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築しており、令和 3 年（2021 年）6 月に運用を開始した。

さらに、警察庁では、今後より多くの手続をオンラインで行うことができるシステムを別途構築するための検討を進めており、このシステムが利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、各手続で現在求められている添付書類の合理化等の手続自体の見直しやマイナンバーカード等を用いた本人確認、手数料のオンライン納付についても検討している。

KPI：性質上オンライン化できない手続以外の手続のオンライン化率（現
在検討中の行政手続オンライン化のシステム運用開始から 5 年後の
年度末まで：100%）

69. 消防法令における申請・届出等（◎総務省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-----------------------|---------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 防火管理者の選任届 | 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12594 |
| 防火管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12595 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届 | 同法第 17 条の 3 の 2 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12632 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告 | 同法第 17 条の 3 の 3 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12634 |
| 工事整備対象設備等の着工届 | 同法第 17 条の 14 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12635 |
| 統括防火管理者の選任届 | 同法第 8 条の 2 第 4 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12653 |
| 統括防火管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12657 |
| 防火対象物点検結果の報告 | 同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12661 |
| 自衛消防組織の設置届 | 同法第 8 条の 2 の 5 第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12667 |
| 自衛消防組織の変更届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12669 |
| 防災管理者の選任届 | 同法第 36 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12675 |
| 防災管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12677 |
| 統括防災管理者の選任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12682 |
| 統括防災管理者の解任届 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12684 |

| | | | | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----|--------|-----|--------|
| 防災管理対象物点検結果の報告 | 同上 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12687 |
| 消防計画の作成（変更）届 | 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12596 |
| 防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届 | 同令第 4 条の 2 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 108066 |
| 防災管理に係る消防計画の作成（変更）届 | 同令第 48 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12672 |
| 防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届 | 同令第 48 条の 3 第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 12679 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 19 手続については、令和 2 年（2020 年）に、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、各消防本部にオンライン化を促す通知を発出した。また、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、令和 3 年（2021 年）中に、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請等の標準モデルを構築し、令和 4 年（2022 年）以降、アドバイザーによる導入支援等を実施しつつ、消防本部における速やかな導入を促進する。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）までに設定

70. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|---------|---|----------|----------|------------|----------|
| 支給認定の申請 | 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 48974 |
| 支給認定の申請 | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 6 条第 1 項 | 申請等 | 国民等 | 地方等 | 48980 |

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われている。指定難病データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースを更改し、令和 4 年度（2022 年度）中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。

その後、令和 5 年度（2023 年度）中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施の可否及び KPI について検討する。

71. 医療法人の事業報告書等の届出（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|----------------|----------------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 医療法人の事業報告書等の届出 | 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 52 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 47389 |

(2) 取組内容

(1) に記載した医療法人の書類の届出については、医療法人は毎会計年度終了後三月以内に事業報告書等の書類を都道府県知事に届け出なければならないとされているところ、現状、事業報告書等の書類は紙媒体によって都道府県に届け出られる等、医療法人・都道府県の双方に事務負担が生じていること等を踏まえ、事業報告書等について、令和 4 年度（2022 年度）中に入アップロードによる届出を可能とする仕組みの構築を実施する予定。

KPI：システムの改修と併せて令和 4 年度（2022 年度）中に設定すべく検討を進める。

72. 事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|--|--------------------|----------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 事業主から保険者に対し 提供された事業主健診に 関する記録の提供 | 健康保険法第 150 条第 2 項等 | 申請等 | 地方等 又は民 間事業 者等 | 地方等 又は民 間事業 者等 | — |

※令和 4 年（2022 年）1 月 1 日施行

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、オンライン資格確認等システムを活用し、事業者等から保険者に対して提供された事業主健診に関する記録について、令和 5 年度（2023 年度）までに、オンラインによる保険者間の記録提供を可能とともに、マイナポータルで本人が記録を閲覧できるようことで、保険者及び本人の利便性向上並びに行政事務の効率化を図る。

(1) に記載した手続は、保険者が任意で実施する保健事業の一環であるため、全保険者が利用できるシステムを整備することを KPI とする。

KPI：オンラインによる保険者間の記録提供に伴うシステム整備（令和 5 年度（2023 年度）中）

73. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|---------------------|---|----------|------------|------------|----------|
| 家畜人工授精所の運営状 況の報告 | 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 34 条 第 3 項 | 申請等 | 民間事 業者等 | 地方等 | — |

(2) 取組内容

(1) に記載した運営状況の報告については、法改正により新たに義務化されたため、令和 3 年度（2021 年度）分から、精液等情報システムを用いたオンラインによる報告を可能とすることで、申請者等の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワー
ド方式による本人確認を実施しているが、今後、G ビズ ID の活用を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和 7 年度（2025 年度）：60%）

III 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築(◎法務省、デジタル庁)

登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、令和2年（2020年）10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン（共通APIやGUI機能）で提供することが可能となっている。今後は、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を行い、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討を進めていく。

(2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続

74. 供託の申請、供託物の払渡請求等の手続(◎法務省)

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|----------------|---------------------------|----------|-----------------|------------|----------|
| 供託の申請、供託物の払渡請求 | 供託法（明治32年法律第15号）第2条、第8条 | 申請等 | 国 民等、民 間事業者等 | 国 | 13153 |
| 代供託・附属供託の請求 | 供託規則（昭和34年法務省令第2号）第21条第1項 | 申請等 | 国 民等、民 間事業者等 | 国 | 13542 |
| 供託金の保管替えの請求 | 同規則第21条の3第1項 | 申請等 | 国 民等、民 間事業者等 | 国 | 13544 |
| 供託金利息の払渡請求 | 同規則第35条第1項 | 申請等 | 国 民等、民 間事業者等 | 国 | 13545 |

| | | | | | |
|----------------|------------|-----|-----------------|---|-------|
| 供託有価証券の利札の払渡請求 | 同規則第36条第1項 | 申請等 | 国 民等、民 間事業者等 | 国 | 13546 |
| 供託に関する書類の閲覧請求 | 同規則第48条第1項 | 申請等 | 国 民等、民 間事業者等 | 国 | 13548 |
| 供託に関する事項の証明請求 | 同規則第49条第1項 | 申請等 | 国 民等、民 間事業者等 | 国 | 13549 |

イ 取組内容

アに記載した7手続について、令和3年度（2021年度）から、(1)の仕組みによるGUI機能により、利用者による登記事項証明書の添付省略の実現を図るとともに、供託システムを改修し、令和7年度（2025年度）から、(1)の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、登記事項証明書のバックオフィス連携を実現することを検討する。

75. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-----------------|---|----------|----------|------------|----------|
| 合併による営業許可の承継の届出 | 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 69 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 46878 |
| 分割による営業許可の承継の届出 | 同規則第 70 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | 47205 |

イ 取組内容

アに記載した 2 手続について、令和 4 年度（2022 年度）から、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

76. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省）

ア 対象手続

eMAFF を活用する手続のうち、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続

イ 取組内容

アに記載した手続について、新たに整備する eMAFFにおいて、令和 3 年度（2021 年度）から、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を図る。

77. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|----------------|-------------------|----------|----------|------------|----------|
| 経営革新等支援機関の認定申請 | 中小企業等経営強化法第31条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26557 |
| 経営革新等支援機関の更新申請 | 同法第33条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 26860 |

イ 取組内容

アに記載した2手続については、(1)の提供対象手続が拡大され登記情報の取得が可能となった場合において、認定経営革新等支援機関電子申請システムを改修し登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

78. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手續 類型 | 手續 主体 | 手續の 受け手 | 手續 ID |
|----------------|-------------|----------|----------|------------|----------|
| 測量業の新規登録申請（法人） | 測量法第55条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28428 |
| 測量業の更新登録申請 | 同法第55条第3項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28430 |
| 測量業の変更等の届出 | 同法第55条の7第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28431 |

イ 取組内容

アに記載した3手続について、令和5年度（2023年度）以降に建設関連業者登録システムを改修し、(1)の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

79. 建設業許可関係手続（◎国土交通省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-------------------------|------------|----------|----------|------------|----------|
| 建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合） | 建設業法第3条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28436 |

イ 取組内容

アに記載した手続について、令和4年度（2022年度）から、(1)の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書の添付省略の実現を図る。

2. 戸籍謄本等の添付省略

(1) 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）

戸籍情報連携システムを新規に整備し、令和5年度（2023年度）末以降、マイナンバー法に基づく戸籍に関する情報の連携を可能とするとともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とし、戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、戸籍謄本等で確認している情報を取得するための環境が整った場合は、添付を省略することができるようとする。

3. 納税証明書の添付省略

80. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎デジタル庁）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手続 ID |
|--------------|------------------|----------|-----------------|------------|----------|
| 一般競争参加者の資格申請 | 予算決算及び会計令第72条第2項 | 申請等 | 国民等 又は民間事業者等 | 国 | 54482 |

イ 取組内容

アに記載した手続について、調達ポータル及び電子調達システム（旧調達総合情報システム）を改修し、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことにより、令和5年度（2023年度）から、利用者による納税証明書（国税）の添付を省略する。

81. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手續 ID |
|-------------------------|--------------|----------|----------|------------|----------|
| 建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合） | 建設業法第3条第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | 28436 |
| 経営事項審査 | 同法第27条の23第1項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国又は地方等 | 28455 |

イ 取組内容

アに記載した2手続について、令和4年度（2022年度）から、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことで、利用者による納税証明書（国税）の添付省略の実現を図る。

4. その他の書類の添付省略

82. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

ア 対象手続

| 手続名 | 根拠法令 | 手続 類型 | 手続 主体 | 手続の 受け手 | 手 続 ID |
|-------------------------|--|----------|----------|------------|-----------|
| 輸出証明書の発行申請 (国) | 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第 57 号) 第 15 条第 1 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 国 | — |
| 輸出証明書の発行申請 (都道府県知事等) | 同法第 15 条第 2 項 | 申請等 | 民間事業者等 | 地方等 | — |

イ 取組内容

アに記載した 2 手続について、厚生労働省において整備した営業許可に関する情報を連携する仕組みによる API を活用し、法人の営業許可に関する情報の取得を可能とすることで、令和 8 年度（2026 年度）から、利用者による営業許可証の添付の省略を目指す。

(131)

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

1. オンライン化の共通基盤

83. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎デジタル庁）

e-Gov は、行政機関がオンラインで申請・届出等を受け付ける機能を有しているが、各省における e-Gov を活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和 4 年度（2022 年度）までに整備する。また、e-Gov で各種サービス通知等を各省からプッシュ型で国民等へ送付するための機能追加を、令和 3 年度（2021 年度）までに実施する。なお、整備に当たっては、申請受付システムの一元化などの取組の方向性を踏まえつつ、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。

KPI：申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行う仕組みについて令和 4 年度（2022 年度）中に運用を開始

84. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁）

行政手続のオンライン化等を推進するため、以下の情報システム等を整備し、政府全体での活用を推進することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

・G ビズ ID

一つの ID 及びパスワードで複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムである G ビズ ID について、法人商業登記 API との連携を行うことで法人に係る ID 発行事務を効率化すると同時に、事業を行う個人（個人事業主）については、マイナンバーカード認証対応を行うことで事業手続システムにログイン可能とする。

また、中小企業の手続負担軽減のための取組として、令和 4 年度（2022 年度）中を目途に 100 万法人の取得を目指すとともに、令和 7 年度（2025 年度）にはほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。

・G ビズコネクト

利用者側の添付書類の省略やワンスオンリーの実現（同じ情報の入力を不要とする。）、データに基づく政策の分析・立案を推進するため、行政機関

間を中心とするデータ交換・連携の基盤である G ビズコネクトについて、令和 3 年度（2021 年度）中に、G ビズインフォや J グランツ等のシステムとの連携を開始し、令和 4 年度（2022 年度）以降、更に府省や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

・ J グランツ（補助金申請システム）

複数の補助金について、申請や状況確認等を行うことができる汎用的な補助金申請システムである J グランツについて、更に府省や地方公共団体における利用を推進するとともに、令和 4 年度（2022 年度）以降、政府内のシステム間連携を通じたバックオフィス業務の効率化や、全体的なシステムの利便性向上など機能改善を進める。

KPI : G ビズ ID : ID を取得している法人数

（令和 4 年度（2022 年度）：100 万法人）

（令和 7 年度（2025 年度）：ほぼ全ての法人）

J グランツ：利用補助金数（令和 4 年度（2022 年度）1,000 補助金）

85. マイナポータルの機能の拡充（◎デジタル庁）

デジタル・ガバメントの基盤であるマイナポータルは、行政手続検索・オンライン申請受付機能、自己情報確認機能、情報提供等記録確認機能、お知らせ情報確認機能、就労証明書取得等機能、シングルサインオン機能、民間送達サービス連携機能など各種機能を有するとともに、行政手続検索、自己情報取得など各種 API の提供を行っている。

引き続き、以下のとおり、機能の追加を新たに行い、利用者の利便性を向上させるための機能改善を継続的に実施することで、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう取り組むとともに、デジタル・ガバメントを強力に推進する。

①利用者に直感的で使いやすい、分かりやすい画面を構築するなど利用環境（UI・UX）を向上させるための対応の実施

②申請情報の事前入力（プリセット）など電子申請が容易にできる仕組みの構築

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

86. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能強化（◎内閣府、デジタル庁）

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化するとともに、不合理な重複の排除や過度の集中を避け、研究開発管理業務の効率化を図るシステムとして運用している。今後、以下のとおり令和 4 年度（2022 年度）中に e-Rad の機能を拡張することにより、研究開発管理の効果的・効率的な実施や EBPM を推進し、デジタル・ガバメントの一層の推進に貢献する。

①研究インテグリティの確保に必要な情報や、安全保障貿易管理の面から適切に技術を管理すべき政府研究開発事業について、研究機関における技術管理体制の整備状況を、e-Rad を通じて収集できるよう、機能を追加することにより、研究者や研究機関の負担を低減しつつ、より効果的・効率的な競争的資金研究プロセスを実現する。

②若手研究者の支援に資する PI 人件費、RA 人件費の支給状況等、研究開発管理に係る報告について、e-Rad に報告機能を整備することを通じ、研究者及び研究機関の負担に配慮しつつ、競争的研究費による人件費の支給状況を捕捉する。

③上記のデータ収集対象の拡大に伴い必要となる情報基盤環境の整備や、情報セキュリティ対策を講じることで、安心、安全かつ安定的なサービス提供体制の確保を推進する。

KPI : ①競争的資金制度に関する研究者（又は研究機関）からの応募申込等を含めた一連の手続に関するオンラインによる申請割合（令和 4 年度（2022 年度）：100%）

②PI・RA 人件費の報告義務がある競争的研究費制度における PI・RA 人件費の捕捉率（令和 5 年度（2023 年度）：100%）

87. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上（◎内閣府）

拉致被害者等給付金の支給の申請（手続 ID:40683）等の手続については、令和元年（2019 年）12 月から、メールによる申請等を可能とし、また、申請等の際に添付を求めている住民票の写しについても、公用請求の仕組みを利用することによって添付の省略を図ったところである。

引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底すること等を通じて、オンラインによる申請等の割合の向上に努め、申請者の利便性向上を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和3年度（2021年度）：50%）

88. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎警察庁）

交通事故証明書の交付（手続 ID:2665）について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図るとともに、損害保険会社との専用回線によるオンライン交付を可能とするシステムを整備し（令和4年度（2022年度）中運用開始予定）、申請者の利便性の向上を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付（手続 ID:2666）については、ウェブサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努めるとともに、個人からのオンライン申請を可能とするシステムを整備し（令和4年度（2022年度）中運用開始予定）、申請者の利便性向上を図る。

KPI：①交通事故証明書の交付に関するオンライン交付の割合（令和5年度（2023年度）：20%）

②運転経歴に係る証明書の個人からのオンライン申請の実績を有する都道府県（令和4年度（2022年度）：100%）

89. 金融分野における手続の電子化（◎金融庁）

金融庁電子申請・届出システムは、令和3年（2021年）6月末に運用を開始し、金融機関等から受け付ける約4,000の申請・届出等をオンラインにより提出することを可能とした。

引き続き、金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備を図る等、行政サービス向上に資する取組を進める（令和4年度（2022年度）下期運用開始予定）。

KPI：所管金融機関等による国への申請・届出等のオンラインによる申請割合（令和4年度（2022年度）：90%）

90. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁）

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手続（手続 ID:38967）については、既にオンライン化されているが、令和2年度（2020年度）からシステム改修を順次実施し、令和3年（2021年）9月に電子委任状に対応したマイナンバーカード及び電子証明書による代理人登録を実現したところである。今後、令和4年（2022年）5月には、調達ポータル及び電子調達システム（旧調達総合情報システム）のマルチプラウザ対応を実現する予定であるが、少額随意契約へのシステム対応、マーケットプレイスモデルの導入等の検討に順次着手して、利用者の利便性向上を図る。また、各府省庁等に対する電子調達システムの運用研修等の充実化を図ることにより電子入札・契約数の向上を図る。なお、令和3年（2021年）5月に運用経費の削減を図るため、調達総合情報システム及び電子調達システムの統合を実現した。

KPI：システム利用件数（令和5年度（2023年度）：令和元年度（2019年度）から20%増）

91. 家計調査のオンライン回答の入力簡易化（◎総務省）

家計調査のオンラインによる回答（手続 ID:11930）については、家計調査オンライン調査システムを改修し、令和3年度（2021年度）中に電気通信事業者の料金明細及びECサイトでの購入履歴を自動的にシステムに入力することを可能とすることで、回答者の利便性向上を図る。

92. 行政相談のウェブサイト構築による行政相談の利便性向上（◎総務省）

行政相談の申出（手続 ID:8921）について、インターネットによる相談受付や、行政相談委員の定例相談所の開設情報等の提供など、相談者の利便性向上を図るため、行政相談のウェブサイトを令和3年度（2021年度）中に構築する。

KPI：令和3年度（2021年度）に行政相談のウェブサイトを構築

93. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁）

無線局開設手続（手続 ID:11187）等における行政サービスの向上を図るために、システム刷新に向けた方針・スケジュール等を令和2年度（2020年度）中に策定するとともに、視認性の高い画面構成や入力支援機能の充実等、利用者視点でのシステム構築の検討を開始したところ。令和4年度（2022年度）

中にシステムの構成や移行方式を考慮した要件定義を行い、刷新後のシステムによるサービスを令和6年度（2024年度）以降に開始する。

また、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システム Lite」とマイナポータルとのシングルサインオン機能の普及啓発についても引き続き努める。

KPI：個人からの申請における、無線局の免許/再免許等（手続 ID:11124）のオンライン申請の割合（令和5年度（2023年度）：50%）

94. 令和4年就業構造基本調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

就業構造基本調査のオンラインによる回答（手続 ID:11873）については、オンライン調査で使用する電子調査票を、デバイスに関係なく最適化されたレイアウトで画面を表示するレスポンシブ・デザインへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市町村の職員が一元的に調査対象者のインターネットの回答状況等が把握可能な「提出状況管理システム」を導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和4年（2022年）：30.0%以上）

95. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

住宅・土地統計調査のオンラインによる回答（手続 ID:11872）については、全ての調査対象者が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネットの回答状況等が把握可能な「提出状況管理システム」を導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和5年（2023年）：23.3%（前回調査）以上）

96. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

国勢調査のオンラインによる回答（手続 ID:11929）については、全ての国民が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、地方公共団体で行う調査の運用や回答の審査事務等（手続 ID:11880）についても、令和2年国勢調査の実施結果等を踏まえた見直しにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和7年（2025年）：40.0%以上）

地方公共団体のシステム評価（令和7年（2025年）：70.0%以上高評価）

97. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）

政治資金団体の届出（手続 ID:8946）などの手続については、既にオンラインによる申請を可能としているが、引き続き、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用の周知徹底を行うとともに、現状分析を踏まえた UI・UX の改善も含め、利用者の利便性向上等を検討する。

98. 登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手続の利便性向上（◎法務省、デジタル庁）

不動産登記の申請（手続 ID:13145）及び商業・法人登記の申請（手続 ID:13149）など、登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を利用して行う手続について、本システムにおける民間事業者向け API の見直し等の実施により広範な事業者の参入を促し、利用者のニーズに沿った多様なソフトウェアが開発されることで、手続全体の更なる利便性向上を図る。具体的には、API について標準的な方式に変更を行ったところであり、公開方法についても見直しを行うほか、民間事業者製ソフトウェアの開発工程等を見直すための環境整備等を行う。また、ウェブアプリケーションによる登記申請等機能を開発し、スマートフォンによる登記事項証明書の請求も可能とするなど利用者の利便性向上を図る。

KPI：令和3年度（2021年度）末までに実施する API に関する公開方法等の改善の検討を踏まえて設定

99. 撥発油税等の申告（◎財務省、デジタル庁）

撲発油税及び地方撲発油税の申告（手続 ID:58921）及び石油ガス税の申告（手続 ID:58922）について、令和2年（2020年）6月以降、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による利用を可能とした。

引き続き、撲発油税等の申告について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用勧奨に取り組み、納税者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申告の割合（令和3年度（2021年度）：25%）

100. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁）

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指すために策定した「税務行政の将来像 2.0」¹⁰に基づき、これまで税務署への来署又は郵送により確認していた各種特例適用状況（青色承認、消費税簡易課税等）や過去の申告・納税履歴等を、納税者又は税務代理人がマイナポータルや国税電子申告・納税システム（e-Tax）により確認できる仕組みを構築し、このページを経由して各手続を行うことができるようとする。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）までにマイナポータルを通じて過去の申告・納税履歴等を確認できる個人納税者用の仕組みを構築する。

101. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省、デジタル庁）

就学支援金受給資格認定の申請（手続 ID:14929）、保護者等収入状況の届出（手続 ID:14935）、授業料減免の届出（手続 ID:14941）について、国立高等学校等に係る申請等については平成 31 年（2019 年）4 月から、公立及び私立高等学校等に係る申請等については令和 2 年（2020 年）4 月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施しており、これにより申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

また、就学支援金の支給額の早期確定・支給及び都道府県や学校の事務負担軽減を推進するため、自己情報取得 API の活用を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 5 年度（2023 年度）末：70%）

102. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）

「帰国者・接触者外来等の受診者数の報告」及び「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の報告」について、当初、都道府県が管下の医療機関から電話や FAX 等で収集した情報をエクセル帳票に取りまとめ、国にメール送信することによって行われていたが、令和 2 年（2020 年）5 月に、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）を整備し、同システム上での報告を可能とすることで、利用者

¹⁰ 令和 3 年 6 月国税庁

の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。令和 2 年度（2020 年度）中にインターフェースやデータ可視化、他の情報システムとの連携等、G-MIS の改修を行い、医療機関や地方公共団体等における更なる利便性向上を検討し、ワクチン接種記録システム（VRS）との ID 連携を可能とした。

今後も、引き続き、医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして、様々な調査が同一システムで実施できるよう、利便性向上のための改修を行う。さらに、収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

KPI：G-MIS 上での既存調査・報告の実施件数（令和 4 年度（2022 年度）：5 件）

103. 日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付（◎厚生労働省）

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（手続 ID:51736）などの手続については、電子申請により提出された届出に係る決定通知は提出した申請者に対して電子的に送付されるが、事業所が納付する保険料に係る増減内訳書その他の各種文書については現在、紙等により送付しており、令和 4 年（2022 年）中を目途に、e-Gov の追加機能（令和 3 年度（2021 年度）中に実装）を活用し、電子的に送付することにより、申請者等の利便性向上を図る。

104. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）

①労働基準法の関連手続について

時間外労働・休日労働に関する協定届（手続 ID:49798）について、電子申請の入力必須欄のハイライト表示、入力ガイドの表示、入力チェック機能の拡充を実施する。また、時間外労働・休日労働に関する協定届（手続 ID:49798）、1 年単位の変形労働時間制に関する協定届（手続 ID:49212）、就業規則（変更）届等について、e-Gov 上で受理印を付した様式を返送可能な手続を拡充し、さらに、届出様式以外の資料についても、受理印を付して返送可能な機能を設ける（令和 4 年度（2022 年度）予定）。

②労災保険法関連手続について

特別加入に関する変更届（手続 ID:50089 等）、特別加入の申請（手続 ID:50090 等）、特別加入の脱退の申請（手続 ID:50094）等の電子申請について、入力必須欄のハイライト表示、入力ガイドの表示、文字数制限の表示を実施する（令和 4 年度（2022 年度）予定）。

労災年金等の遺族補償年金（手続 ID : 49315）、障害補償年金（手続 ID : 49855）等について、請求人の希望により、マイナポータル経由で公金口座情報を取得することで、請求書への口座情報入力を省略する（令和 4 年度（2022 年度）から順次予定）。

③労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業 4 日以上）（手続 ID : 50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（令和 3 年度（2021 年度）実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（今後、当該システムから直接電子申請できるように改修する予定（令和 5 年度（2023 年度）中目途）等を実施する。

④未払賃金立替払制度の関連手続について

未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携できるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める（令和 7 年度（2025 年度）後半予定）。

また、労災保険法等の手続について、G ビズ ID の利用とこれによる電子署名省略についても対応する。

KPI：オンラインによる申請等の割合：①20%（令和 5 年度（2023 年度）末）、
②50%（一部 20%・令和 7 年度（2025 年度）末）、③20%（令和 8 年度（2026 年度）末）

105. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）

種苗法（平成 10 年法律第 83 号）の改正により、新たに審査手数料の納付が必要となっていることから、品種登録出願（手続 ID:18324）において、当該審査手数料の電子納付が可能となるよう令和 4 年度（2022 年度）中に整備を行い出願者の利便性の向上を図る。また、海外における我が国の優良品種の保護を図り、戦略的な輸出市場の確保を図るため、令和 4 年度（2022 年度）中に UPOV の出願支援システムとオンラインでの接続を行い、東アジア地域における複数国同時出願プラットフォームを構築する。

また、当省が所有する情報システムと財務省会計センターが所有する歳入金電子納付システムとを接続する農林水産省共通のクラウド型汎用受付基盤が令和 4 年度（2022 年度）に新たに構築されることから、品種登録業務関連システムにおいても当該受付基盤を経由するよう、令和 5 年度（2023 年度）以降に財務省会計センターとの接続方法の見直しを行う。加えて改正種苗法

に基づく審査業務に対応できるよう等品種登録業務関連システムの更改を令和 5 年度（2023 年度）中に実施する。

KPI：品種登録出願数に占めるオンライン出願数の割合（令和 8 年度（2026 年度）：70%）

106. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省）

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請（手続 ID:22718）等の手続については、既にオンライン化されているが、手続関係者における業務の効率化及び入力誤り等の未然防止を図るため、申請者 UI 改善などの技術的対策や制度自体の見直しを実施するとともに、申請者に対して丁寧に周知広報していくことでオンライン利用の拡大に向けた検討を実施する。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 8 年度（2026 年度）：100%）

※抜本的に UI 改善を行う第 7 次 NACCS 更改が令和 7 年（2025 年）10 月に予定されているため。なお、KPI 達成に向け、国際条約に基づく事務手続については国際条約等との整合性を取る必要性があるため、有志国との連携・調整も含めて検討する。

107. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省）

確認を受けた新規化学物質に係る報告（手続 ID : 219093）の手続については既にオンライン化されているが、届出時には対象事業者に対してオンラインを利用するよう周知することで、オンライン申請率の向上を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 6 年度（2024 年度）：50%）

108. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

経営力向上計画の認定申請手続については、令和 2 年度（2020 年度）からオンラインによる申請を可能とした。今後も、事業者・行政双方の生産性向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へつなげるため、以下の取組を行う。

- ・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の認定申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の省庁のみの対応となっている。今後は、エラーチェックや自動計算機能などの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見え

る化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案につなげる。

KPI: オンラインによる経済産業省単管申請の割合(令和4年度(2022年度): 100%)
ただし、所管省庁等の調整が必要な申請は除く。

109. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく一部の手続（手続ID: 24367等）について、令和2年（2020年）1月から順次、産業保安・製品安全法令電子申請システム（保安ネット）によるオンライン届出等を開始している。今後、オンライン利用率向上に向けて更なる周知広報を行うとともに、令和3年度（2021年度）中に対象手続の拡大に向けた検討を実施する。

KPI: オンライン化した手続のうち、オンライン届出等の割合（令和3年度（2021年度）末まで: 80%）

110. 特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトの利便性向上（◎経済産業省）

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会届出及び製造分野特定技能1号評価試験の受験申込みや合格証明書の発行申込み等について、特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトで手続が可能となっているが、引き続きUIの改修等を行い、利用企業等の利便性が向上するよう努める。

KPI: 特定技能外国人材（製造3分野）ポータルサイトを通じたオンラインでの手続の割合（令和4年度（2022年度）: 100%）

111. 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省、デジタル庁）

特許公報の発行の手続については、既にオンライン化されているが、特許事務システムを改修し、令和4年（2022年）1月を目指し、システム統合やエラーチェック機能の付与によって発行を迅速化することで、特許情報の利活用者への特許情報の発信強化と利便性向上を図る。

KPI: 令和4年（2022年）1月を目指し、原則として、特許公報を権利の付与が確定してから10日以内に発行（令和2年度（2020年度）は権利の付与が確定してから3週間程度で発行）

112. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、建設関連業者登録システムの改修と併せて、e-Govを活用したオンライン申請環境の整備を行い、令和4年度（2022年度）中に利用開始する予定である。この改修により、添付書類提出のオンライン化や申請時のエラーチェック機能の付与を実施することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求める登記事項証明書（商業法人）については、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

KPI: オンラインによる申請の割合（令和4年度（2022年度）: 20%）

113. 構造方法等の認定申請の利便性向上（◎国土交通省）

構造方法等の認定申請（手続ID: 31499）について、オンライン利用率を一層引き上げるため、申請者等の意見を踏まえたシステムの利便性向上に資する改修（認定書の電子送付機能等の追加（令和3年度（2021年度）中に実施）やUIの改善）等を実施する。

KPI: オンライン利用率（令和4年度（2022年度）: 80%）

114. 自動車輸送統計調査に係る報告者の利便性向上（◎国土交通省）

自動車輸送統計調査（手続ID: 114391、114392、114394、28069、114393）については、既にオンラインによる回答を可能としているが、今後、システムの改修等を行い、調査対象者へ調査依頼を行う際、オンラインによる調査を希望するかの事前確認を行い、希望した調査対象者に対して、電子メールによる調査票の配布を可能とすることで、報告者の利便性向上に寄与とともに、オンライン回答率の向上を図る。

KPI: オンライン回答率

- ・第1号様式—貨物営業用
(令和6年度（2024年度）末): 40%

- ・第2号様式—貨物自家用
(令和6年度(2024年度)末:25%)
- ・第4号様式—旅客営業用(乗用)
(令和6年度(2024年度)末:35%)
- ・第3号様式—旅客営業用(全数バス(一般乗合・高速乗合・貸切・特定))
第3号様式の2—旅客営業用(一般乗合・高速乗合)
- 第3号様式の3—旅客営業用(貸切)
(令和6年度(2024年度)末:20%)

115. 審査・リコール課個別業務システムの利便性向上(◎国土交通省)

現行の審査・リコール課個別業務システム(手続ID:A011650)について、クラウド化や法改正等に伴うシステム改修を迅速かつ安価にできるシステムとし、利用者の利便性向上、業務の効率化・合理化、システムの安全性・信頼性の向上等を図るため、令和6年度(2024年度)に次期システムを構築する。

KPI:オンラインによる申請の割合(令和7年度(2025年度):80%)

116. 船員職業安定窓口の求人・求職の申込みの利便性向上(◎国土交通省)

求人の申込み(手続ID:31911)、求職の申込み(手続ID:32589)について、現状、求人の申込みのオンライン申請が可能であるが、船員職業安定業務管理システムを改修し、令和4年度(2022年度)中に、求職の申込みも含めスマートフォン等による申請を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することとする。

KPI:オンラインによる申込み等の割合(令和5年度(2023年度):10%)

117. 船舶の電子証書の交付による利便性向上(◎国土交通省)

海運事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、従来は書面で行われていた証書交付について、新たに電子証書システムを整備し、オンラインによる交付を可能とした。今後は海運事業者等に電子化の周知を行うことで、証書交付に係る海運事業者等の利便性をより高めるとともに行政手続の効率化を図る。

118. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上(◎国土交通省)

賃貸住宅管理業者登録申請書の提出について、登録免許税領収証書の提出については、現状、郵送のみで行われているが、令和4年度(2022年度)以降に、既存の賃貸住宅管理業登録等電子申請システムと歳入金電子納付システム(REPS)を連携してオンライン納付を可能とすることで、利用者の利便性向上及び審査事務の効率化を図る。

KPI:オンラインによる申請の割合(令和6年度(2024年度):80%)

119. 道路占用許可申請手続の利便性向上(◎国土交通省)

道路の占用許可(企業占用)(手続ID:33952)については、既にオンライン化されているが、令和4年度(2022年度)から道路占用システムの改修を検討し、システム上で占用物件の位置情報を三次元化することで、申請時の書類の簡素化、工事実施時の試掘削減など申請者の負担軽減を可能とし、道路占用許可申請手続の迅速化を推進する。

KPI:未定(関係調査事業を実施中のため、その結果を踏まえて設定予定)

120. 特殊車両通行手続の利便性向上(◎国土交通省)

特殊車両通行許可申請(手続ID:33956)については、既にオンライン化されているが、オンラインで即時に通行可能な経路を回答する特殊車両の新たな通行制度を令和4年(2022年)4月から実用化し、対象となる道路に係る情報の電子データ化等を進め、制度の利用拡大を推進する。

KPI:新たな制度の利用による通行手続の所要時間(令和4年度(2022年度):即日)

121. 建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上(◎国土交通省)

建築設備及び昇降機等の定期検査の報告(手続ID:31204、31262)については、令和2年度(2020年度)に電子メールを活用したオンラインによる報告が可能となるよう措置した。

今後は、電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政府内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法(入力システム等)を検討し、必要な措置を講ずる。

KPI:建築設備及び昇降機等の定期検査における結果報告のオンライン利用率(令和7年度(2025年度):40%)

122. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく温室効果ガス算定排出量の報告（手続 ID: 222200）は、既にオンライン化されているが、温室効果ガス排出量集計・公表システムに代えて、令和 4 年度（2022 年度）から順次、関連する制度やシステムとの統合・機能連携や、温室効果ガス排出状況の公表・分析機能等を備えた省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS : Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System）を後継システムとして整備し、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：温室効果ガス排出量の報告から公表までの期間（現状（平成 29 年度（2017 年度）実績以前）は約 2 年かかっているところ、令和 3 年度（2021 年度）実績より 12 か月まで短縮する。）

3. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

123. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）

官民双方の負担を軽減するため、市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知（手続 ID: 10625）について、全ての市区町村が地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）により送付する仕組みを令和 6 年度（2024 年度）から導入する。

124. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁）

営業許可の申請（手続 ID: 46818）について、地方公共団体における行政手続（申請）の手数料納付のオンライン化は、全体的な推進状況を踏まえつつオンライン納付を可能とする検討する。

食品衛生申請等システムで保有する営業許可証等の情報を現在整備が進められている一元的な輸出証明書発給システムにおいて利用可能となるよう情報を提供する。

KPI：①オンラインによる申請等の割合（令和 6 年度（2024 年度）：20%）
②オンラインによる申請等の割合（令和 11 年度（2029 年度）：80%）

4. その他

125. 独自利用事務の情報連携に係る届出に関する事務処理の効率化（◎個人情報保護委員会）

地方公共団体による独自利用事務の情報連携に係る届出（手続 ID: 3288）については、既にオンライン化（メールによる送受信）されているが、新たに独自利用事務システムを整備し、令和 4 年度（2022 年度）中に、届出書をシステム上で受付・管理する機能等を設けることで、行政事務の効率化及び正確性の更なる向上を図る。

KPI：オンラインによる届出書提出の割合（令和 4 年度（2022 年度）：100%）

126. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎デジタル庁）

国家公務員等への旅費の支給などの手続については、既にオンライン化されているが、令和 5 年度（2023 年度）末の第一期政府共通プラットフォームの運用終了に合わせて、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、クラウド環境を前提とした次期システム基盤への移行を検討する。クラウドサービス

の利用により、可用性の高いシステムへ移行することで利用者の利便性を向上させるとともに、運用・保守の効率化を図る。

127. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎デジタル庁）

国家公務員への給与支払については、前渡官払（あらかじめ支出官から必要な資金の交付を受けた資金前渡官吏が、現金、小切手又は振込の方法により支払うこと）から支出官払（官庁会計システム（ADAMS II）を用いて電信振込の方法により支払うこと）への移行を進めており、人事・給与関係業務情報システムを導入している46府省等（外局等を含む）のうち、令和3年（2021年）12月末時点で38府省等が支出官払へ移行した。デジタル庁は、引き続き今後移行を予定している残りの府省等の支出官払への移行作業を支援するとともに、人事・給与関係業務情報システムの改修等を通じて、行政事務の効率化を図る。

KPI：支出官払への移行済府省等数（令和4年度（2022年度）：46府省等中44府省等）

128. 震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省）

都道府県が整備した震度計から得られる震度情報を消防庁が集約する震度情報ネットワークシステムは、地方公共団体においてきめ細やかな震度分布の把握による適切な初動対応に資するほか、国において震度情報に基づく被害状況の推計による迅速、的確な応急対策の実施に資するものとなっている。

今後、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、通信回線の光回線化などによる同システムの機能強化を図る。

KPI：通信回線の光回線化などによりシステムの機能を強化した都道府県（47都道府県）

129. 被害情報の把握及び共有の更なるデジタル化（◎総務省）

都道府県から内閣総理大臣への災害状況等の報告（手続ID:40518）については、メール等により消防庁に報告されている。

今後、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、被害状況等を効率的に把握・共有するためのシステム整備を図る。

KPI：12項目の被害情報全てについて消防庁が自動収集できる都道府県（令和5年度（2023年度）：47都道府県）

130. 文部科学省が保有する教育データの研究目的の貸与に係る手続の利便性向上（◎文部科学省）

文部科学省が保有する教育分野の調査データ等について、研究等の目的で貸与を希望する場合は、個々にデータを所有している所管課に対し、メール等により申請・貸与の手続を行っている。今後、貸与が可能なデータを容易に検索できる環境を整備し、申請から承認、貸与までを一貫して行う（基幹統計及び一般統計における二次利用は統計法に基づく）ことが可能なシステムを構築し、申請者の利便性向上を図る。

KPI：令和4年度（2022年度）末にプラットフォーム試行版運用開始予定であり、試行版での利用実績を踏まえ設定予定

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 处理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 入札参加資格審査申請等
- 21) 入札
- 22) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 23) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請

- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

エ. 転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予約